

令和7年度第1回朝霞市男女平等推進審議会 次第

日 時 令和7年5月23日（金）
午前10時から
場 所 朝霞市役所本庁舎4階 401会議室

1 開 会

2 議 事

- 1) 第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査の結果について
- 2) 令和6年度朝霞市男女平等推進年次報告について
- 3) その他

3 閉 会

資料1

(敬称略)

朝霞市男女平等推進審議会

(13人)

委員氏名	備 考 (構 成 等)
小島 真知子	1号委員 (男女平等の推進に関する活動を行っている者)
星名 弘恵	1号委員 (男女平等の推進に関する活動を行っている者)
根上 敦全	2号委員 (朝霞警察署)
井ヶ田 輝美	2号委員 (埼玉県朝霞保健所)
渡辺 千津子	2号委員 (埼玉県男女共同参画推進センター)
内山 有子	3号委員 (東洋大学教授)
金子 智恵子	3号委員 (朝霞市商工会)
久慈 須美子	3号委員 (女性起業家)
栗山 昇	3号委員 (司法書士)
土佐 隆子	3号委員 (民生委員児童委員)
兼本 尚昌	4号委員 (公募)
川村 三奈	4号委員 (公募)
島根 道子	4号委員 (公募)

※選出枠ごとに50音順に掲載

任期:令和5年7月15日～令和7年7月14日

朝霞市男女平等に関する
市民意識調査結果報告書
(案)

令和7年 月
朝 霞 市

目 次

I. 調査概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の対象及び方法	1
3. 回収結果	1
4. 報告書の見方	1
5. 回答者の属性	2
II. 調査結果概要	3
III. 調査結果	16
1. 地域や家庭での生活について	16
(1) 地域活動への参加状況	16
(2) 地域団体に女性リーダーが少ない理由	18
(3) 1週間の過ごし方	20
(4) 家庭での役割分担	24
2. 家庭等での男女のあり方について	28
(1) 「男は仕事、女は家庭」という考え方	28
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定(または否定)する理由	33
(3) 男の子と女の子の育て方	45
(4) 子どもに望む人間像	47
(5) 家庭生活で優先すること	54
3. 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)について	62
(1) 配偶者等に暴力を加えた経験	62
(2) 配偶者等に暴力を加えた理由	66
(3) 配偶者等から暴力を受けた経験	68
(4) 暴力を受けた時の相談の有無	72
(5) 暴力を受けた時に相談した相手	75
(6) 暴力を受けた時に相談しなかった理由	76
(7) もし暴力を受けた場合に相談するかどうか	82
4. 就業状況について	84
(1) 就業状況	84
(2) 就業している理由	86
(3) 職場における女性に対する不当な扱いの有無	90
(4) 職場における女性に対する不当な扱いの内容	92
(5) 就業していない方の就業意向	94
(6) 仕事に就く上で困っていること	96
(7) 女性の働き方(理想と現実)	98

(8)男性の育児休業や介護休業の取得	104
(9)男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な条件	108
(10)職場・学校・地域での不愉快な経験	110
5. 男女共同参画社会について	116
(1)男女共同参画・男女平等に関する言葉の周知状況	116
(2)男女共同参画に関する動きへの関心	120
(3)男女共同参画社会のイメージ	122
6. 市の男女平等施策について	129
(1)男女平等を進めるための取組の周知度	129
(2)市の政策への女性の意見等の反映	134
(3)市の政策に女性の意見を反映するために必要なこと	136
(4)男女平等社会の確立をめざして、市が力を入れるべきこと	138
7. 性の多様性に対する理解について	139
(1)SOGIE(性的指向および性自認・性表現)という言葉の理解度	139
(2)性的マイノリティ(LGBTQ 等)の人たちにとっての生活しづらさについて	142
(3)性的マイノリティ(LGBTQ 等)の人たちにとっての生活しづらさの理由 について	145
(4)性的マイノリティ(LGBTQ 等)の人たちにとっての生活しづらさ解消のため に望まれること	149
8. 困難な問題を抱える人への支援について	151
(1)安心できる場所	151
(2)相談窓口の認知度と利用実績	153
(3)困っていること、悩んでいること	156
(4)困っていること、悩んでいることに関する相談の有無	158
(5)相談先	159
(6)相談しなかった理由	160
(7)周りに困っている人がいるかどうか	161
(8)困っている人との関係性	163
9. 自由回答	164
IV. 資料	172

I. 調査概要

1. 調査の目的

この調査は、「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」(令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの計画)の策定や、今後の取組に向けた重要な基礎資料とするために実施したものです。

2. 調査の対象及び方法

- ①調査対象:2,000人(住民基本台帳から18歳以上の朝霞市民を無作為抽出)
- ②調査方法:郵送による配布、郵送による回収及びWEBによる回答
- ③調査期間:令和6年8月23日(金)～9月20日(金)

3. 回収結果

- ①配布数:2,000票
- ②回収数:550票(有効票549票・白票1票)(WEB回答124票・郵送回答425票)
- ③有効回答率:27.5%

4. 報告書の見方

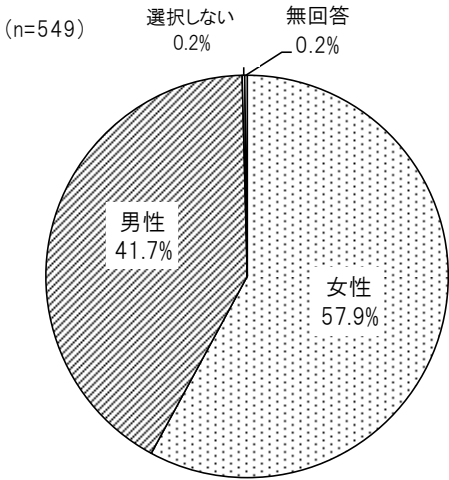
- ・図表中の(n=*)は集計母数を表しています。
- ・回答の比率(%)は、各設問の回答者数を母数として算出しているため、複数回答の設問については、選択肢ごとの比率を合計すると100%を超えることがあります。
- ・回答の比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、属性ごとの回答比率の合計が100%にならないことがあります。
- ・同様の傾向の回答をまとめて割合を出す時、【 】で表現する場合があります。
- ・性別・年齢別等の回答傾向を表すグラフについて、性別・年齢別等の無回答は除いています。
- ・性別のうち「選択しない」の回答者は1名と僅少だったため、性別クロス集計の分析対象としないこととします。そのほかの属性においても、クロス集計を行う場合にサンプル数が僅少である場合には分析対象としないこととします。
- ・本報告書では、以下のアンケートとの比較分析をしています。
前回調査:「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」(令和2年9月)
内閣府調査:「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和4年11月)
埼玉県調査:「男女共同参画に関する意識・実態調査」(令和3年1月)

5. 回答者の属性

① 性別(問1)

性別は、「女性」が 57.9%で過半数を占めています。

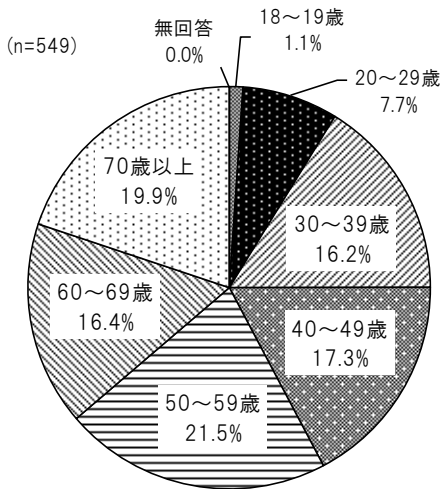
図表 1 性別



② 年齢(問 2)

年齢は、30 歳以上がそれぞれ 16%台～21%台と同程度で、20 代以下は 10%未満となっています。

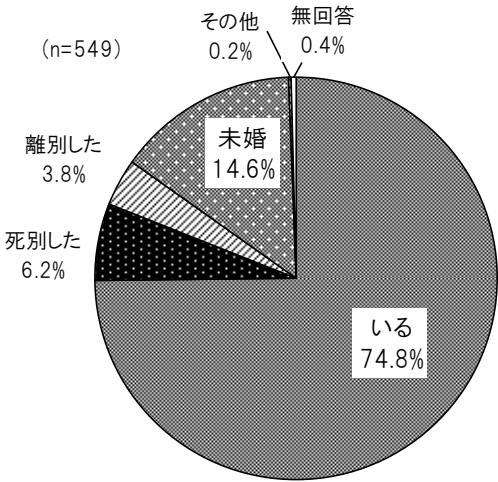
図表 2 年齢



③ 配偶者・パートナー(事実婚も含む)の有無(問 3)

配偶者・パートナー(事実婚も含む)は、「いる」が 74.8%で最も高く、「未婚」と「離別した」「死別した」を合わせると 24.6%となっています。

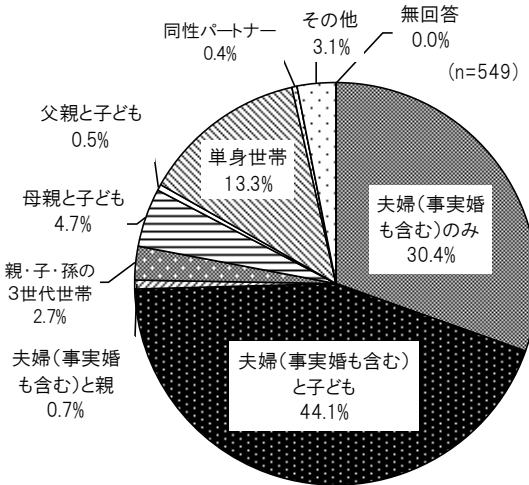
図表 3 配偶者・パートナー(事実婚も含む)の有無



④ 世帯構成(問 4)

世帯構成は、「夫婦(事実婚も含む)と子ども」が 44.1%で最も高く、次いで「夫婦(事実婚も含む)のみ」が 30.4%となっています。

図表 4 世帯構成



Ⅱ. 調査結果概要

1. 地域や家庭での生活について

(1) 地域活動への参加状況(問5) <P.16～17 参照>

この1年間の地域活動への参加について、「⑩いずれの活動にも参加しなかった」が 61.7% で約 6 割を占めています。前回調査は 54.8% だったので、「⑩いずれの活動にも参加しなかった」は 6.9 ポイント増加し、地域活動へ参加する人の減少がうかがえます。

参加した地域活動の中では、「①自治会や町内会の活動」「④趣味やスポーツのグループ活動」「②PTA や子ども会の活動」が男女ともに上位となっています。これらの地域活動はいずれも男性よりも女性の割合の方が高く、特に、「②PTA や子ども会の活動」では男性よりも女性の方が 6.8 ポイント高くなっており、男女の地域活動への参加状況の差が顕著となっています。

(2) 地域団体に女性リーダーが少ない理由(問6) <P.18～19 参照>

地域団体に女性リーダーが少ない理由について、「②女性は家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないから」が 54.3% と半数を超え最も高く、次いで「①女性自身が責任ある地位に就きたがらないから」が 43.9%、「⑧男性がリーダーとなるのが社会慣行だから」が 26.8% で上位となっています。

性別でみると、女性で最も回答が多かったのは「②女性は家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないから」で 57.9%、男性で最も回答が多かったのは「①女性自身が責任ある地位に就きたがらないから」で 52.0% と、男女の傾向に違いがみられます。

(3) 1週間の過ごし方(問7) <P.20～23 参照>

1週間の過ごし方について、「①趣味・交流などを楽しむ活動時間」は、「10 時間未満」が 43.2% で最も高く、「全くない」(16.6%) と合わせると 59.8% が 10 時間未満の活動時間となっています。「②地域社会づくり活動時間(自治会、町内会、ボランティアなど)」は「全くない」が 81.4%、「③収入に直接つながらない労働時間(家事・育児など)」は「10 時間未満」が 25.1%、「④収入を得るための労働時間」は「50 時間未満」が 21.1% で、それぞれ最も高くなっています。

性別でみると、「③収入に直接つながらない労働時間(家事・育児など)」について、女性は 20 時間以上(「30 時間未満」以上の合計)が 53.3% と過半数を占めているのに対して、男性は「全くない」と「10 時間未満」の合計が 57.2% で過半数となっています。一方、「④収入を得るための労働時間」について、女性は「全くない」が 24.8% で最も多くなっていますが、男性は「40 時間以上 50 時間未満」が 25.8% で最も高くなっています。また、40 時間以上(「50 時間未満」以上の合計)は、男性では 52.5% と半数以上を占めているのに対して、女性では 24.8% にとどまっています。

前回調査と比べて、「②地域社会づくり活動時間」が「全くない」(前回: 67.4%、今回: 81.4%) が大幅に増加した一方、「④収入を得るための労働時間」においては 30 時間以上(「40 時間未満」以上の合計)(前回調査: 42.9%、今回調査: 50.6%) が 7.7 ポイント増加しています。

(4) 家庭での役割分担(問8) <P.24～27 参照>

家庭での役割分担について、「②そうじ」「③洗濯」「④食事のしたく」「⑤食事の後かたづけ」は「主に自分」が担当するという回答が半数を超えています。これらの項目について性別でみると、女性は「主に自分」が60%台～70%台であるのに対して、男性は「主に配偶者」が概ね30%台～50%台となっています。「①生活費の確保」については、女性は「主に配偶者」が47.2%、男性は「主に自分」が73.8%となっています。また、「⑩乳幼児の世話(しつけ、教育など)」「⑪子どもの勉強や遊びの相手」はそれぞれ16.6ポイント、「⑬保護者会・PTAへの参加」は22.6ポイントと、いずれも女性が男性を上回っています。

2. 家庭等での男女のあり方について

(1) 「男は仕事、女は家庭」という考え方(問9) <P.28～32 参照>

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、【そう思わない】(51.6%)が【そう思う】(19.3%)を32.3ポイント上回っています。性別でみると、男女ともに【そう思わない】が【そう思う】を上回っていますが、男性に比べると女性の方が【そう思わない】と【そう思う】の割合の差が大きくなっています。

前回調査と比べると、全体・男女ともに【そう思う】が減少し、【そう思わない】が増加する傾向がみられます。

年齢別にみると、年齢が高くなるにしたがって【そう思わない】の割合は減少する傾向がみられます。

(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定(または否定)する理由(問9-1)

<P.33～44 参照>

「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する理由については、「①それが自然だから」が23.6%で最も高く、次いで「②社会制度に合っているから」が19.8%、「⑦よい家庭づくりに必要だから」が17.9%で上位となっています。

性別でみると、女性については「①それが自然だから」(25.5%)と「⑦よい家庭づくりに必要だから」(21.3%)という理由が比較的高い割合となっています。男性も同様の傾向ですが、女性よりも高い割合で「⑤少子化が進んでいるから」、「②社会制度に合っているから」という理由もあげられています。

前回調査と比べると、「①それが自然だから」や「⑦よい家庭づくりに必要だから」という理由が減少し、「②社会制度に合っているから」と「⑤少子化が進んでいるから」、「⑨能力や適性に応じるべきだから」という理由が増加しています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する理由については、「⑨能力や適性に応じるべきだから」が44.9%で最も高くなっています。

性別でみると、男女ともに「⑨能力や適性に応じるべきだから」が最も高くなっています。この項目については、男性の割合が女性を2.2ポイント上回っています。そのほか男女の差が大きい項目をあげると、「⑥よい男女の関係づくりに必要だから」は女性の方が男性よりも8.8ポイント高く、「①それが自然だから」は男性の方が女性よりも8.0ポイント高くなっています。

前回調査と比べると、「⑨能力や適性に応じるべきだから」とする理由の割合は依然として最も高いものの、前回調査よりも 6.3 ポイント減少しています。一方で「⑦よい家庭づくりに必要だから」、「⑥よい男女の関係づくりに必要だから」の割合は増加しています。

年齢別にみると、20～29 歳、50～59 歳、60～69 歳で「⑨能力や適性に応じるべきだから」が 50%を超えています。

(3)男の子と女の子の育て方(問10)＜P.45～46 参照＞

男の子と女の子の育て方について、区別して育てることに肯定的な意見は 37.7%、否定的な意見は 41.2%で、否定的な意見の方がやや上回っています。

性別でみると、女性は、区別して育てることに否定的な意見が半数を超えており、肯定的な意見を 23.2 ポイント上回っています。反対に、男性は肯定的な意見が半数を超えており、否定的な意見を 24.5 ポイント上回っています。

前回調査では、肯定的な意見と否定的な意見はほぼ拮抗していましたが、今回調査では、否定的意見の方が肯定的意見の割合を 3.5 ポイント上回るなど、変化がみられます。

年齢別にみると、20～29 歳、30～39 歳、70 歳以上では否定的な意見が肯定的な意見の割合を 10 ポイント以上上回っています。

(4)子どもに望む人間像(問11)＜P.47～53 参照＞

男の子に望む人間像について、「⑨思いやりや気配りがある人」(68.5%)と「①家庭・家族を大切にする人」(58.1%)が特に重視されています。

性別でみると、男女ともに「⑨思いやりや気配りがある人」が最も高く、次いで「①家庭・家族を大切にする人」が高いことは同様ですが、第3位の項目をみると、女性は「⑩能力や個性を発揮できる人」、男性は「⑤幅広い知識や豊かな教養のある人」となっています。

年齢別にみると、全ての年齢層で「⑨思いやりや気配りがある人」と「①家庭・家族を大切にする人」が一貫して高く評価されています。また、「⑤幅広い知識や豊かな教養のある人」は 20～29 歳で特に高く、「⑩能力や個性を発揮できる人」は 30～39 歳で高く評価されています。

女の子に望む人間像について、「⑨思いやりや気配りがある人」(78.5%)で最も高く、次いで「家庭・家族を大切にする人」が 58.5%、「礼儀正しい人」が 35.0%で上位となっています。

性別でみると、男女ともに「⑨思いやりや気配りがある人」、次いで「①家庭・家族を大切にする人」を重視する傾向が強くなっています。第3位の項目については、女性は「⑩能力や個性を発揮できる人」、男性は「⑧礼儀正しい人」となっています。

年齢別にみると、すべての年齢層で「①家庭・家族を大切にする人」と「⑨思いやりや気配りがある人」が高く評価されています。「①家庭・家族を大切にする人」は、30 歳以上の年代でより高い割合となっています。

(5)家庭生活で優先すること(問12)＜P.54～61 参照＞

現実として家庭生活で優先することについて、多くの人が「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(29.0%)する傾向にあることがうかがえます。性別でみると、女性は「仕事や自分の活動と家庭生活(家事・子育て・介護)を同時に重視」(30.8%)が最も高く、男性は「どちら

かといえば、家庭生活(家事・子育て・介護)よりも仕事や自分の活動を優先」が 33.2%で最も高くなっています。

前回調査と比べると、全体では仕事や自分の活動を優先する割合が増加し、家庭生活を優先する割合が減少しています。性別でみると、女性は家庭生活を優先する割合が減少傾向にあります。男性は仕事や自分の活動をさらに優先する傾向が強くなったことが見受けられます。

埼玉県の調査と比べると、全体・男女ともに「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」とする割合が埼玉県全体よりも高く、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」の割合が低い傾向がみられます。

年齢別にみると、30 歳未満の若い年代では「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」の割合が他の年代よりも高い傾向がみられます。30 歳以上 60 歳未満の年代では「仕事や自分の活動と家庭生活(家事・子育て・介護)を同時に重視」が最も高くなっています。

希望として家庭生活で優先することについて、全体・男女ともに「仕事や自分の活動と家庭生活(家事・子育て・介護)を同時に重視」が最も高く、次いで「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」となっています。

前回調査と比べると、全体・男女ともに「家庭生活に専念」の割合が減少しています。女性では「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」の割合が増加しています。男性については、「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」は減少していますが、「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」と「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」の割合は増加しています。

埼玉県の調査と比べると、全体・男女ともに「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」は朝霞市が埼玉県を上回っており、「仕事や自分の活動と家庭生活(家事・子育て・介護)を同時に重視」の割合は埼玉県が朝霞市を上回っています。

年齢別にみると、ほとんどの年代で「仕事や自分の活動と家庭生活(家事・子育て・介護)を同時に重視」が最も高く、特に 30～39 歳、40～49 歳では過半数を占めています。

3. 配偶者等からの暴力(ドメスティックバイオレンス)について

(1) 配偶者等に暴力を加えた経験(問13) <P.62～65 参照>

配偶者等に暴力を加えた経験については、全体・男女ともに「⑦何を言っても無視し続けたことがある」、「③大声でどなったり、すぐに暴力を振るってしまったことがある」が上位となっています。

(2) 配偶者等に暴力を加えた理由(問13-1) <P.66～67 参照>

配偶者等に暴力を加えた理由について、全体・男女ともに「②いろいろなつり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した」が最も高くなっています。前回調査と比べると、「②いろいろなつり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した」、「③相手がそうされても仕方がないようなことをした」、「①相手が自分の言うことを聞こうとしないので、行動でわからせようとした」が上位項目であることは同様ですが、どの項目も前回よりも今回の割合の方が高くなっています。

(3)配偶者等から暴力を受けた経験(問14)<P.68～71 参照>

配偶者等から暴力を受けた経験について、「③大声でどなられたり、すぐに暴力を振るわれたことがある」、「⑦何を言っても無視され続けたことがある」、「⑨『誰のおかげで生活できるんだ』などと言葉の圧力をかけられたことがある」が7%台～11%台で上位項目となっています。また、「①命の危険を感じるくらいの暴力を受けたことがある」や「②医師の治療が必要となる程度の暴力を受けたことがある」など生命や健康を脅かすほどの暴力を受けた経験がある人も1%台いることがわかります。

性別でみると、ほとんどの項目において女性の方が男性よりも被害を受けている割合が高く、特に、「④嫌がっているのに性的な行為を強要されたことがある」や「⑨『誰のおかげで生活できるんだ』などと言葉の圧力をかけられたことがある」などは女性の被害経験の割合が男性の割合を大きく上回っています。一方、「⑦何を言っても無視され続けたことがある」は男性の被害経験の割合が女性の割合を上回っています。

(4)暴力を受けた時の相談の有無(問14-1)<P.72～74 参照>

暴力を受けた時の相談の有無について、「相談しようと思わなかった」が46.3%で最も高くなっています。性別でみると、男性は「相談しようと思わなかった」が69.8%と高く、女性の割合よりも36.0%上回るなど、男性は女性と比べて暴力を受けた時に相談しない傾向が強いです。

前回調査と比べると、全体・男女ともに「相談した」の割合が増加しています。全体では10.5ポイント増加、女性は15.8ポイント増加、男性は3.8ポイント増加しています。

埼玉県の調査と比べると、全体ではあまり大きな違いはありませんが、女性については朝霞市は埼玉県よりも「相談できなかった」の割合が高く、男性については「相談した」の割合が埼玉県よりも高くなっています。

年齢別にみると、20～29歳は「相談した」の割合が75.0%と高くなっています。「相談できなかった」が最も高いのは30～39歳で23.5%となっています。「相談しようと思わなかった」で最も高いのは60～69歳(53.8%)です。

(5)暴力を受けた時に相談した相手(問14-2)<P.75 参照>

暴力を受けた時に相談した相手について、「②友人・知人」が最も高く、次いで「①家族・親せき」、「⑩弁護士」が上位にきています。性別でみても同様の結果となっています。その反面、「④朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)」や「⑧民生委員・児童委員」、「⑨人権擁護委員」は0.0%で、あまり利用されていないことがうかがえます。

(6)暴力を受けた時に相談しなかった理由(問14-3)<P.76～81 参照>

暴力を受けた時に相談しなかった理由について、「⑪相談するほどのことではないと思ったから」が52.0%で最も高く、次いで「③相談しても無駄だと思ったから」(30.7%)と続いています。この順番は女性、男性ともに同様の結果となっています。前回調査と比べて違いが最も大きかったのは「⑥自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから」で、前回よりも10.2ポイント減少しています。

(7)もし暴力を受けた場合に相談するかどうか(問14-4)＜P.82～83 参照＞

暴力を受けた経験がない人を対象として、もし暴力を受けた場合に相談するかどうかたずねたところ、「相談する」が75.6%で最も高くなっています。性別でみると、女性は「相談する」が84.5%で男性を20.0ポイント上回っています。男性は「相談するつもりはない」が26.3%で女性を22.1ポイント上回っており、女性よりも男性の方が相談しないという傾向が見られます。また、前回調査と比べると、「相談する」の割合は全体・男女ともに増加しています。

年齢別にみると、おおむね年齢が低いほど「相談する」の割合が高く、年齢が高いほど「相談するつもりはない」が高い傾向がみられます。

4. 就業状況について

(1)就業状況(問15)＜P.84～85 参照＞

現在の就業の有無について、「就業している」が74.7%、性別でみると、男性は「就業している」が79.5%で女性よりも8.1ポイント高くなっています。

性別でみると、女性は「正規の職員・従業員」が32.4%で最も高く、次いで、「パート・アルバイト」が27.7%、「専業主婦・専業主夫」が23.0%となっています。男性は「正規の職員・従業員」が56.3%と半数以上を占めており、次いで、「自営・自営手伝い」が8.3%、「パート・アルバイト」が6.6%となっています。

(2)就業している理由(問15-1)＜P.86～89 参照＞

就業している理由について、「①生計を維持するため」が62.4%で最も高く、次いで「⑥自分で自由に使えるお金を得るため」「⑤将来に備えて貯蓄するため」がともに30%台で上位となっています。

性別でみると、女性は「⑥自分で自由に使えるお金を得るため」(45.8%)と回答する割合が高く、男性は「①生計を維持するため」(83.5%)と回答する割合が高いことが特徴的です。

前回調査と比較すると、「⑫働くのが当然だから」が減少し、「②家計の足しにするため」や「⑥自分で自由に使えるお金を得るため」が増加しています。女性は、「②家計の足しにするため」「⑥自分で自由に使えるお金を得るため」が増加しています。また、男性は、「⑪仕事をするのが好きだから」「③住宅ローンなど借金の返済のため」が増加しています。

(3)職場における女性に対する不当な扱いの有無(問15-2)＜P.90～91 参照＞

職場における女性に対する不当な扱いの有無については、全体・男女ともに「そのようなことはないと思う」と「どちらかといえば、そのようなことはないと思う」の合計が8割を超えています。性別でみると、「女性是不当な扱いをされていると思う」と「どちらかといえば、女性是不当な扱いをされていると思う」の合計は、女性が15.0%で男性(8.2%)を6.8ポイント上回っています。

(4)職場における女性に対する不当な扱いの内容(問15-3)＜P.92～93 参照＞

職場における女性に対する不当な扱いの内容について、「③昇進、昇格に男女差がある」が44.0%で最も高く、次いで「⑧女性を幹部職員(管理職)に登用しない又は登用が少ない」が38.0%、「①賃金に男女差がある」が34.0%の順になっています。

前回調査と比べると、「②男性に比べて女性の採用が少ない」は14.8ポイント増加、「⑧女性を幹部職員(管理職)に登用しない又は登用が少ない」は14.3ポイント増加しています。一方、「①賃金に男女差がある」は8.1ポイント減少しています。

(5)就業していない方の就業意向(問15-4)＜P.94～95 参照＞

就業していない方の就業意向について、過半数の回答者が「仕事に就きたいとは思わない」(54.2%)と考えていることがわかります。一方で、「仕事に就きたいと思う」または「できれば、仕事に就きたいと思う」の合計である【仕事に就きたい】の割合は28.3%となっています。性別でみると、「仕事に就きたいとは思わない」が過半数であることは男女で共通しています。【仕事に就きたい】の割合は、女性は30.1%、男性は24.3%を占めています。

前回調査と比べると、就業意向を持つ人の割合が減少しています。

(6)仕事に就く上で困っていること(問15-5)＜P.96～97 参照＞

仕事に就く上で困っていることについて、「③求人募集で年齢や資格などの制限があること」が50.0%で最も高く、次いで「⑧自分の能力や技術に不安があること」「⑨自分の体力や健康に不安があること」がともに35.3%で上位となっています。性別でみると、ほとんどの項目で女性の割合が男性を上回っています。特に、「②勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないこと」「⑥安心して子どもを預けられる場や人が少ないこと」は、ともに女性が男性を20ポイント以上上回っています。

前回調査と比べると、「⑧自分の能力や技術に不安があること」「③求人募集で年齢や資格などの制限があること」はともに10ポイント以上増加しています。一方、「②勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないこと」は10.7ポイント減少しています。

(7)女性の働き方(理想と現実)(問16)＜P.98～103 参照＞

理想の女性の働き方について、「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」が35.3%で最も高く、次いで「②子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」が20.9%、「③子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が14.0%で上位となっています。

前回調査と比較して、「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」が8.4ポイント増加しています。一方「⑤子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたら家事や子育てに専念する」は5.6ポイント減少しています。

埼玉県の調査と比べると、朝霞市は「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」が埼玉県より高い傾向がみられる一方、「③子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」は埼玉県より低い傾向がみられます。

現実の女性の働き方について、「③子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている(いた)」が 27.9%で最も高く、次いで「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(いた)」が 20.6%、「②子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている(いた)」が 11.5%となっています。

前回調査と比べると、「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(いた)」と「③子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている(いた)」と「②子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている(いた)」の割合は増加しています。一方、「⑤子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたらず家事や子育てに専念している(いた)」と「⑥結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事などに専念している(いた)」は減少しています。

埼玉県調査と比べると、「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(いた)」の割合はほぼ同程度ですが、「③子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている(いた)」と「②子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている(いた)」は朝霞市の方が埼玉県の割合よりも高くなっています。

(8) 男性の育児休業や介護休業の取得(問17) <P.104~107 参照>

男性の育児休業の取得について、「積極的に取得した方がよい」が 64.8%で最も高く、「どちらかといえば取得した方がよい」(23.3%)と合わせると、肯定的な意見は 88.1%となっています。性別でみると、「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得した方がよい」の合計は、男女ともに8割以上ですが、女性よりも男性の割合の方がより高くなっています。

前回調査と比べると、全体、男女とも「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得した方がよい」の合計が増加しています。特に、男性の割合は前回よりも12.2ポイント増加しており、男性の意識の変化が大きいことがうかがえます。

男性の介護休業の取得について、「積極的に取得した方がよい」が 68.7%で最も高く、「どちらかといえば取得した方がよい」(20.6%)と合わせると 89.3%となっています。前回調査と比べると、全体として「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得した方がよい」の合計が増加していますが、特に男性の肯定的な意見の割合が大きく増加しています。

(9) 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な条件(問18)

<P.108~109 参照>

男女がともに仕事と家庭を両立していくために必要な条件について、「①男性が家事や育児を行う能力を高めること」が 41.9%で最も高く、性別でみても男女ともにこの項目の割合が最も高くなっています。そのほかにも、「④代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」、「⑧在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること」などが上位にあげられています。

前回調査と比べて特に変化が大きかった項目をあげると、「⑩女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」が 6.3ポイント減少、「⑥育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的補償を充実すること」が 5.6ポイント増加、「②給与等の男女間格差をなくすこと」が 5.5ポイント増加しています。

(10)職場・学校・地域での不愉快な経験(問19)＜P.110～115 参照＞

職場での不愉快な経験について、男女ともに「⑭特にない」が最も高いですが、男性が62.4%に対して女性は49.7%と、職場において不愉快な経験をした割合は、男性よりも女性の方が高いことがうかがえます。また、「③身体をさわられた」や「④宴会でお酒やデュエットを強要された」は、女性が男性を10ポイント前後上回っています。

学校での不愉快な経験について、「⑭特にない」が54.6%で最も高くなっています。不愉快な経験の中では、「⑨容姿について傷つくようなことを言われた」が12.8%で最も高く、次いで「②「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされた」が8.4%となっています。性別でみて、男女差が特に大きかった項目は「⑨容姿について傷つくようなことを言われた」で、男性よりも女性の方が5.5ポイント高くなっています。

地域での不愉快な経験について、「⑭特にない」が62.8%で最も高くなっています。不愉快な経験の中では、「②「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされた」「⑩帰宅途中などに後をつけられたり、つきまとわれたりした」がそれぞれ3.3%で最も高くなっています。

5. 男女共同参画社会について

(1)男女共同参画・男女平等に関する言葉の周知状況(問20)＜P.116～119 参照＞

男女共同参画・男女平等に関する言葉の周知状況について、「知っている」の割合が高い順にみると、「③セクシュアルハラスメント」が90.3%、「②ジェンダー」が76.7%、「⑦LGBTQ」が68.9%となっています。一方、「知らない」を高い順にみると、「⑬朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」が76.7%、「⑮困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が71.8%、「④性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利」が71.4%となっています。

前回調査と比べて、周知状況が大きく変化したのは「②ジェンダー(社会的性別)」で、「知っている」が35.4%から76.7%へと41.3ポイント増加しています。また、「⑦LGBTQ」は「知っている」の割合が42.2%から68.9%へと26.7ポイント増加しています。

(2)男女共同参画に関する動きへの関心(問21)＜P.120～121 参照＞

男女共同参画社会に関する動きへの関心について、【関心を持っている人】が47.5%、【関心を持っていない】人は34.8%となっています。前回調査と比べると、全体、男女ともに【関心を持っている】人が減少する傾向がみられます。

(3)男女共同参画社会のイメージ(問22)＜P.122～128 参照＞

現在の社会全般の男女共同参画社会のイメージについて、「そうになっている」が最も高かったのは「②学校教育の中で男女の地位は平等である」で54.6%、次いで「⑥法律や制度の上で男女の地位は平等である」が35.7%、「①家庭生活の中で男女の地位は平等である」が26.4%となっています。

「そうっていない」を高い順にみると、「④社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」、「⑤政治の場で男女の地位は平等である」、「③職場の中で男女の地位は平等である」となっています。

性別でみると、女性はすべての項目で「そうっていない」が男性を上回っています。前回調査と比べると、おおむねすべての項目で「そうになっている」と感じる割合が増加しています。

将来期待する男女平等社会のイメージについて、すべての項目で「そうなってほしい」が約9割を占めています。性別でみると、男女ともにすべての項目で「そうなってほしい」が約9割を占めています。前回調査と比べると、「そうなってほしい」が増加する傾向がみられます。

6. 市の男女平等施策について

(1) 男女平等を進めるための取組の周知度(問23) <P.129～133 参照>

男女平等を進めるための取組の周知度について、「⑩知っているものはない」が43.2%で最も高くなっています。知っているものとしては、「⑤朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)」が32.6%、「⑪DV相談」が29.3%、「⑮人権擁護委員(人権相談)」が10.6%で上位となっています。

性別でみると、男性は「⑩知っているものはない」が52.4%で最も高く、女性(36.8%)を15.6ポイント上回っています。女性は「⑤朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)」(39.9%)が最も高く、男性の割合を17.2ポイント上回っています。

前回調査と比べると、「⑩知っているものはない」が1.4ポイント減少しているものの、今回も回答割合が最も高くなっています。知っているもののうちでは、「⑤朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)」が4.6ポイント増加、「⑪DV相談」が1.9ポイント増加していますが、そのほかの多くの項目で周知度が減少しています。

年齢別でみると、「⑤朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)」、「⑮人権擁護委員(人権相談)」や「①朝霞市男女平等推進行動計画」「⑧男女平等推進情報「そよかぜ」」などは高年齢層において回答が多い傾向がみられます。一方、「⑬パープルリボン運動」は20～29歳など若い年齢層で回答が多い傾向がみられます。

(2) 市の政策への女性の意見等の反映(問24) <P.134～135 参照>

市の政策への女性の意見等の反映について、「どちらともいえない」が39.9%で最も高くなっています。また、【反映されている】という考えは28.8%、【反映されていない】という考えは24.8%で、比較すると【反映されている】の割合の方が4.0ポイント上回っています。

性別でみると、女性は【反映されていない】という考えの方が【反映されている】という考えよりも高くなっています。

(3) 市の政策に女性の意見を反映するために必要なこと(問25) <P.136～137 参照>

市の政策に女性の意見を反映するために必要なことについて、「⑤女性の議員を増やす」が31.1%で最も高く、次いで「①女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する」「⑦気軽な意見提案の方法の周知・活用を図る(市への意見・要望等)」がそれぞれ25.7%と上位となっています。性別でみると、女性は「⑦気軽な意見提案の方法の周知・活用を図る(市への意見・要望等)」が33.0%で最も高く、男性は「⑤女性の議員を増やす」(37.6%)が最も高くなっています。

(4)男女平等社会の確立をめざして、市が力を入れるべきこと(問26)＜P.138 参照＞

男女平等社会の確立をめざして、市が力を入れるべきことについて、「⑧企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」が52.5%で最も高くなっています。次いで、「③学校等での男女平等についての教育を充実する」(41.7%)や「⑩育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する」(39.2%)が上位となっています。性別でみると、男女ともに「⑧企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」が最も高くなっていますが、2番目に意見が多い項目は、女性では「⑩育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する」、男性では「③学校等での男女平等についての教育を充実する」となっています。

7. 性の多様性に対する理解について

(1)SOGIE(性的指向および性自認・性表現)という言葉の理解度(問27)

＜P.139～141 参照＞

SOGIE(性的指向および性自認・性表現)という言葉の理解度について、「言葉も意味も理解していない」と回答する割合が最も高く56.8%であり、「言葉も意味も理解している」と回答する割合は13.7%と低い割合です。

年齢別にみると、ほとんどの年代で「言葉も意味も理解していない」の割合が5割を超えており、全体的に理解度は高くありません。一方、18～19歳は「言葉も意味も理解している」が0%で理解度は高くないものの、「言葉は聞いたことがあるが、意味は理解していない」が83.3%で、認知度は高いといえます。

(2)性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとっての生活しづらさについて(問28)

＜P.142～144 参照＞

性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとっての生活しづらさについて、【そう思う】は67.6%と約7割を占めています。性別でみると、【そう思う】の割合は男女ともに過半数を占めており、その割合は女性が男性を上回っています。

年齢別にみると、18～19歳は【そう思う】が100.0%となっており、20歳以上70歳未満の各年代でも約7割を占めています。しかし、70歳以上では【そう思う】の割合は約5割と他の年代よりも低い割合となっています。

(3)性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとっての生活しづらさの理由について(問29)

＜P.145～148 参照＞

性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちが生活しづらいと思う理由は、「①周囲の人の理解が得られない」(67.1%)、「④性別で区分された設備(トイレや公衆浴場等)が使いづらい」(46.4%)、「②いじめ(悪口やいやがらせ等)を受ける」(39.4%)が上位となっています。男女の回答割合の差異が大きかった項目をあげると、「④性別で区分された設備(トイレや公衆浴場等)が使いづらい」は女性の方が男性よりも9.2ポイント高く、「①周囲の人の理解が得られない」は男性の方が女性よりも8.5ポイント高くなっています。

一方、性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちが生活しづらいと思わない理由は、「⑬性的マイノリティは弱者ではないと思う」が51.2%で最も高くなっています。この項目は男女ともに

最も割合が高い項目ですが、男性は 59.3%、女性は 37.5%で、男性の方が 21.8 ポイント高くなっています。次いで「⑫性のあり方は多種多様であるため、特別な配慮は必要と思わない」が全体で 41.9%となっています。

(4)性的マイノリティ(LGBTQ 等)の人たちにとっての生活しづらさ解消のために望まれること
(問30)＜P.149～150 参照＞

性的マイノリティ(LGBTQ 等)の人たちの生活しづらさの解消のために望まれることは、「③社会制度の見直し」(42.1%)、「②学校等における啓発活動や配慮」(37.3%)、「④専門の相談窓口の設置」(21.5%)が上位となっています。

性別でみると、男女で最も差異が大きかった回答は「⑥特に必要ない」で、女性 5.0%、男性 14.8%で、男性の方が 9.8 ポイント上回っています。次いで、「②学校等における啓発活動や配慮」は女性の方が男性よりも 7.8 ポイント上回っています。

8. 困難な問題を抱える人への支援について

(1)安心できる場所(問 31)＜P.151～152 参照＞

安心(ほっと)できる場所について、「①自分の家」が最も高く 84.0%、次いで「②自分の部屋」(33.2%)や「⑥カフェなどのお店」(14.4%)があげられています。年齢別にみると、すべての年齢層で、「①自分の家」「②自分の部屋」が非常に高い割合となっています。そのほかの特徴として、20～29 歳は「②自分の部屋」「③祖父母や親戚の家」「④友達・先輩・後輩の家」の割合が他の年代よりも高く、30～39 歳では「⑥カフェなどのお店」が比較的高い割合となっています。

(2)相談窓口の認知度と利用実績(問 32)＜P.153～155 参照＞

知っている相談窓口は「①朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)」が最も高く 34.6%となっています。次いで「⑦家庭児童相談室(朝霞市役所内)」(16.4%)が高い認知度となっています。性別でみると、男女ともに「①朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)」の認知度が最も高いのですが、女性の割合(40.3%)に対して男性は13.7ポイント下回っています。また、「⑦家庭児童相談室(朝霞市役所内)」は女性が 20.1%で、男性よりも 9.2 ポイント上回っています。年齢別にみると、18～19 歳はすべての相談窓口に関して他の年代よりも認知度が高い結果となっています。

相談窓口の利用実績は非常に低く、ほとんどの窓口が 1%未満の利用率にとどまっています。利用実績がある相談窓口としては、「①朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)」⑦家庭児童相談室(朝霞市役所内)」(それぞれ 1.1%)があげられます。

(3)困っていること、悩んでいること(問 33)＜P.156～157 参照＞

困っていること、悩んでいることについて、「⑦特にない」と回答する割合が 68.9%と圧倒的に高いですが、「⑤生活に必要なお金に困ることがある」(6.9%)や「②身近な人からの心ない言動により心を傷つけられている」(5.6%)といった悩みも少なからず存在します。

(4)困っていること、悩んでいることに関する相談の有無(問 34)＜P.158 参照＞

困っていること、悩んでいることに関して、「相談したことがある」と回答した人が 37.4%と最も高い割合を占めています。また、「相談しようと思わなかった」と回答した人も 33.6%と比較的高い割合を占めています。

性別でみると、女性は「相談したことがある」と回答した割合が 42.3%と最も高くなっています。一方、男性は「相談しようと思わなかった」と回答した割合が最も高いなど、男性はあまり相談しない傾向がうかがえます。

(5)相談先(問 35)＜P.159 参照＞

相談先として、「②母」に相談した割合が最も高く 42.5%、次いで「⑩学校以外の友人、先輩、後輩」(27.5%)、「③兄弟・姉妹」「⑨アルバイト先や職場」(25.0%)が上位となっています。

性別でみると、男女ともに「②母」に相談した割合が最も高く、そのほか、女性は「⑩学校以外の友人、先輩、後輩」「③兄弟・姉妹」、男性は「⑨アルバイト先や職場」の割合も高くなっています。

(6)相談しなかった理由(問 36)＜P.160 参照＞

相談しなかった理由として、「③相談しても無駄だと思った」が 50.0%と最も高い割合を占めており、次いで「⑤自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った」(29.3%)や「②恥ずかしくて誰にも言えなかった」(25.9%)が続きます。

(7)周りに困っている人がいるかどうか(問 37)＜P.161～162 参照＞

「⑧私の周りにはそのような人はいない」と回答した割合が 71.4%と圧倒的に高いですが、「③生活に必要なお金に困っている(らしい)」(4.9%)や「②身近な人から大声でどなられたり、従うよう強要されるなど、心を傷つけられている(らしい)」(3.1%)といった困難が少なからず存在します。

年齢別に実際に困っている人がいる場合についてみると、20～29 歳、30～39 歳では「⑥性に関していやな思いをしたことがある(らしい)」が比較的高い割合を示しています。また、30 歳以上 60 歳未満の年代では「②身近な人から大声でどなられたり、従うよう強要されるなど、心を傷つけられている(らしい)」の割合が 5%台、60～69 歳では「③生活に必要なお金に困っている(らしい)」(8.9%)の割合が比較的高くなっています。

(8)困っている人との関係性(問 38)＜P.163 参照＞

身近で困っている人との関係性については、「友人」が多く、本問に回答した人の半数近くを占めています。そのほか、「職場の同僚ほか」、「家族(配偶者、親、きょうだい)」など日頃よく会う関係性にある人などがあげられています。

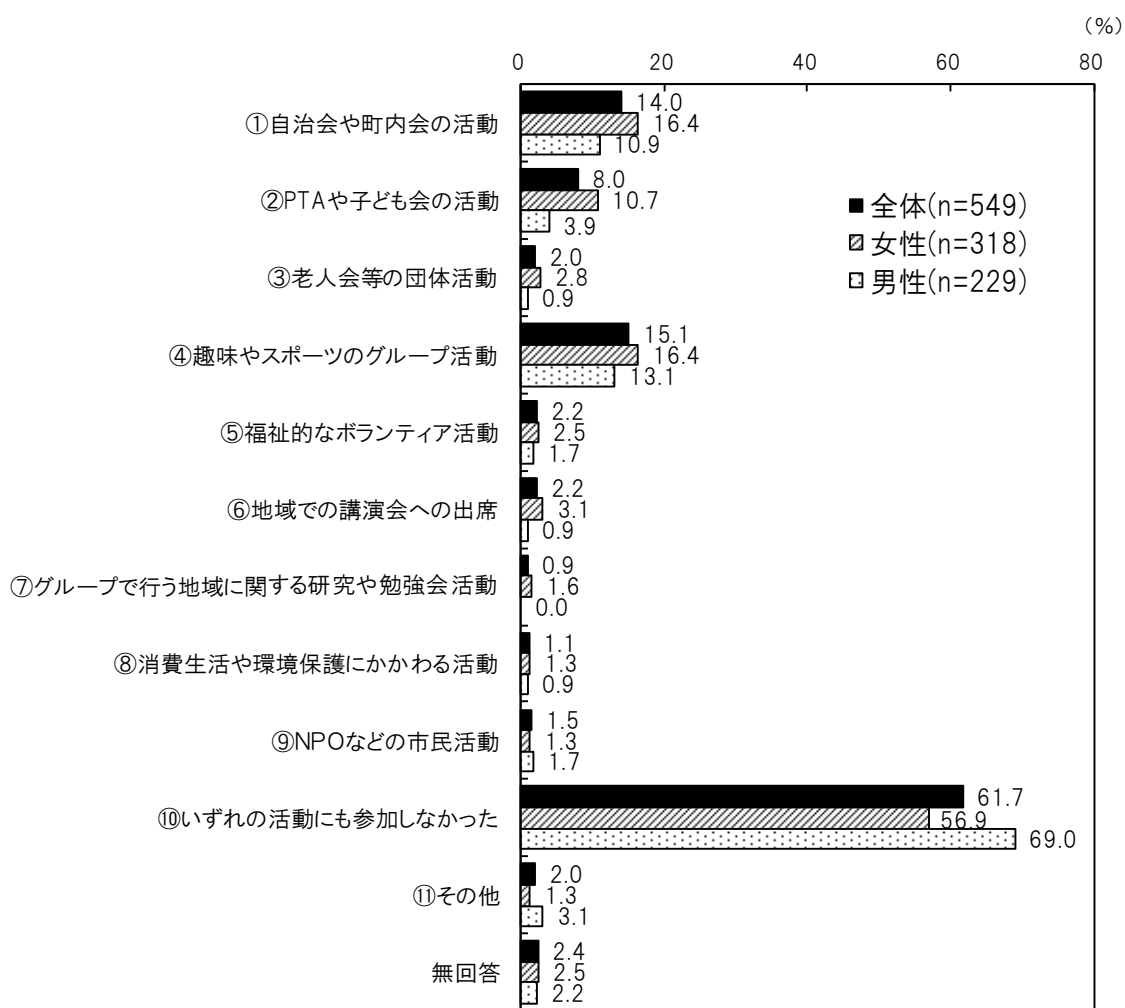
Ⅲ. 調査結果

1. 地域や家庭での生活について

(1) 地域活動への参加状況

問 5 あなたはこの1年間に、どのような地域活動に参加しましたか。
(あてはまる番号すべてに○)

図表 5 地域活動への参加状況(全体・性別)



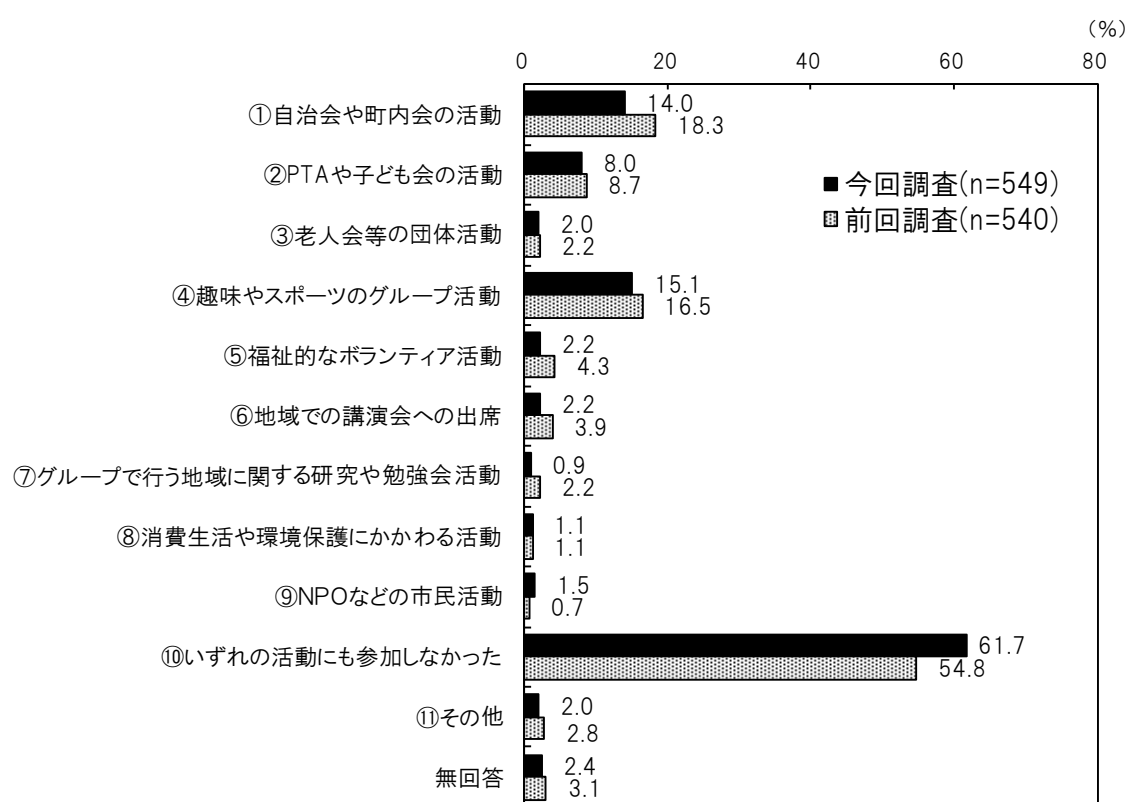
■全体の回答傾向

この1年間の地域活動への参加について、「⑩いずれの活動にも参加しなかった」が61.7%で約6割を占めています。一方、参加した活動では、「④趣味やスポーツのグループ活動」が15.1%、「①自治会や町内会の活動」が14.0%で上位となっており、次いで「②PTA や子ども会の活動」が8.0%となっています。

■性別の回答傾向

性別でみると、男女ともに「⑩いずれの活動にも参加しなかった」が過半数を占めていますが、女性は 56.9%、男性は 69.0%と男性が 12.1 ポイント上回っており、女性と比べて地域活動に参加しなかった男性が多くなっています。参加した地域活動では「①自治会や町内会の活動」、「④趣味やスポーツのグループ活動」が男女ともに上位となっていますが、「①自治会や町内会の活動」では男性よりも女性の方が 5.5 ポイント、「④趣味やスポーツのグループ活動」は女性の方が 3.3 ポイント上回っています。さらに「②PTA や子ども会の活動」では男性(3.9%)よりも女性(10.7%)の方が 6.8 ポイント高いなど、地域活動への参加状況は男性に比べて女性の参加割合が高い傾向がみられます。

図表 6 地域活動への参加状況(前回調査との比較)



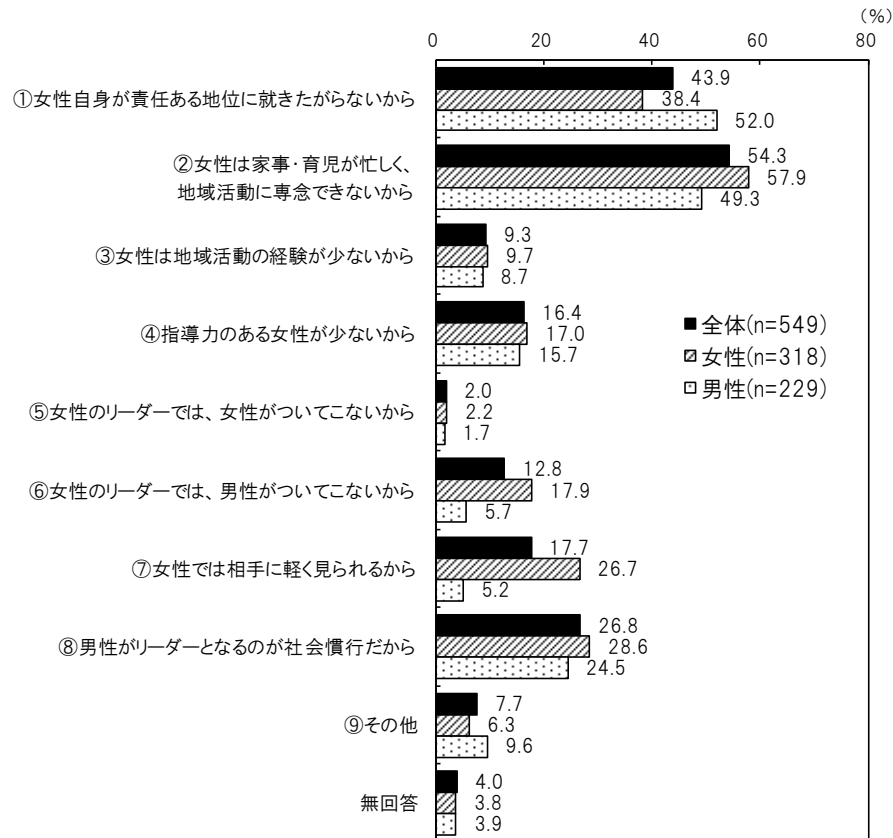
■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べると、「⑩いずれの活動にも参加しなかった」(61.7%)が 6.9 ポイント増加しています。一方、参加した地域活動について、「④趣味やスポーツのグループ活動」、「①自治会や町内会の活動」が上位であるという傾向は同様ですが、「④趣味やスポーツのグループ活動」(15.1%)は 1.4 ポイント減少、「①自治会や町内会の活動」(14.0%)は 4.3 ポイント減少するなど、全体的に地域活動への参加割合の減少傾向がみられます。

(2)地域団体に女性リーダーが少ない理由

問 6 自治会・町内会、PTA などの地域団体では、活動の主体が女性となっても、会長・副会長などのリーダーには女性が少ないようです。(参考:令和5年7月 1 日現在、朝霞市の自治会長の女性比率は 9.8%です。)その主な原因は何だと思いますか。
(あてはまる番号3つまでに○)

図表 7 地域団体に女性リーダーが少ない理由(全体・性別)



■全体の回答傾向

地域団体に女性リーダーが少ない理由について、「②女性は家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないから」が 54.3%と半数を超え最も高く、次いで「①女性自身が責任ある地位に就きたがらないから」が 43.9%、「⑧男性がリーダーとなるのが社会慣行だから」が 26.8%で上位となっています。

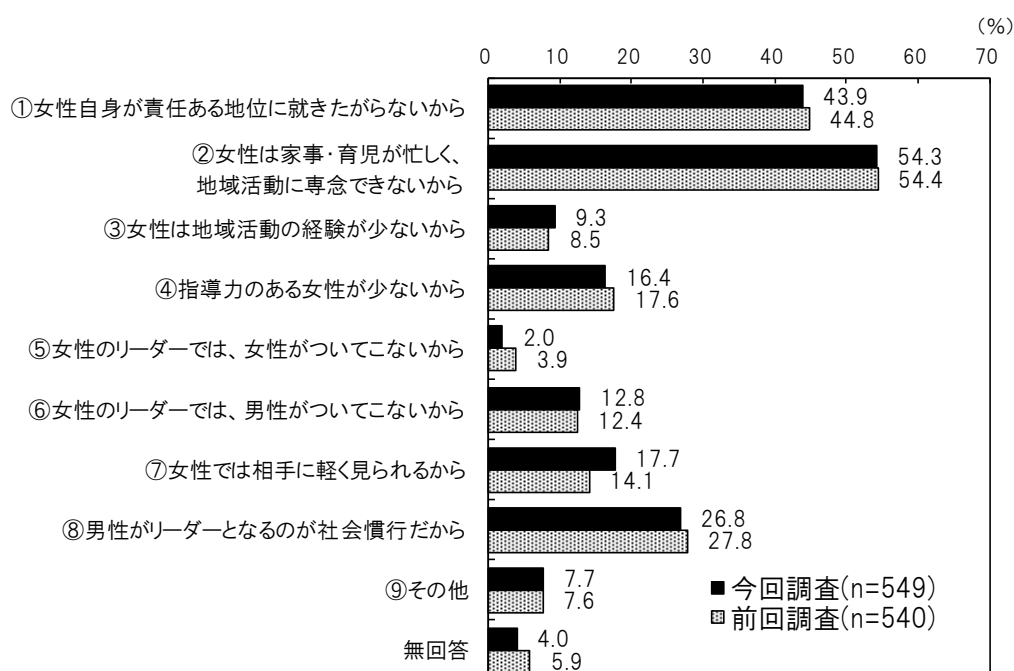
「⑨その他」の具体的な内容としては、「そもそも男女にかかわらず、やりたい人は少ないと思う」、「古い方がなかなか世代交代しない」、「60 才以上の年齢の男性の方が主体で主要な役職を固める傾向があり、密室で決めている」などの理由があげられています。

■性別の回答傾向

性別でみると、女性で最も回答が高かったのは「②女性は家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないから」で 57.9%、男性で最も回答が高かったのは「①女性自身が責任ある地位に就きたがらないから」で 52.0%と、男女の傾向に違いがみられます。

男女差が最も大きかった項目は「⑦女性では相手に軽く見られるから」は女性が 26.7%、男性が 5.2%と 21.5 ポイント女性が上回り、「①女性自身が責任ある地位に就きたがらないから」は女性が 38.4%、男性が 52.0%と男性が13.6 ポイント上回っています。

図表 8 地域団体に女性リーダーが少ない理由(前回調査との比較)



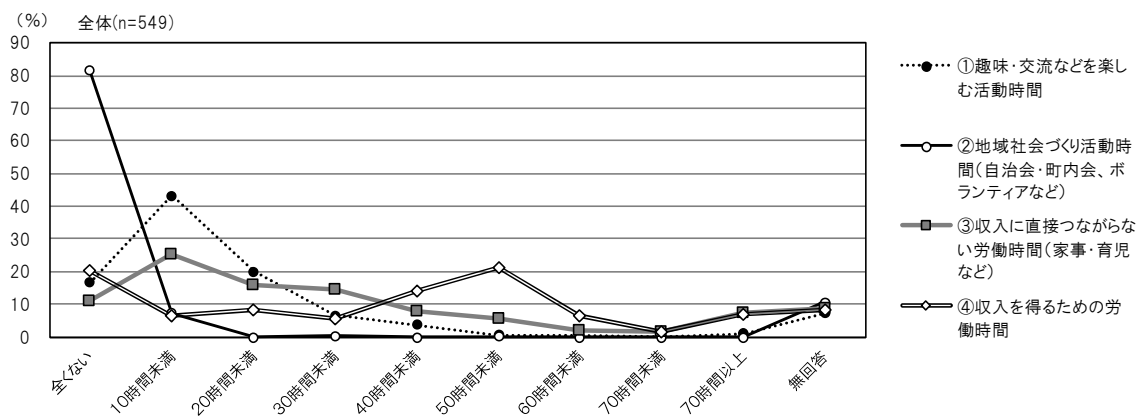
■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べて概ね回答傾向に大きな違いはみられませんが、「⑦女性では相手に軽く見られるから」は前回調査よりも 3.6 ポイント増加、「⑤女性のリーダーでは、女性がついてこないから」が 1.9 ポイント減少、「④指導力のある女性が少ないから」が 1.2 ポイント減少しています。

(3)1週間の過ごし方

問7 あなたはこの1週間で、次のようなことに何時間かけましたか。おおまかな合計時間を選択してください。(それぞれ、1つだけに○)

図表 9 1週間の過ごし方(全体)



図表 10 1週間の過ごし方(全体／表)

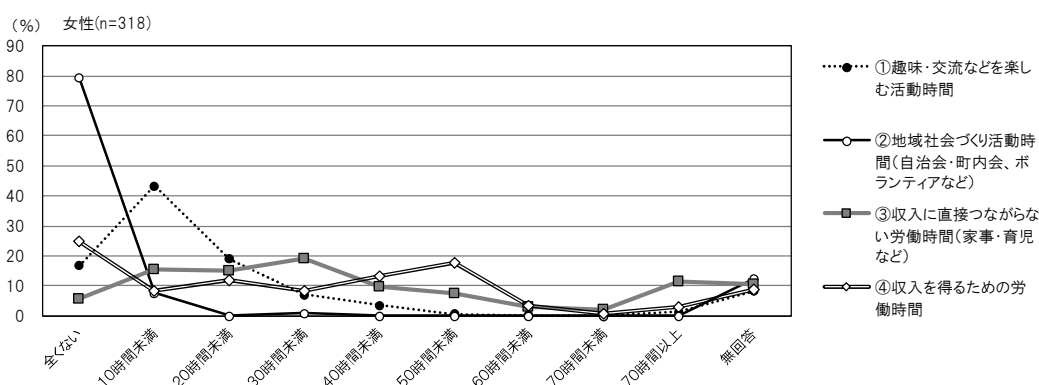
(%)

	全くない	10時間未満	20時間未満	30時間未満	40時間未満	50時間未満	60時間未満	70時間未満	70時間以上	無回答
①趣味・交流などを楽しむ活動時間	16.6	43.2	20.0	6.7	3.8	0.7	0.4	0.2	1.1	7.3
②地域社会づくり活動時間(自治会・町内会、ボランティアなど)	81.4	7.3	0.0	0.5	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	10.6
③収入に直接つながらない労働時間(家事・育児など)	10.9	25.1	15.8	14.6	7.8	5.8	2.2	1.5	7.3	8.9
④収入を得るための労働時間	20.6	6.6	8.2	5.8	14.2	21.1	6.7	1.5	7.1	8.2

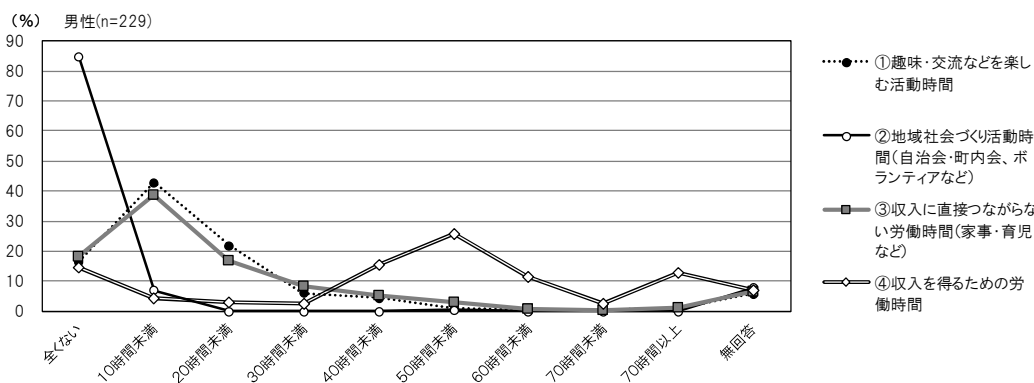
■全体の回答傾向

1週間の過ごし方について、「①趣味・交流などを楽しむ活動時間」は、「10 時間未満」が 43.2%で最も高くなっており、「全くない」(16.6%)と合わせると 59.8%が 10 時間未満の活動時間となっています。「②地域社会づくり活動時間(自治会・町内会、ボランティアなど)」は「全くない」が 81.4%で最も高くなっています。「③収入に直接つながらない労働時間(家事・育児など)」は「10 時間未満」が 25.1%、「④収入を得るための労働時間」は「50 時間未満」が 21.1%で最も高くなっています。

図表 11 1週間の過ごし方(女性)



図表 12 1週間の過ごし方(男性)



図表 13 1週間の過ごし方(性別／表)

(%)

		全 く な い	10 時 間 未 満	20 時 間 未 満	30 時 間 未 満	40 時 間 未 満	50 時 間 未 満	60 時 間 未 満	70 時 間 未 満	70 時 間 以 上	無 回 答
①趣味・交流 などを楽しむ活動 時間	女 性	16.7	43.4	18.9	7.2	3.5	0.6	0.3	0.0	1.3	8.2
	男 性	16.6	42.8	21.8	6.1	4.4	0.9	0.4	0.4	0.9	5.7
②地域社会 づくり活動時間(自 治会・町内 会、ボラン ティアなど)	女 性	79.2	7.5	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.3
	男 性	84.7	7.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	7.9
③収入に直 接つながらない労働時間(家 事・育児など)	女 性	5.7	15.4	15.1	19.2	9.7	7.5	3.1	2.2	11.6	10.4
	男 性	18.3	38.9	17.0	8.3	5.2	3.1	0.9	0.4	1.3	6.6
④収入を得 るための 労働時間	女 性	24.8	8.2	11.9	8.2	13.2	17.6	3.5	0.6	3.1	8.8
	男 性	14.8	4.4	3.1	2.6	15.7	25.8	11.4	2.6	12.7	7.0

注:女性=女性(n=318)、男性=男性(n=229)を指す。

■性別の回答傾向

性別でみると、「①趣味・交流などを楽しむ活動時間」と「②地域づくり活動時間(自治会・町内会、ボランティアなど)」については、男女の回答傾向に大きな違いはみられません。しかし、「③収入に直接つながらない労働時間」について、女性は20時間以上(「30時間未満」以上の合計)が53.3%と過半数を占めているのに対して、男性は「全くない」と「10時間未満」の合計が57.2%で過半数となっています。一方、「④収入を得るための労働時間」について、女性は「全くない」が24.8%で最も高くなっていますが、男性は「40時間以上 50時間未満」(「50時間未満」)が25.8%で最も高くなっています。また、40時間以上(「50時間未満」以上の合計)は、男性では52.5%と半数以上を占めているのに対して、女性では24.8%にとどまっています。

図表 14 1週間の過ごし方(前回調査との比較)

(%)

		全くない	10時間未満	20時間未満	30時間未満	40時間未満	50時間未満	60時間未満	70時間未満	70時間以上	無回答
①趣味・交流などを楽しむ活動時間	今回	16.6	43.2	20.0	6.7	3.8	0.7	0.4	0.2	1.1	7.3
	前回	18.7	44.3	15.7	4.8	1.7	0.6	0.0	0.2	0.9	13.1
②地域社会づくり活動時間(自治会・町内会、ボランティアなど)	今回	81.4	7.3	0.0	0.5	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	10.6
	前回	67.4	10.9	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.3
③収入に直接つながらない労働時間(家事・育児など)	今回	10.9	25.1	15.8	14.6	7.8	5.8	2.2	1.5	7.3	8.9
	前回	11.7	24.6	10.7	13.1	7.2	3.5	3.0	2.4	7.2	16.5
④収入を得るための労働時間	今回	20.6	6.6	8.2	5.8	14.2	21.1	6.7	1.5	7.1	8.2
	前回	26.3	4.1	5.2	7.4	6.5	22.6	8.3	3.5	2.0	14.1

注:今回=今回調査(n=549)、前回=前回調査(n=540)を指す。

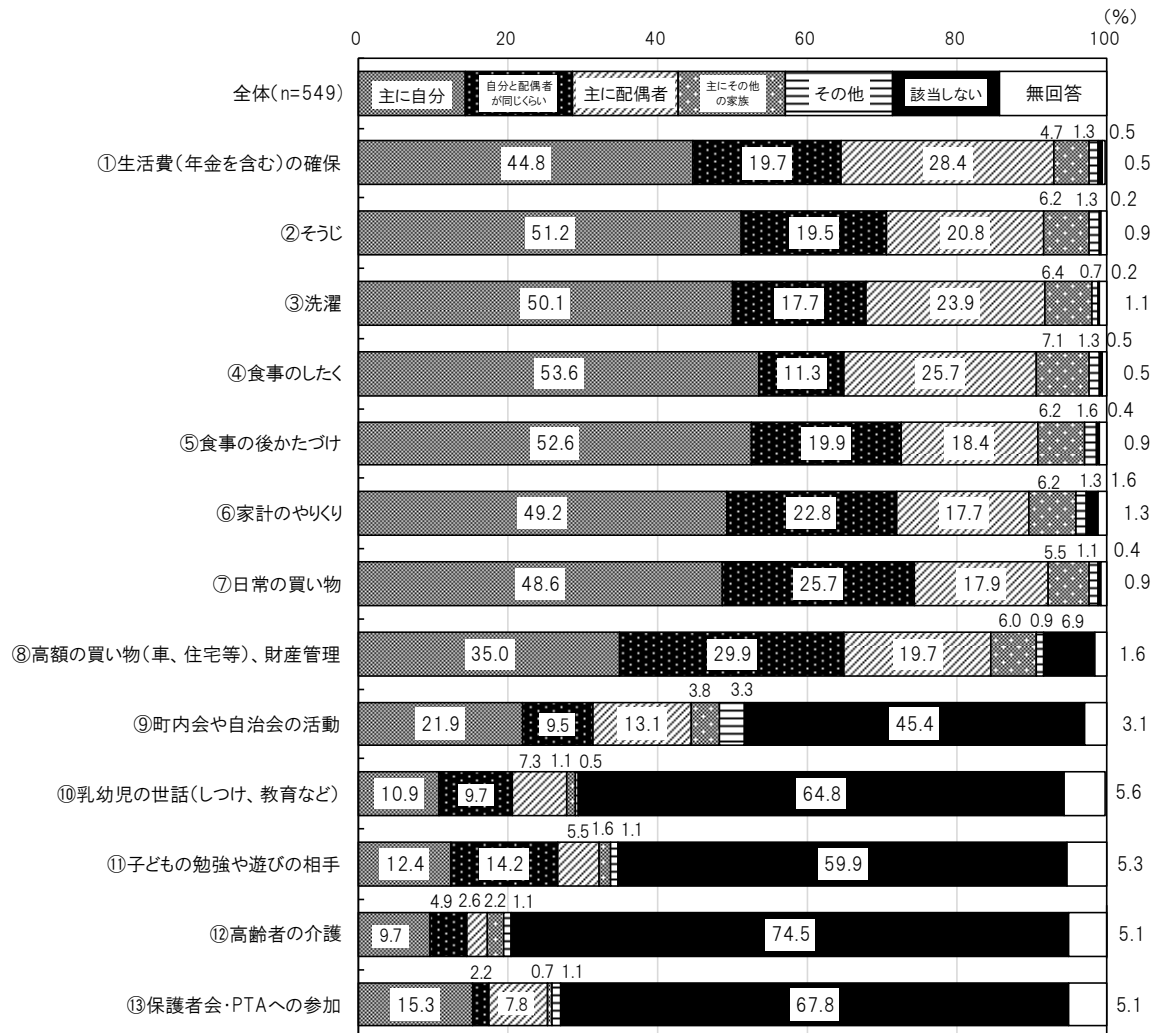
■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べて「②地域社会づくり活動時間」が「全くない」(前回:67.4%、今回:81.4%)が14.0ポイント増加し、前回調査より大幅に増加しています。「④収入を得るための労働時間」においては30時間以上(「40時間未満」以上の合計)が42.9%から50.6%と7.7ポイント増加しています。

(4) 家庭での役割分担

問8 あなたのご家庭では、次のことは主にどなたが担当されていますか。
(それぞれ、あてはまる番号 1 つだけに○)

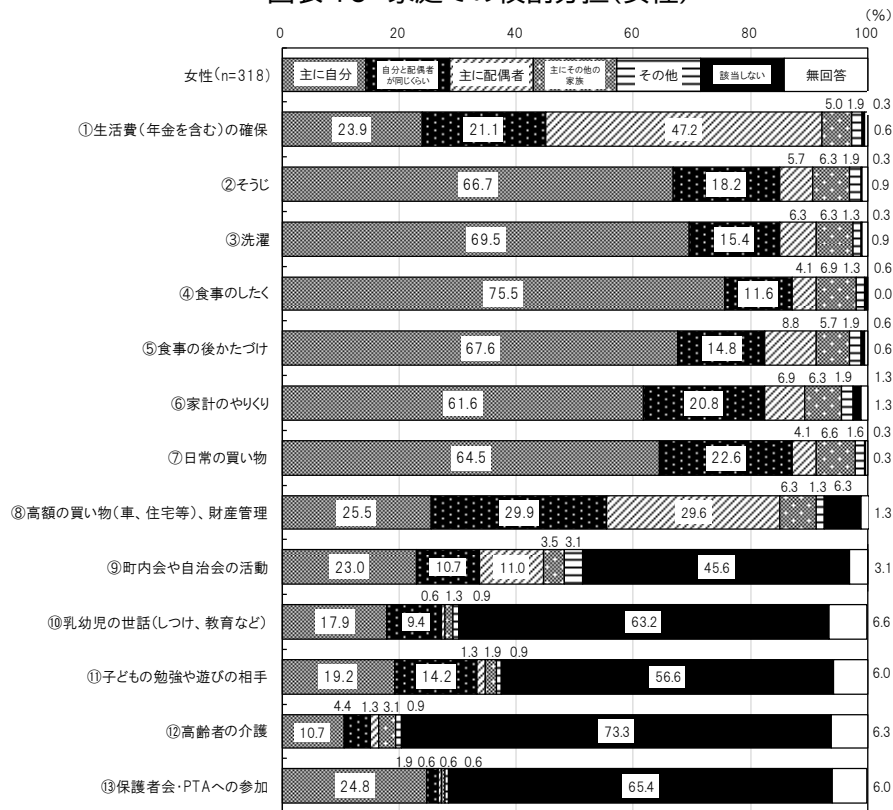
図表 15 家庭での役割分担(全体)



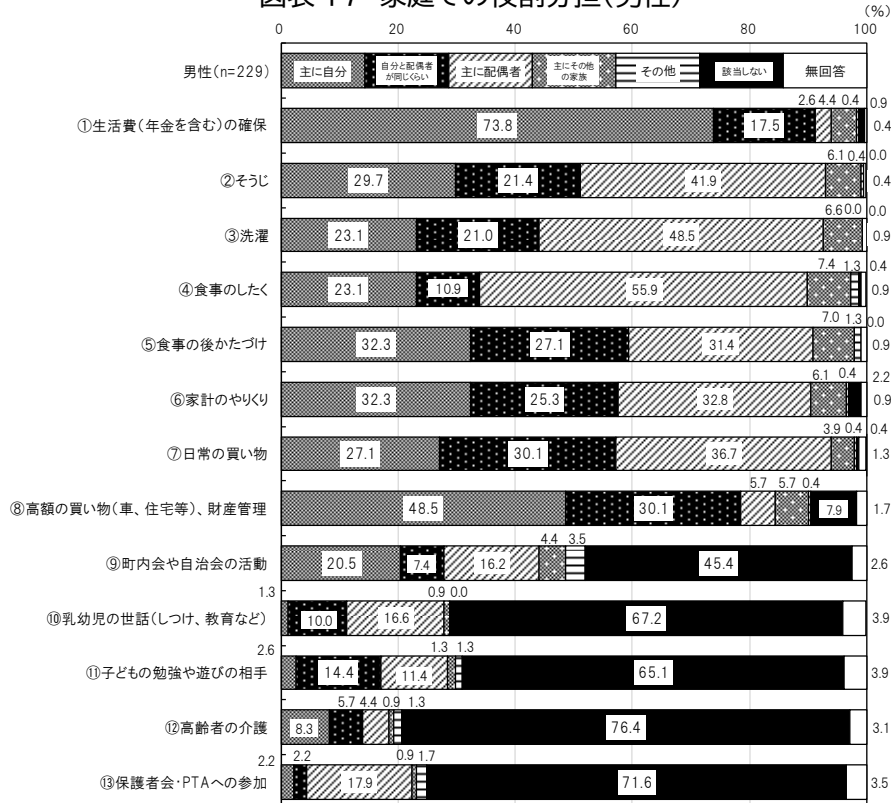
■全体の回答傾向

家庭での役割分担について、「主に自分」が担当するという回答が半数を超えているのは、「②そうじ」「③洗濯」「④食事のしたく」「⑤食事の後かたづけ」となっています。また、「自分と配偶者が同じくらい」の割合は、「⑧高額の買い物(車、住宅等)、財産管理」(29.9%)、「⑦日常の買い物」(25.7%)、「⑥家計のやりくり」(22.8%)の順に高くなっています。「該当しない」は「⑨町内会や自治会の活動」(45.4%)、「⑩乳幼児の世話」(64.8%)、「⑪子どもの勉強や遊びの相手」(59.9%)「⑫高齢者の介護」(74.5%)「⑬保護者会・PTAへの参加」(67.8%)で4割以上となっていますが、これは子どもや介護を必要とする高齢者がいないことに加えて、町内会・自治会に入会していない市民が増えていることなどが考えられます。

図表 16 家庭での役割分担(女性)



図表 17 家庭での役割分担(男性)



■性別の回答傾向

性別でみると、「①生活費の確保」については、女性は「主に配偶者」が 47.2%、男性は「主に自分」が 73.8%となっています。

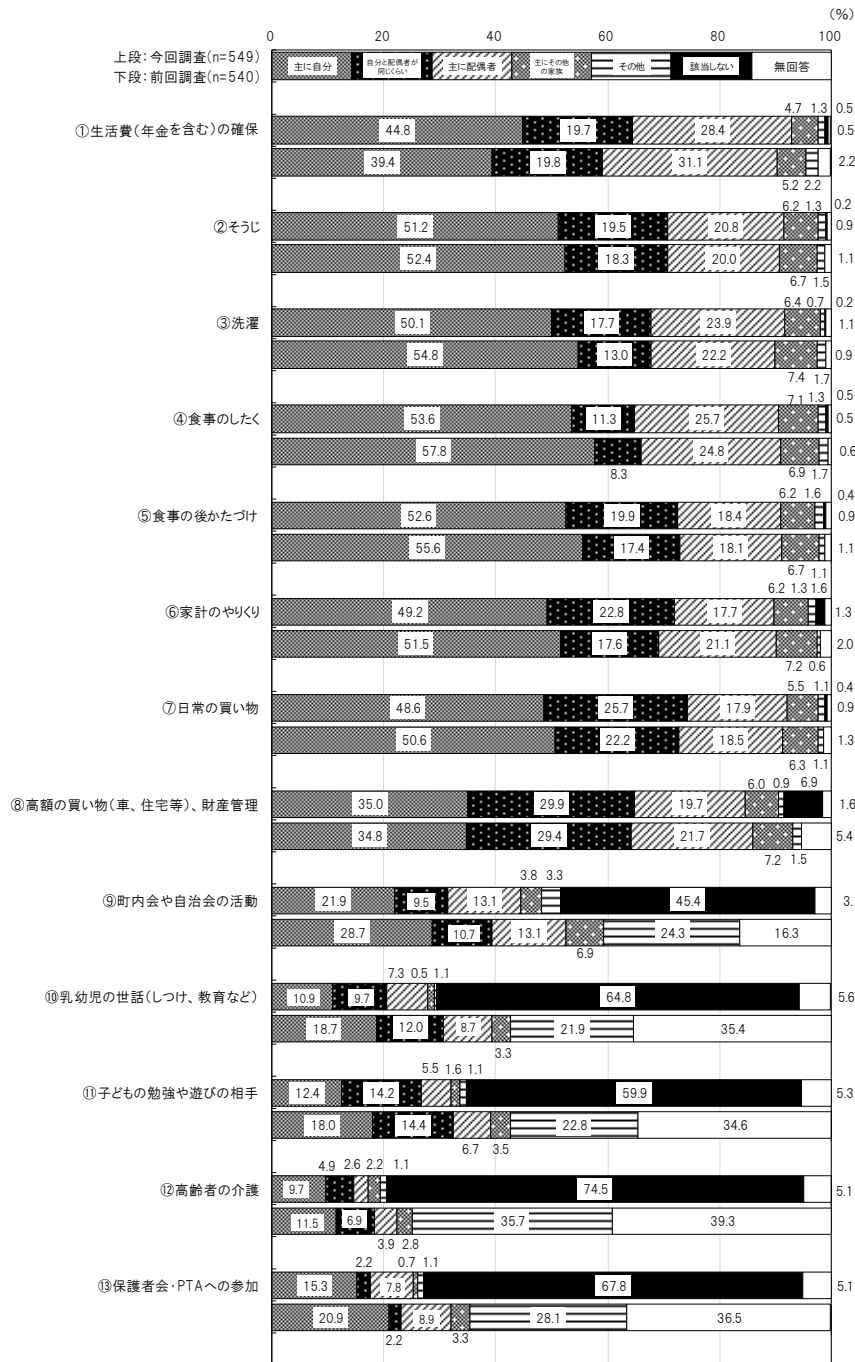
「②そうじ」「③洗濯」「④食事のしたく」「⑤食事の後かたづけ」「⑥家計のやりくり」「⑦日常の買い物」について、女性は「主に自分」が 60%台～70%台であるのに対して、男性は「主に配偶者」が概ね 30%台～50%台となっています。

「⑧高額の買い物(車、住宅等)、財産管理」については、女性は「自分と配偶者が同じくらい」が 29.9%で、男性は「主に自分」が 48.5%で最も高くなっています。

「⑨町内会や自治会の活動」「⑩乳幼児の世話」「⑪子どもの勉強や遊びの相手」「⑫高齢者の介護」「⑬保護者会・PTA への参加」については、いずれも「該当しない」が高いことと、「主に自分」が男性よりも女性の方が高いことが共通しています。特に、「⑩乳幼児の世話(しつけ、教育など)」、「⑪子どもの勉強や遊びの相手」は 16.6 ポイント、「⑬保護者会・PTA への参加」は 22.6 ポイント、女性が男性を上回っています。

「自分と配偶者が同じくらい」は、ほとんどの項目で男女に大きな差はみられないのですが、「⑤食事の後かたづけ」では男性が女性を 12.3 ポイント上回り、男女の意識に乖離がみられます。

図表 18 家庭での役割分担(前回調査との比較)



注: 前回調査では「該当しない」の選択肢がなかった。

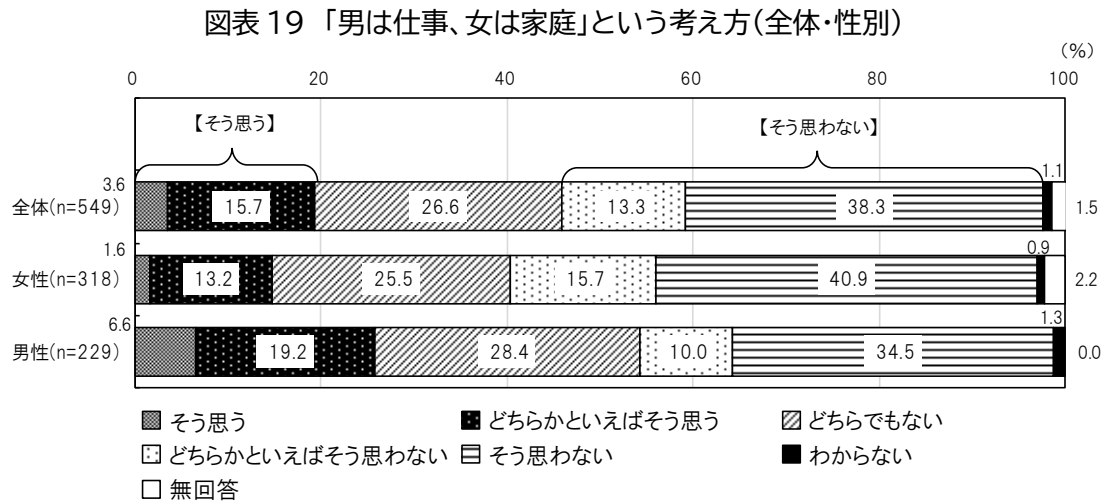
■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べて、「②そうじ」「③洗濯」「④食事のしたく」「⑤食事の後かたづけ」「⑥家計のやりくり」「⑦日常の買い物」において、「主に自分」が減少し、「自分と配偶者が同じくらい」が増加する傾向がみられます。

2. 家庭等での男女のあり方について

(1)「男性は仕事、女性は家庭」という考え方

問9 あなたは、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、どう思いますか。
(あてはまる番号1つだけに○)



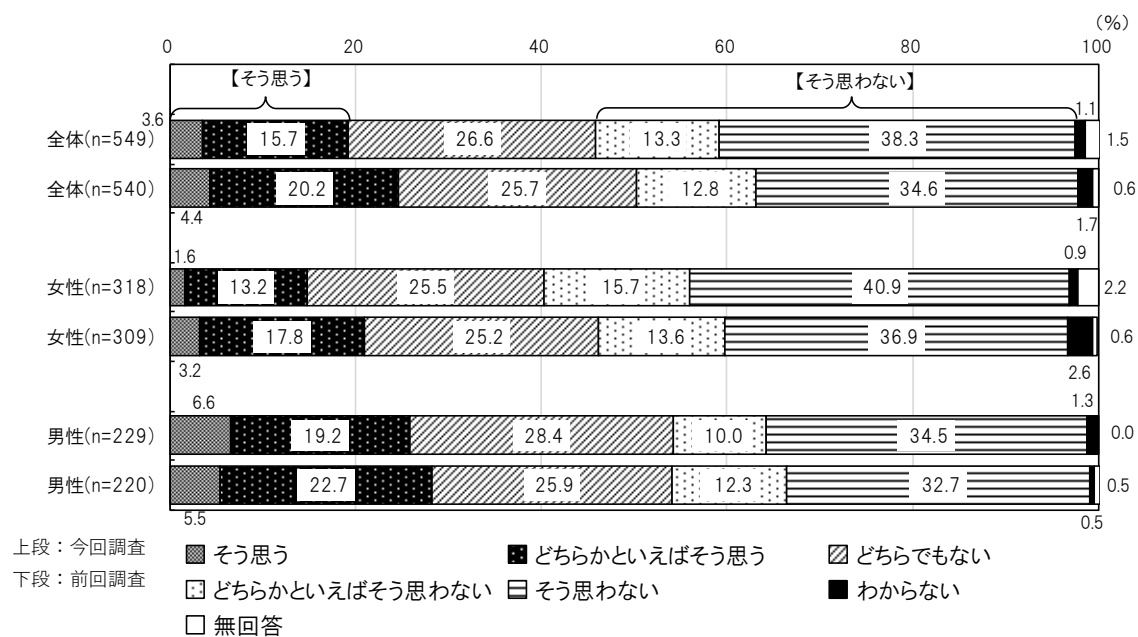
■全体の回答傾向

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計である【そう思う】は 19.3%、一方、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計である【そう思わない】は 51.6%で、【そう思わない】が【そう思う】を 32.3 ポイント上回っています。また、「どちらでもない」は 26.6%となっています。

■性別の回答傾向

性別でみると、女性は【そう思わない】が 56.6%で【そう思う】(14.8%)を 41.8 ポイント上回っています。男性も【そう思わない】(44.5%)が【そう思う】(25.8%)を 18.7 ポイント上回っていますが、女性の方が【そう思わない】と【そう思う】の割合の差が大きくなっています。

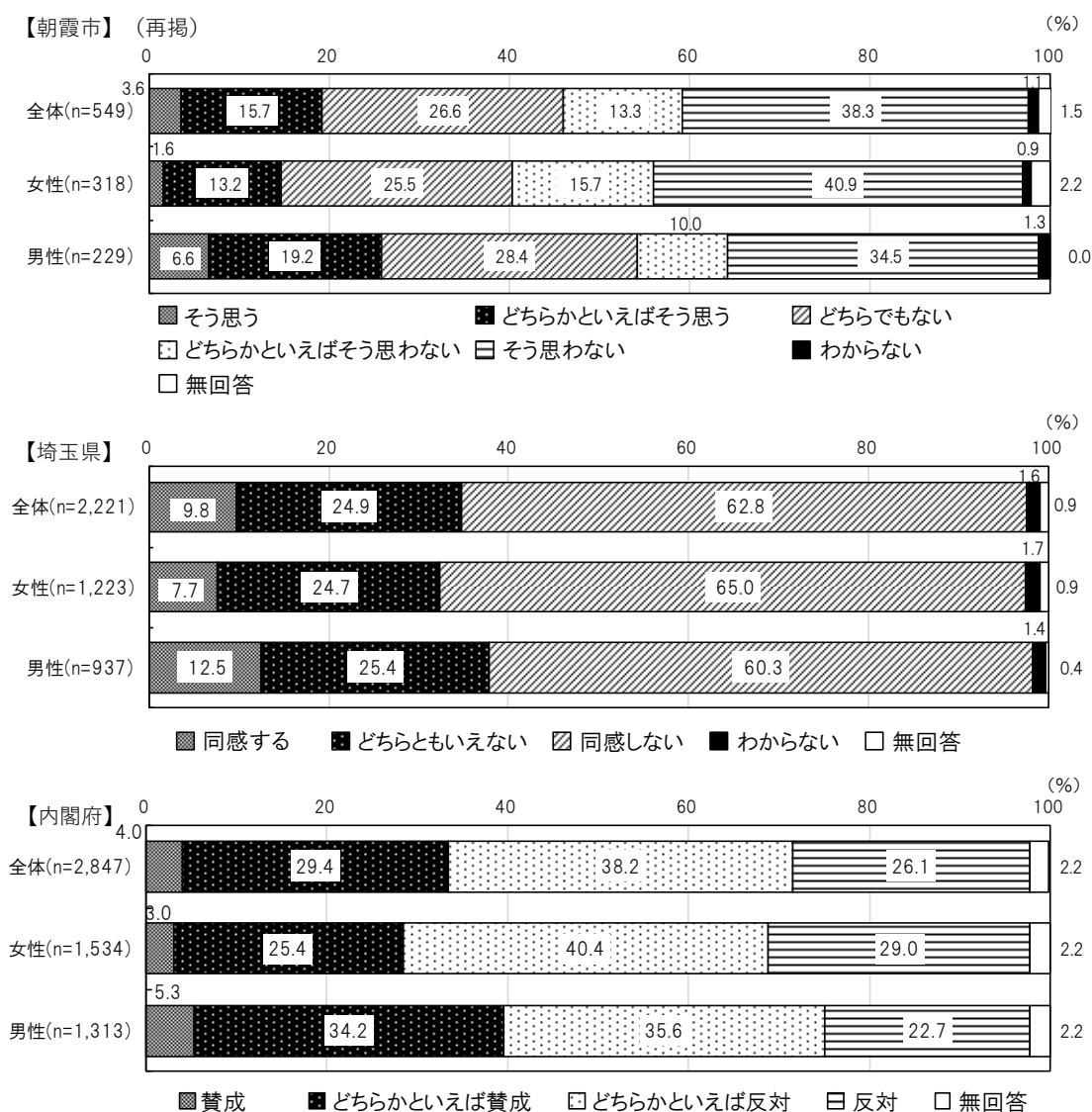
図表 20 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方(前回調査との比較)



■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べると、全体・男女ともに【そう思う】が減少し、【そう思わない】が増加する傾向がみられます。

図表 21 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方
(埼玉県及び内閣府の調査との比較、全体・性別)



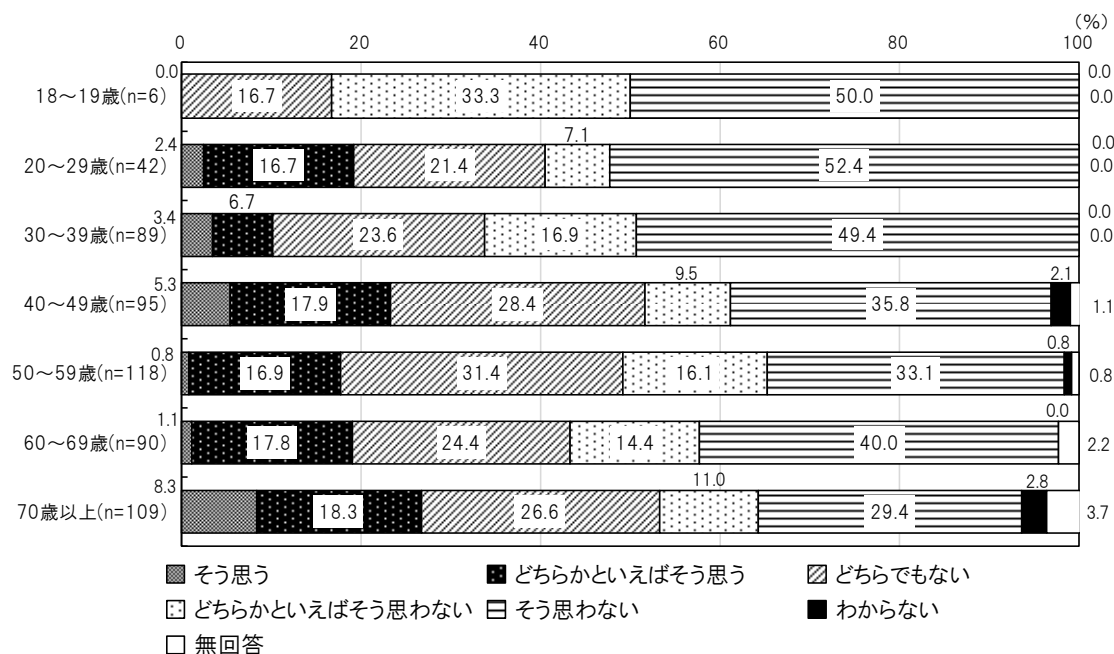
注:内閣府調査の設問は「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか」。

■埼玉県及び内閣府の調査との比較

埼玉県の調査と比べると、朝霞市は全体で、肯定的な意見(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)が 19.3%で、埼玉県(「同感する」9.8%)を 9.5 ポイント上回っています。一方、内閣府の調査(「賛成」「どちらかといえば賛成」33.4%)では朝霞市が 14.1 ポイント下回っています。

また、否定的な意見(「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計)は、埼玉県や内閣府と比べ少ない傾向がみられます。

図表 22 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方(年齢別)

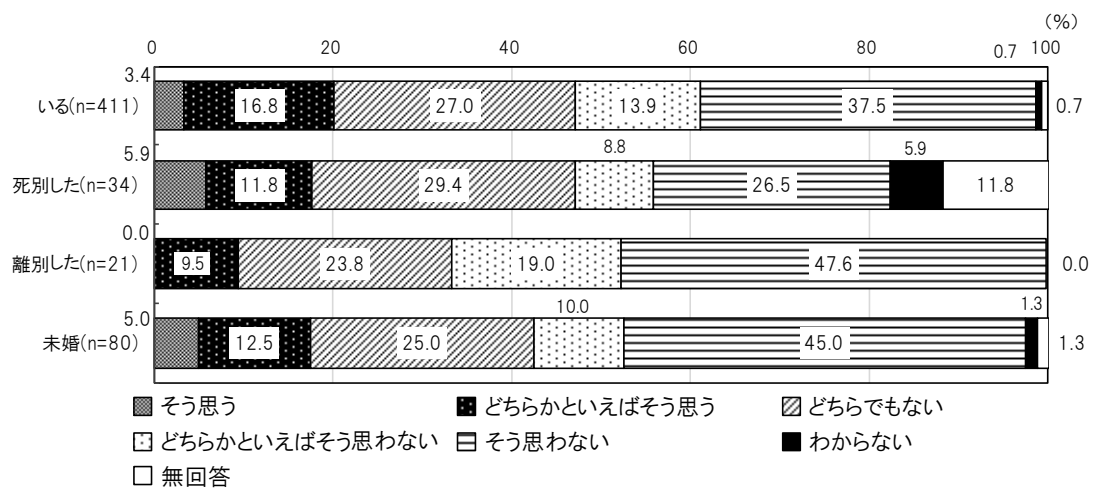


■年齢別の回答傾向

年齢別にみると、70歳以上は、「そう思う」が8.3%、さらに【そう思う】(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)が26.6%で、他の年代と比べて高くなっています。一方、18～19歳は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の割合はともに0%となっています。

【そう思わない】(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)をみると、18～19歳は83.3%、20代は59.5%、30代は66.3%、40代は45.3%、50代は49.2%、60代は54.4%、「70歳以上」は40.4%となっており、年齢が高くなるにしたがって否定的な意見の割合は減少する傾向がみられます。

図表 23 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方(配偶者の有無別)



■ 配偶者の有無別の回答傾向

配偶者の有無別にみると、死別した人は「そう思わない」が 26.5%と他の属性の人よりも低くなっています。また、否定的な意見(「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計)は 35.3%と、ほかの属性よりも 10~30 ポイント低くなっています

肯定的な意見(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)は、配偶者がいる人は 20.2%で、他よりも高い割合となっています。

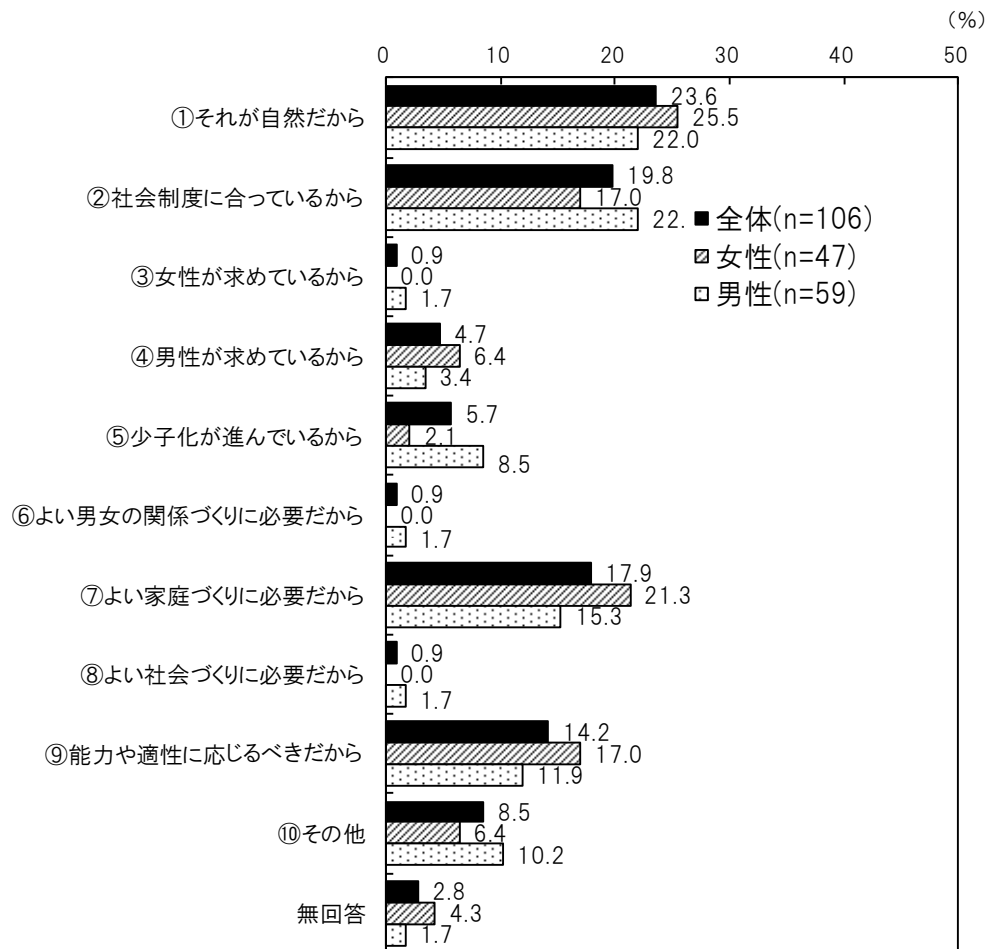
一方、離別した人の肯定的な意見は 9.5%で他よりも割合が少なく、否定的な意見は 66.6%で肯定的な意見を 57.1 ポイント上回っています。

(2)「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を肯定(または否定)する理由

問9-1 問9で「1」～「5」のいずれかに○をつけた方(「わからない」以外の方)におたずねします。その理由は何ですか。(もっともあてはまる番号1つだけに○)

(2)－①肯定する理由

図表 24 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を肯定する理由(全体・性別)



■全体の回答傾向

「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する理由について、「①それが自然だから」が23.6%で最も高く、次いで「②社会制度に合っているから」が19.8%、「⑦よい家庭づくりに必要だから」が17.9%で上位となっています。

一方で、「③女性が求めているから」や「⑥よい男女の関係づくりに必要だから」「⑧よい社会づくりに必要だから」という理由はそれぞれ0.9%と非常に少ない割合となっています。

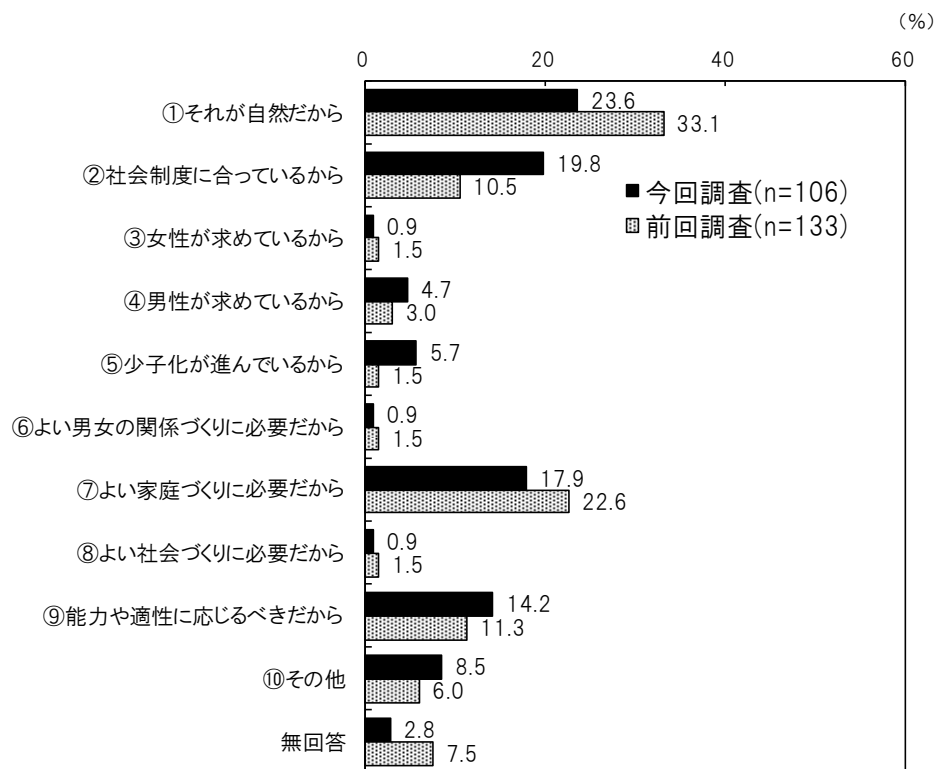
「⑩その他」の具体的な内容としては、「そう育ってきた年代だから」、「慣例だから」などがあげられています。

■性別の回答傾向

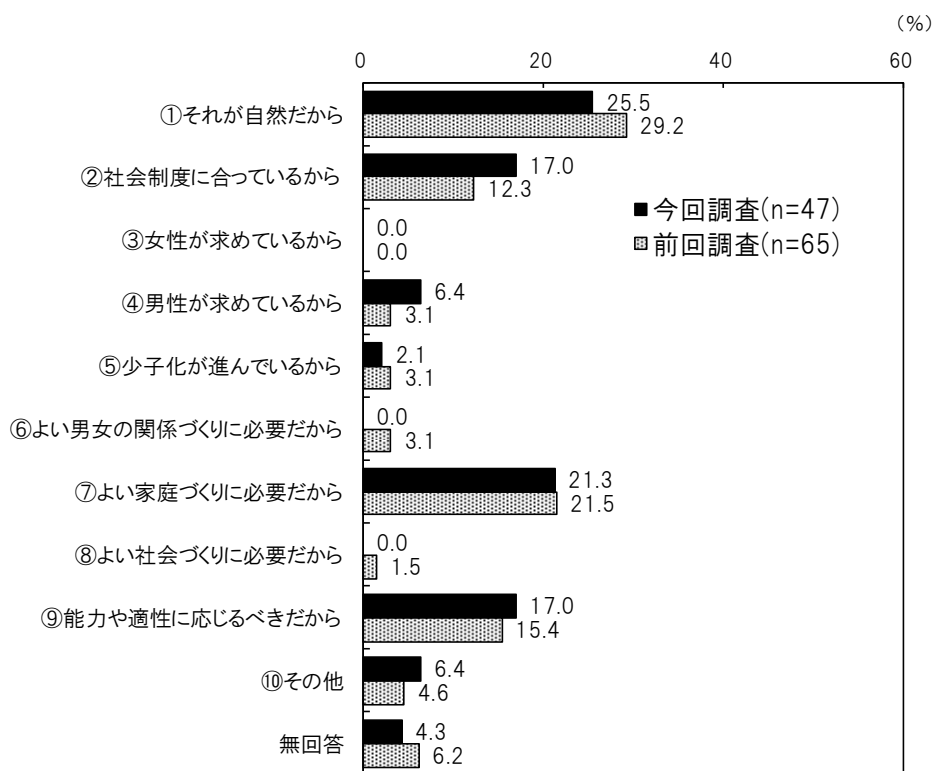
性別でみると、女性については「①それが自然だから」(25.5%)と「⑦よい家庭づくりに必要だから」(21.3%)という理由が比較的高い割合となっています。また「②社会制度に合っているから」「⑨能力や適性に応じるべきだから」もそれぞれ17.0%とそれなりに支持されている一方で、「③女性が求めているから」や「⑥よい男女の関係づくりに必要だから」といった理由は0.0%となっています。

男性も同様の傾向ですが、「⑤少子化が進んでいるから」は女性よりも6.4ポイント上回り、「②社会制度に合っているから」は女性よりも5.0ポイント上回っています。

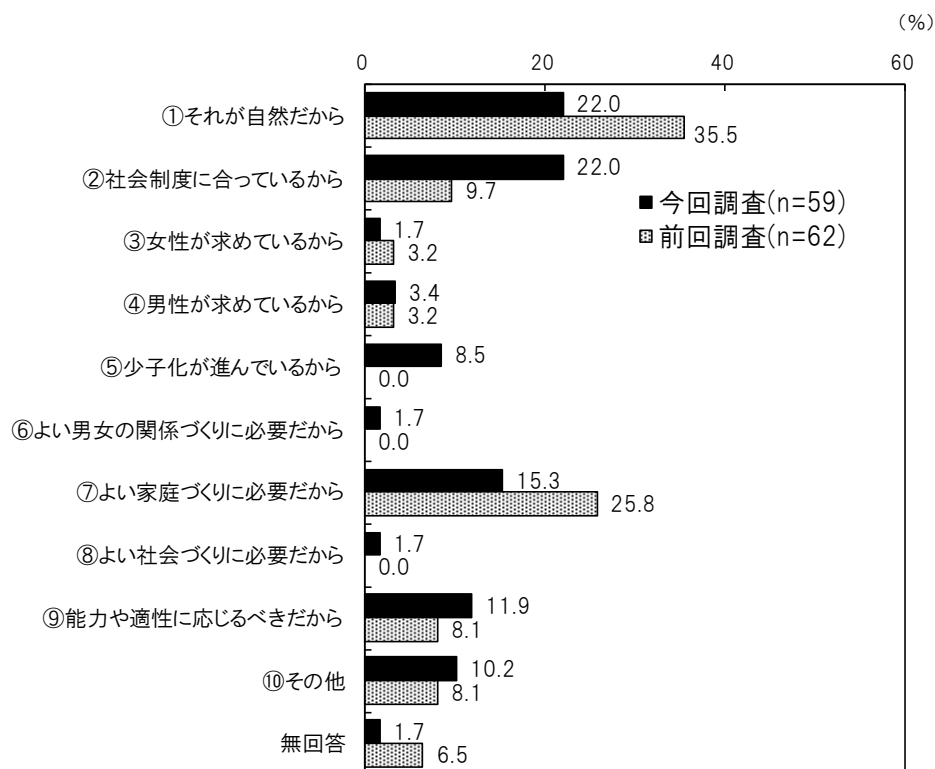
図表 25 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を肯定する理由(前回調査との比較・全体)



図表 26 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を肯定する理由(前回調査との比較・女性)



図表 27 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を肯定する理由(前回調査との比較・男性)



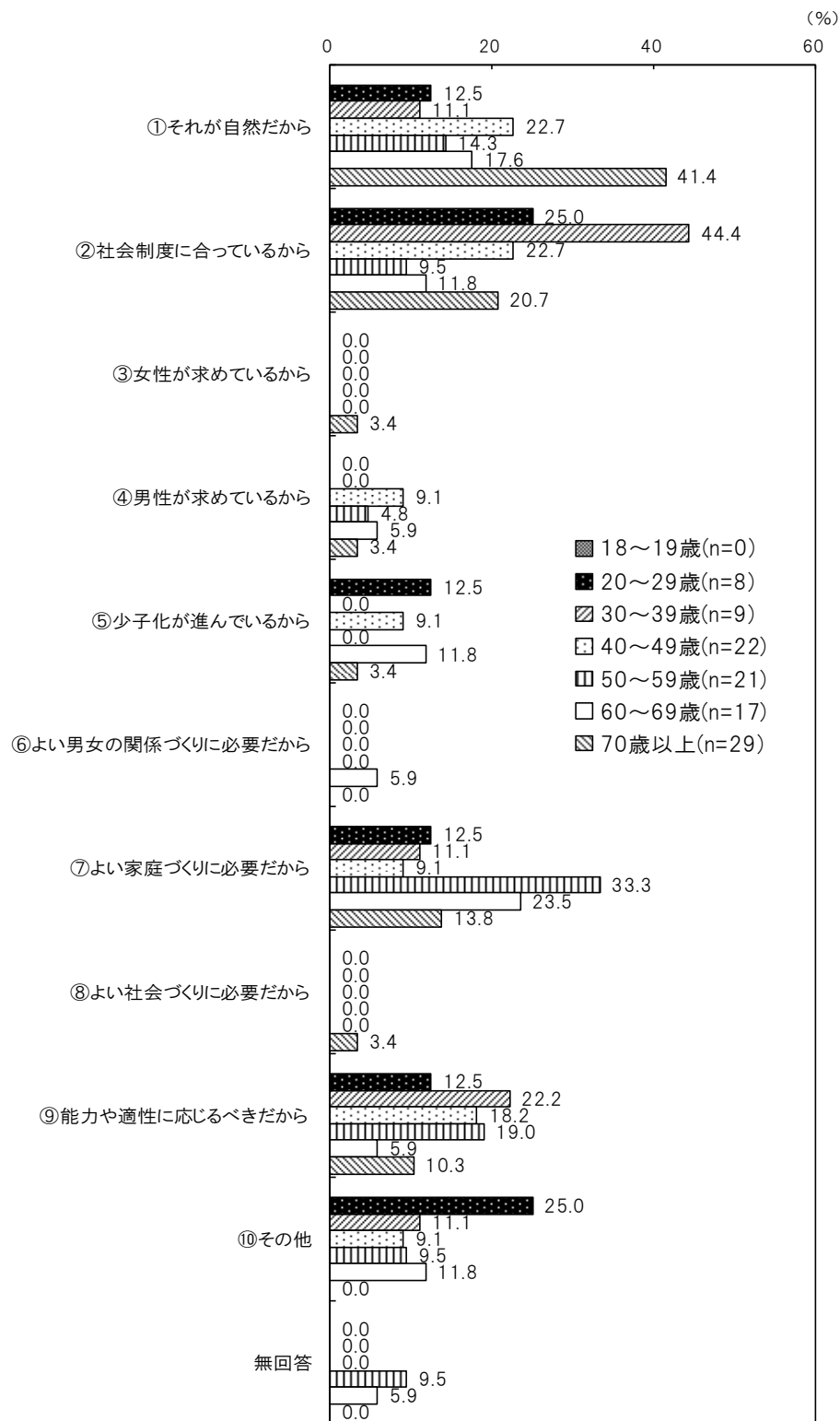
■前回調査(令和元年度)との比較

全体について、前回調査と比べて「①それが自然だから」(前回:33.1%、今回:23.6%)や「⑦よい家庭づくりに必要だから」(前回:22.6%、今回:17.9%)という理由の支持が減少し、「②社会制度に合っているから」(前回:10.5%、今回:19.8%)と「⑨能力や適性に応じるべきだから」(前回:11.3%、今回:14.2%)、「⑤少子化が進んでいるから」(前回:1.5%、今回:5.7%)という理由の支持が増加しています。

女性については、「②社会制度に合っているから」(前回:12.3%、今回:17.0%)が4.7ポイント増加、「④男性が求めているから」(前回:3.1%、今回:6.4%)が3.3ポイント増加しています。また、「①それが自然だから」(前回:29.2%、今回:25.5%)は3.7ポイント減少しています。

男性については、「②社会制度に合っているから」(前回:9.7%、今回:22.0%)が12.3ポイント、「⑤少子化が進んでいるから」(前回:0.0%、今回:8.5%)が8.5ポイント増加しています。一方、「①それが自然だから」(前回:35.5%、今回:22.0%)が13.5ポイント減少し、「⑦よい家庭づくりに必要だから」(前回:25.8%、今回:15.3%)が10.5ポイント減少しています。

図表 28 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を肯定する理由(年齢別)

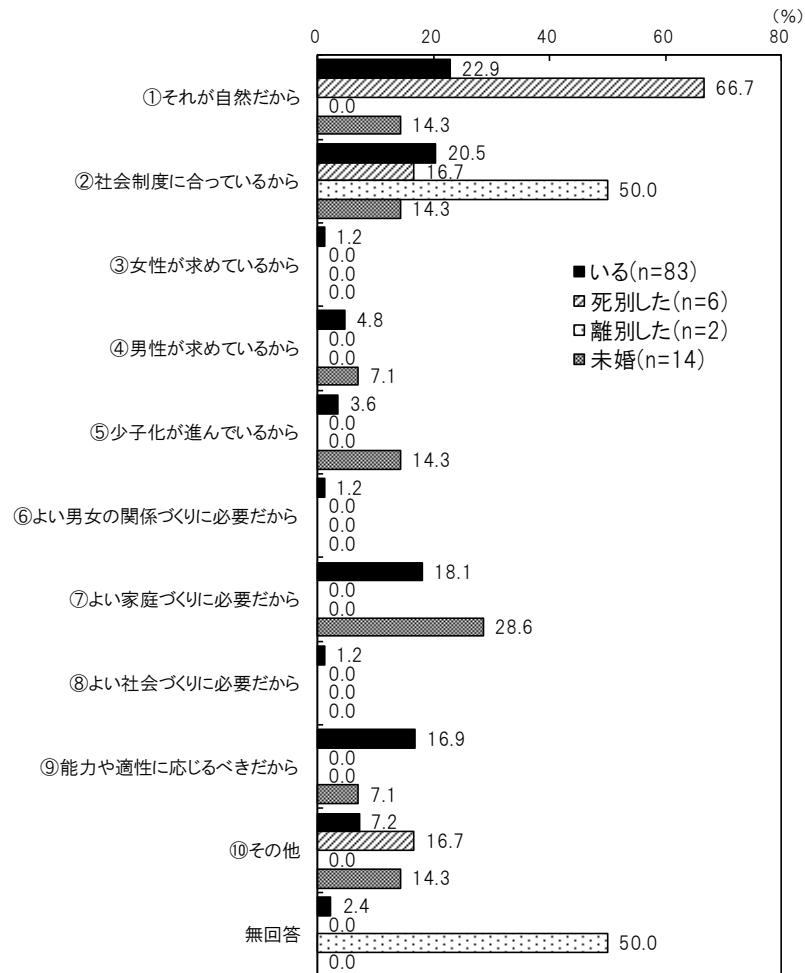


※18～19歳は該当者がいない。

■年齢別の回答傾向

年齢別にみると、「①それが自然だから」は70歳以上で41.4%と、他の年代よりも高い割合となっています。「②社会制度に合っているから」は30～39歳の割合が高く44.4%となっています。そのほか、「⑦よい家庭づくりに必要だから」は50～59歳(33.3%)が他の年代よりも高い割合となっています。

図表 29 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を肯定する理由(配偶者の有無別)



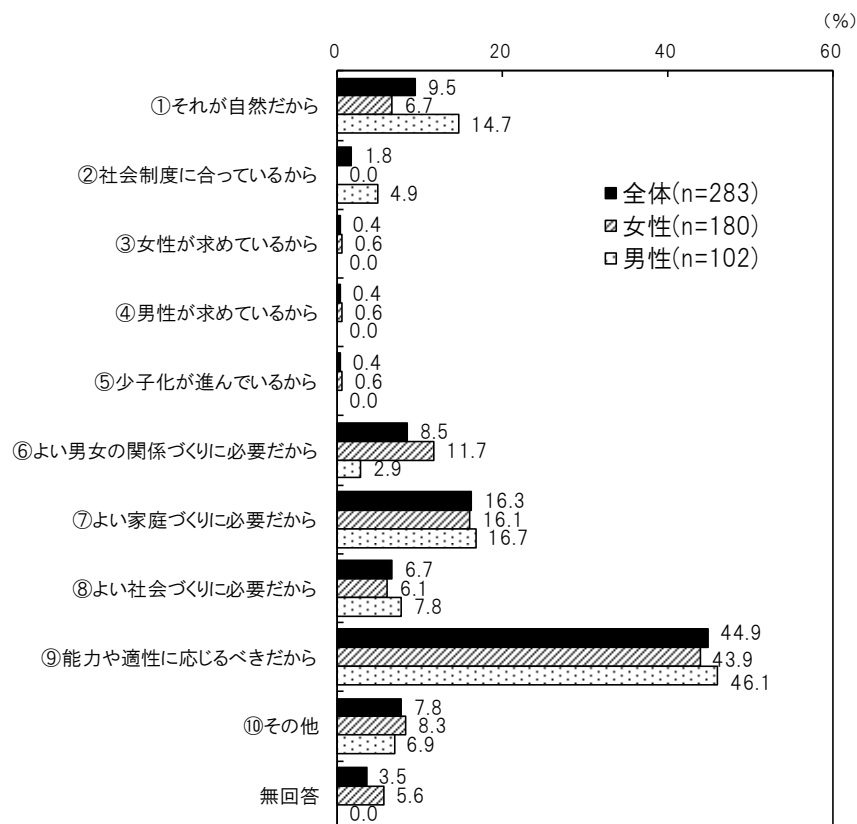
■配偶者の有無別の回答傾向

配偶者がいる人は「①それが自然だから」(22.9%)と「②社会制度にあっているから」(20.5%)という理由を挙げる割合が高くなっています。

未婚の人は「⑥よい家庭づくりに必要だから」(28.6%)という理由を挙げる割合が最も高く、他にも「①それが自然だから」「②社会制度に合っているから」「⑤少子化が進んでいるから」「⑩その他」の理由も14.3%と比較的高い割合を示しています。

(2)－②否定する理由

図表 30 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を否定する理由(全体・性別)



■全体の回答傾向

「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する理由については、「⑨能力や適性に応じるべきだから」(44.9%)という理由が最も高い割合となっています。次いで「⑦よい家庭づくりに必要だから」(16.3%)や「①それが自然だから」(9.5%)も支持されています。

一方で「③女性が求めているから」「④男性が求めているから」「⑤少子化が進んでいるから」という理由は0.4%と非常に少ない割合となっています。

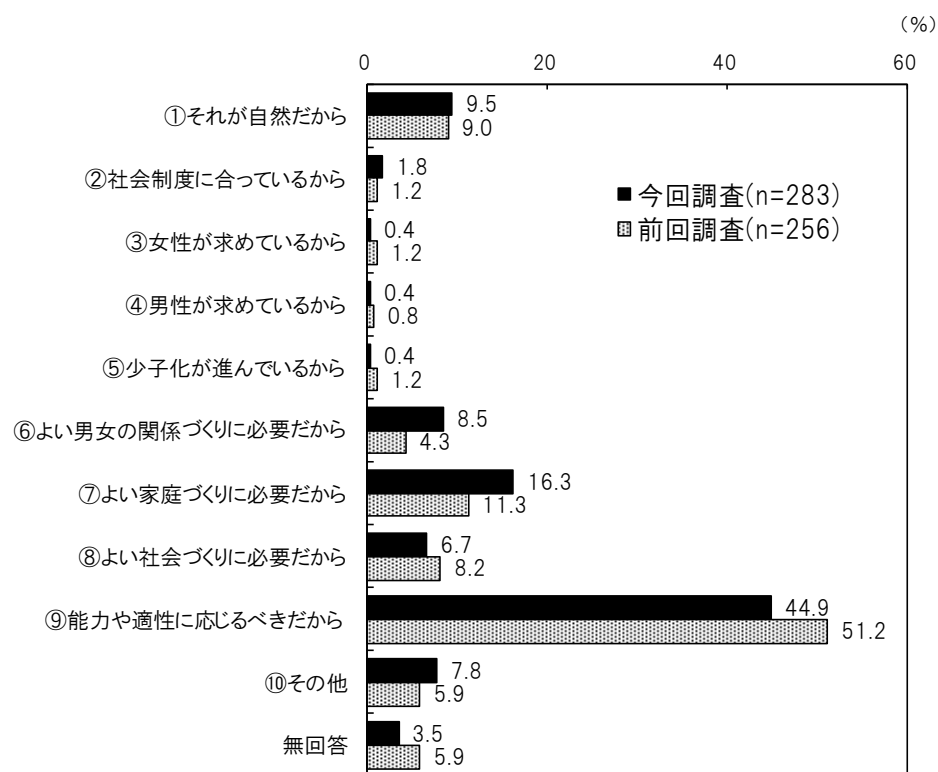
「⑩その他」の具体的な内容としては、「女性の方が仕事も家庭も行うことが多いから」、「国が求めているから」、「家庭で決める事項」などがあげられています。

■性別の回答傾向

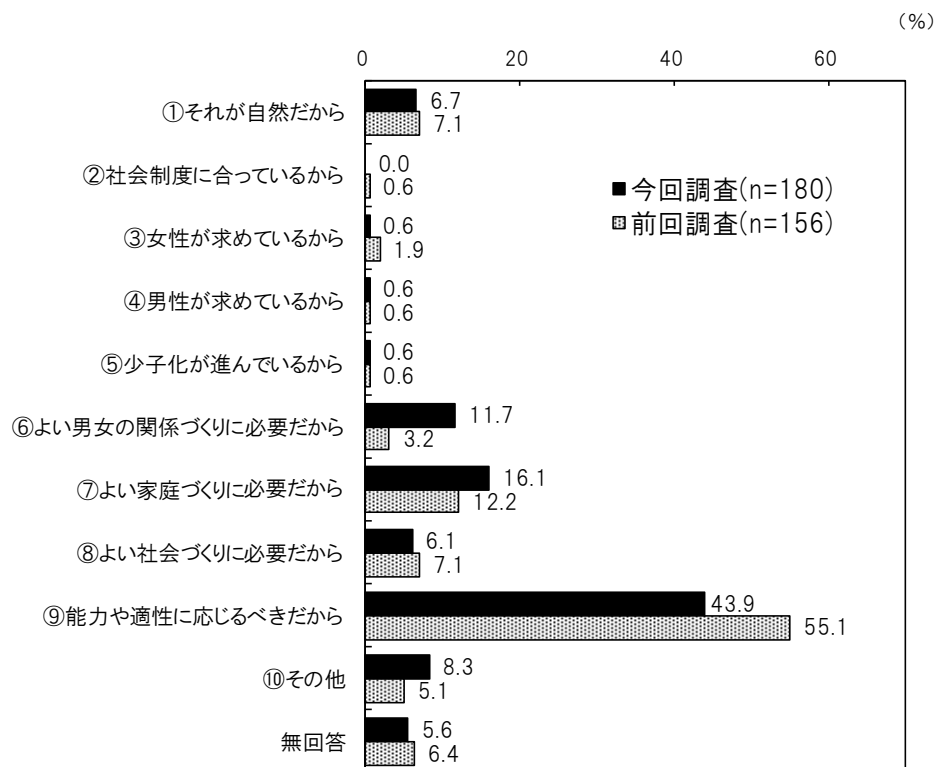
性別でみると、男女ともに「⑨能力や適性に応じるべきだから」(女性:43.9%、男性:46.1%)が最も高くなっています。

男女で差が大きい項目をあげると、「⑥よい男女の関係づくりに必要だから」(女性:11.7%、男性:2.9%)という理由を挙げる割合は女性の方が男性よりも8.8ポイント高く、「①それが自然だから」(女性:6.7%、男性:14.7%)は男性の方が女性よりも8.0ポイント高くなっています。

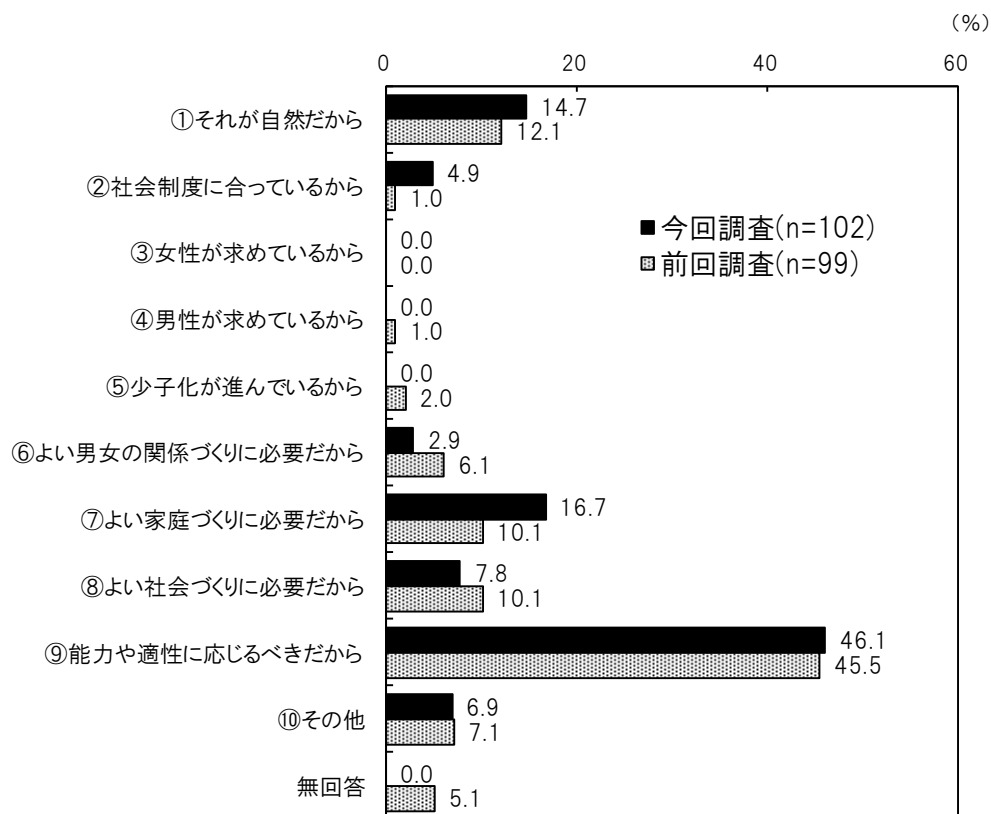
図表 31 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を否定する理由(前回調査との比較・全体)



図表 32 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を否定する理由(前回調査との比較・女性)



図表 33 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を否定する理由(前回調査との比較・男性)



■前回調査(令和元年度)との比較

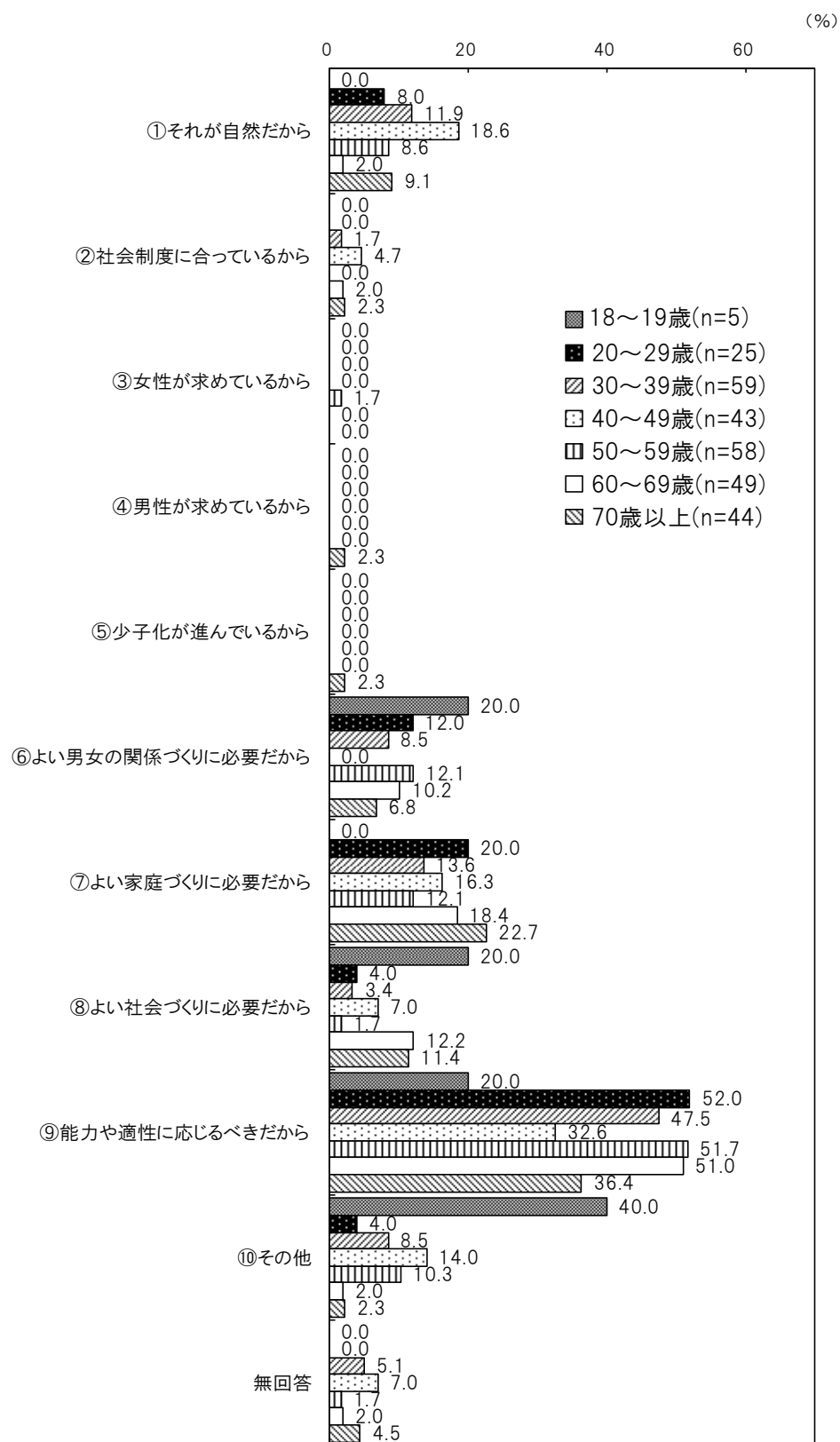
全体について、「⑨能力や適性に応じるべきだから」(前回 51.2%、今回:44.9%)とする理由の割合は依然として最も高いものの、前回調査と比べて 6.3 ポイント減少しています。一方で「⑧よい家庭づくりに必要だから」(前回 11.3%、今回:16.3%)は 5.0 ポイント増加、「⑥よい男女の関係づくりに必要だから」(前回 4.3%、今回:8.5%)は 4.2 ポイント増加しています。

女性については、「⑥よい男女の関係づくりに必要だから」(前回:3.2%、今回:11.7%)は 8.5 ポイント増加、「⑦よい家庭づくりに必要だから」(前回:12.2%、今回:16.1%)は 3.9 ポイント増加しています。一方で、「⑨能力や適性に応じるべきだから」(前回:55.1%、今回:43.9%)が 11.2 ポイント減少しています。

男性について、「⑨能力や適性に応じるべきだから」(前回:45.5%、今回:46.1%)が最も高いことは前回調査と同様ですが、今回調査では、「⑦よい家庭づくりに必要だから」(前回 10.1%、今回:16.7%)が 6.6 ポイント増加して、2番目に回答が高い項目となっています。

一方で、「⑥よい男女の関係づくりに必要だから」(前回:6.1%、今回:2.9%)は 3.2 ポイント、「⑧よい社会づくりに必要だから」(前回 10.1%、今回:7.8%)は 2.3 ポイント減少しています。

図表 34 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を否定する理由(年齢別)



■年齢別の回答傾向

年齢別にみると20～29歳は「⑨能力や適性に应じるべきだから」という理由が52.0%と最も高く、次いで「⑦よい家庭づくりに必要だから」(20.0%)、「⑥よい男女の関係づくりに必要だから」(12.0%)が上位を占めています。

30～39歳は「⑨能力や適性に应じるべきだから」(47.5%)と「⑦よい家庭づくりに必要だから」(13.6%)、「①それが自然だから」(11.9%)が上位を占めています。

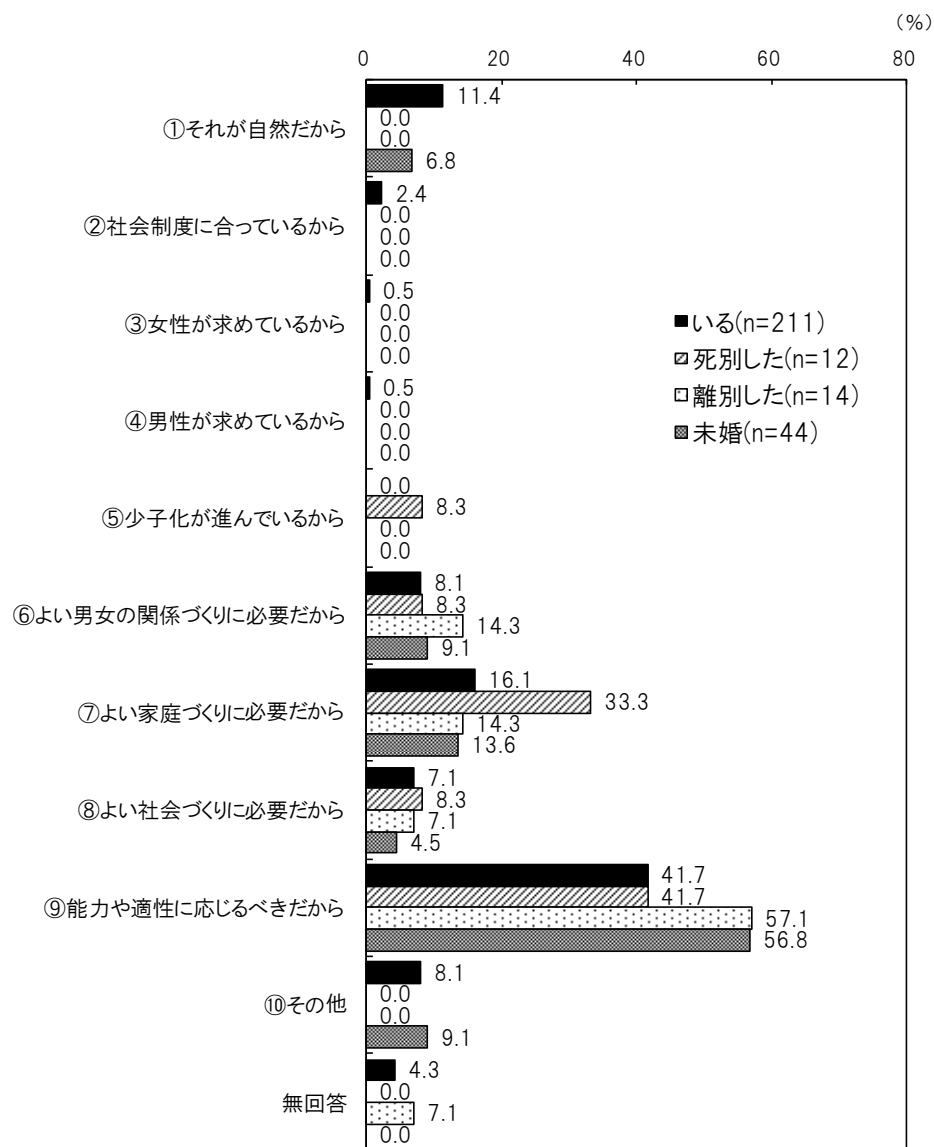
40～49歳は「⑨能力や適性に应じるべきだから」(32.6%)が最も高く、「①それが自然だから」(18.6%)と「⑦よい家庭づくりに必要だから」(16.3%)が上位を占めています。

50～59歳は「⑨能力や適性に应じるべきだから」(51.7%)が最も高く、次いで「⑥よい男女の関係づくりに必要だから」「⑦よい家庭づくりに必要だから」がそれぞれ12.1%で上位となっています。

60～69歳は「⑨能力や適性に应じるべきだから」(51.0%)が最も高く、次いで「⑦よい家庭づくりに必要だから」(18.4%)、「⑧よい社会づくりに必要だから」(12.2%)が上位となっています。

70歳以上では「⑨能力や適性に应じるべきだから」(36.4%)と⑦「よい家庭づくりに必要だから」(22.7%)が上位を占めています。

図表 35 「男性は仕事、女は性家庭」という考え方を否定する理由(配偶者の有無別)



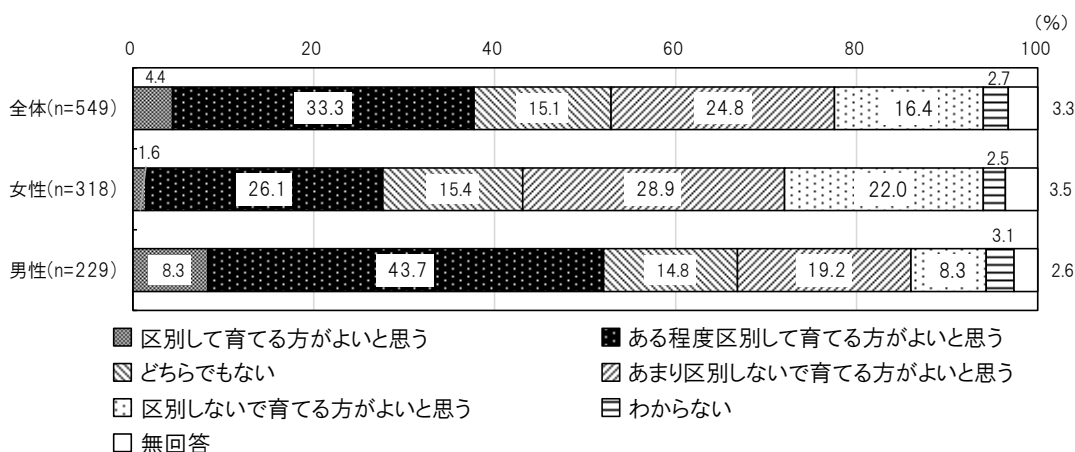
■配偶者の有無別の回答傾向

配偶者の有無別にみると、どの属性も「⑨能力や適性に応じるべきだから」が最も高くなっています。配偶者と死別した人においては「⑦よい家庭づくりに必要だから」(33.3%)も高い傾向にあります。

(3)男の子と女の子の育て方

問 10 あなたは、家庭で子どもを育てる場合、「男らしく」「女らしく」というように、男の子と女の子を区別して育てた方がよいと思いますか。(あてはまる番号1つだけに○)

図表 36 男の子と女の子の育て方(全体・性別)



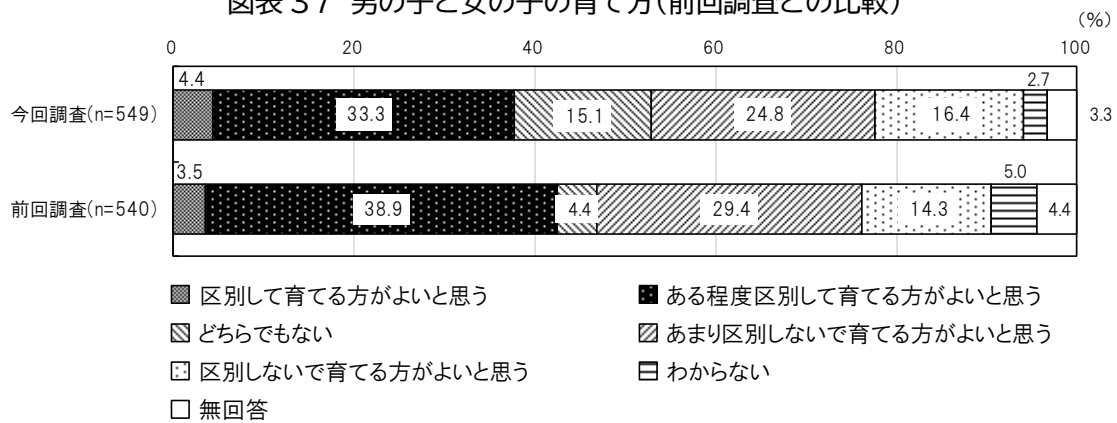
■全体の回答傾向

男の子と女の子の育て方について、区別して育てることに肯定的な意見(「区別して育てる方がよい」と「ある程度区別して育てる方がよい」の合計)は 37.7%、否定的な意見(「あまり区別しないで育てる方がよい」と「区別しないで育てる方がよい」の合計)は 41.2%で、否定的な意見の方が 3.5 ポイント上回っています。

■性別の回答傾向

女性は、区別して育てることに否定的な意見が 50.9%と半数を超えており、肯定的な意見(27.7%)を 23.2 ポイント上回っています。反対に、男性は肯定的な意見(52.0%)が半数を超えており、否定的な意見(27.5%)を 24.5 ポイント上回っています。

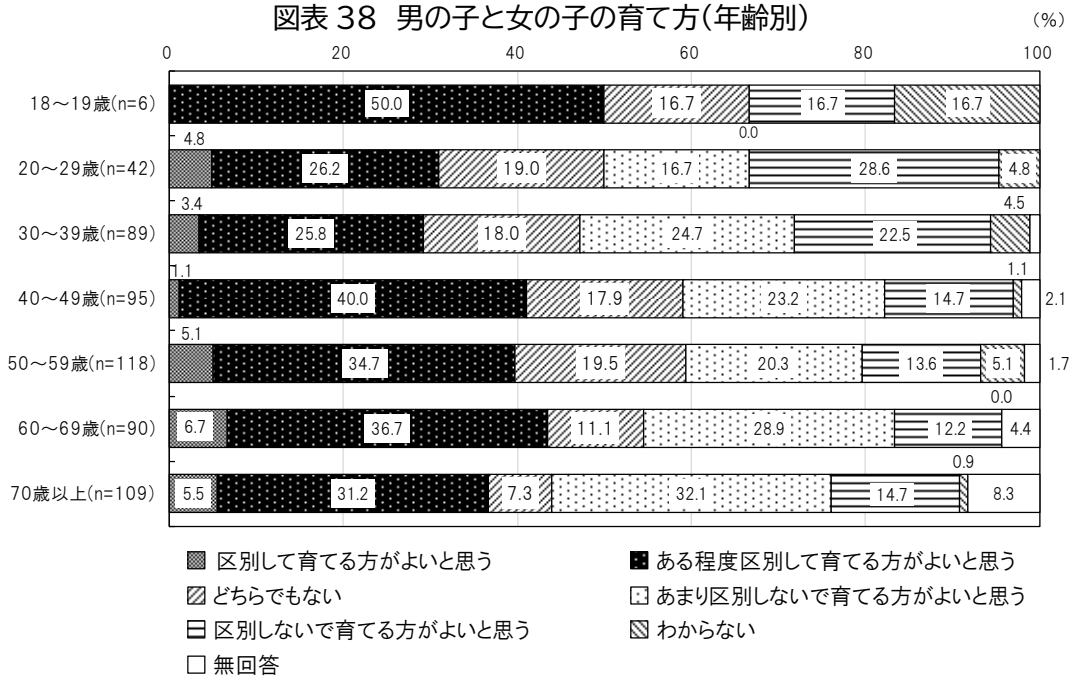
図表 37 男の子と女の子の育て方(前回調査との比較)



■前回調査(令和元年度)との比較

肯定的な意見(「区別して育てる方がよいと思う」と「ある程度区別して育てる方がよいと思う」の合計)と否定的な意見(「あまり区別しないで育てる方がよいと思う」と「区別しないで育てる方がよいと思う」の合計)の割合は、前回調査では1.3ポイント差でほぼ拮抗していましたが、今回調査では否定的意見の方が肯定的意見の割合を3.5ポイント上回るなど、変化がみられます。

図表 38 男の子と女の子の育て方(年齢別)



■年齢別の回答傾向

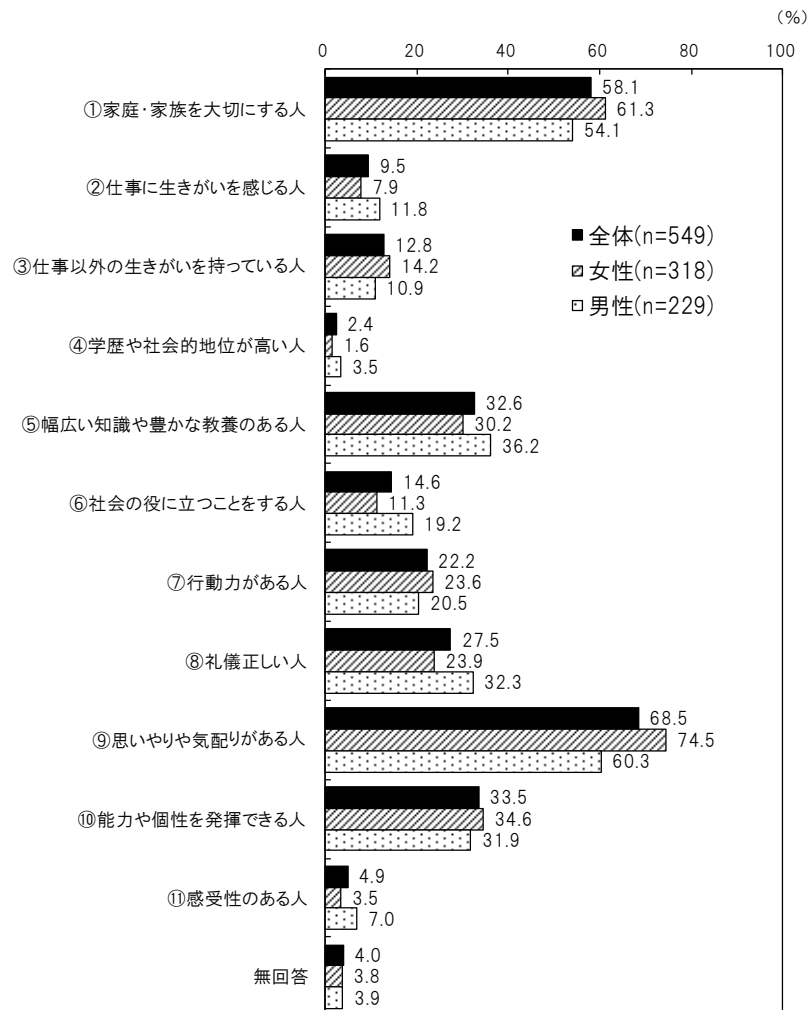
年齢別にみると、「20～29歳」「30～39歳」と「70歳以上」は「あまり区別しないで育てる方がよいと思う」と「区別しないで育てる方がよいと思う」の合計の方が「区別して育てる方がいいと思う」と「ある程度区別して育てる方がよいと思う」の合計を10ポイント以上上回っています。反対に、「18～19歳」と40～69歳の年代では「区別して育てる方がいいと思う」と「ある程度区別して育てる方がよいと思う」の合計の方が上回っています。

(4)子どもに望む人間像

問 11 あなたは、子どもにどのように育ってほしいと思いますか。男の子、女の子それぞれについて、子どもがいる、いないにかかわらずお答えください。(優先順位の高い方から番号を3つまで〔 〕内に記入。男の子、女の子で同項目の選択は可)

(4)－①男の子

図表 39 子どもに望む人間像(男の子1～3位合計、全体・性別)



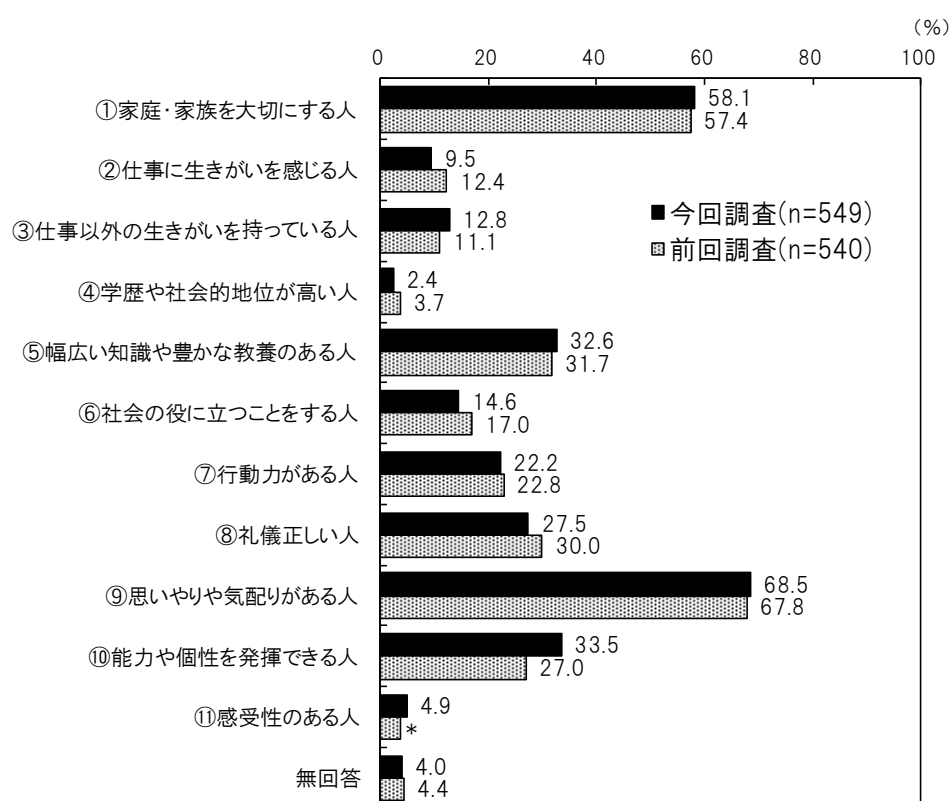
■全体の回答傾向

男の子に望む人間像について、「⑨思いやりや気配りがある人」(68.5%)と「①家庭・家族を大切に人」(58.1%)が特に重視されていることがわかります。また、次に高いのは「⑩能力や個性を発揮できる人」(33.5%)や「⑤幅広い知識や豊かな教養のある人」(32.6%)といった項目です。これに対して、「④学歴や社会的地位が高い人」は 2.4%と低い割合となっています。

■性別の回答傾向

性別でみると、男女ともに男の子に対しては「思いやりや気配りがある人」であることを望む割合が最も高く、次いで「家庭・家族を大切にする人」が高いことは同様ですが、第3位の項目をみると、女性は「能力や個性を発揮できる人」が34.6%で男性(31.9%)を2.7ポイント上回っています。一方、男性は「幅広い知識や豊かな教養のある人」が36.2%で女性(30.2%)を6.0ポイント上回っています。

図表 40 子どもに望む人間像(男の子1～3位合計、前回調査との比較)

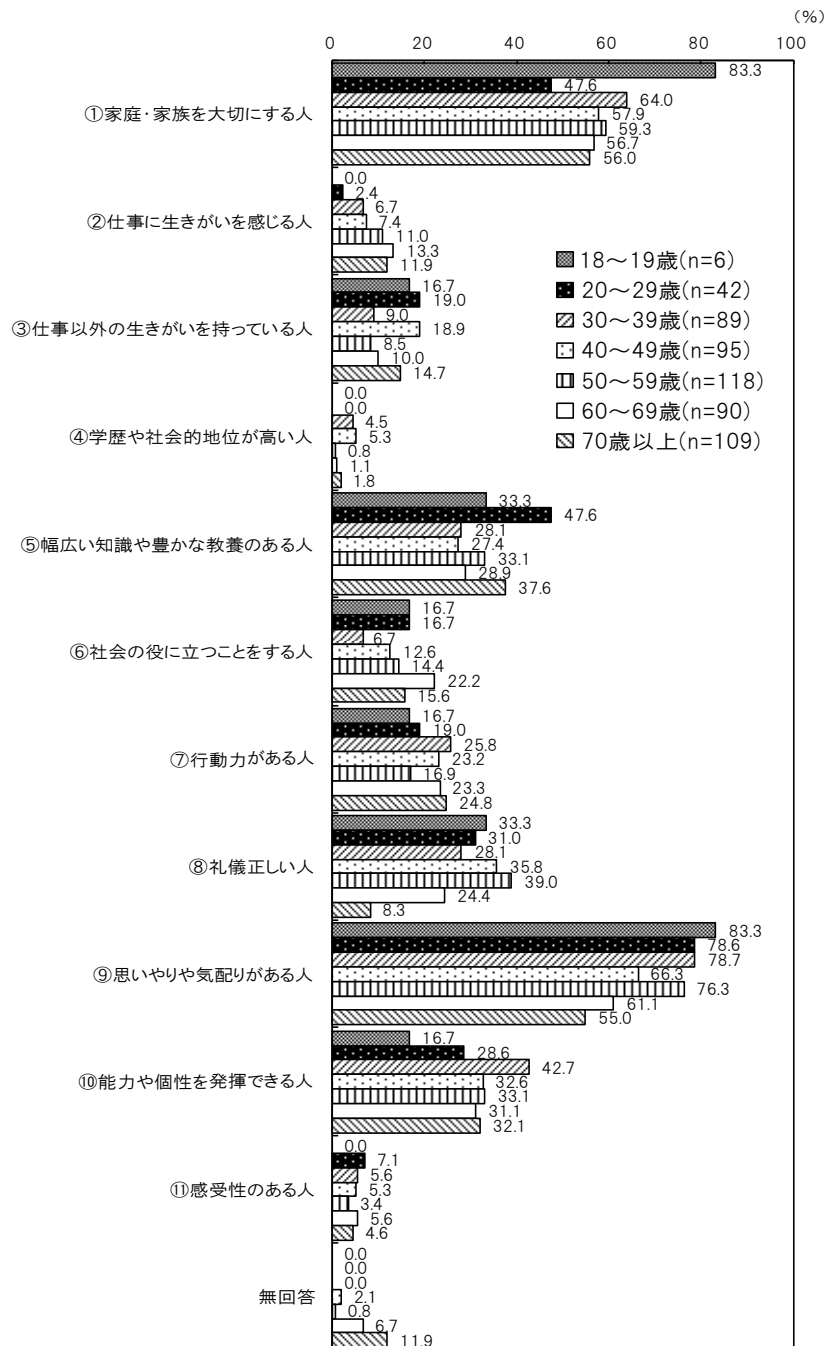


■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べて「⑨思いやりや気配りがある人」(前回:67.8%、今回:68.5%)、「①家庭・家族を大切にする人」(前回:57.4%、今回:58.1%)が上位であることは変わりません。

前回調査から変化があった項目をみると、「⑩能力や個性を発揮できる人」(前回27.0%、今回:33.5%)は6.5ポイント増加、「③仕事以外の生きがいを持っている人」(前回:11.1%、今回:12.8%)は1.7ポイント増加し、「②仕事に生きがいを感じる人」(前回:12.4%、今回:9.5%)は2.9ポイント減少、「⑧礼儀正しい人」(前回:30.0%、今回:27.5%)は2.5ポイント減少しています。

図表 41 子どもに望む人間像(男の子1～3位合計、年齢別)

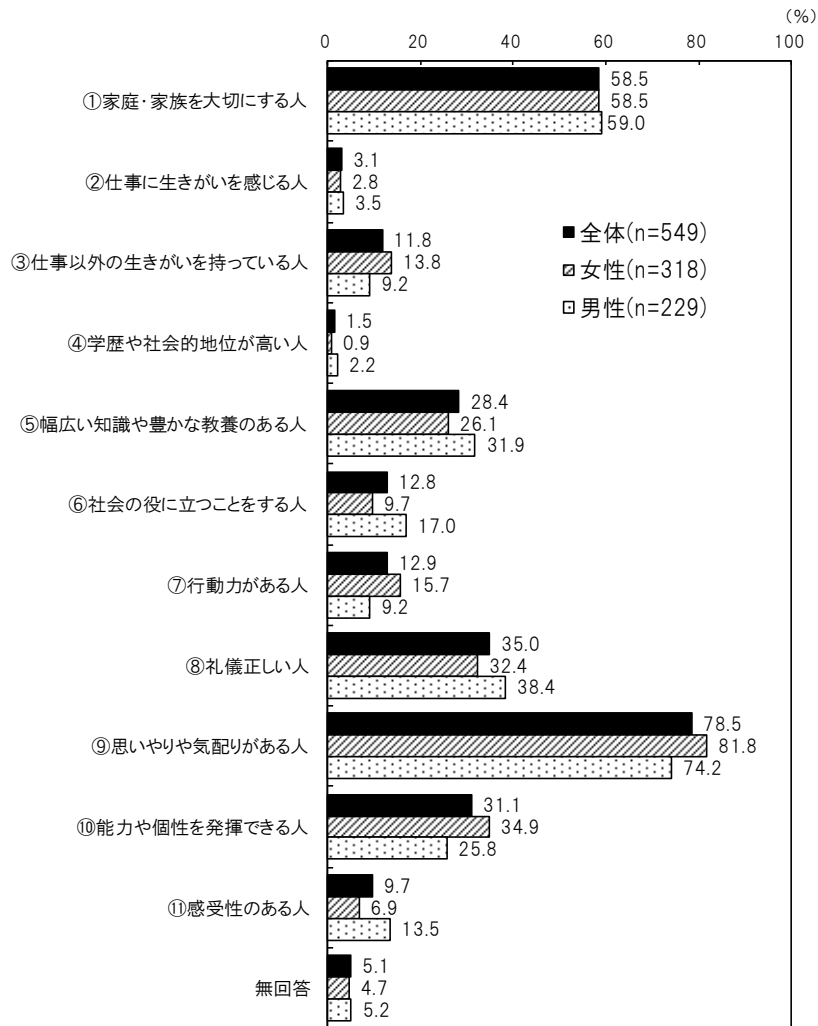


■年齢別の回答傾向

全ての年齢層で「⑨思いやりや気配りがある人」と「①家庭・家族を大切にする人」が一貫して高く評価されています。また、「⑤幅広い知識や豊かな教養のある人」は20～29歳で特に高く、「⑩能力や個性を発揮できる人」は30～39歳で高く評価されています。一方、「④学歴や社会的地位が高い人」は全ての年齢層において評価が低くなっています。「②仕事に生きがいを感じる人」は49歳以下の年齢では評価が低いのですが、50歳以上ではそれぞれ1割以上の人々が支持しており、傾向がやや異なっています。

(4)－②女の子

図表 42 子どもに望む人間像(女の子1～3位合計、全体・性別)



■全体の回答傾向

女の子に望む人間像について、「⑨思いやりや気配りがある人」が 78.5%、次いで「①家庭・家族を大切にする人」は 58.5%、「⑧礼儀正しい人」が 35.0%で上位を占めています。これに対して、「④学歴や社会的地位が高い人」は 1.5%と低い割合となっています。

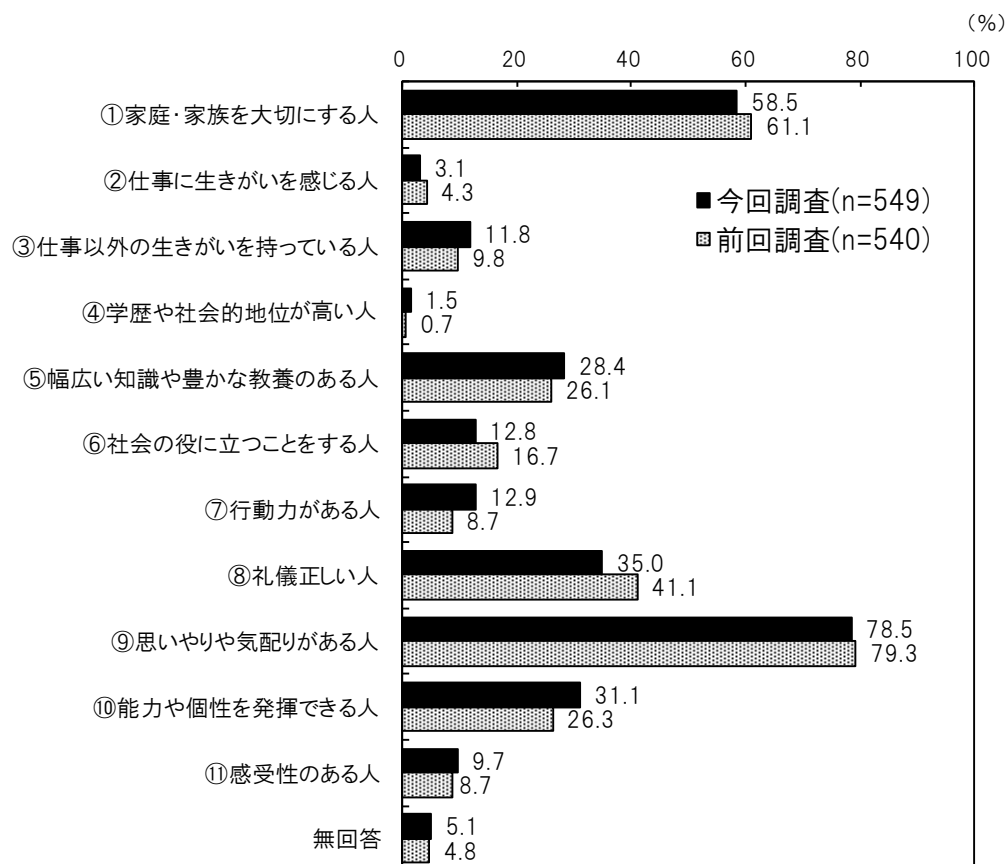
■性別の回答傾向

性別でみると、男女ともに「⑨思いやりや気配りがある人」(女性:81.8%、男性:74.2%)や「①家庭・家族を大切にする人」(女性:58.5%、男性 59.0%)を重視する傾向が強くなっています。

女性については、次いで「⑩能力や個性を発揮できる人」(34.9%)の割合が高くなっており、この項目については男性よりも 9.1 ポイント上回っています。

男性については、次いで「⑧礼儀正しい人」(38.4%)の割合が高く、女性よりも 6.0 ポイント上回っています。

図表 43 子どもに望む人間像(女の子1～3位合計、前回調査との比較)

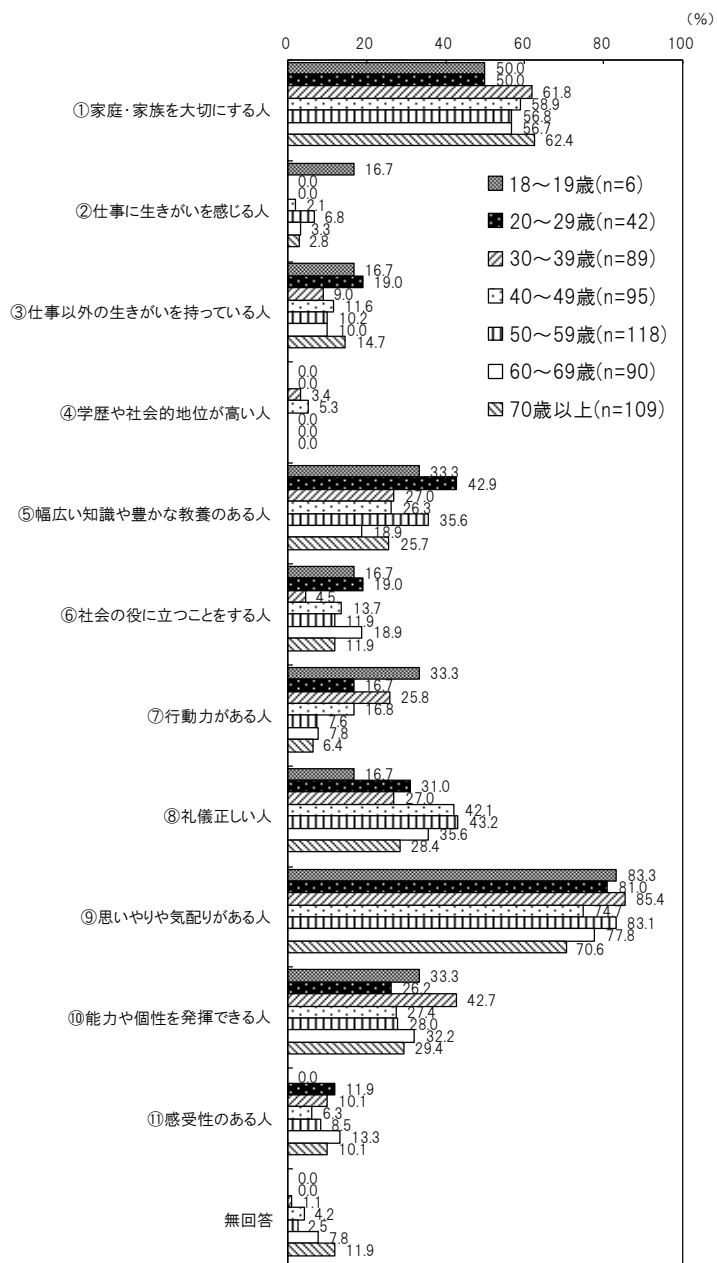


■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べて「⑩能力や個性を発揮できる人」、(前回:26.3%、今回:31.1%)は 4.8 ポイント増加、「⑦行動力がある人」(前回 8.7%、今回:12.9%)は 4.2 ポイント増加していますが、「⑧礼儀正しい人」(前回:41.1%、今回:35.0%)は 6.1 ポイント、「⑥社会の役に立つことをする人」(前回:16.7%、今回:12.8%)は 3.9 ポイント減少しています。

回答率が高い「⑨思いやりや気配りがある人」や「①家庭・家族を大切にする人」の割合は前回調査とあまり変わっていません。

図表 44 子どもに望む人間像(女の子1～3位合計、年齢別)

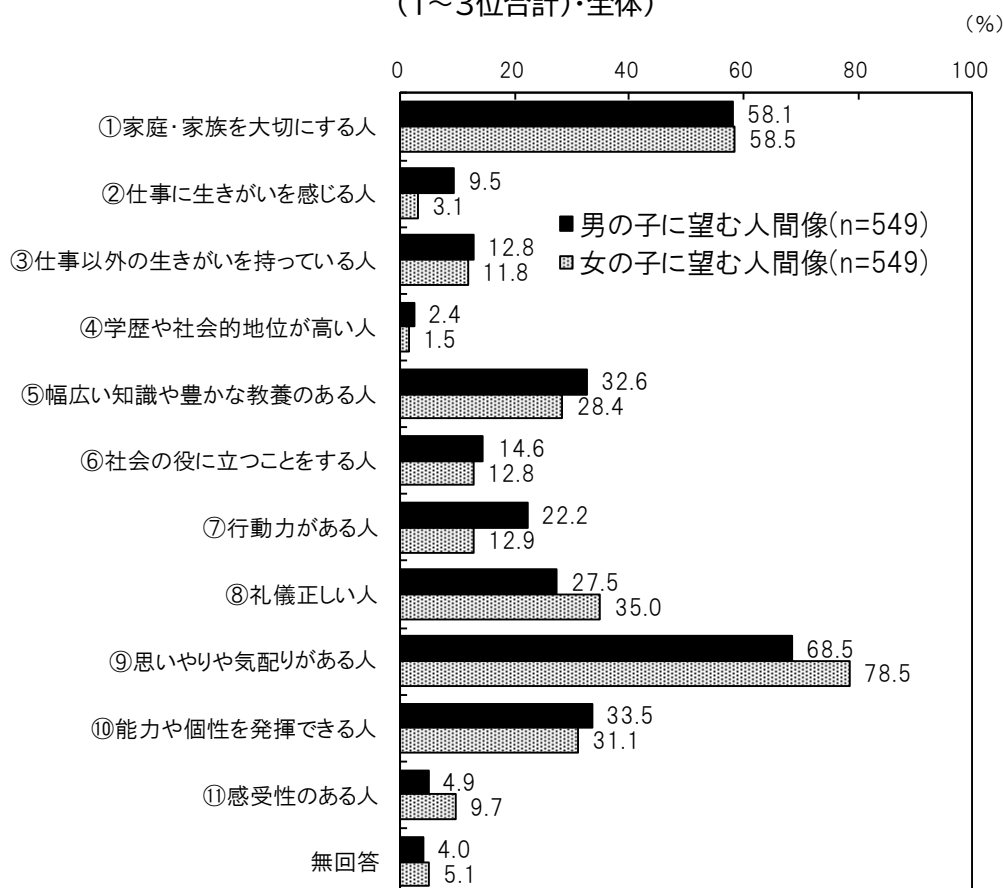


■年齢別の回答傾向

年齢別にみると、すべての年齢層で「①家庭・家族を大切にする人」と「⑨思いやりや気配りがある人」が高く評価されています。「①家庭・家族を大切にする人」は、30歳未満よりも30歳以上の年代でより高い割合となっています。

そのほか、「⑤幅広い知識や豊かな教養のある人」は20～29歳では4割以上となっています。また、「⑧礼儀正しい人」は40～49歳、50～59歳で4割以上と高い割合となっています。「③仕事以外の生きがいを持っている人」は若年層(18～19歳、20～29歳)で比較的高い割合となっています。

図表 45 子どもに望む人間像(男の子に望む人間像と女の子に望む人間像の比較
(1～3位合計)・全体)



■全体の回答傾向

男の子、女の子どちらに対しても「①家庭・家族を大切にする人」と「⑨思いやりや気配りがある人」を望む人が多くなっています。

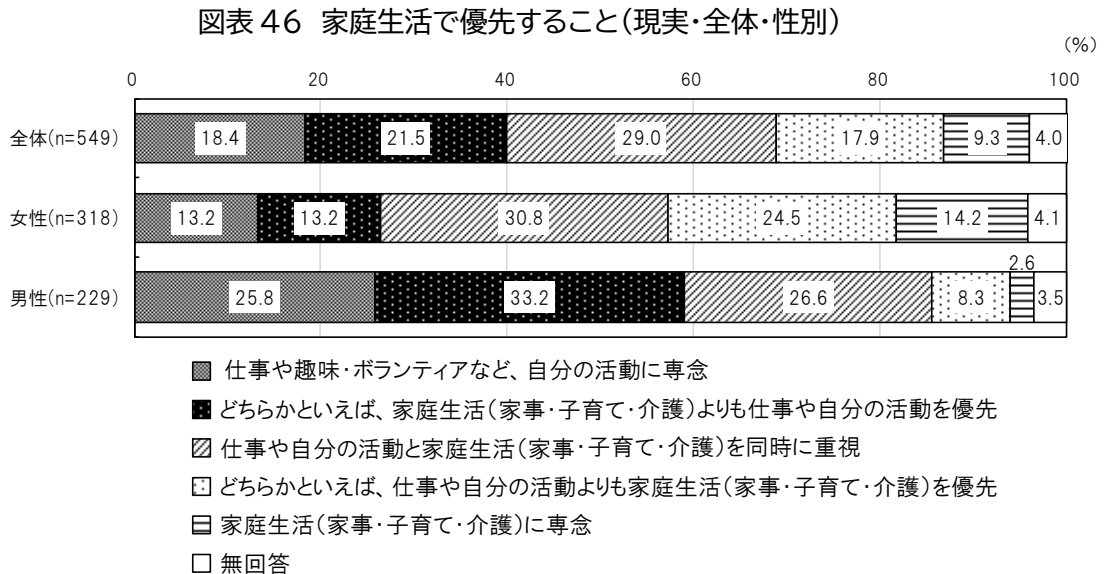
男の子に望む人間像の割合の方が高い項目は、「⑦行動力がある人」(男の子:22.2%、女の子:12.9%、9.3 ポイント差)、「②仕事に生きがいを感じる人」(男の子:9.5%、女の子:3.1%、6.4 ポイント差)などがあげられます。

女の子に望む人間像の割合の方が高い項目は、「⑨思いやりや気配りがある人」(男の子:68.5%、女の子:78.5%、10.0 ポイント差)や「⑧礼儀正しい人」(男の子:27.5%、女の子:35.0%、7.5 ポイント差)などがあげられます。

(5)家庭生活で優先すること

問 12 ご自身の活動や家庭生活(家事・子育て・介護)について、あなたの考え方をおたずねします。あなたは、「現実」では何を優先していますか。また、「希望」としては何を優先させたいですか。未婚・既婚にかかわらずお答えください。(それぞれ、あてはまる番号を1つだけ〔 〕内に記入)

(5)－①現実



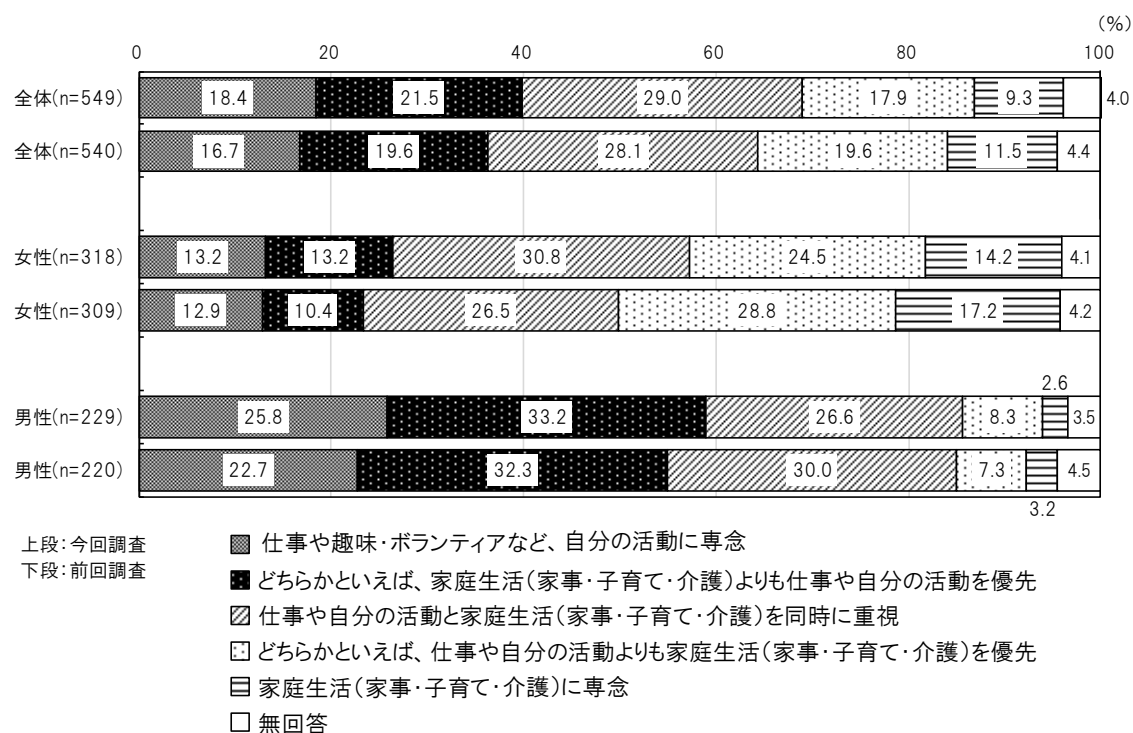
■全体の回答傾向

現実として家庭生活で優先することについて、最も多くの人が「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(29.0%)する傾向にあることがわかります。次いで、「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」(21.5%)や「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」(18.4%)も一定の割合を占めています。一方で、「家庭生活に専念」(9.3%)や「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」(17.9%)という意見は比較的少ない割合となっています。全体としては家庭生活と仕事や自分の活動を両立することを重視する傾向が見られます。

■性別の回答傾向

特に、女性は「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(30.8%)が高く、男性は「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」(33.2%)と回答する割合が高いことが特徴的です。

図表 47 家庭生活で優先すること(現実、前回調査との比較)



■前回調査(令和元年度)との比較

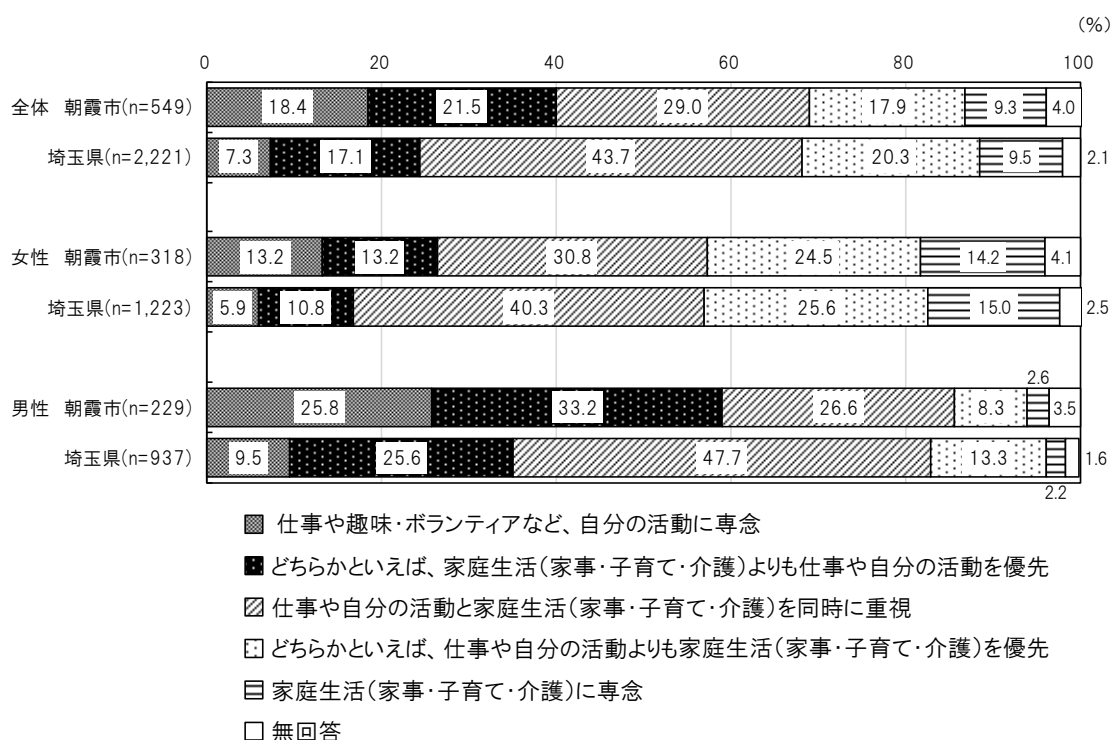
現実として家庭生活で優先することについて「仕事や趣味・ボランティアなど自分の活動に専念」(前回:16.7%、今回:18.4%)、「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」(前回:19.6%、今回:21.5%)と回答する割合が増加しています。一方で「家庭生活に専念」(前回:11.5%、今回:9.3%)とする割合は 2.2 ポイント減少、「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」(前回:19.6%、今回:17.9%)は 1.7 ポイント減少しています。仕事や自分の活動を優先する割合が増え、家庭生活を優先する割合が減少している傾向がみられます。

■性別の回答傾向

女性は「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」の割合が増加し、「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」「家庭生活に専念」の割合が減少するなど、家庭生活を優先する割合が減少傾向にあります。

男性は「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」が 1.0 ポイント増加したものの、「仕事や趣味・ボランティアなど自分の活動に専念」「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」とする割合も増加しており、仕事や自分の活動をさらに優先する傾向となったことが見受けられます。

図表 48 家庭生活で優先すること(現実、埼玉県との比較)



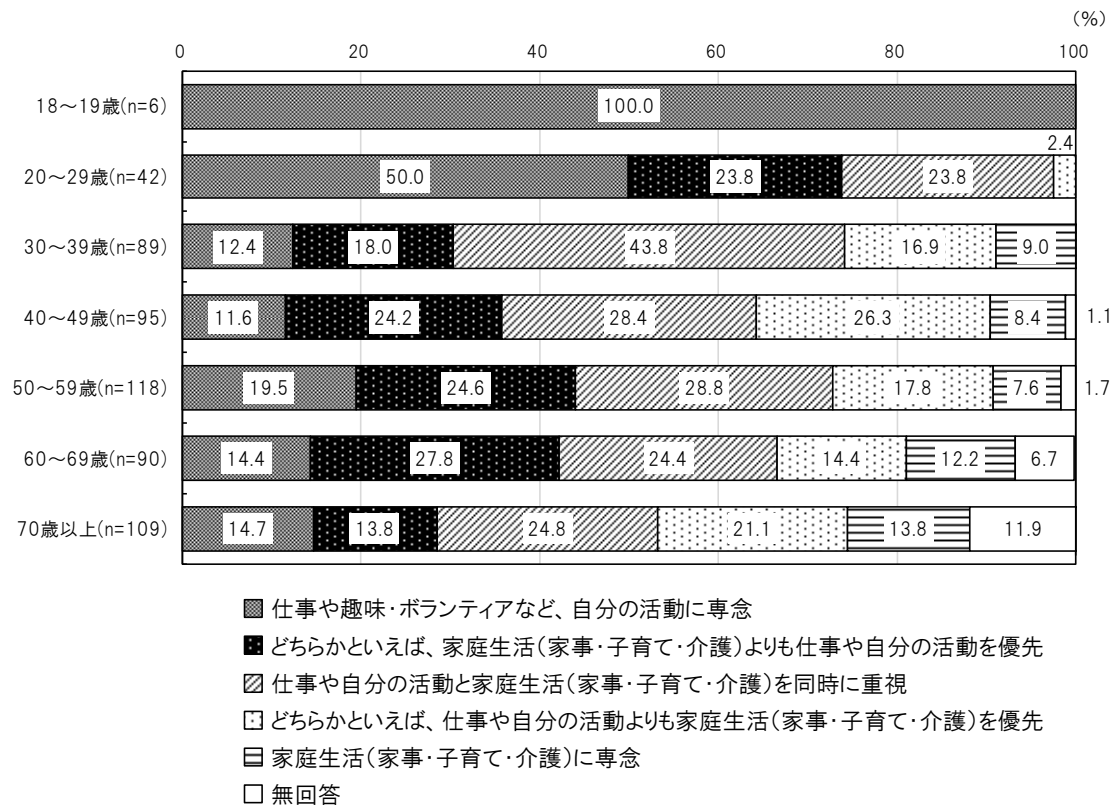
■埼玉県の調査との比較

現実として家庭生活で優先することについて、朝霞市では「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」(18.4%)とする割合が埼玉県全体よりも 11.1 ポイント上回っている一方で、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(29.0%)とする割合が 14.7 ポイント下回っています。

朝霞市の女性は「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」(13.2%)とする割合が埼玉県全体よりも 7.3 ポイント上回っており、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(30.8%)とする割合が 9.5 ポイント下回っています。

朝霞市の男性は「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」(25.8%)が埼玉県よりも 16.3 ポイント上回っており、「仕事と家庭生活を同時に重視」(26.6%)とする割合が 21.1 ポイント下回っています。

図表 49 家庭生活で優先すること(現実、年齢別)



■年齢別の回答傾向

現実として家庭生活で優先することについて、18～19歳はすべての人が「仕事や趣味・ボランティアなど自分の活動に専念」と回答しています。20～29歳は半数の人が「仕事や趣味・ボランティアなど自分の活動に専念」(50.0%)とし、次いで「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」がともに23.8%となっています。

30～39歳で最も高いのは「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(43.8%)で、他の選択肢はほぼ均等に分布しています。

40～49歳は「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(28.4%)と「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」(26.3%)が高くなっています。

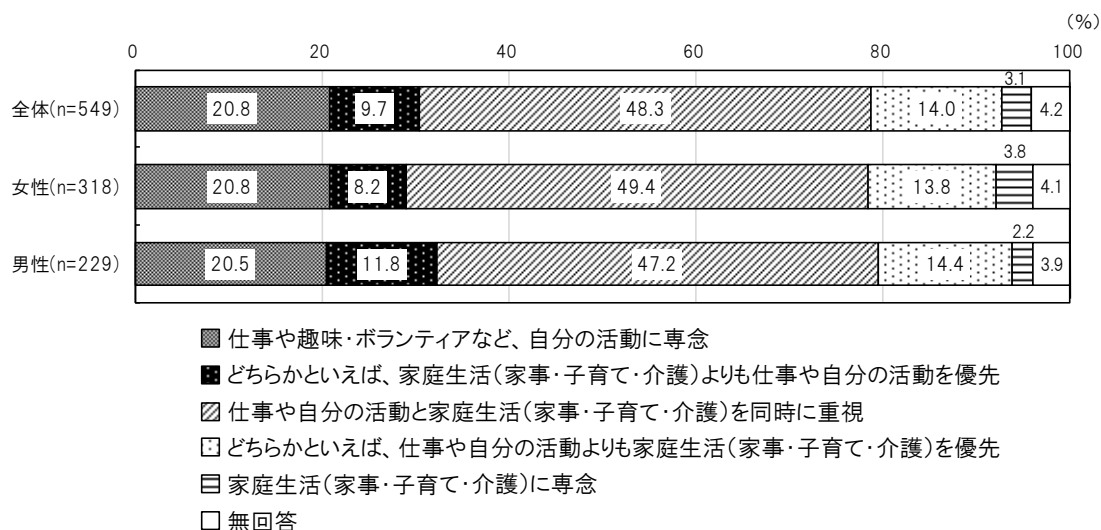
50～59歳は「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(28.8%)が最も高く、次いで「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」(24.6%)が続いています。

60～69歳は「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」(27.8%)が最も高く、次いで「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(24.4%)が続いています。

70歳以上は「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(24.8%)が最も高く、次いで「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」(21.1%)が続いています。

(5)－②希望

図表 50 家庭生活で優先すること(希望・全体・性別)



■全体の回答傾向

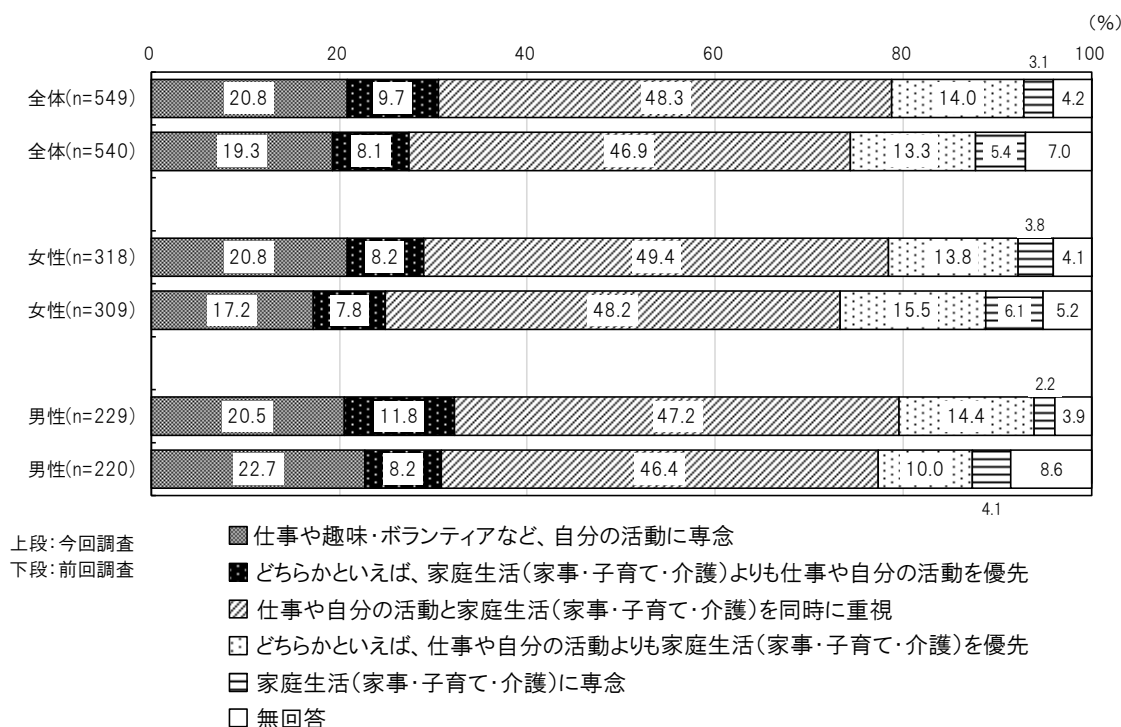
希望として家庭生活で優先することについて、最も多くの人が「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(48.3%)することを望んでいることがわかります。次いで、「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」(20.8%)や「どちらかといえば、仕事よりも家庭生活を優先」(14.0%)が支持されています。

一方で、「家庭生活に専念」(3.1%)や「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」(9.7%)という意見は比較的少ない割合となっています。

■性別の回答傾向

男女ともに「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(女性:49.4%、男性:47.2%)と回答する割合が高くなっています。そのほかの割合も男女で大きな違いは見られませんが、「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」(女性:8.2%、男性:11.8%)については、男性の方が3.6ポイント上回る結果となっています。

図表 51 家庭生活で優先すること(希望、前回調査との比較)



■前回調査(令和元年度)との比較

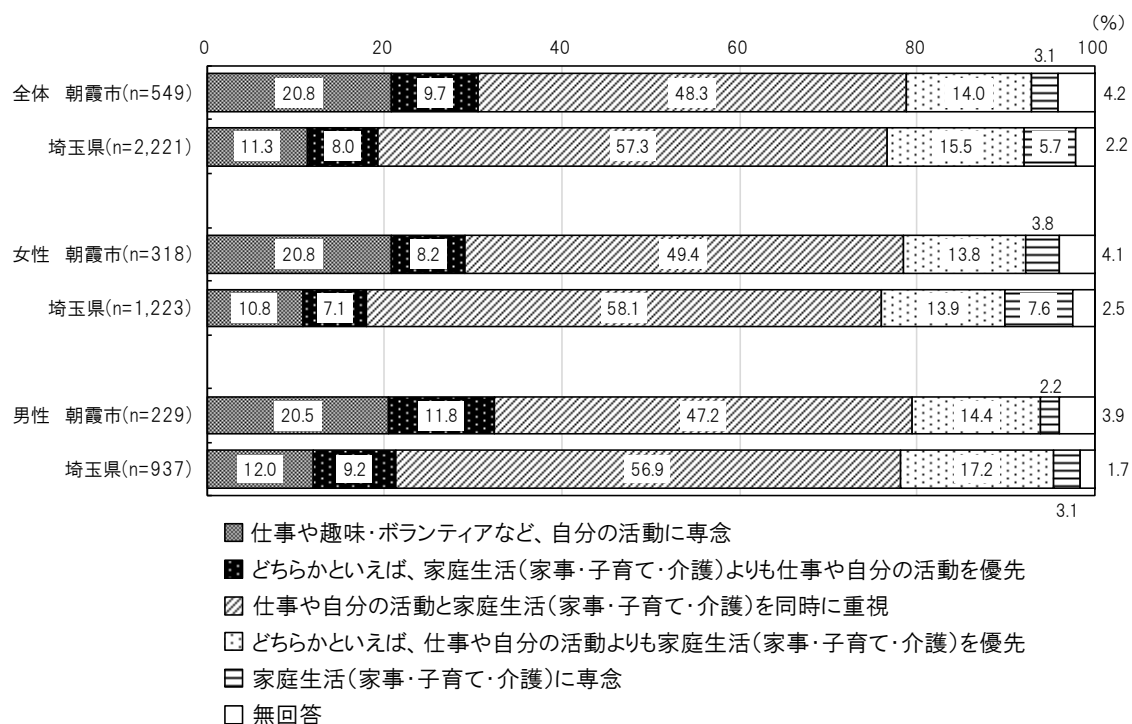
前回調査と比較して、「家庭生活に専念」(前回:5.4%、今回:3.1%)とする割合は 2.3 ポイント減少しています。そのほかの項目についてはすべて増加しています。

■性別の回答傾向

女性は「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」(前回:17.2%、今回:20.8%)とする割合が 3.6 ポイント増加し、「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」(前回:15.5%、今回:13.8%)と「家庭生活に専念」(前回:6.1%、今回:3.8%)とする割合が減少しています。

男性は「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」(前回:8.2%、今回:11.8%)と「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」(前回 10.0%、今回:14.4%)とする割合が増加している一方、「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」(前回:22.7%、今回:20.5%)と「家庭生活に専念」(前回 4.1%、今回:2.2%)とする割合が減少しています。

図表 52 家庭生活で優先すること(希望、埼玉県との比較)



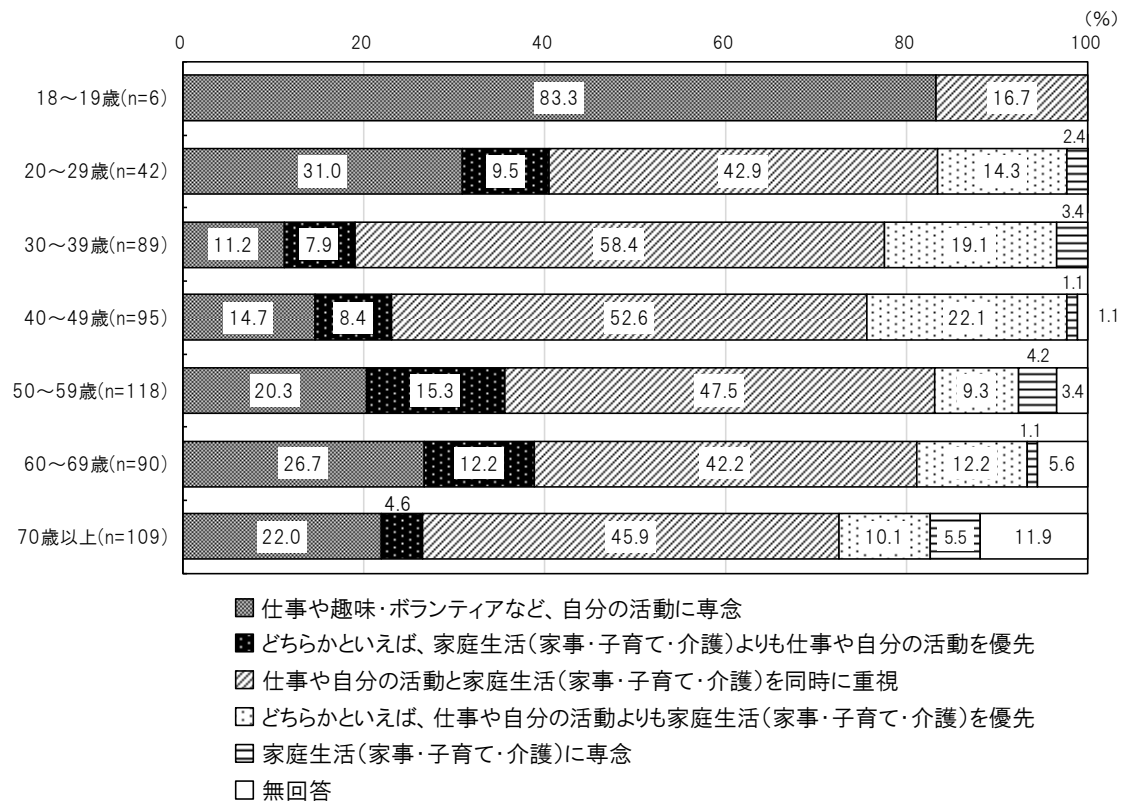
■埼玉県の調査との比較

希望として家庭生活で優先することについて、埼玉県の調査と比べると、朝霞市では「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」(20.8%)とする割合が埼玉県全体よりも 9.5 ポイント高く、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(48.3%)とする割合が 9.0 ポイント低いです。

朝霞市の女性は「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」(20.8%)とする割合が埼玉県全体よりも 10.0 ポイント高く、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(49.4%)とする割合が 8.7 ポイント低いです。

朝霞市の男性は「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」(20.5%)とする割合が埼玉県全体よりも 8.5 ポイント高く、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」(47.2%)とする割合が 9.7 ポイント低いです。

図表 53 家庭生活で優先すること(希望、年齢別)



■年齢別の回答傾向

希望として家庭生活で優先することについて年齢別にみると、ほとんどの年代で「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」と回答する割合が最も高くなっています。特に 30～39 歳と 40～49 歳では過半数を占めています。18～19 歳のみ「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」(83.3%)の回答が最も高くなっています。

「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」に次ぐ項目については、20～29 歳は「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」(31.0%)となっています。

30～39 歳、40～49 歳は、「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」の割合が2番目に高くなっています。子育てが忙しい年代であることが影響していると考えられます。

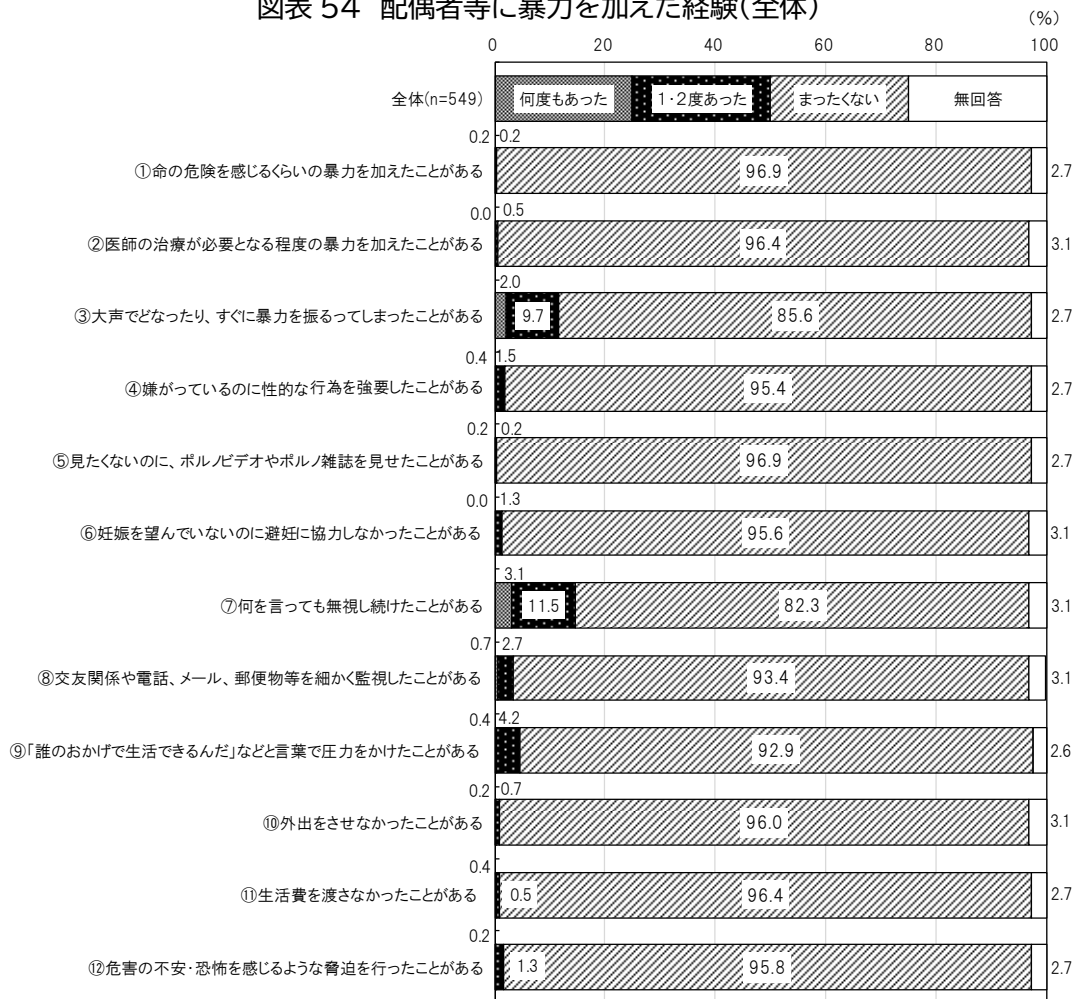
50 歳以上の年代では、「仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念」が2番目に高くなっています。

3. 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)について

(1) 配偶者等に暴力を加えた経験

問 13 あなたは、これまでにあなたの夫や妻(事実婚や別居中、離婚後を含む)、婚約者、恋人、パートナーなど、親密な関係の相手に対して、次のような行為をしたことがありますか。
(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

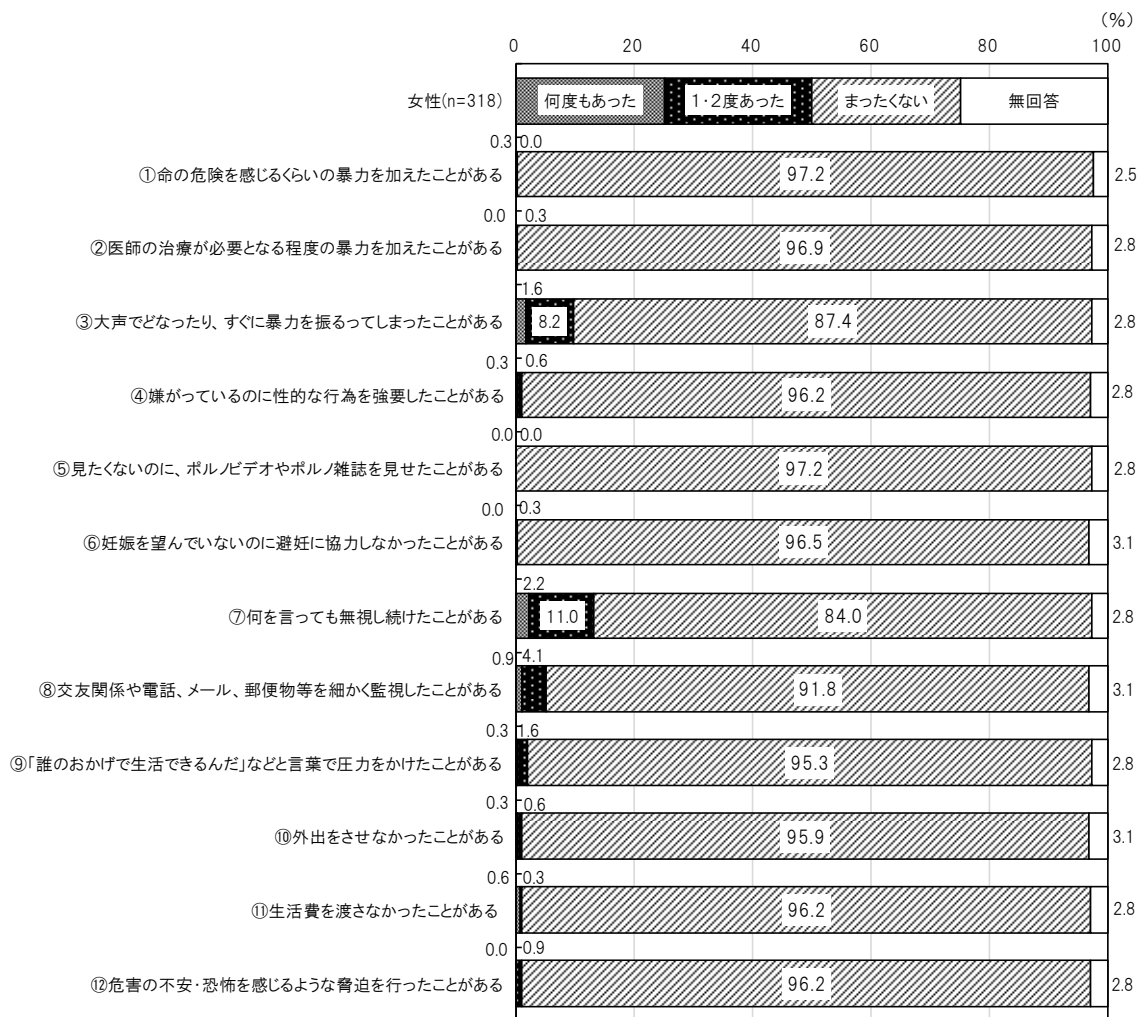
図表 54 配偶者等に暴力を加えた経験(全体)



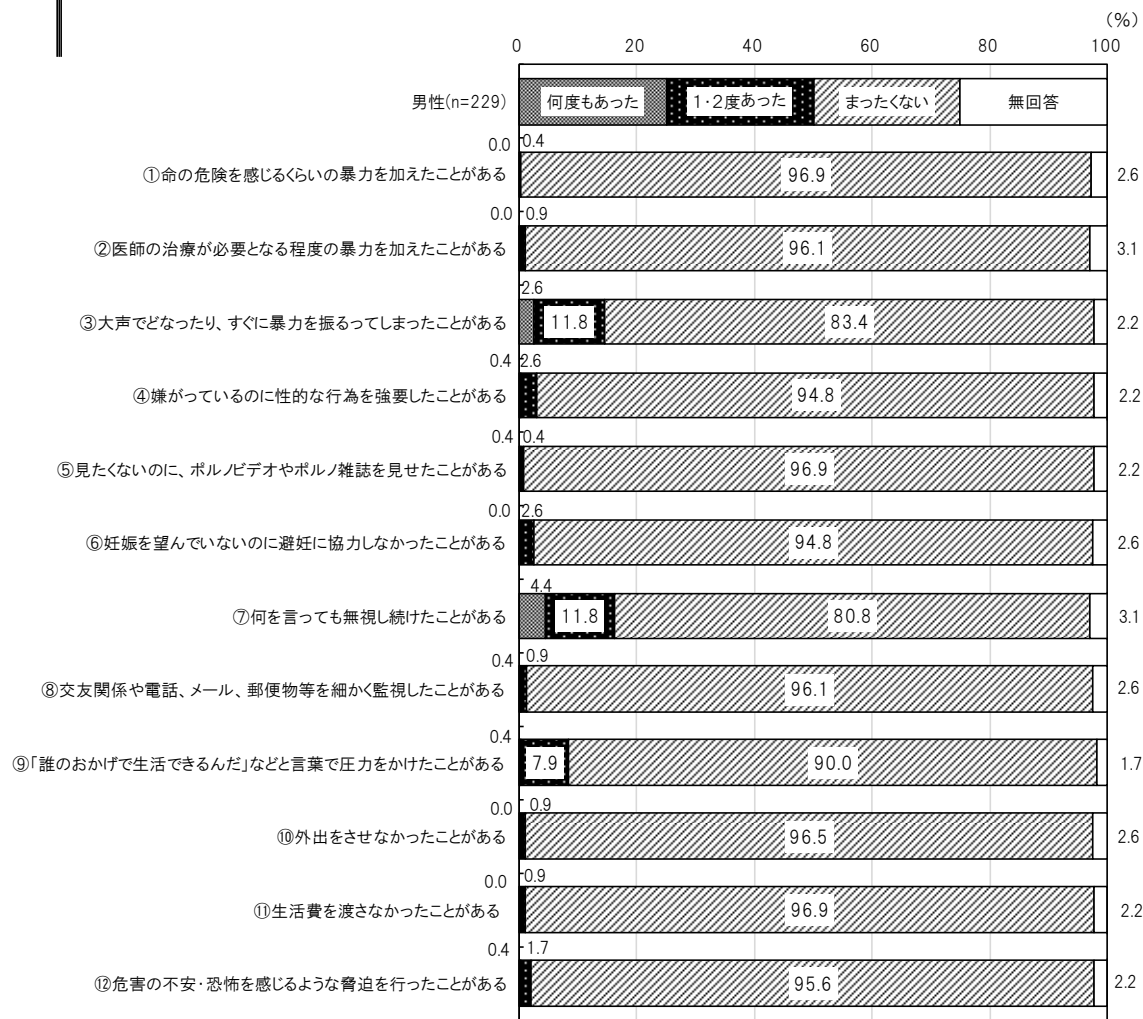
■ 全体の回答傾向

配偶者等に暴力を加えた経験について、「何度もあった」と「1・2度あった」の合計を高い順にみると、「⑦何を言っても無視し続けたことがある」が14.6%、「③大声でどなったり、すぐに暴力を振るってしまったことがある」が11.7%、「⑨『誰のおかげで生活できるんだ』などと言葉で圧力をかけたことがある」が4.6%となっています。また、「①命の危険を感じるくらいの暴力を加えたことがある」ことについては、「何度もあった」と「1・2度あった」の合計は0.4%、「②医師の治療が必要となる程度の暴力を加えたことがある」は0.5%で、配偶者等に生命や健康を脅かすほどの暴力を加えた経験のある人は少なからずいることがわかります。

図表 55 配偶者等に暴力を加えた経験(女性)



図表 56 配偶者等に暴力を加えた経験(男性)



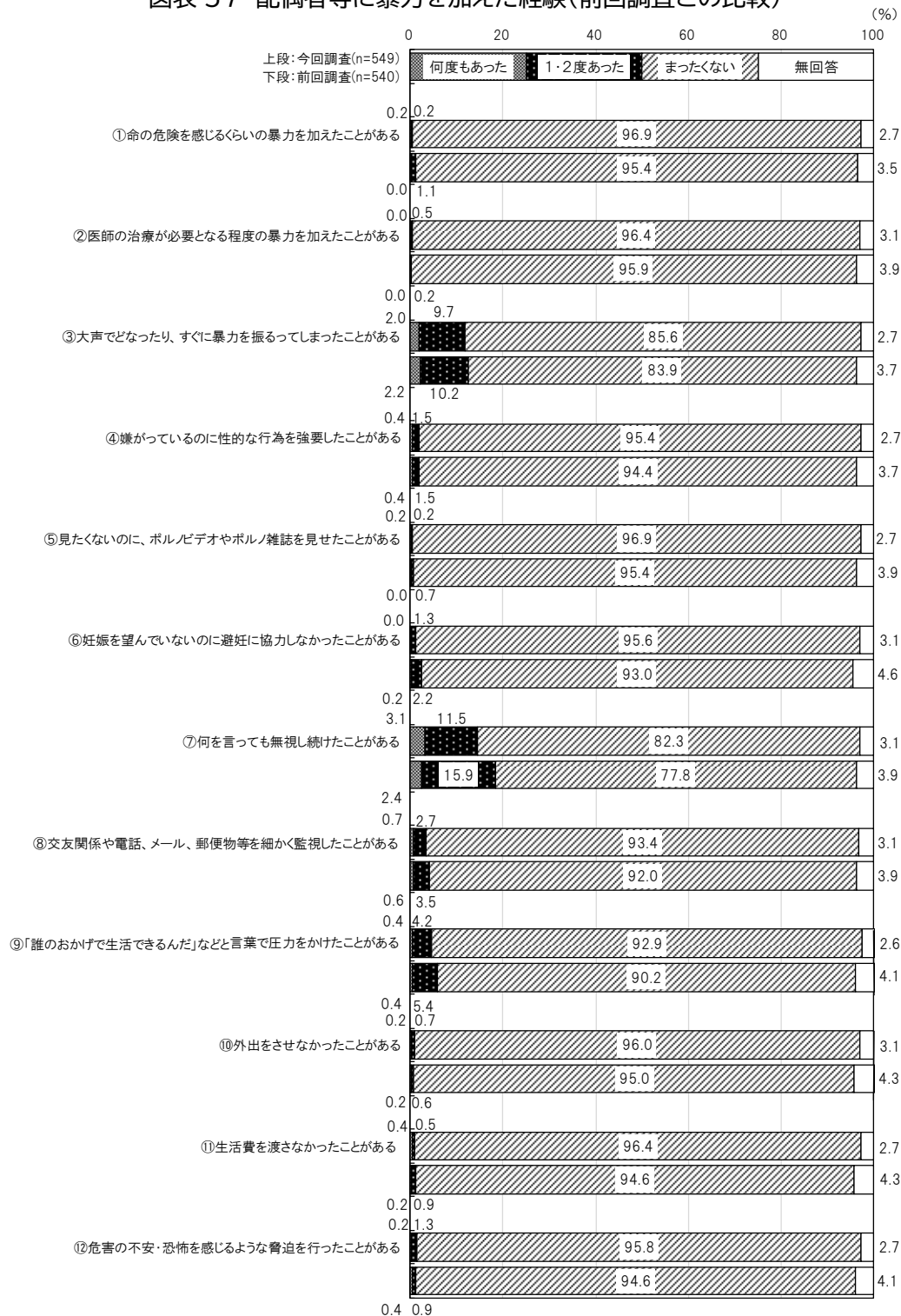
■性別の回答傾向

性別でみると、男女ともに、「何どもあった」と「1・2度あった」の合計が多い項目の上位が「⑦何を言っても無視し続けたことがある」、「③大声でどなったり、すぐに暴力を振るってしまったことがある」であることは共通しています。

「何どもあった」と「1・2度あった」の合計で最も男女差が大きかった項目は「⑨「誰のおかげで生活できるんだ」など言葉で圧力をかけたことがある」で、女性が1.9%、男性が8.3%と男性が6.4ポイント上回っています。次いで「③大声でどなったり、すぐに暴力を振るってしまったことがある」となり、女性が9.8%、男性が14.4%と男性が4.6ポイント上回っています。

ほとんどの項目で男性の方が女性よりも高い割合でDV加害行為があったことがわかりますが、「⑧交友関係や電話、メール、郵便物等を細かく監視したことがある」については女性が5.0%、男性が1.3%で、女性の方が3.7ポイント上回っています。

図表 57 配偶者等に暴力を加えた経験(前回調査との比較)



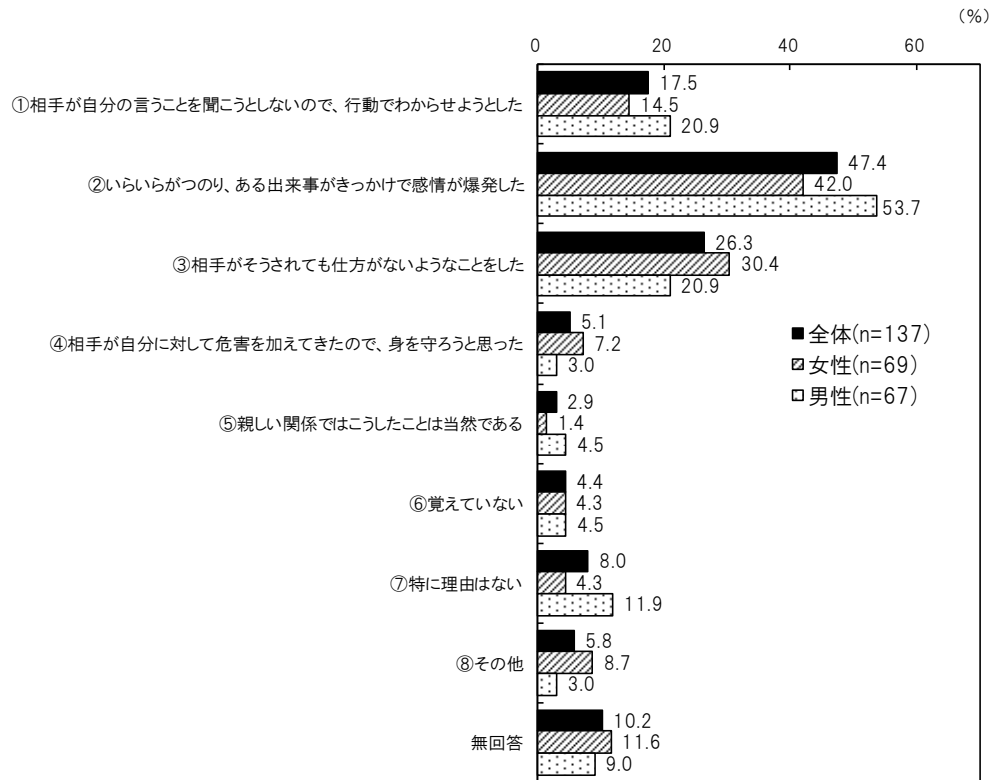
■ 前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べ、おおむねどの項目においても「何度もあった」「1・2度あった」の回答が減少、「まったくない」の回答が増加しています。

(2) 配偶者等に暴力を加えた理由

問 13-1 問 13(①から⑩まで)の答えで、1つでも「何度もあった」又は「1・2 度あった」に○をつけた方におたずねします。あなたが問 13 であげたような行為をするに至ったきっかけは何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

図表 58 配偶者等に暴力を加えた理由(全体・性別)



■全体の回答傾向

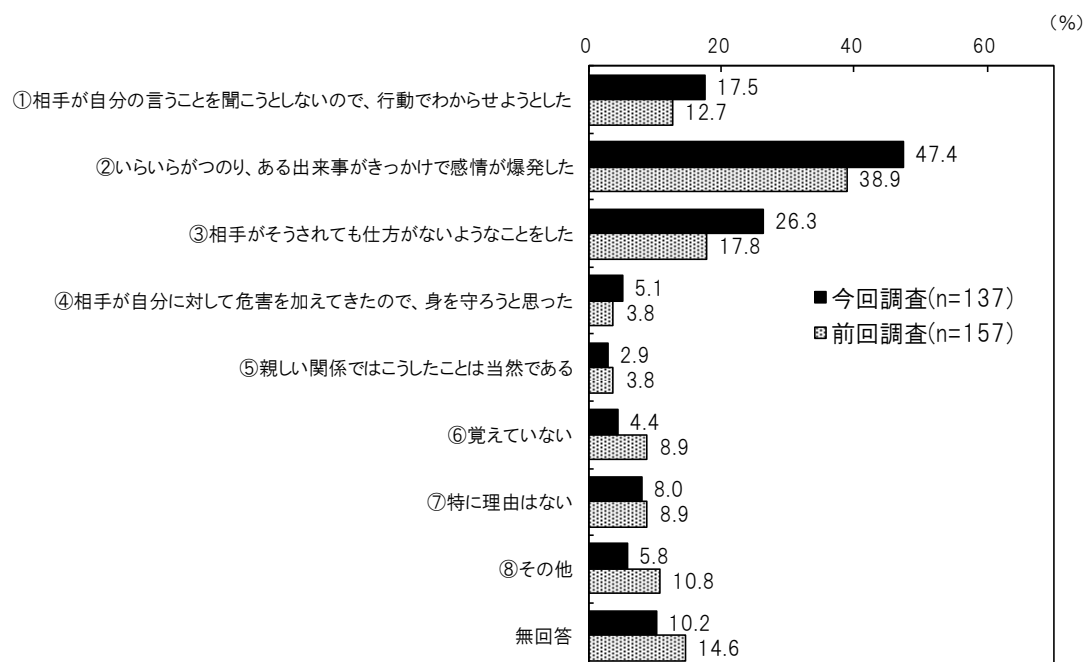
配偶者等に暴力を加えた理由について、「②いろいろながつり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した」が 47.4%、次いで、「③相手がそうされても仕方がないようなことをした」が 26.3%、「①相手が自分の言うことを聞こうとしないので、行動でわからせようとした」が 17.5%で上位となっています。

「⑧その他」の具体的な内容として、「若い頃の性格」、「不信感から」などがあげられています。

■性別の回答傾向

性別でみると、男女ともに「②いろいろながつり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した」(女性:42.0%、男性:53.7%)が最も高くなっています。この項目は男性が女性を 11.7 ポイント上回っています。「③相手がそうされても仕方がないようなことをした」は女性が 30.4%、男性が 20.9%で、女性が男性を 9.5 ポイント上回っています。「①相手が自分の言うことを聞こうとしないので、行動でわからせようとした」は男性が 20.9%、女性が 14.5%で、男性が女性を 6.4 ポイント上回っています。

図表 59 配偶者等に暴力を加えた理由(前回調査との比較)



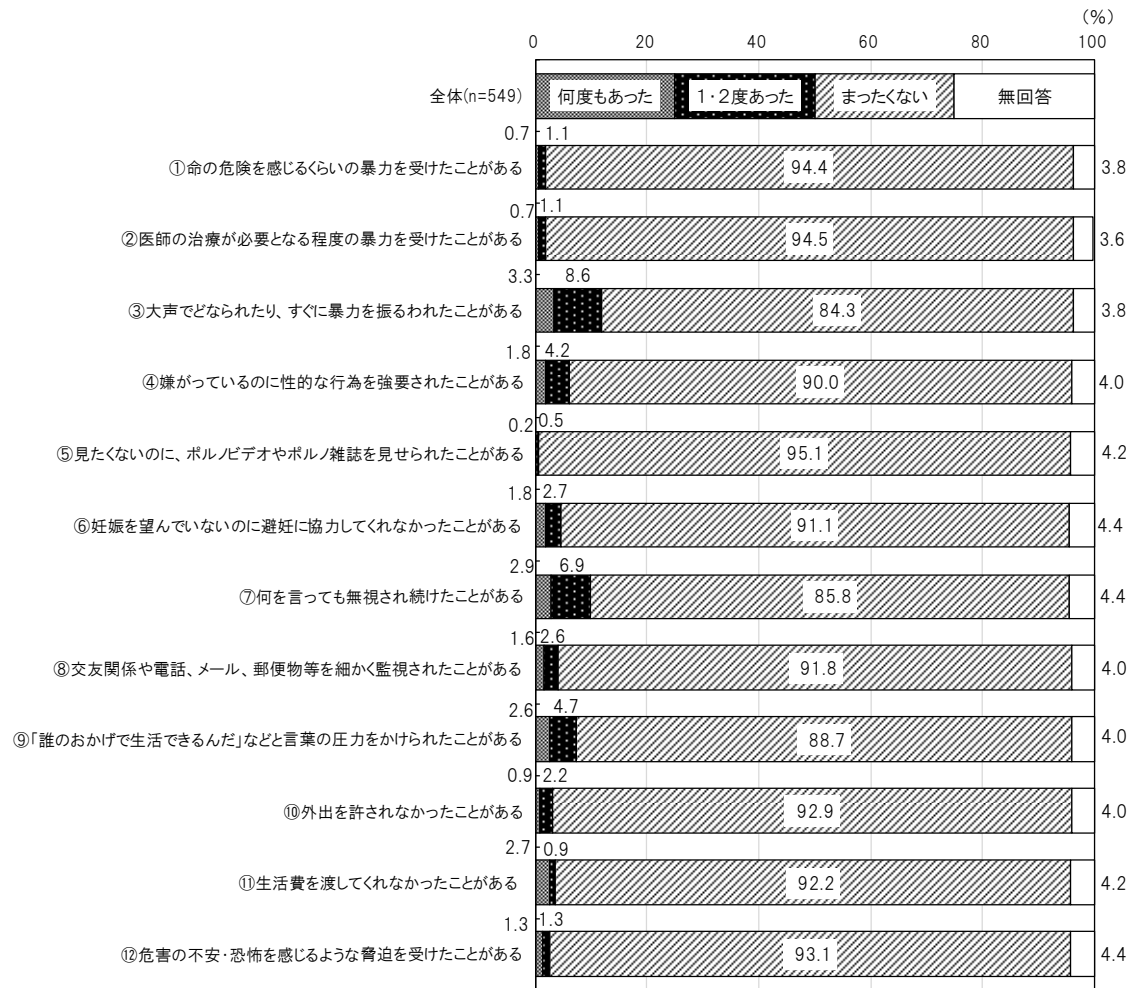
■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べると、「②いらいらがつのり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した」が最も高く、次いで「③相手がそうされても仕方がないようなことをした」「①相手が自分の言うことを聞こうとしないので、行動でわからせようとした」の順に高くなっていることは同じですが、いずれも前回よりも今回の方が高くなっています。一方、下位項目においては減少傾向にあります。

(3)配偶者等から暴力を受けた経験

問 14 あなたは、これまでにあなたの夫や妻(事実婚や別居中、離婚後を含む)、婚約者、恋人、パートナーなど、親密な関係の相手から、次のようなことを受けたことがありますか。(それぞれ、あてはまる番号 1 つだけに○)

図表 60 配偶者等から暴力を受けた経験(全体)

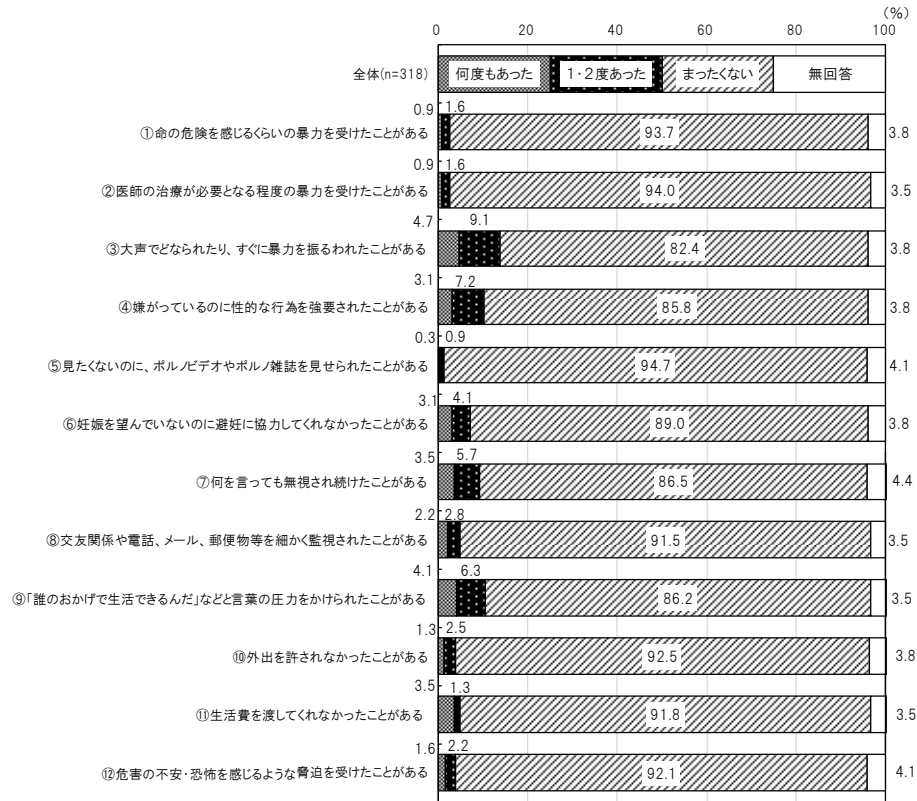


■全体の回答傾向

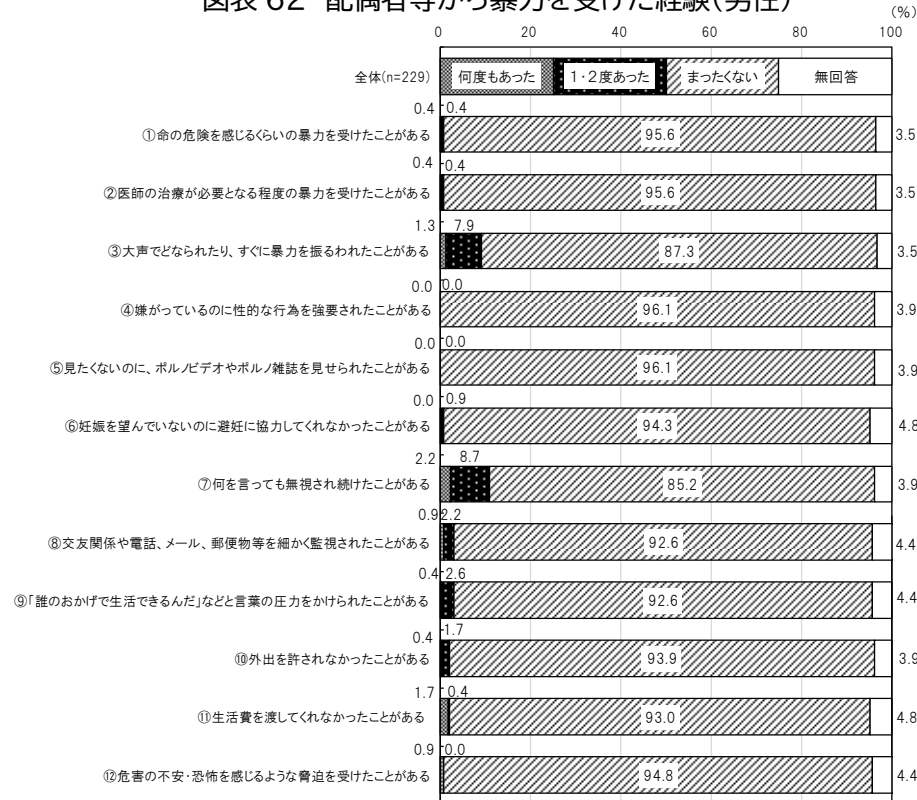
配偶者等から暴力を受けた経験について、「何度もあった」と「1・2度あった」の合計を高い順にみると、「③大声でどなられたり、すぐに暴力を振るわれたことがある」が 11.9%、「⑦何を言っても無視され続けたことがある」が 9.8%、「⑨「誰のおかげで生活できるんだ」などと言葉の圧力をかけられたことがある」が 7.3%となっています。

また、「①命の危険を感じるくらいの暴力を受けたことがある」、「②医師の治療が必要となる程度の暴力を受けたことがある」が 1.8%で、配偶者等から生命や健康を脅かすほどの暴力を受けた経験のある人は少なからずいることがわかります。

図表 61 配偶者等から暴力を受けた経験(女性)



図表 62 配偶者等から暴力を受けた経験(男性)

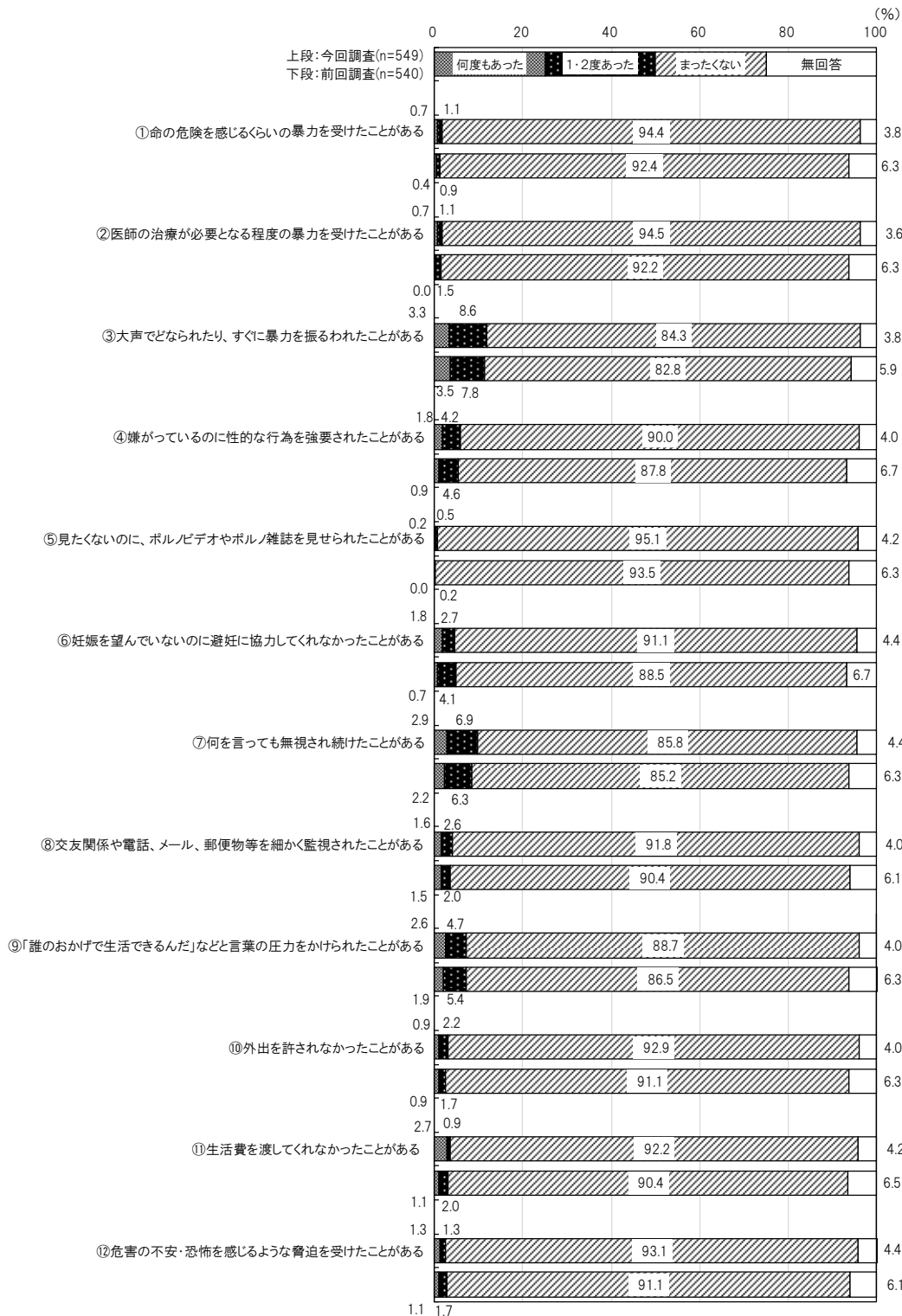


■性別の回答傾向

性別でみると、ほとんどの項目において女性は男性と比べて暴力を受けた経験(「何度もあった」と「1・2 度あった」の合計)の回答割合が高い傾向がみられます。特に、「④嫌がっているのに性的な行為を強要されたことがある」は女性が 10.3%で男性(0%)を 10.3 ポイント、「⑨「誰のおかげで生活できるんだ」などと言葉の圧力をかけられたことがある」は女性が 10.4%で男性(3.0%)を 7.4 ポイント上回っています。

一方、「⑦何を言っても無視され続けたことがある」は、男性の被害が女性の被害を上回っている唯一の項目です。女性が 9.2%であるのに対して男性は 10.9%で、男性の方が 1.7 ポイント上回っています。

図表 63 配偶者等から暴力を受けた経験(前回調査との比較)



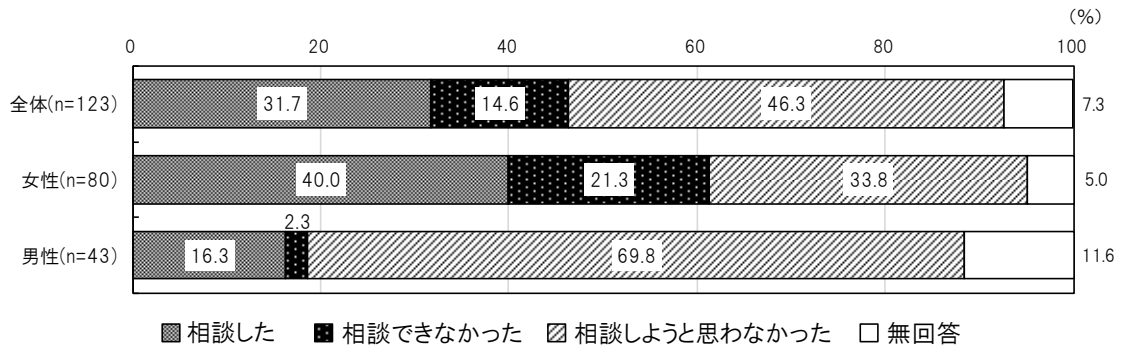
■ 前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べ、すべての項目において「まったくない」の割合が増加しています。一方で、「何度もあった」の割合もほとんどの項目において増加傾向がみられます。

(4)暴力を受けた時の相談の有無

問 14-1 問 14 (①から⑫まで)の答えで、1つでも「何度もあった」又は「1・2 度あった」に○をつけた方におたずねします。夫や妻(事実婚や別居中、離婚後を含む)、婚約者、恋人、パートナーなど、親密な関係の相手から問 14 のような内容の暴力等を受けたとき、一度でも誰かに相談しましたか。(あてはまる番号1つだけに○)

図表 64 暴力を受けた時の相談の有無(全体・性別)



■全体の回答傾向

暴力を受けた時の相談の有無について、「相談しようと思わなかった」が 46.3%で最も高く、「相談した」が 31.7%、「相談できなかった」が 14.6%となっています。

■性別の回答傾向

性別でみると、女性は「相談した」が 40.0%で男性(16.3%)を 23.7 ポイント上回っています。一方、男性は「相談しようと思わなかった」が 69.8%で女性(33.8%)を 36.0 ポイント上回っており、男性は女性と比べて、暴力を受けた時に相談しない傾向がみられます。

0 20 40 60 80 100 (%)

Group	相談した (%)	相談できなかった (%)	相談しようと思わなかった (%)	無回答 (%)
n=123	31.7	14.6	46.3	7.3
n=132	21.2	10.6	53.0	15.2
n=80	40.0	21.3	33.8	5.0
n=91	24.2	12.1	48.4	15.4
n=43	16.3	2.3	69.8	11.6
n=40	12.5	7.5	65.0	15.0

■ 相談した ■ 相談できなかった ▨ 相談しようと思わなかった □ 無回答

全体について、前回調査と比べると、「相談した」(前回:21.2%、今回:31.7%)は 10.5 ポイント増加、「相談しようと思わなかった」(前回:53.0%、今回:46.3%)が 6.7 ポイント減少しています。性別でみると、女性は「相談した」(前回:24.2%、今回:40.0%)が 15.8 ポイント増加、男性(前回:12.5%、今回:16.3%)は 3.8 ポイント増加しています。

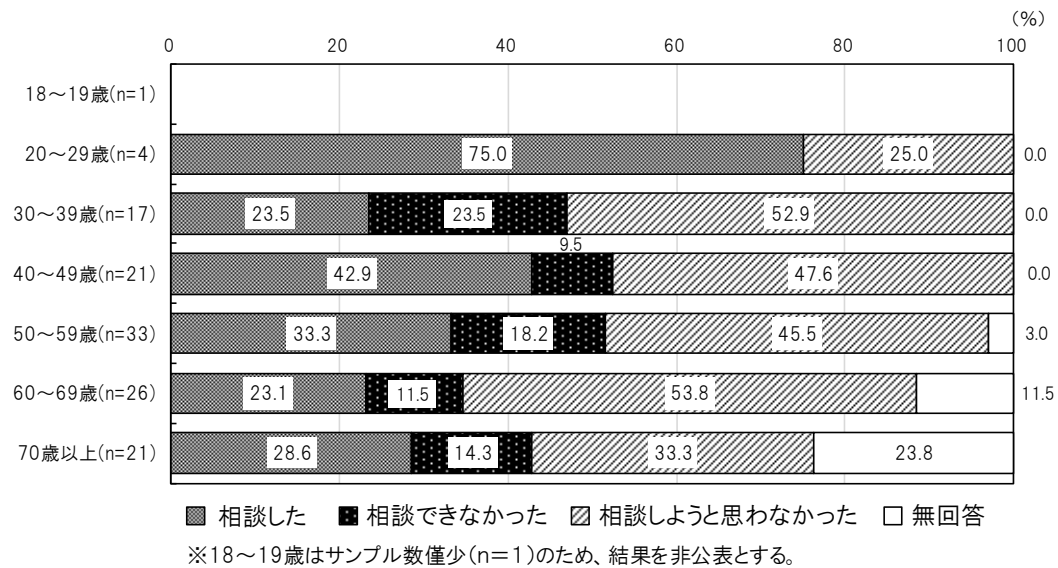
図表 6-6 暴力を受けた時の相談の有無（埼玉県との調査との比較）（％）

性別	市町村	相談した	相談できなかった	相談しようと思わなかった	無回答
全体	朝霞市(n=123)	31.7	14.6	46.3	7.3
	埼玉県(n=377)	33.2	11.9	49.1	5.8
女性	朝霞市(n=80)	40.0	21.3	33.8	5.0
	埼玉県(n=258)	42.2	12.8	38.8	6.2
男性	朝霞市(n=43)	16.3	2.3	69.8	11.6
	埼玉県(n=107)	14.0	10.3	71.0	4.7

■ 相談した ■ 相談できなかった ▨ 相談しようと思わなかった □ 無回答

73

図表 67 暴力を受けた時の相談の有無(年齢別)



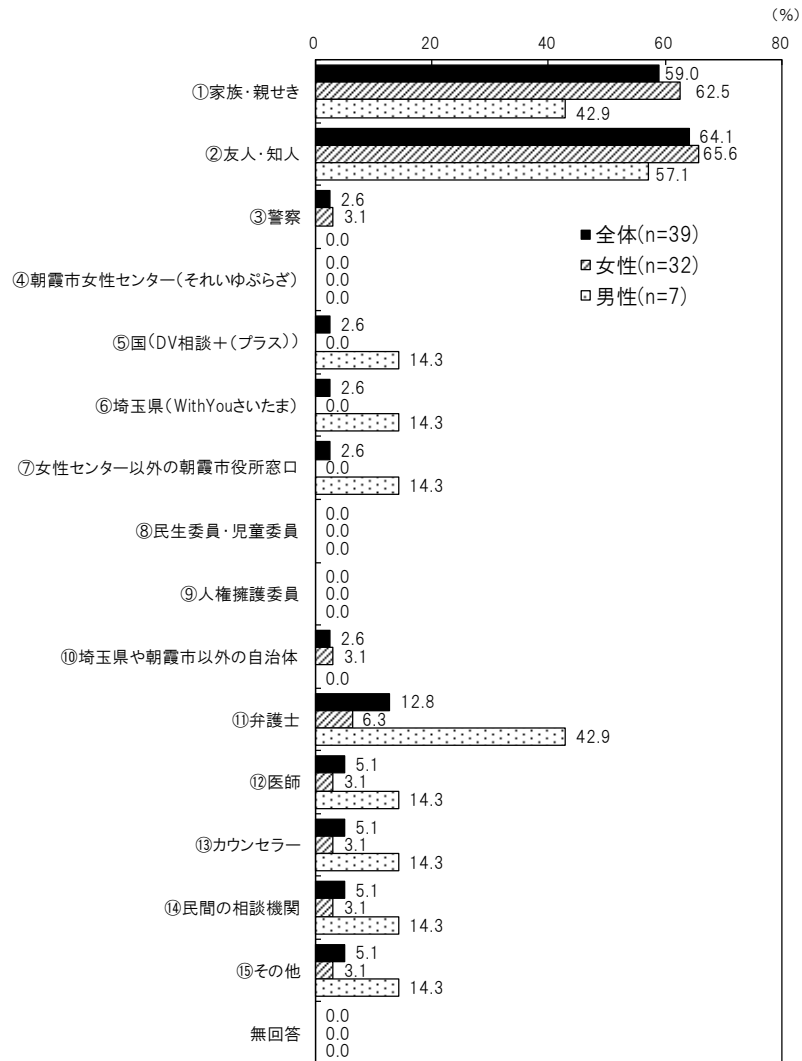
■年齢別の回答傾向

年齢別にみると、20～29歳は「相談した」が75.0%と全体の4分の3を占めています。そのほか、「相談した」が高いのは40～49歳で42.9%となっています。「相談できなかった」が最も高いのは30～39歳で23.5%、次いで50～59歳(18.2%)となっています。「相談しようと思わなかった」では60～69歳(53.8%)が最も高く、次いで30～39歳(52.9%)となっています。

(5)暴力を受けた時に相談した相手

問 14-2 問 14-1 の答えで「1 相談した」に○をつけた方におたずねします。誰(どこ)に相談しましたか。(あてはまる番号すべてに○)

図表 68 暴力を受けた時に相談した相手(全体・性別)



■全体の回答傾向

暴力を受けた時に相談した相手について、「②友人・知人」が 64.1%で最も高く、次いで「①家族・親せき」が 59.0%、「⑪弁護士」が 12.8%となっています。

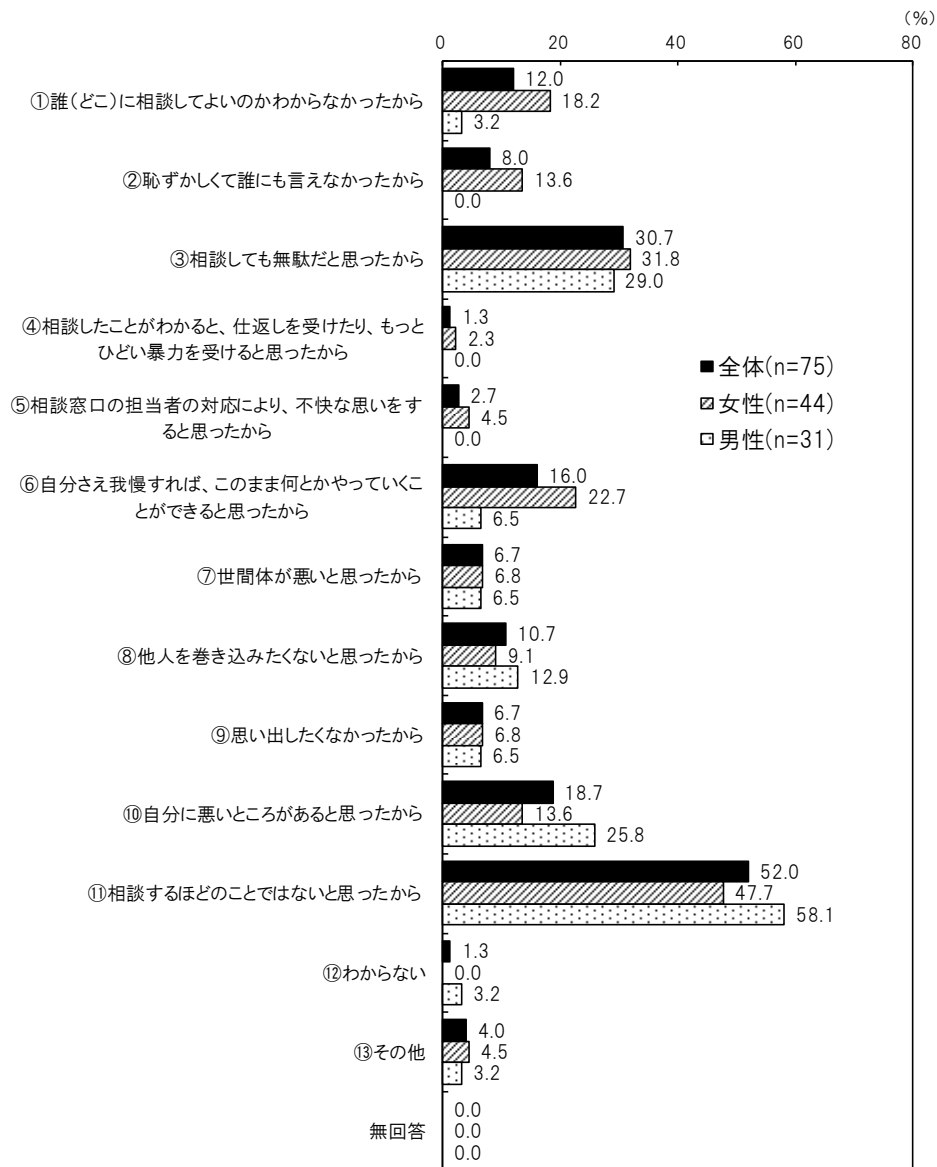
■性別の回答傾向

性別でみると、女性は「②友人・知人」が 65.6%で最も高く、次いで「①家族・親せき」が 62.5%、「⑪弁護士」が 6.3%となっています。男性は「②友人・知人」が 57.1%で最も高く、次いで「①家族・親せき」「⑪弁護士」が 42.9%となっています。

(6)暴力を受けた時に相談しなかった理由

問 14-3 問 14-1 の答えで「2 相談できなかった」「3 相談しようと思わなかった」に○をつけた方におたずねします。その理由はなぜですか。
(あてはまる番号すべてに○)

図表 69 暴力を受けた時に相談しなかった理由(全体・性別)



■全体の回答傾向

暴力を受けた時に相談しなかった理由について、「⑪相談するほどのことではないと思ったから」が 52.0%で最も高く、次いで「③相談しても無駄だと思ったから」が 30.7%、「⑩自分に悪いところがあると思ったから」が 18.7%で上位となっています。

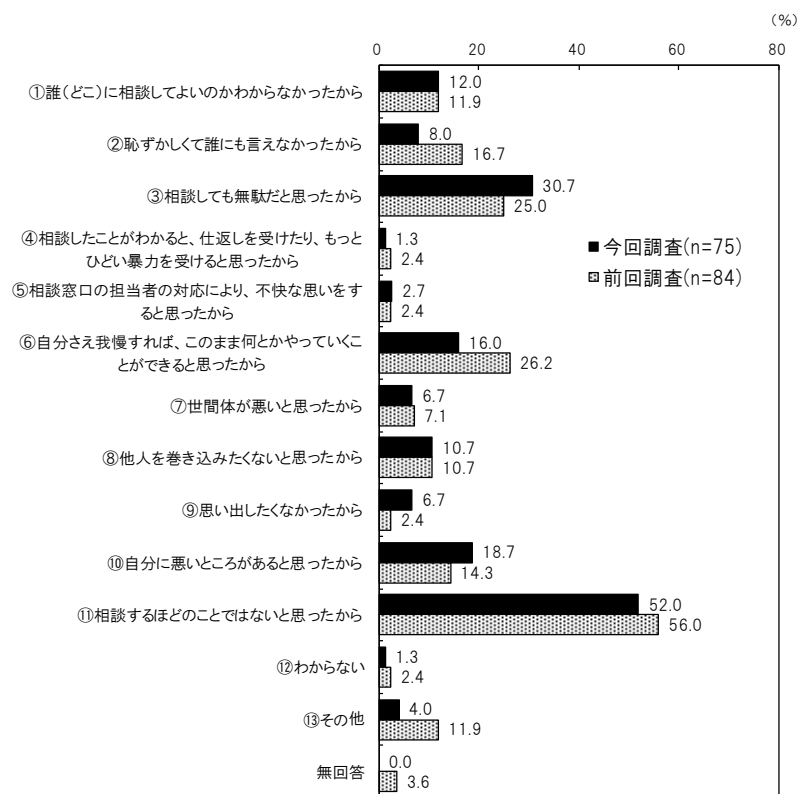
■性別の回答傾向

性別でみると、男女ともに「⑪相談するほどのことではないと思ったから」(女性:47.7%、男性:58.1%)が最も高くなっていますが、この項目は男性が女性を 10.4 ポイント上回っており、男女の意識に差が見られます。

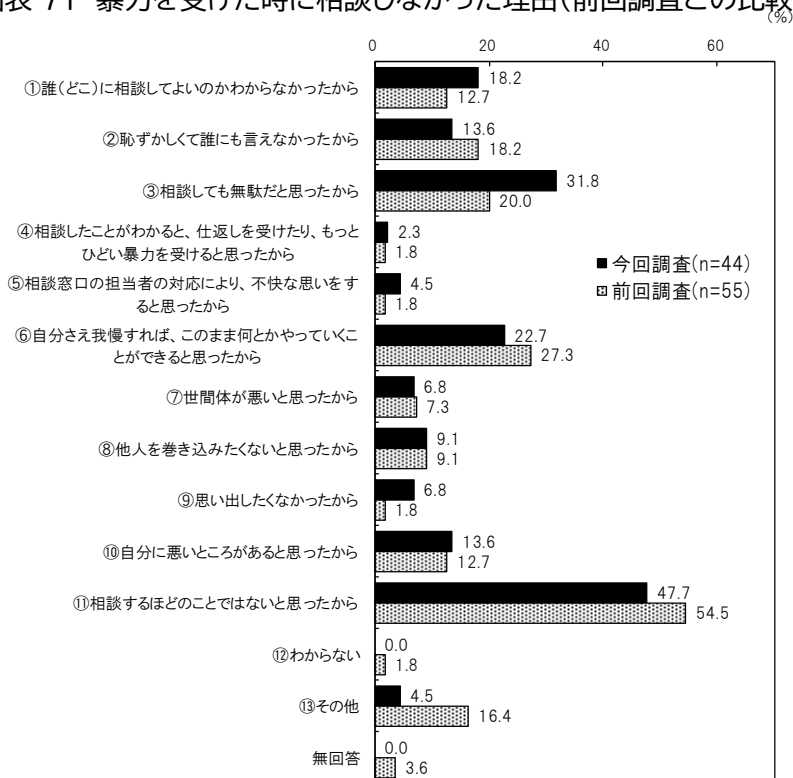
2番目に高い項目は、「③相談しても無駄だと思ったから」(女性:31.8%、男性:29.0%)です。

3番目に高い項目は、女性は「⑥自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから」(22.7%)で、男性(6.5%)と比較すると 16.2 ポイント高くなっています。一方、男性は「⑩自分に悪いところがあると思ったから」(25.8%)で、女性(13.6%)よりも 12.2 ポイント高くなっています。

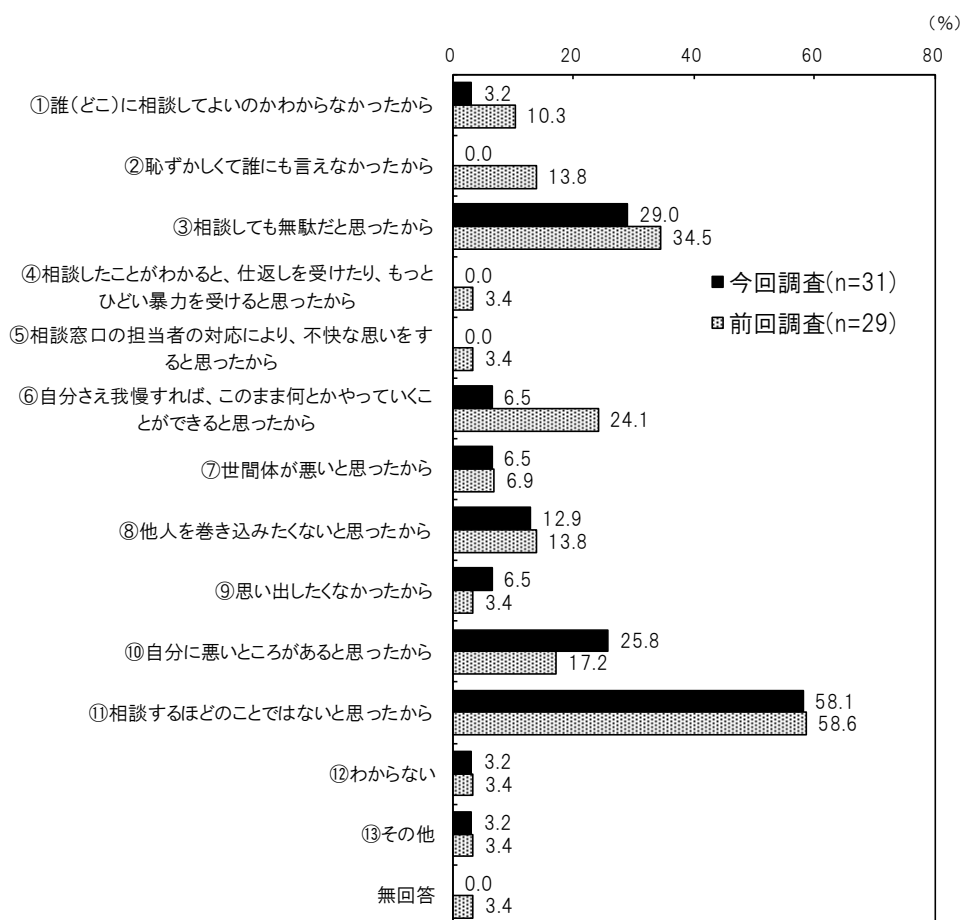
図表 70 暴力を受けた時に相談しなかった理由(前回調査との比較、全体)



図表 71 暴力を受けた時に相談しなかった理由(前回調査との比較、女性)



図表 72 暴力を受けた時に相談しなかった理由(前回調査との比較、男性)



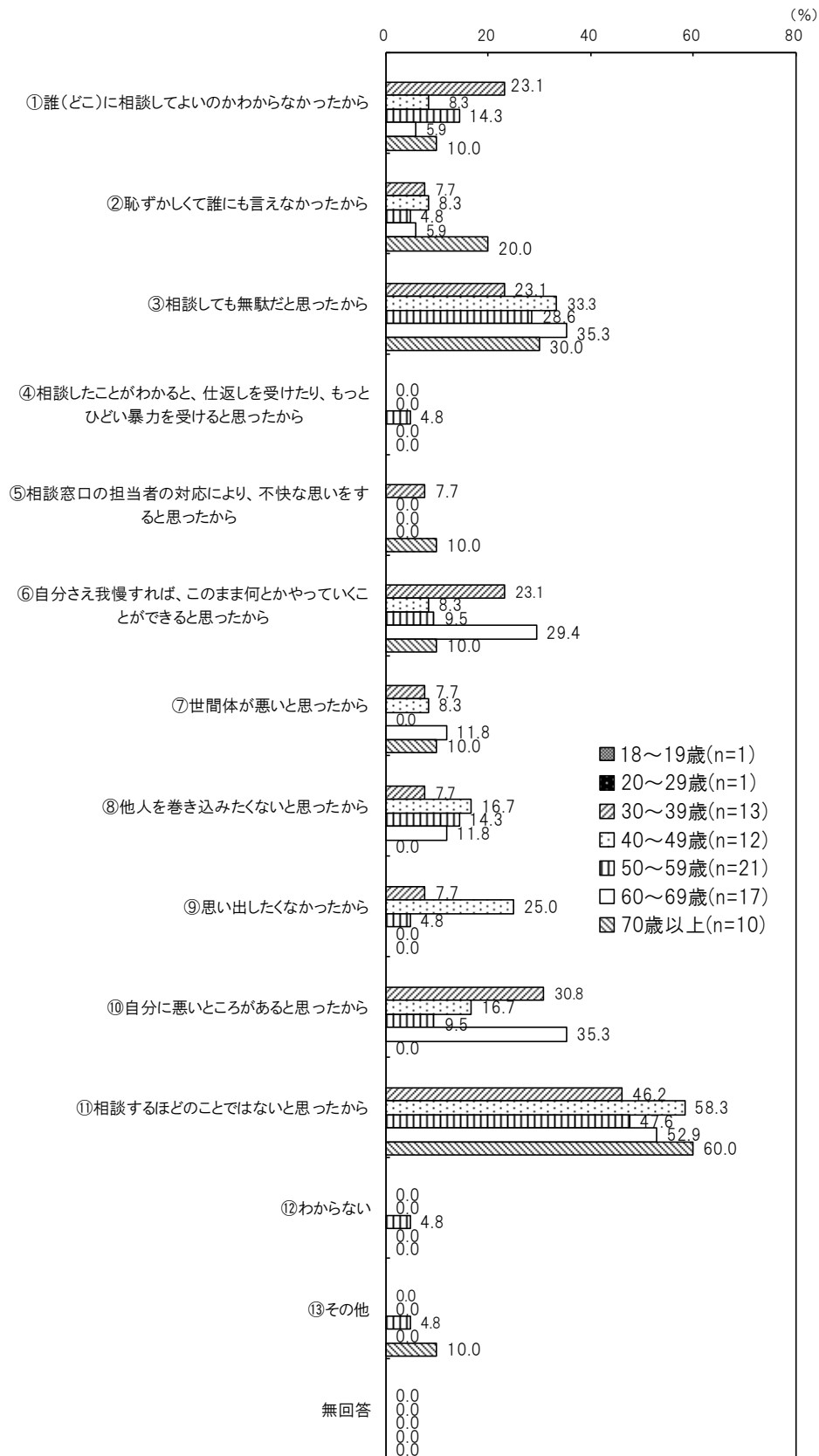
■前回調査(令和元年度)との比較

全体について、前回調査と比べて違いが最も大きかったのは「⑥自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから」となっており、前回 26.2%から今回 16.0%と 10.2 ポイント減少しています。

女性は、「③相談しても無駄だと思ったから」が前回 20.0%から今回 31.8%と 11.8 ポイント増加しています。一方、「⑪相談するほどのことではないと思ったから」は前回 54.5%から今回 47.7%と 6.8 ポイント減少、「⑥自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから」は前回 27.3%から今回 22.7%と 4.6 ポイント減少しています。

男性は「⑥自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから」が前回 24.1%から今回 6.5%に 17.6 ポイント減少、「②恥ずかしくて誰にも言えなかったから」が前回 13.8%から今回 0%に 13.8 ポイント減少しています。「⑩自分に悪いところがあると思ったから」は前回 17.2%から今回 25.8%に 8.6 ポイント増加しています。

図表 73 暴力を受けた時に相談しなかった理由(年齢別)



※18～19歳、20～29歳はサンプル数僅少(n=1)のため、結果を非公表とする。

■年齢別の回答傾向

年齢別にみると、「⑩相談するほどのことではないと思ったから」はすべての年代で40%以上に達しており、最も高い割合となっています。

30～39歳では「⑩自分に悪いところがあると思ったから」(30.8%)、「①誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから」、「③相談しても無駄だと思ったから」、「⑥自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから」(23.1%)が上位となっています。

40～49歳は「③相談しても無駄だと思ったから」(33.3%)、次いで「⑨思い出したくなかったから」(25.0%)となっています。

50～59歳では「③相談しても無駄だと思ったから」(28.6%)、「①誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから」、「⑧他人を巻き込みたくないと思ったから」(14.3%)が上位となっています。

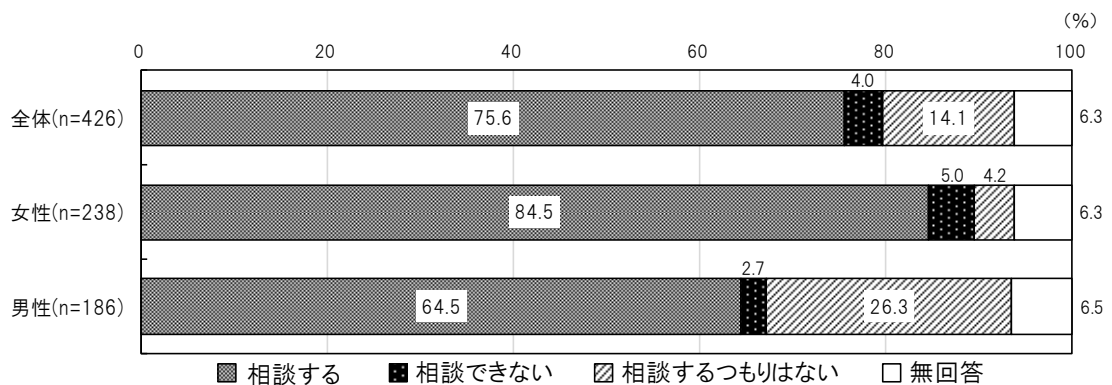
60～69歳は「③相談しても無駄だと思ったから」、「⑩自分に悪いところがあると思ったから」がそれぞれ35.3%で上位となっています。

70歳以上は「③相談しても無駄だと思ったから」(30.0%)、「②恥ずかしくて誰にも言えなかったから」(20.0%)が上位となっています。

(7)もし暴力を受けた場合に相談するかどうか

問 14-4 問 14(①から②まで)の答えで、すべて「まったくない」に○をつけた方におたずねします。もし、夫や妻(事実婚や別居中、離婚後を含む)、婚約者、恋人、パートナーなど、親密な関係の相手から問 14 のような内容の暴力等を受けたとき、誰かに相談しますか。(あてはまる番号 1 つだけに○)

図表 74 もし暴力を受けた場合に相談するかどうか
(全体・性別)



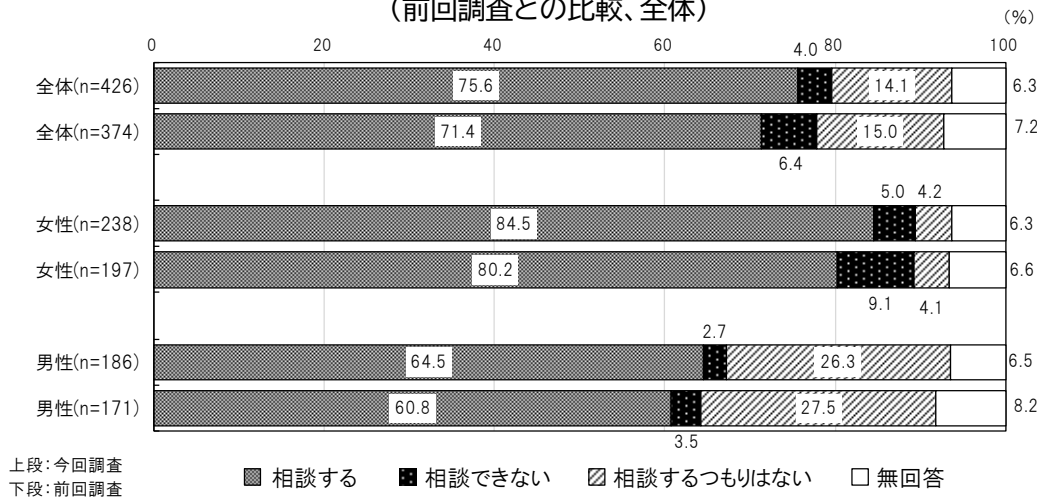
■全体の回答傾向

暴力を受けた経験がない人を対象として、もし暴力を受けた場合に相談するかどうかたずねたところ、「相談する」が 75.6%で最も高くなっています。一方、「相談するつもりはない」は 14.1%、「相談できない」は 4.0%となっています。

■性別の回答傾向

性別でみると、女性は「相談する」が 84.5%で男性(64.5%)を 20.0 ポイント上回っています。一方、男性は「相談するつもりはない」が 26.3%で女性(4.2%)を 22.1 ポイント上回っており、女性よりも男性の方が相談しないという傾向が見られます。

図表 75 もし暴力を受けた場合に相談するかどうか
(前回調査との比較、全体)

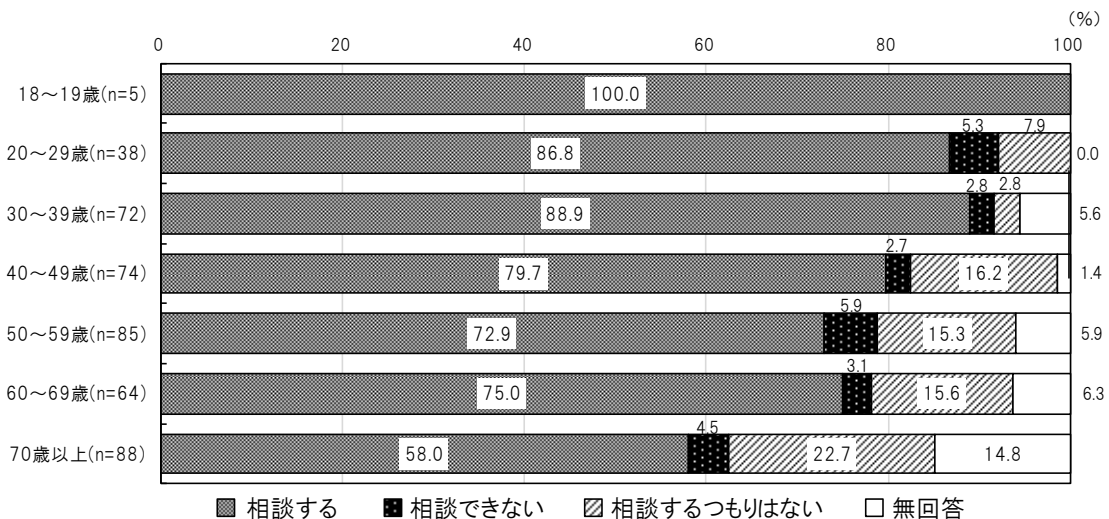


■ 前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べて「相談する」と回答する割合が前回 71.4%から今回 75.6%に 4.2 ポイント増加し、「相談できない」(前回:6.4%、今回:4.0%)や「相談するつもりはない」(前回:15.0%、今回:14.1%)と回答する割合が減少しています。

女性は「相談する」と回答する割合が前回 80.2%から今回 84.5%に 4.3 ポイント増加し、「相談できない」(前回:9.1%、今回:5.0%)と回答する割合が 4.1 ポイント減少しています。男性は「相談する」と回答する割合が前回 60.8%から今回 64.5%に 3.7 ポイント増加し、「相談できない」(前回:3.5%、今回:2.7%)や「相談するつもりはない」(前回:27.5%、今回:26.3%)と回答する割合が減少しています。

図表 76 もし暴力を受けた場合に相談するかどうか(年齢別)



■ 年齢別の回答傾向

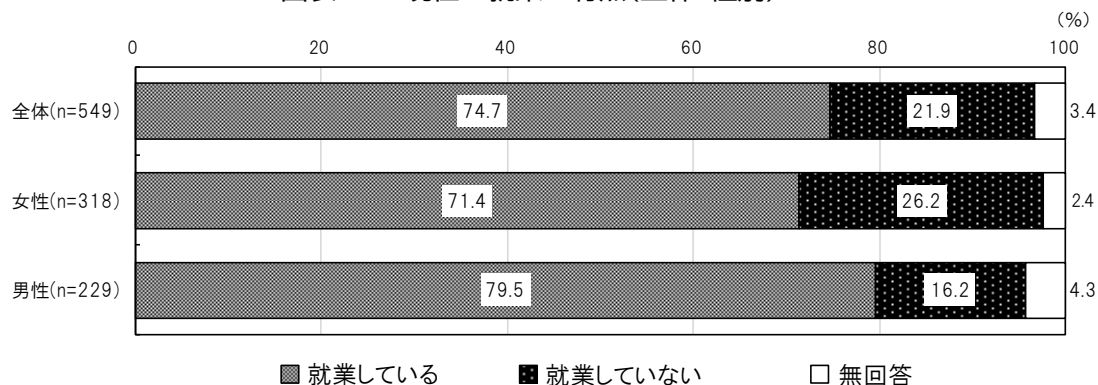
年齢別にみると、おおむね年齢が低いほど「相談する」が高く、年齢が高いほど「相談するつもりはない」が高い傾向がみられます。

4. 就業状況について

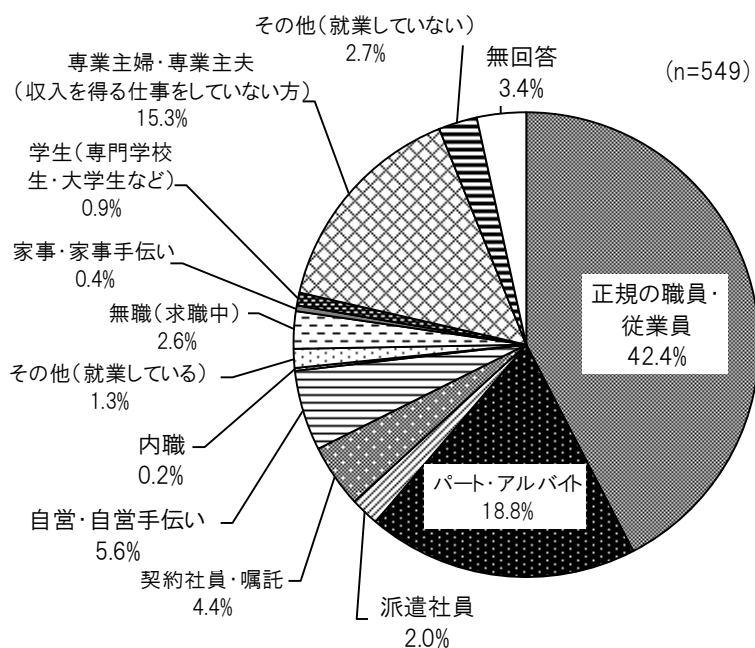
(1) 就業状況

問 15 あなたの就業状況についておたずねします。(あてはまる番号1つだけに○)

図表 77 現在の就業の有無(全体・性別)



図表 78 就業状況(全体)

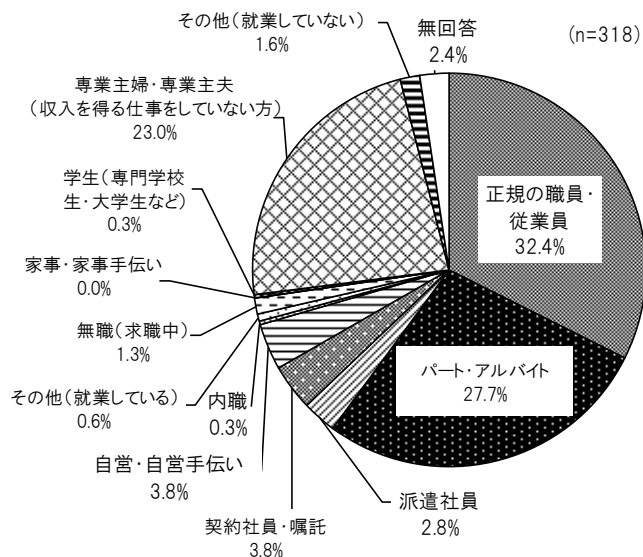


■全体の回答傾向

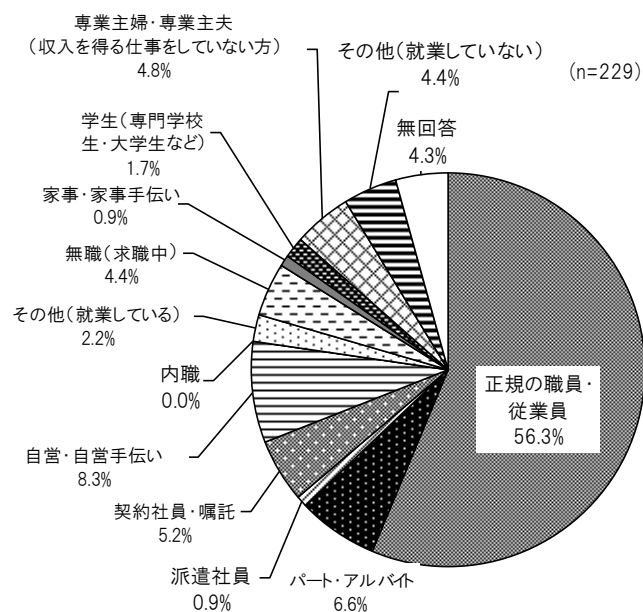
現在の就業の有無について、「就業している」が 74.7%、「就業していない」が 21.9%となっています。

就業状況については、「正規の職員・従業員」が 42.4%で最も高く、次いで「パート・アルバイト」(18.8%)、「専業主婦・専業主夫(収入を得る仕事をしていない方)」(15.3%)が上位となっています。

図表 79 就業状況(女性)



図表 80 就業状況(男性)



■性別の回答傾向

現在の就業の有無については、男性は「就業している」が 79.5%で、女性(71.4%)よりも 8.1 ポイント高くなっています。

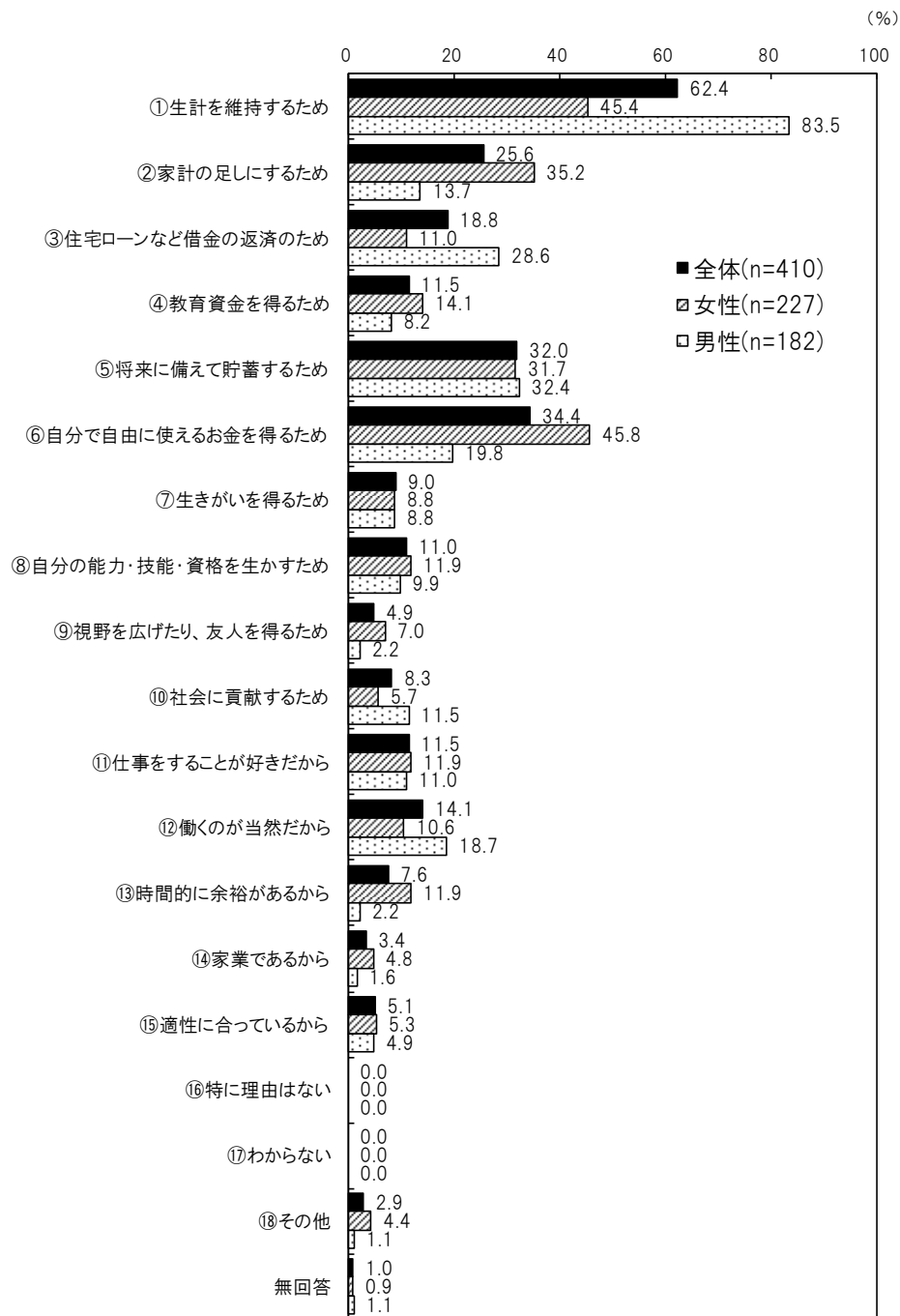
就業状況については、女性は「正規の職員・従業員」が 32.4%で最も高く、次いで「パート・アルバイト」が 27.7%、「専業主婦・専業主夫(収入を得る仕事をしていない方)」が 23.0%となっています。

男性は「正規の職員・従業員」が 56.3%と半数以上を占めており、男性が女性(32.4%)を 23.9 ポイント上回っています。次いで、「自営・自営手伝い」が 8.3%、「パート・アルバイト」が 6.6%となっています。「パート・アルバイト」は男性(6.6%)よりも女性(27.7%)が 21.1 ポイント上回っています。

(2)就業している理由

問 15-1 「A 就業している方(「1」～「7」のいずれかに○をつけた方)」におたずねします。あなたが現在働いているのは、どのような理由からでしょうか。
(あてはまる番号3つまでに○)

図表 81 就業している理由(全体・性別)



■全体の回答傾向

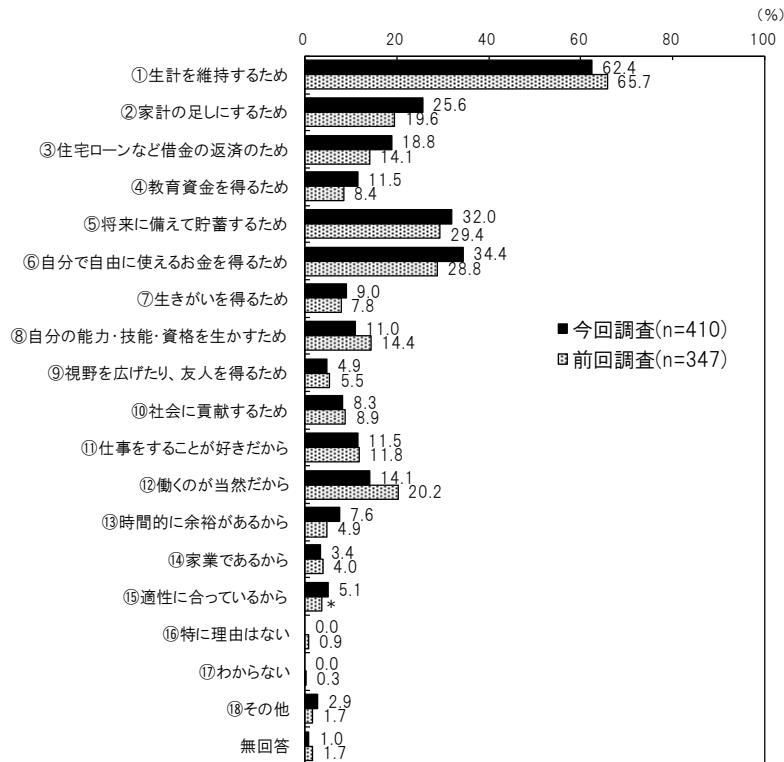
就業している理由について、「①生計を維持するため」が 62.4%で最も高く、次いで「⑥自分で自由に使えるお金を得るため」が 34.4%、「⑤将来に備えて貯蓄するため」が 32.0%で上位となっています。

■性別の回答傾向

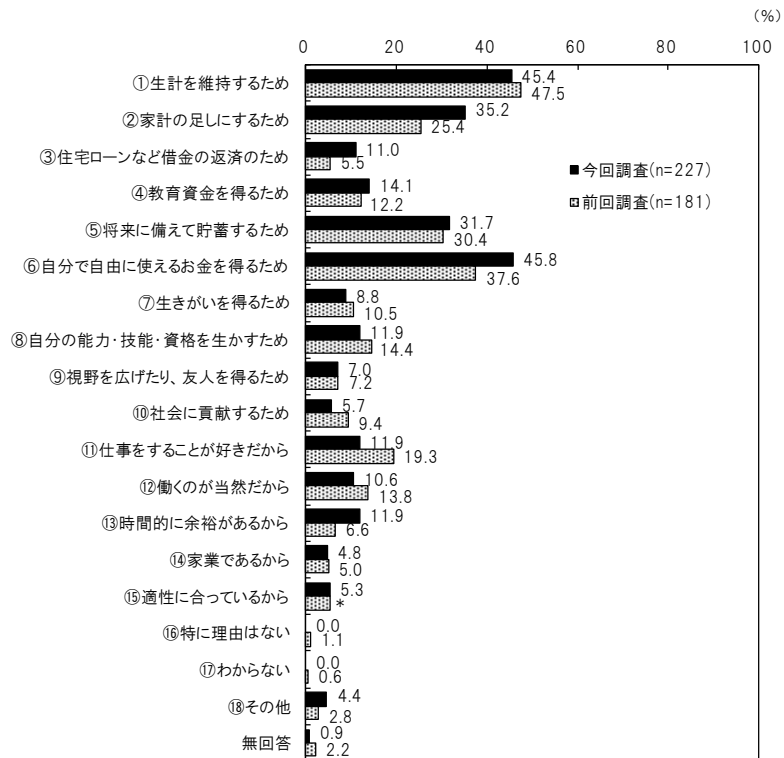
性別でみると、女性は「⑥自分で自由に使えるお金を得るため」(45.8%)と回答する割合が高く、男性は「①生計を維持するため」(83.5%)と回答する割合が高いことが特徴的です。「⑥自分で自由に使えるお金を得るため」は男性の割合(19.8%)よりも女性(45.8%)の方が 26.0 ポイント上回っており、「①生計を維持するため」は女性の割合(45.4%)よりも男性(83.5%)の方が 38.1 ポイント上回っています。

そのほか男女の割合に大きな差がある項目をみると、「②家計の足しにするため」(女性: 35.2%、男性 13.7%)は女性が男性を 21.5 ポイント上回り、「③住宅ローンなど借金の返済のため」(女性: 11.0%、男性 28.6%)は男性が女性を 17.6 ポイント上回っています。

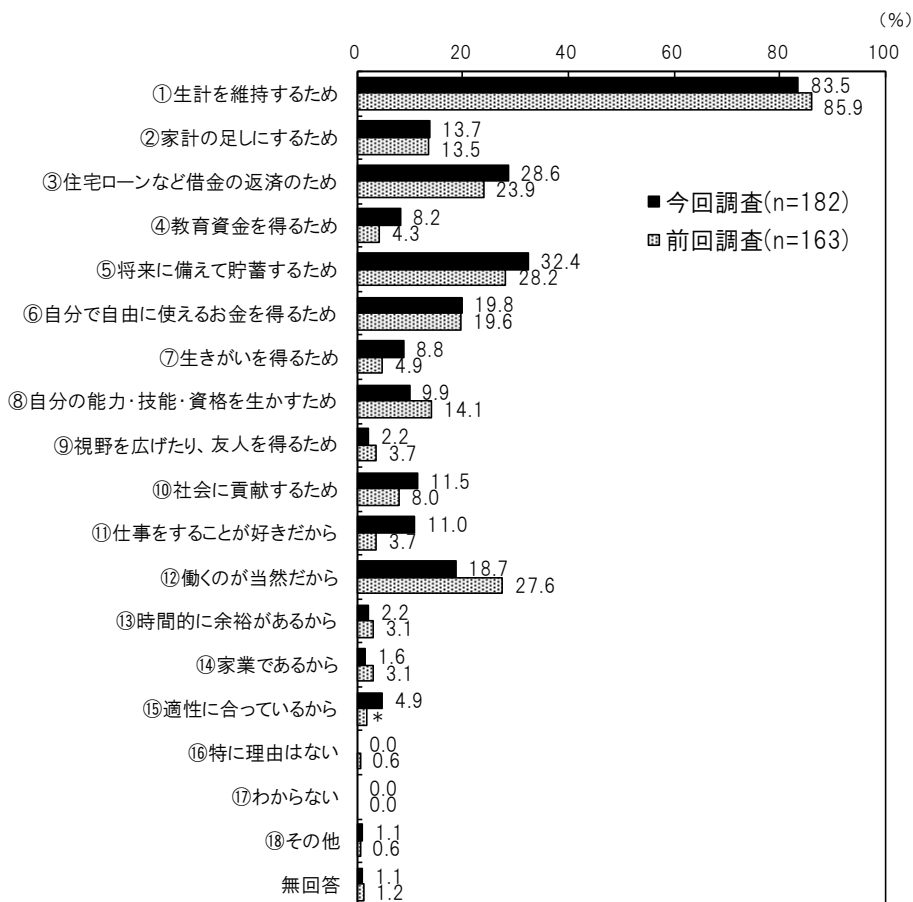
図表 82 就業している理由(前回調査との比較、全体)



図表 83 就業している理由(前回調査との比較、女性)



図表 84 就業している理由(前回調査との比較、男性)



■前回調査(令和元年度)との比較

全体について、前回調査と比べると「⑫働くのが当然だから」(前回:20.2%、今回:14.1%)が6.1ポイント減少し、「②家計の足しにするため」(前回:19.6%、今回:25.6%)が6.0ポイント増加、「⑥自分で自由に使えるお金を得るため」(前回:28.8%、今回:34.4%)が5.6ポイント増加しています。

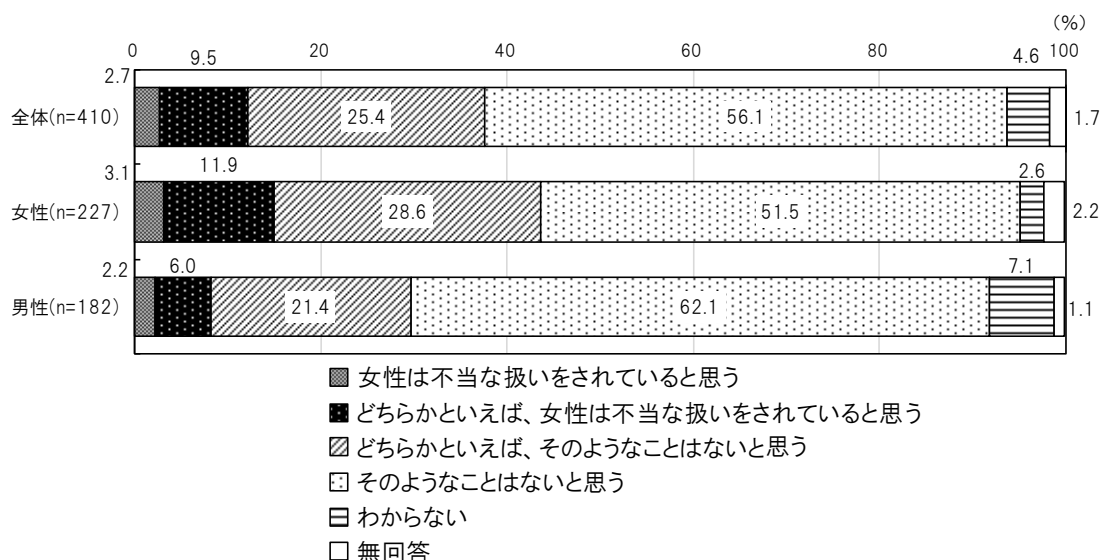
性別でみると、女性は「②家計の足しにするため」(前回:25.4%、今回:35.2%)が9.8ポイント増加、「⑥自分で自由に使えるお金を得るため」(前回:37.6%、今回:45.8%)が8.2ポイント増加し、「⑪仕事をすることが好きだから」(前回:19.3%、今回:11.9%)が7.4ポイント減少しています。

男性は「⑫働くのが当然だから」(前回27.6%、今回:18.7%)が8.9ポイント減少し、「⑪仕事をすることが好きだから」(前回:3.7%、今回:11.0%)が7.3ポイント増加、「③住宅ローンなど借金の返済のため」(前回:23.9%、今回:28.6%)が4.7ポイント増加しています。

(3)職場における女性に対する不当な扱いの有無

問 15-2 あなたの今の職場では、仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べて、不当な扱いをされていると思いますか。(あてはまる番号 1 つだけに○)

図表 85 職場における女性に対する不当な扱いの有無(全体・性別)



■全体の回答傾向

職場における女性に対する不当な扱いの有無について、「そのようなことはないと思う」が56.1%で半数を超えています。「どちらかといえば、そのようなことはないと思う」(25.4%)の割合も合わせた否定的な考え方の人は81.5%にのびります。

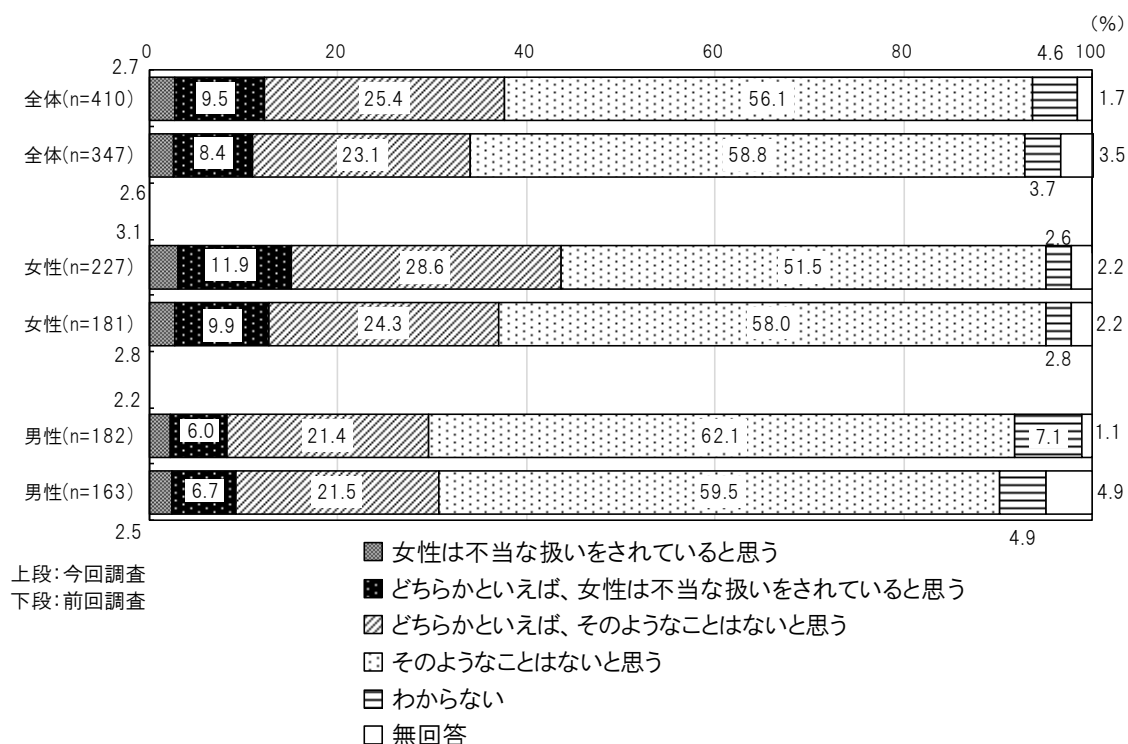
一方、「女性是不当な扱いをされていると思う」(2.7%)と「どちらかといえば、女性是不当な扱いをされていると思う」(9.5%)の合計は12.2%となっており、約1割の人は女性が不当な扱いをされていると感じていることがわかります。

■性別の回答傾向

性別でみると、男女ともに「そのようなことはないと思う」「どちらかといえば、そのようなことはないと思う」の合計は80%を超えています。

一方、「女性是不当な扱いをされていると思う」と「どちらかといえば、女性是不当な扱いをされていると思う」の合計をみると、女性が15.0%で男性(8.2%)を6.8ポイント上回っています。

図表 86 職場における女性に対する不当な扱いの有無(前回調査との比較)



■ 前回調査(令和元年度)との比較

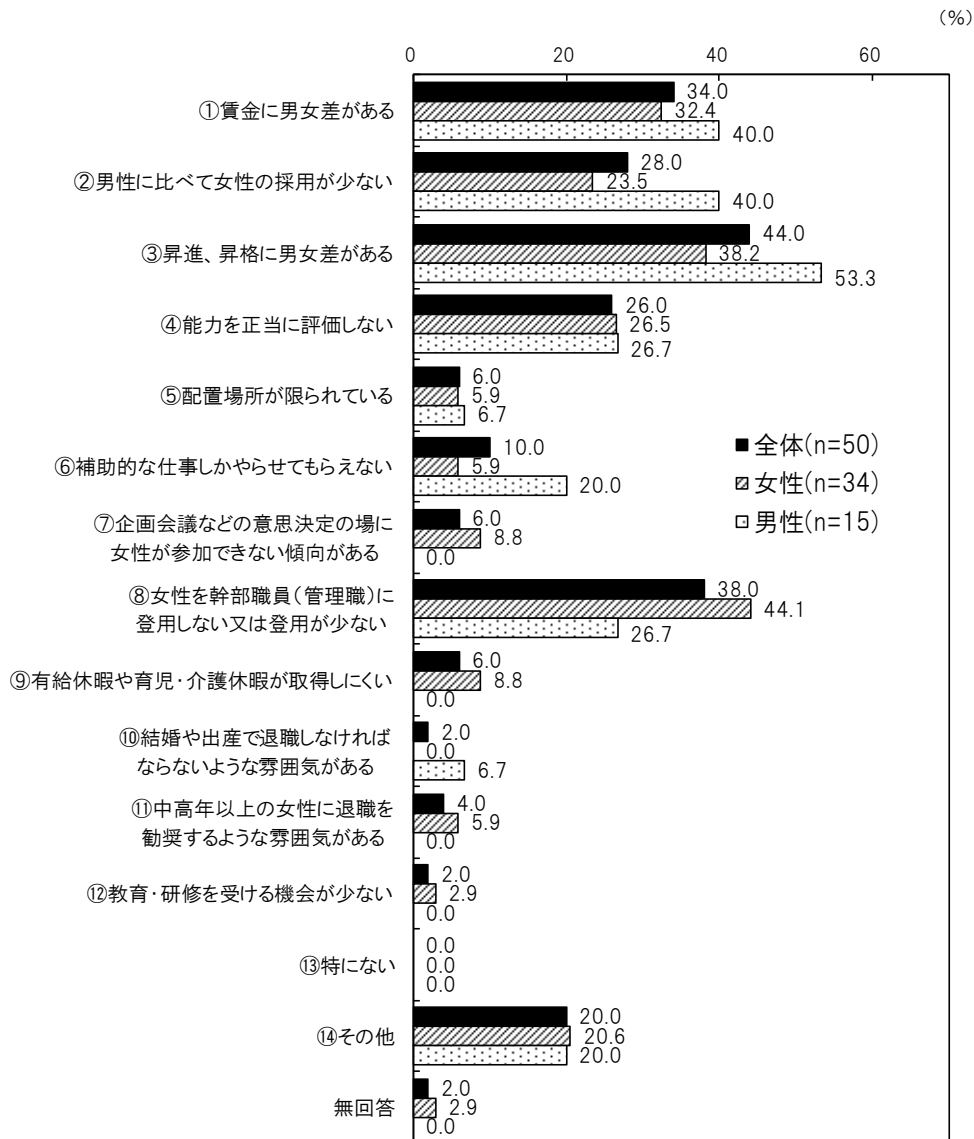
全体について、前回調査と比べると「女性に不当な扱いをされていると思う」と「どちらかといえば、女性に不当な扱いをされていると思う」の合計は、前回 11.0%から今回 12.2%と 1.2 ポイント増加しています。

性別でみると、女性では前回 12.7%から今回 15.0%へと 2.3 ポイント増加しています。一方、男性は、前回 9.2%から今回 8.2%へと 1.0 ポイント減少しています。

(4)職場における女性に対する不当な扱いの内容

問 15-3 問 15-2 で「1 女性是不当な扱いをされていると思う」「2 どちらかといえば、女性是不当な扱いをされていると思う」に○をつけた方におたずねします。「不当な扱い」は具体的にはどのようなことですか。
(あてはまる番号 3 つまでに○)

図表 87 職場における女性に対する不当な扱いの内容(全体・性別)



■全体の回答傾向

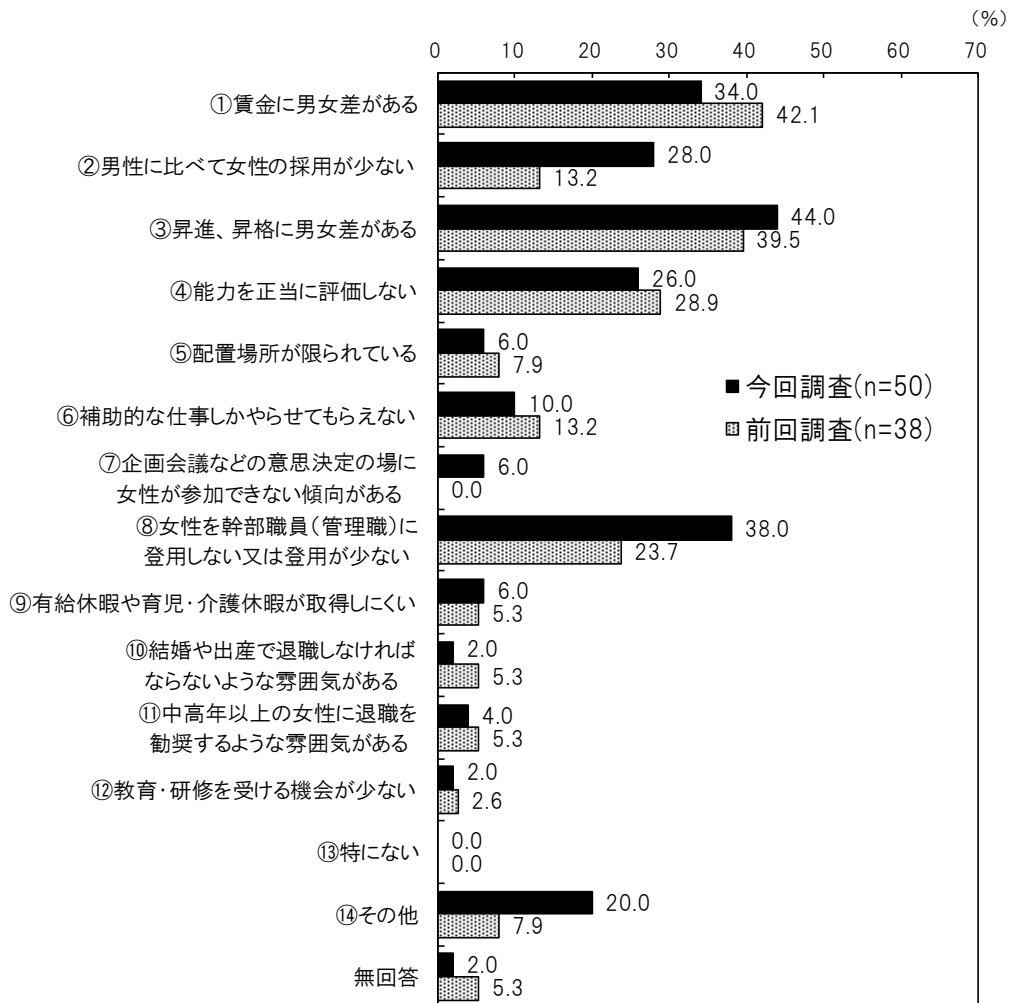
職場における女性に対する不当な扱いの内容について、「③昇進、昇格に男女差がある」が44.0%で最も高く、次いで「⑧女性を幹部職員(管理職)に登用しない又は登用が少ない」が38.0%、「①賃金に男女差がある」が34.0%の順になっています。

「⑭その他」の具体的な内容として、「時短勤務すると降格させられる」、「男性に比べて雑務をすることが多い」などがあげられています。

■性別の回答傾向

性別でみると、女性は「⑧女性を幹部職員（管理職）に登用しない又は登用が少ない」が44.1%で最も高く、男性（26.7%）を17.4ポイント上回っています。男性は「③昇進、昇格に男女差がある」が53.3%で最も高く女性（38.2%）を15.1ポイント上回っています。

図表 88 職場における女性に対する不当な扱いの内容（前回調査との比較）



■前回調査（令和元年度）との比較

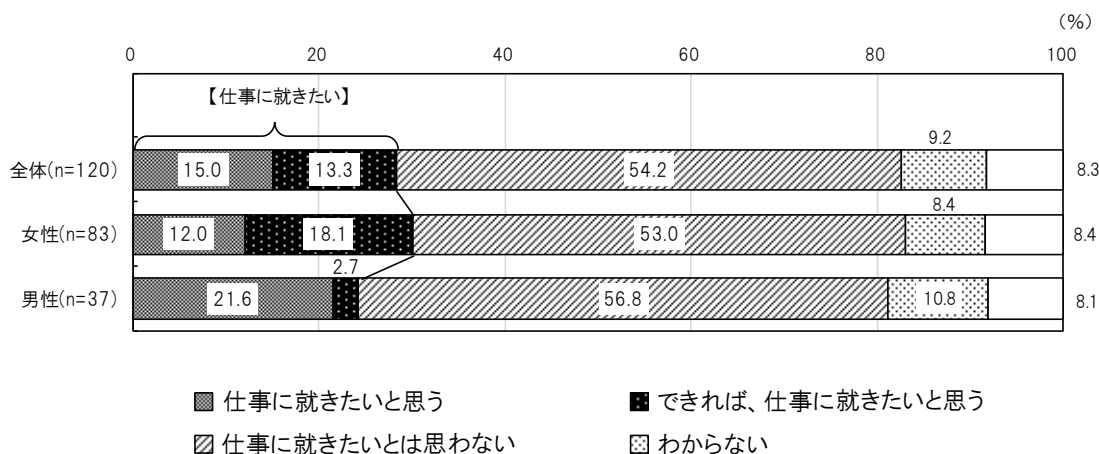
前回調査と比べると、「②男性に比べて女性の採用が少ない」（前回13.2%、今回：28.0%）は14.8ポイント増加、「⑧女性を幹部職員（管理職）に登用しない又は登用が少ない」（前回：23.7%、今回：38.0%）は14.3ポイント増加しています。

一方、「①賃金に男女差がある」（前回：42.1%、今回：34.0%）は8.1ポイント減少しています。

(5) 就業していない方の就業意向

問 15-4 問 15 の答えで、「B 就業していない方」(「1」～「5」のいずれかに○をつけた方)」におたずねします。あなたは、今後、収入を得る仕事に就きたいと思いますか。(あてはまる番号 1 つだけに○)

図表 89 就業していない方の就業意向(全体・性別)



■全体の回答傾向

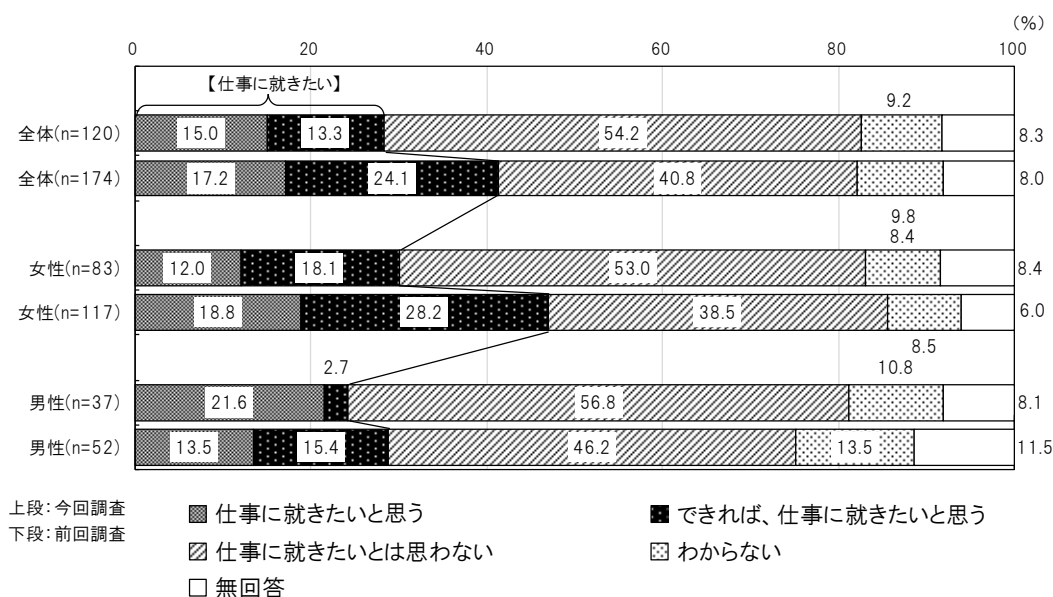
就業していない方の就業意向について、過半数の回答者が「仕事に就きたいとは思わない」(54.2%)と考えていることがわかります。一方で、「仕事に就きたいと思う」(15.0%)または「できれば、仕事に就きたいと思う」(13.3%)の合計である【仕事に就きたい】の割合は 28.3%であり、3割近くの人々が就業意向を持っていることが示されています。

■性別の回答傾向

性別でみると、女性は「仕事に就きたいとは思わない」が 53.0%、【仕事に就きたい】の割合は 30.1%と、「仕事に就きたいとは思わない」が 22.9 ポイント上回っています。

男性は「仕事に就きたいとは思わない」が 56.8%、【仕事に就きたい】の割合は 24.3%と、「仕事に就きたいとは思わない」が 32.5 ポイント上回っています。

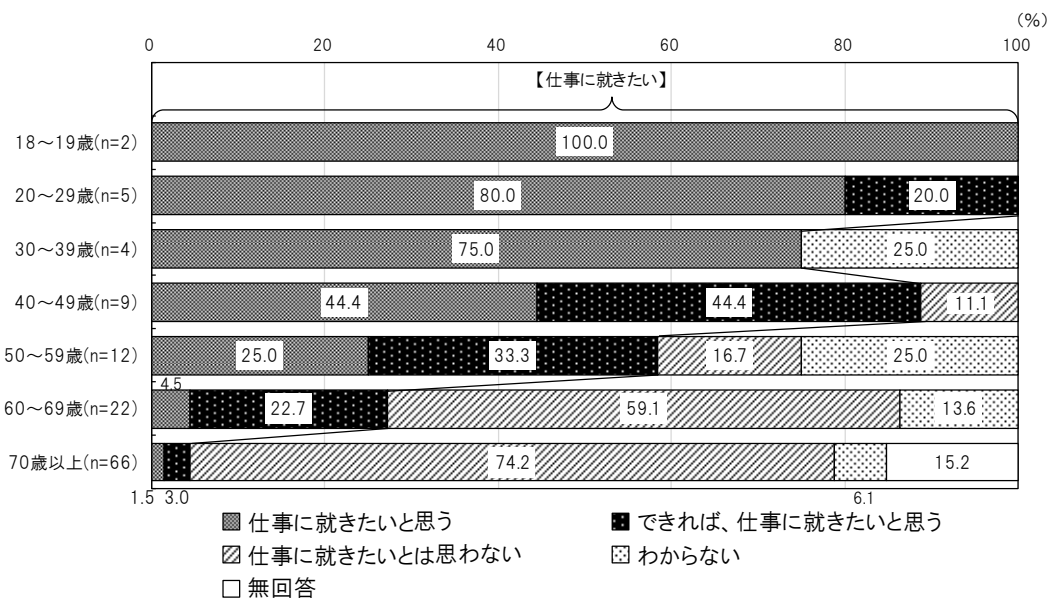
図表 90 就業していない方の就業意向(前回調査との比較)



■ 前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べて、【仕事に就きたい】(前回:41.3%、今回:28.3%)の割合が13.0ポイント減少し、「仕事に就きたいとは思わない」(前回:40.8%、今回:54.2%)と回答する割合が13.4ポイント増加しています。

図表 91 就業していない方の就業意向(年齢別)



■ 年齢別の回答傾向

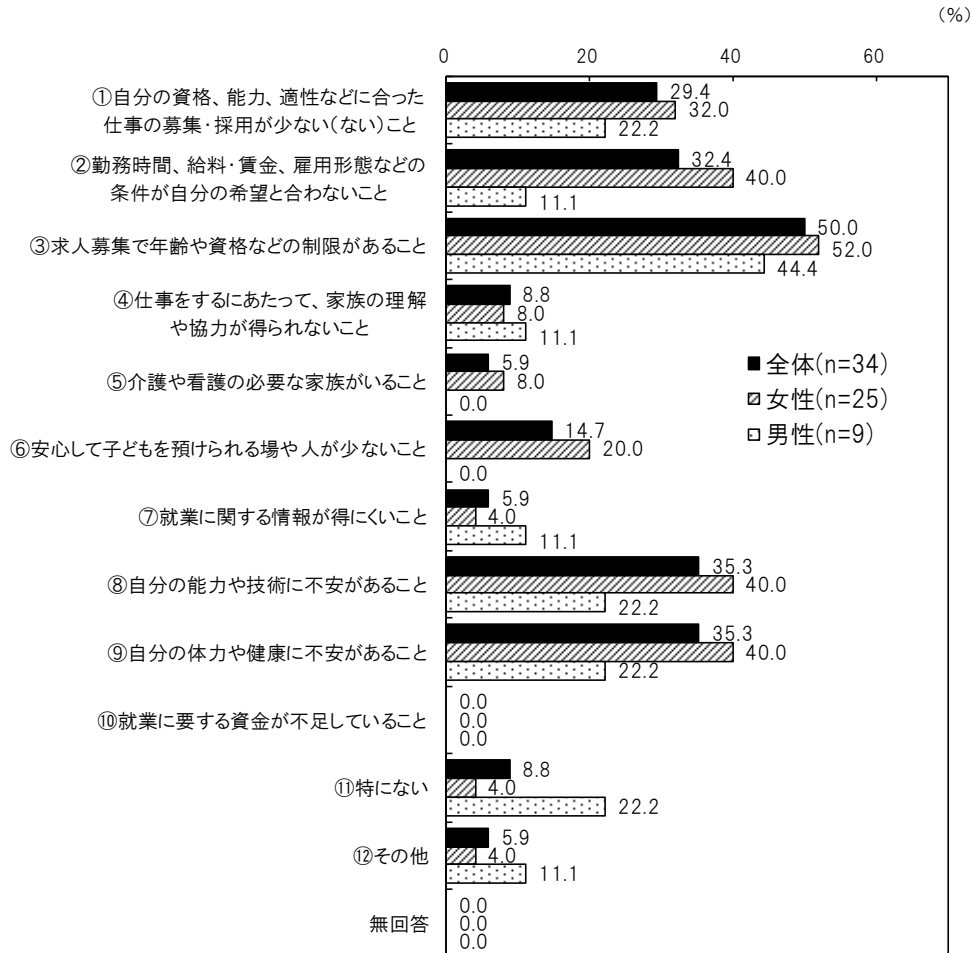
年齢別にみると、年齢が低いほど【仕事に就きたい】という意向が強い傾向が見られます。

高齢年齢層においては、60～69歳では27.2%、70歳以上では4.5%が【仕事に就きたい】という意向を持っています。

(6) 仕事に就く上で困っていること

問 15-5 問 15-4 の答えで、「1 仕事に就きたいと思う」「2 できれば、仕事に就きたいと思う」に○をつけた方におたずねします。あなたは、今後、仕事に就く上で、何か困っていることがありますか。(あてはまる番号すべてに○)

図表 92 仕事に就く上で困っていること(全体・性別)



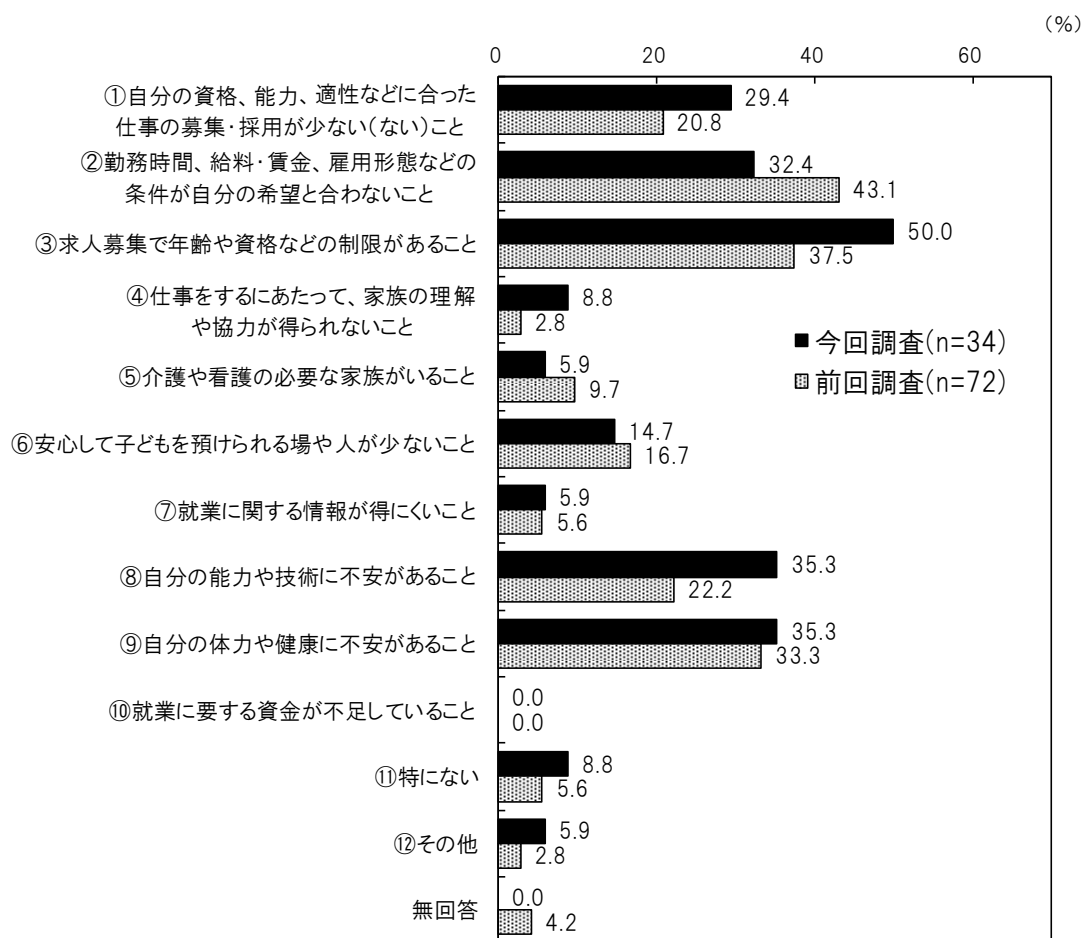
■全体の回答傾向

仕事に就く上で困っていることについて、「③求人募集で年齢や資格などの制限があること」が50.0%で最も高く、次いで「⑧自分の能力や技術に不安があること」「⑨自分の体力や健康に不安があること」がともに35.3%で上位となっています。

■性別の回答傾向

性別でみると、ほとんどの項目で女性の回答率が男性を上回っています。特に、「②勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないこと」は女性(40.0%)が男性(11.1%)を28.9ポイント上回り、「⑥安心して子どもを預けられる場や人が少ないこと」は女性(20.0%)が男性(0.0%)を20.0ポイント上回っています。

図表 93 仕事に就く上で困っていること(前回調査との比較)



■ 前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比較して、差異が大きかった項目をみると、「⑧自分の能力や技術に不安があること」(前回:22.2%、今回:35.3%)で 13.1 ポイント増加しています。次いで「③求人募集で年齢や資格などの制限があること」(前回:37.5%今回:50.0%)が 12.5 ポイント増加しています。

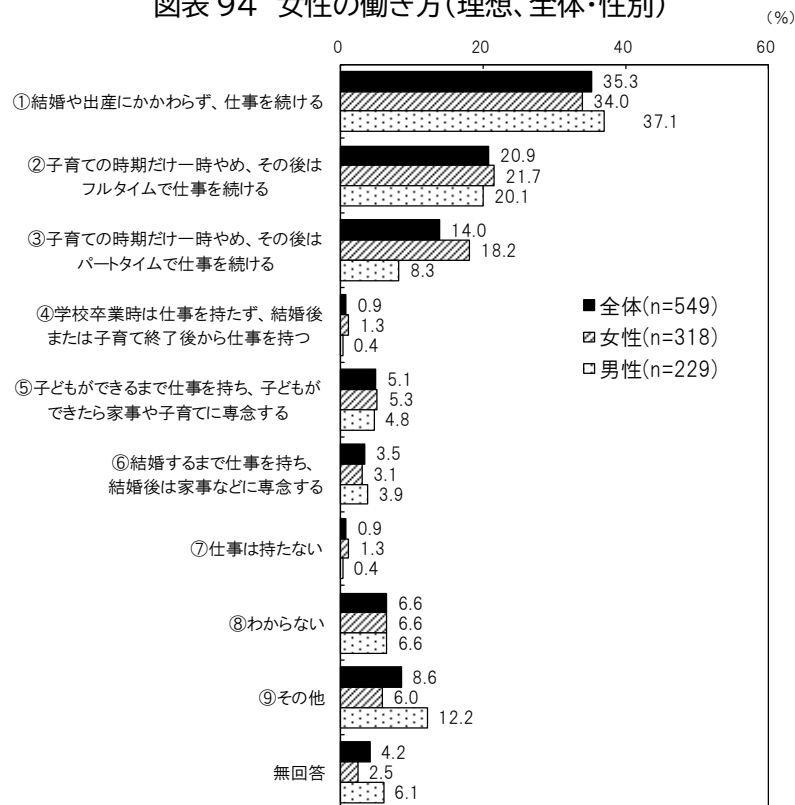
一方、「②勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないこと」(前回:43.1%、今回:32.4%)は 10.7 ポイント減少しています。

(7)女性の働き方(理想と現実)

問 16 女性の働き方について、あなたの理想はどうあるべきだと思いますか。また、現実はどうですか。(それぞれ、あてはまる番号を1つだけ〔 〕内に記入)

(7)－① 理想

図表 94 女性の働き方(理想、全体・性別)



■全体の回答傾向

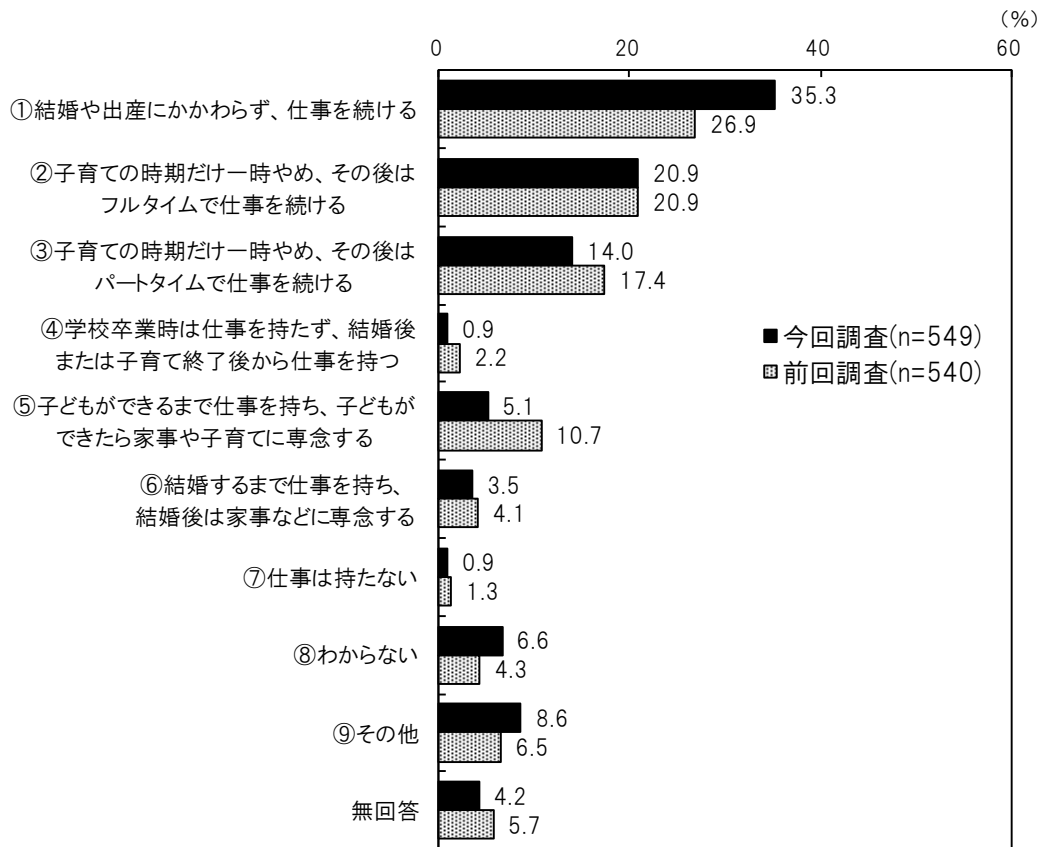
理想の女性の働き方について、「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」が 35.3%で最も高く、次いで「②子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」が 20.9%、「③子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が 14.0%で上位となっています。

「⑨その他」の具体的な内容として、「女性の働き方は人それぞれ、個々の希望に応じるべき」や「女性が働くことや家庭を持つことを前提にするのは無意味」、「男女関係なく子育て時期はどちらかが家にいる方がいい」などがあげられています。

■性別の回答傾向

性別でみると、男女ともに「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」が最も高く、次いで「②子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」となっていることは共通しています。しかしながら、第3位の項目は、女性は「③子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が 18.2%で男性(8.3%)を 9.9 ポイント上回っています。男性は「⑨その他」が 12.2%で女性(6.0%)を 6.2 ポイント上回っています。

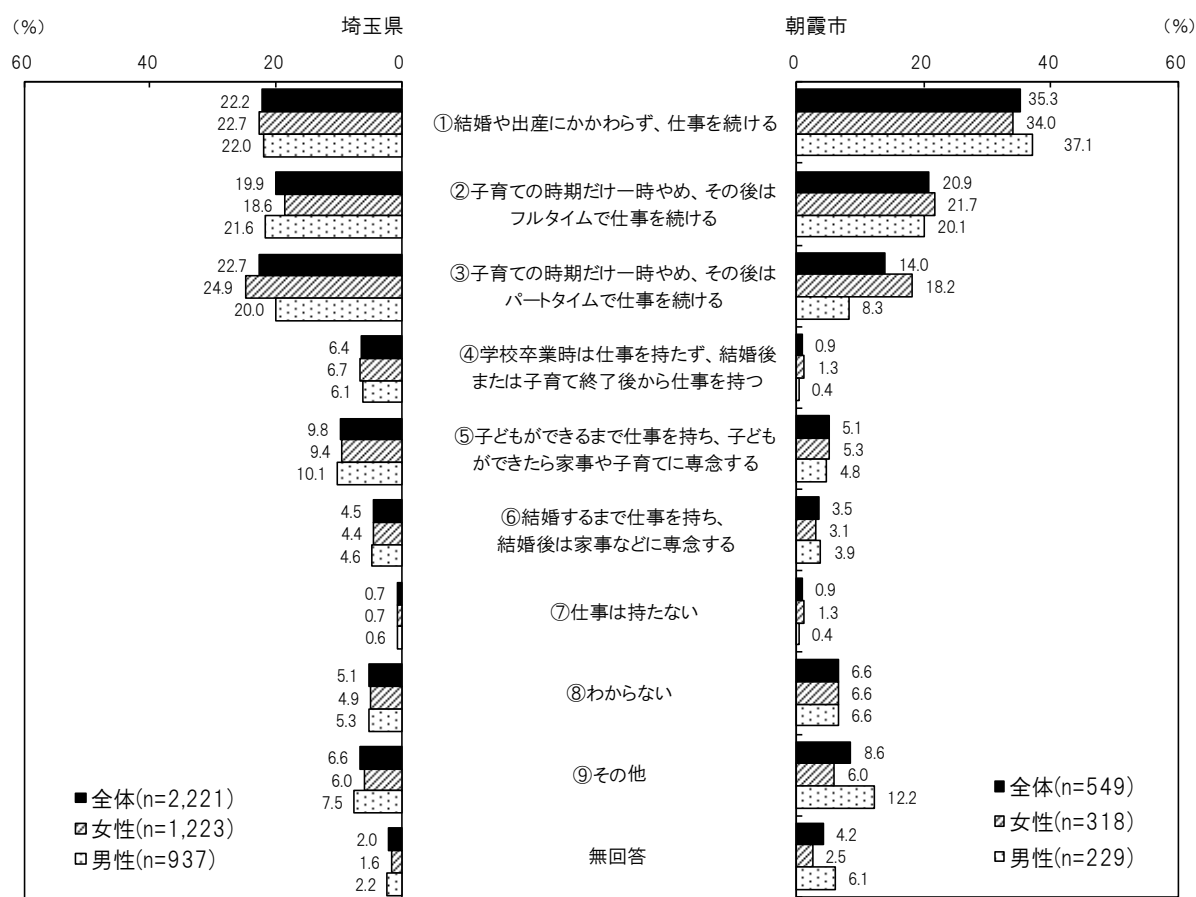
図表 95 女性の働き方(理想、前回調査との比較)



■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比較して、「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」(前回:26.9%、今回 35.3%)が 8.4 ポイント増加しています。一方「⑤子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたらず家事や子育てに専念する」(前回:10.7%、今回:5.1%)においては 5.6 ポイント減少しています。

図表 96 女性の働き方(理想、埼玉県の調査との比較)



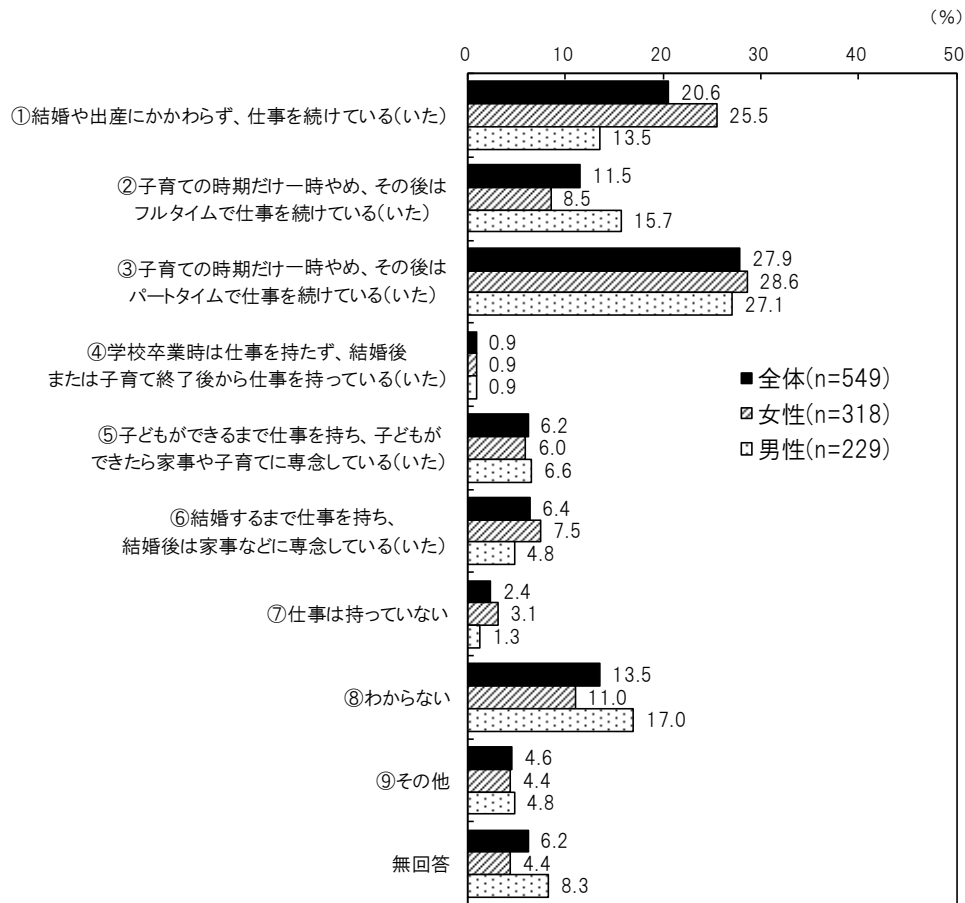
■埼玉県の調査との比較

理想の女性の働き方について、埼玉県の調査と比べると、朝霞市は「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」(35.3%)という項目が埼玉県(22.2%)より 13.1 ポイント高くなっています。一方、「③子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」(朝霞市: 14.0%、埼玉県: 24.9%)は埼玉県の方が朝霞市よりも 8.7 ポイント高くなっています。

性別でみると、朝霞市の男女ともに「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」の割合は埼玉県よりも 10 ポイント以上高くなっています。そのほかの項目について、朝霞市の女性は「③子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」(18.2%)と回答する割合が埼玉県(24.9%)よりも 6.7 ポイント低いことが特徴としてあげられます。また、朝霞市の男性は「③子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」(8.3%)と回答する割合が埼玉県(20.0%)よりも 11.7 ポイント低くなっています。

(7)－② 現実

図表 97 女性の働き方(現実、全体・性別)



■全体の回答傾向

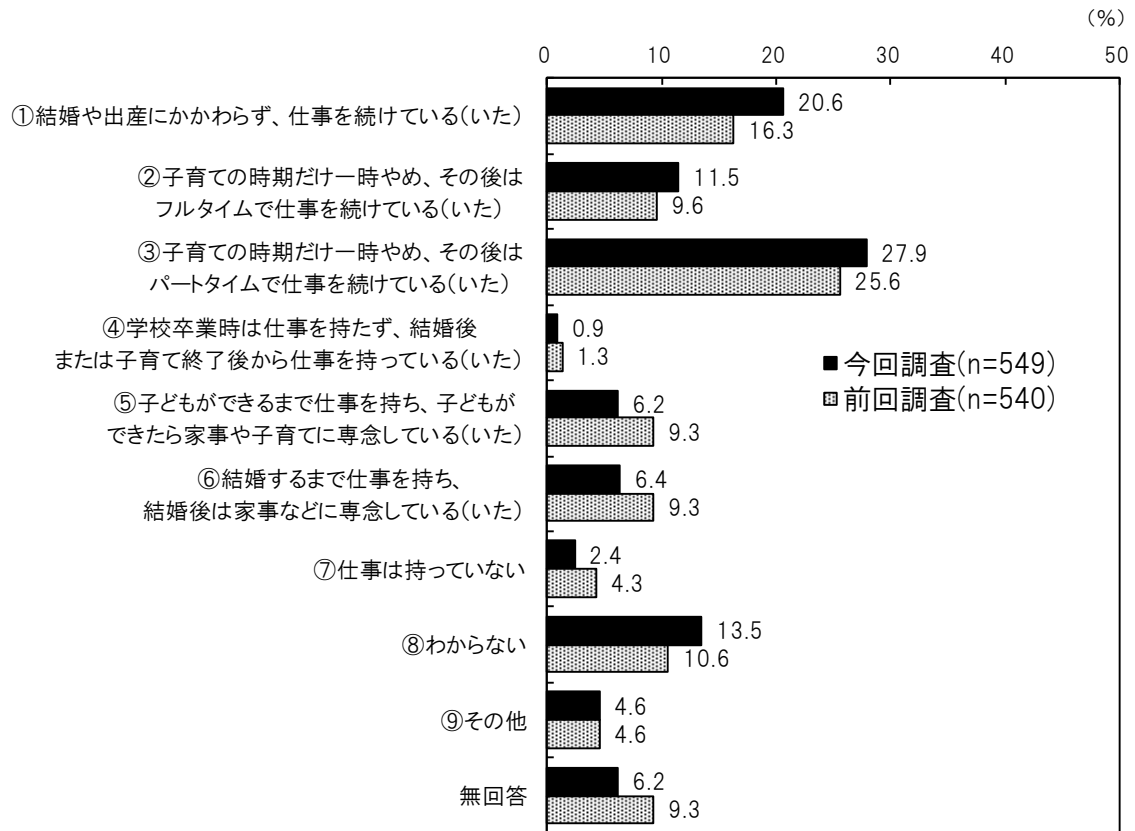
現実の女性の働き方について、「③子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている(いた)」が27.9%で最も高く、次いで「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(いた)」が20.6%、「②子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている(いた)」が11.5%となっています。

「⑨その他」の具体的な内容として、「夫の転勤で仕事を辞め、その後フルタイムで仕事を続けた」や「自営業、家業」、「結婚と同時に会社を辞めるよう会社からの圧力があつた」、「一度離職すると戻ることが難しい」などがあげられています。

■性別の回答傾向

性別でみると、男女ともに「③子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている(いた)」が最も高く、ほぼ同程度の割合となっています。そのほか、女性は「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(いた)」が25.5%で男性(13.5%)を12.0ポイント上回っています。男性は「②子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている(いた)」が15.7%で、女性(8.5%)を7.2ポイント上回っています。

図表 98 女性の働き方(現実、前回調査との比較)

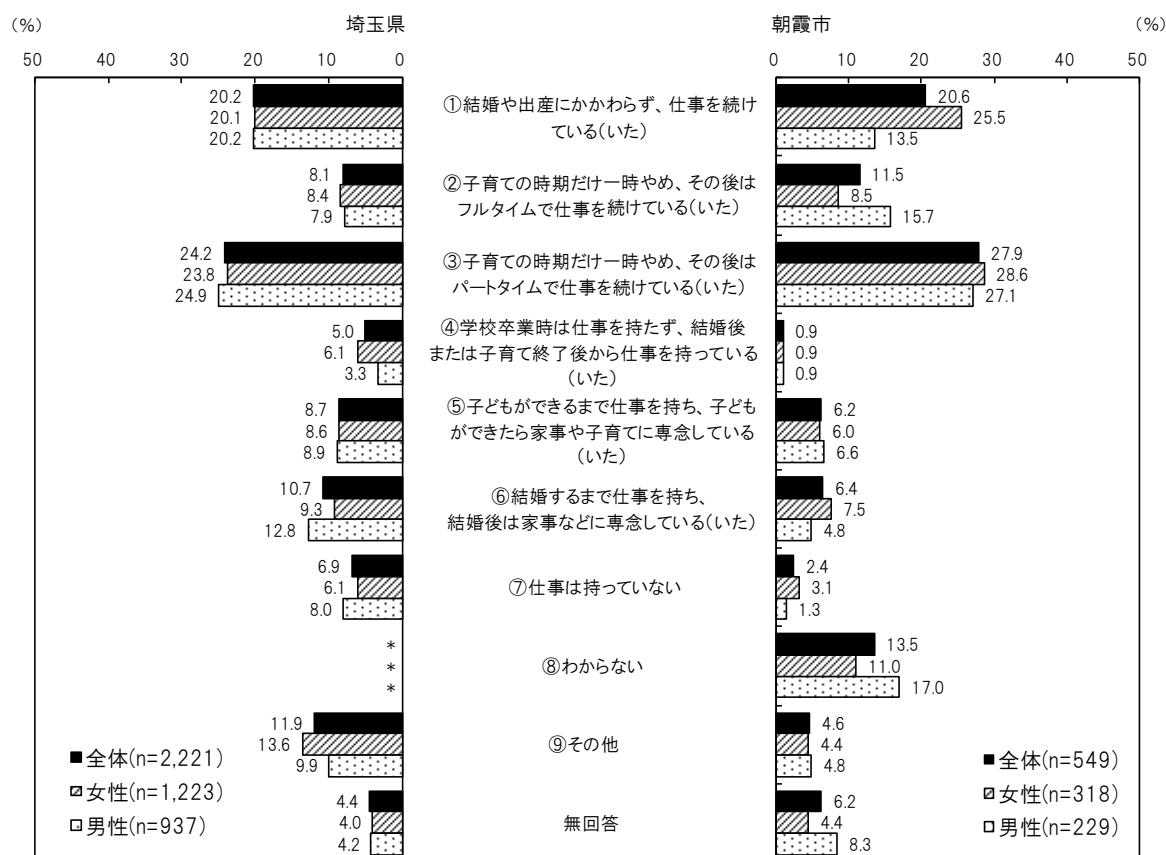


■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べると、「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(いた)」(前回:16.3%、今回:20.6%)と回答する割合が 4.3 ポイント増加、「③子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている(いた)」(前回:25.6%、今回:27.9%)と回答する割合が 2.3 ポイント増加、「②子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている(いた)」(前回:9.6%、今回:11.5%)と回答する割合が 1.9 ポイント増加しています。

一方で、「⑤子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたらか家事や子育てに専念している(いた)」(前回:9.3%、今回:6.2%)は 3.1 ポイント減少、「⑥結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事などに専念している(いた)」(前回:9.3%、今回:6.4%)は 2.9 ポイント減少しています。

図表 99 女性の働き方(現実、埼玉県との比較)



■埼玉県の調査との比較

現実での女性の働き方について、埼玉県の調査と比べると、「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(いた)」の割合はほぼ同程度ですが、「③子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事をしている」と回答する割合は朝霞市(27.9%)が埼玉県(24.2%)よりも 3.7 ポイント高く、「②子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事をしている(いた)」は朝霞市(11.5%)の方が埼玉県(8.1%)よりも 3.4 ポイント高くなっています。

女性は朝霞市の方が「①結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている」(25.5%)と回答する割合が埼玉県の女性(20.1%)よりも 5.4 ポイント高くなっています。

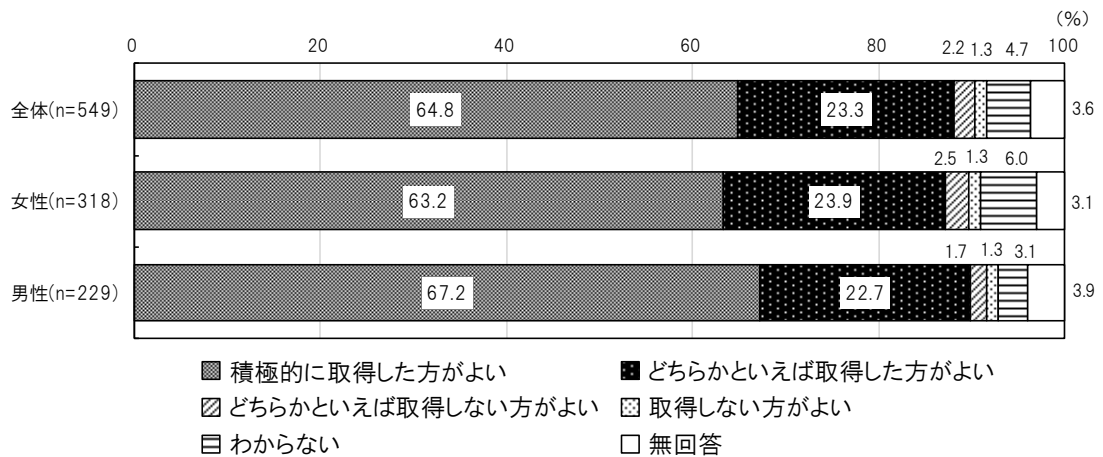
男性では、朝霞市の男性の方が「②子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている」(15.7%)と回答する割合が埼玉県の男性(7.9%)よりも 7.8 ポイント高くなっています。

(8)男性の育児休業や介護休業の取得

問 17 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を活用して、男性が育児休業や介護休業を取得することについてどう思いますか。(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

(8)－①育児休業

図表 100 男性の育児休業の取得(全体・性別)



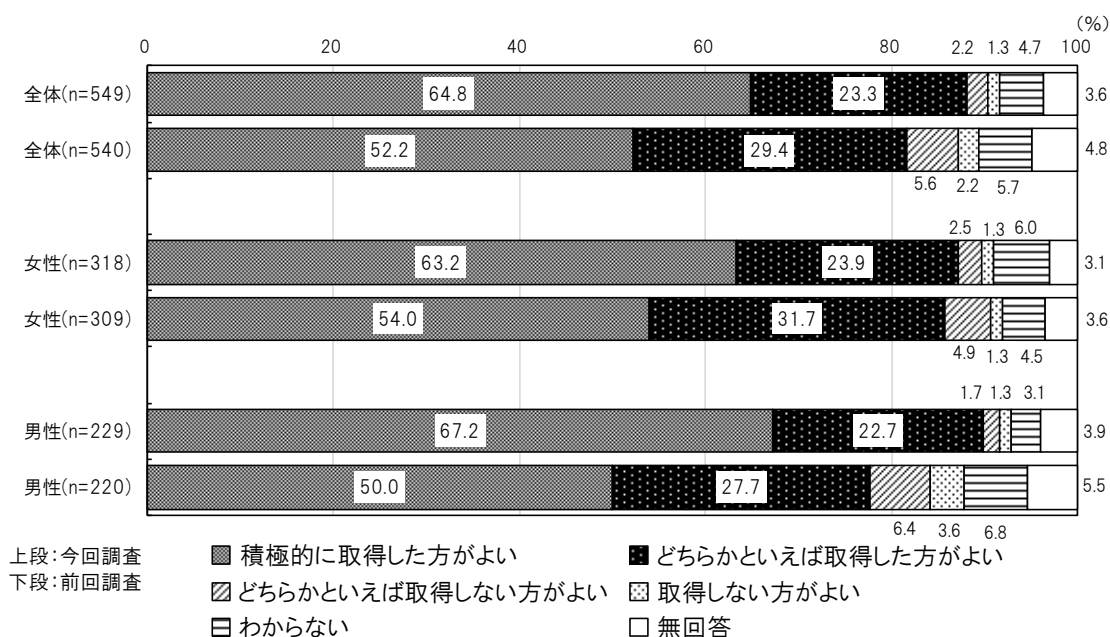
■全体の回答傾向

男性の育児休業の取得について、「積極的に取得した方がよい」が64.8%で最も高く、「どちらかといえば取得した方がよい」(23.3%)と合わせると88.1%となっています。

■性別の回答傾向

性別でみると、「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得した方がよい」の合計は男女ともに8割以上となっていますが、男性(89.9%)の方が女性(87.1%)よりも高く、2.8ポイント上回っています。

図表 101 男性の育児休業の取得(前回調査との比較)



■前回調査(令和元年度)との比較

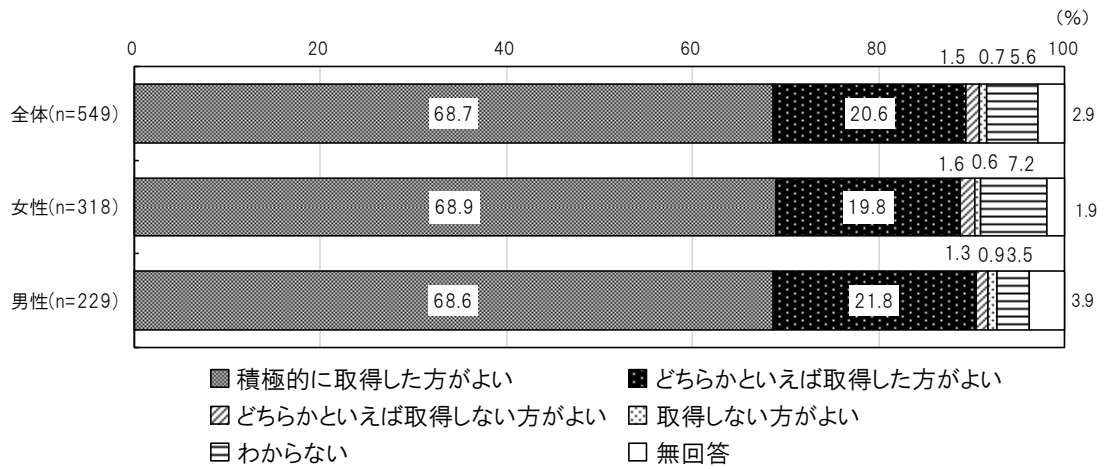
前回調査と比べると、「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得した方がよい」の合計が 88.1%で 6.5 ポイント増加し、「どちらかといえば取得しない方がよい」と「取得しない方がよい」の合計が 3.5%で 4.3 ポイント減少しています。

性別でみると、女性は、「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得した方がよい」の合計が 87.1%で前回調査よりも 1.4 ポイント増加し、「どちらかといえば取得しない方がよい」と「取得しない方がよい」の合計が 3.8%で前回調査よりも 2.4 ポイント減少しています。

男性は、「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得した方がよい」の合計が 89.9%で前回調査よりも 12.2 ポイント増加し、「どちらかといえば取得しない方がよい」と「取得しない方がよい」の合計が 3.0%で前回調査よりも 7.0 ポイント減少しています。

(8)－②介護休業

図表 102 男性の介護休業の取得(全体・性別)



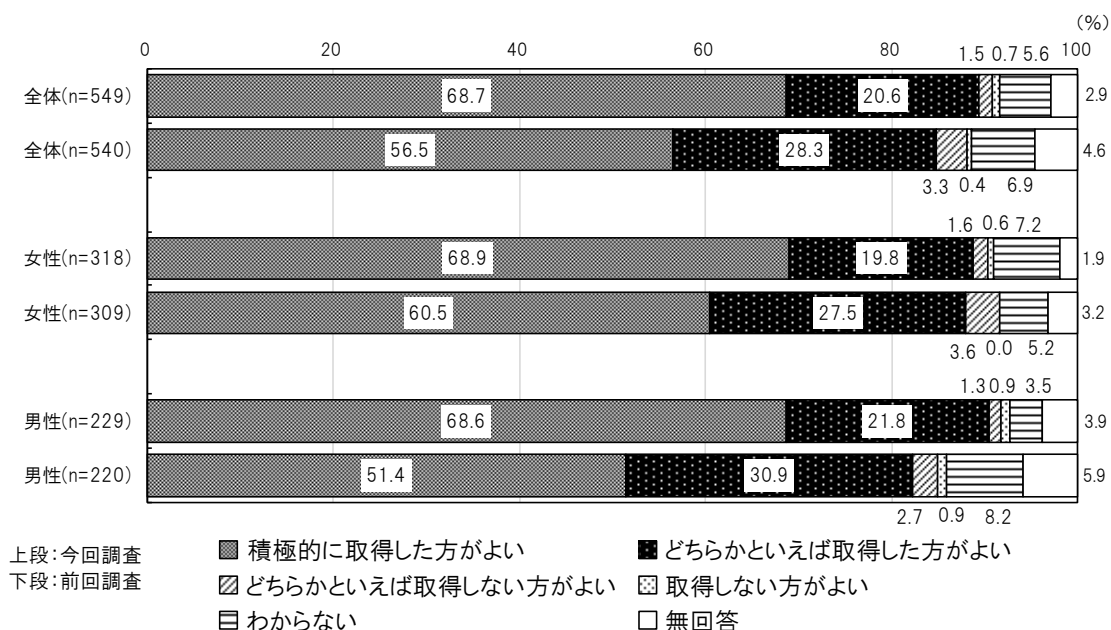
■全体の回答傾向

男性の介護休業の取得について、「積極的に取得した方がよい」が68.7%で最も高く、「どちらかといえば取得した方がよい」(20.6%)と合わせると89.3%となっており、男性の介護休業取得に対して積極的な姿勢が見られます。

■性別の回答傾向

性別でみると、男女ともに「積極的に取得した方がよい」が最も高く、「どちらかといえば取得した方がよい」と合わせると9割近くを占めています。性別による回答傾向の違いはほとんど見られません。

図表 103 男性の介護休業の取得(前回調査との比較)



■ 前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べると、「積極的に取得した方がよい」(前回:56.5%、今回:68.7%)と回答する割合が 12.2 ポイント増加しています。さらに「どちらかといえば取得した方がよい」(前回:28.3%、今回:20.6%)と合計した割合で比べると、4.5 ポイント増加しています。

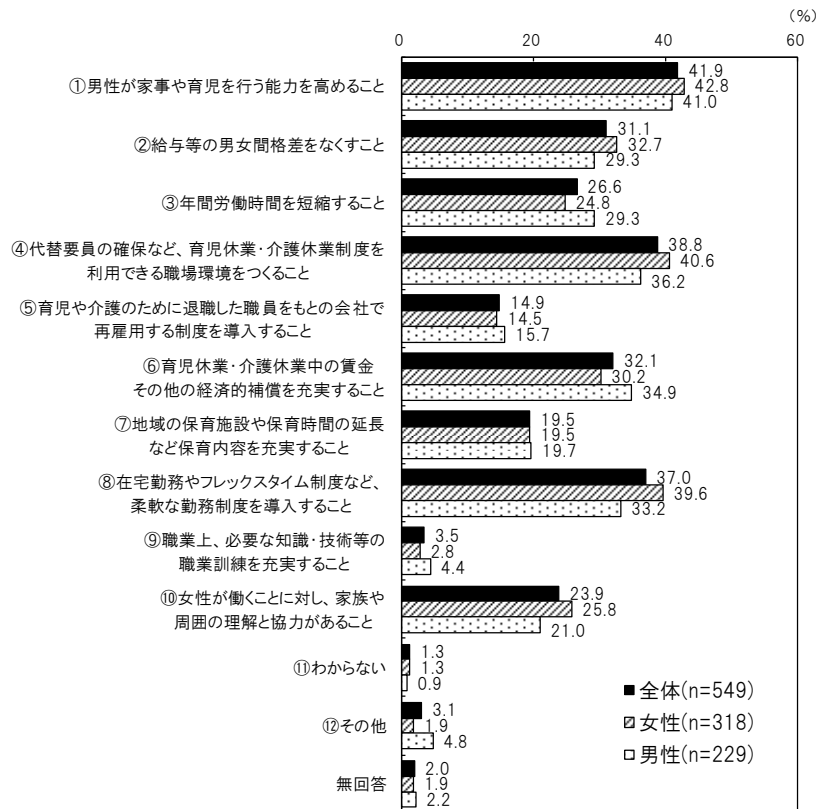
女性では、「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得した方がよい」との合計(前回:88.0%、今回:88.7%)を比較すると、前回調査よりも 0.7 ポイント増加しています。

男性では、「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得した方がよい」との合計(前回:82.3%、今回:90.4%)を比較すると、前回調査よりも 8.1 ポイント増加しています。

(9)男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な条件

問 18 男女が共に仕事と家庭の両立をしていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまる番号 3 つまでに○)

図表 104 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な条件(全体・性別)



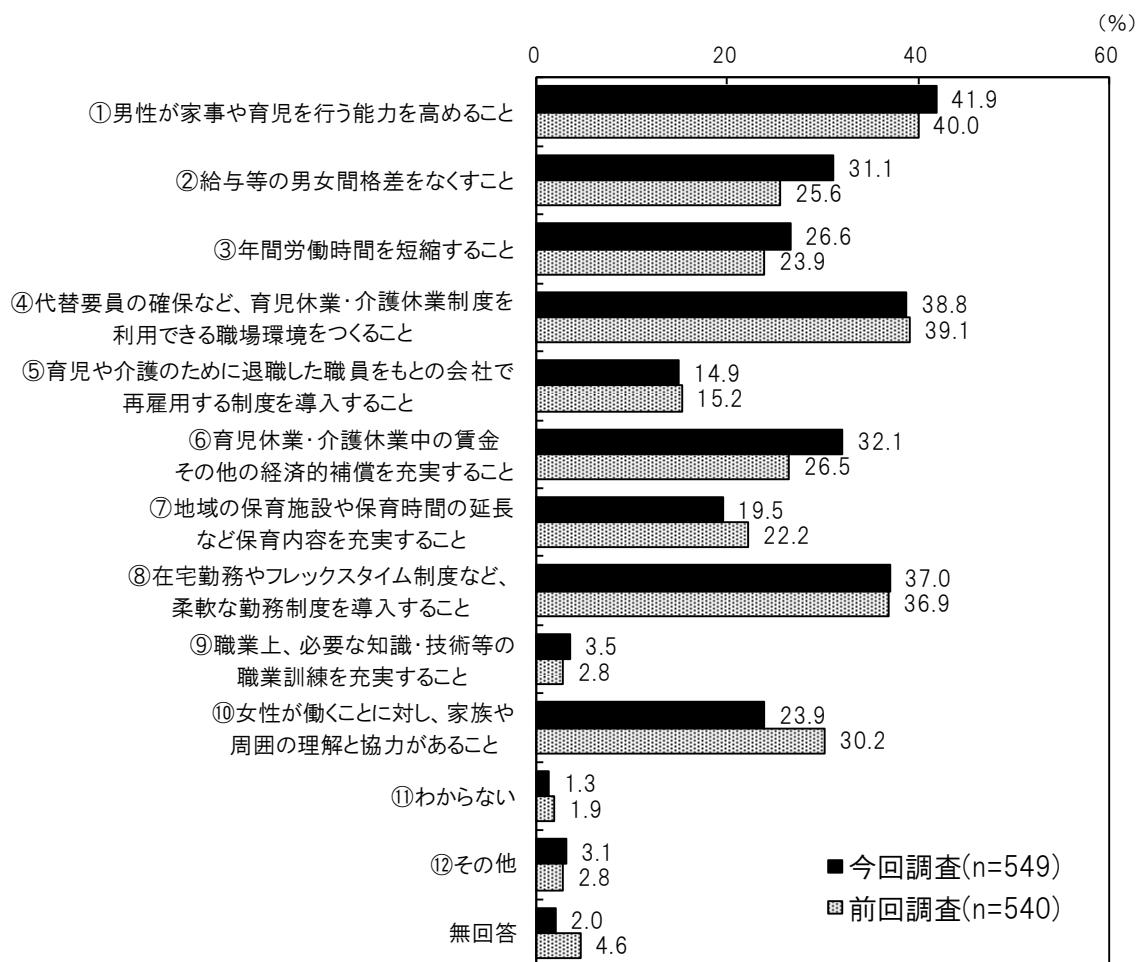
■全体の回答傾向

男女がともに仕事と家庭を両立していくために必要な条件について、「①男性が家事や育児を行う能力を高めること」(41.9%)が最も高く、次いで「④代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」(38.8%)、「⑧在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること」(37.0%)が上位となっています。「⑫その他」の具体的な内容として、「男性の意識改革」や「社会全体に余裕が必要」、「育休等を取得した職場の人達の優遇(昇給、ボーナス、昇任等)」などがあげられています。

■性別の回答傾向

性別でみても、全体と同様に男女ともに「①男性が家事や育児を行う能力を高めること」が最も高くなっています。性別による割合に大きな差がある項目は、「⑧在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること」(女性:39.6%、男性:33.2%)で、男性よりも女性が6.4ポイント高くなっています。また、「⑥育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的補償を充実すること」(女性30.2%:男性:34.9%)は女性よりも男性の方が4.7ポイント高くなっています。

図表 105 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な条件(前回調査との比較)



■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と同様、「①男性が家事や育児を行う能力を高めること」(前回:40.0%、今回:41.9%)が最も高くなっています。

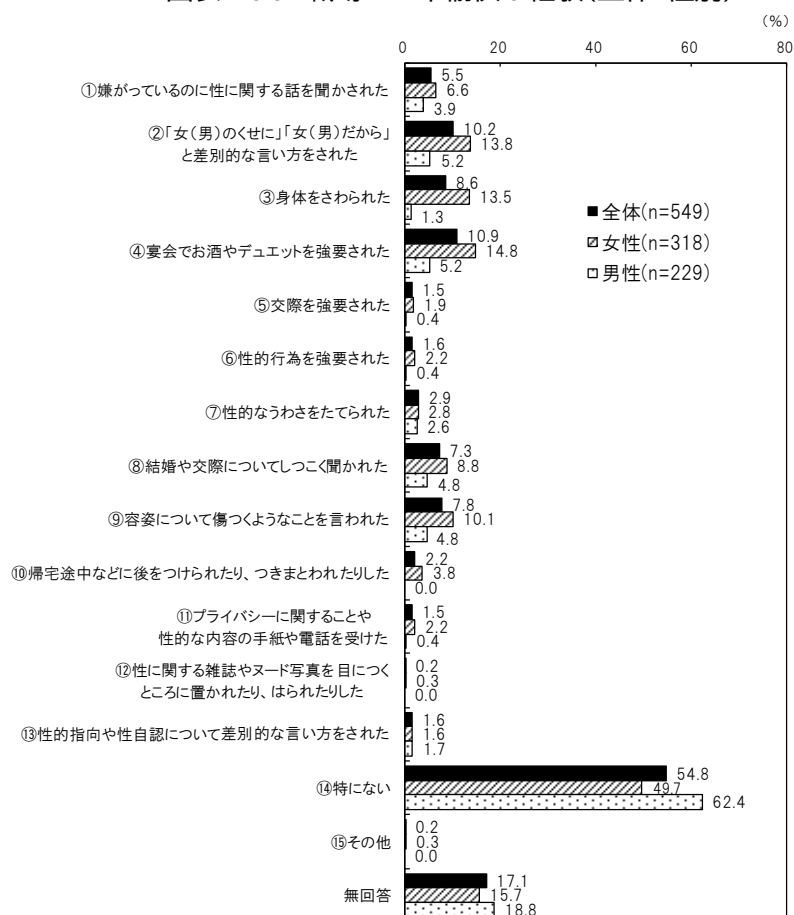
特に変化が大きかった項目は、「⑩女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」(前回:30.2%、今回:23.9%)で 6.3 ポイント減少しています。また、「⑥育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的補償を充実すること」(前回:26.5%、今回:32.1%)は 5.6 ポイント増加、「②給与等の男女間格差をなくすこと」(前回:25.6%、今回:31.1%)は 5.5 ポイント増加しています。

(10)職場・学校・地域での不愉快な経験

問 19 あなたは、これまでに職場・学校・地域で、次のような不愉快な経験をしたことがありますか。(職場・学校・地域ごとに、あてはまる欄すべてに○)

(10)－①職場

図表 106 職場での不愉快な経験(全体・性別)



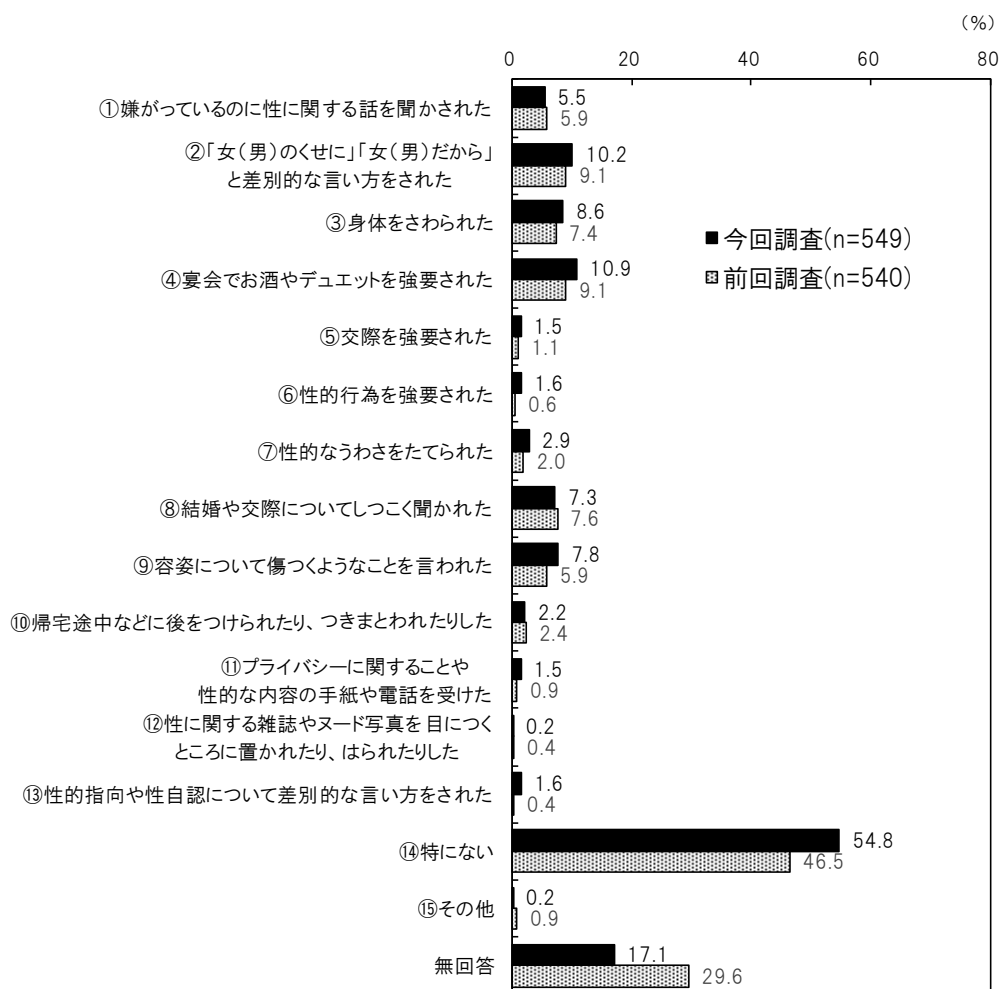
■全体の回答傾向

職場での不愉快な経験について、「⑭特にない」が 54.8%で最も高くなっています。不愉快な経験の中では、「④宴会でお酒やデュエットを強要された」が 10.9%で最も高く、次いで「②「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされた」が 10.2%、「③身体をさわられた」が 8.6%となっています。

■性別の回答傾向

性別でみると、男女ともに「⑭特にない」が最も高いですが、男性が 62.4%に対して女性は 49.7%と、職場における不愉快な経験は男性よりも女性の方が高いことがうかがえます。また、「③身体をさわられた」経験は女性(13.5%)が男性(1.3%)を 12.2 ポイント上回り、「④宴会でお酒やデュエットを強要された」は女性(14.8%)が男性(5.2%)を 9.6 ポイント上回っています。

図表 107 職場での不愉快な経験(前回調査との比較)



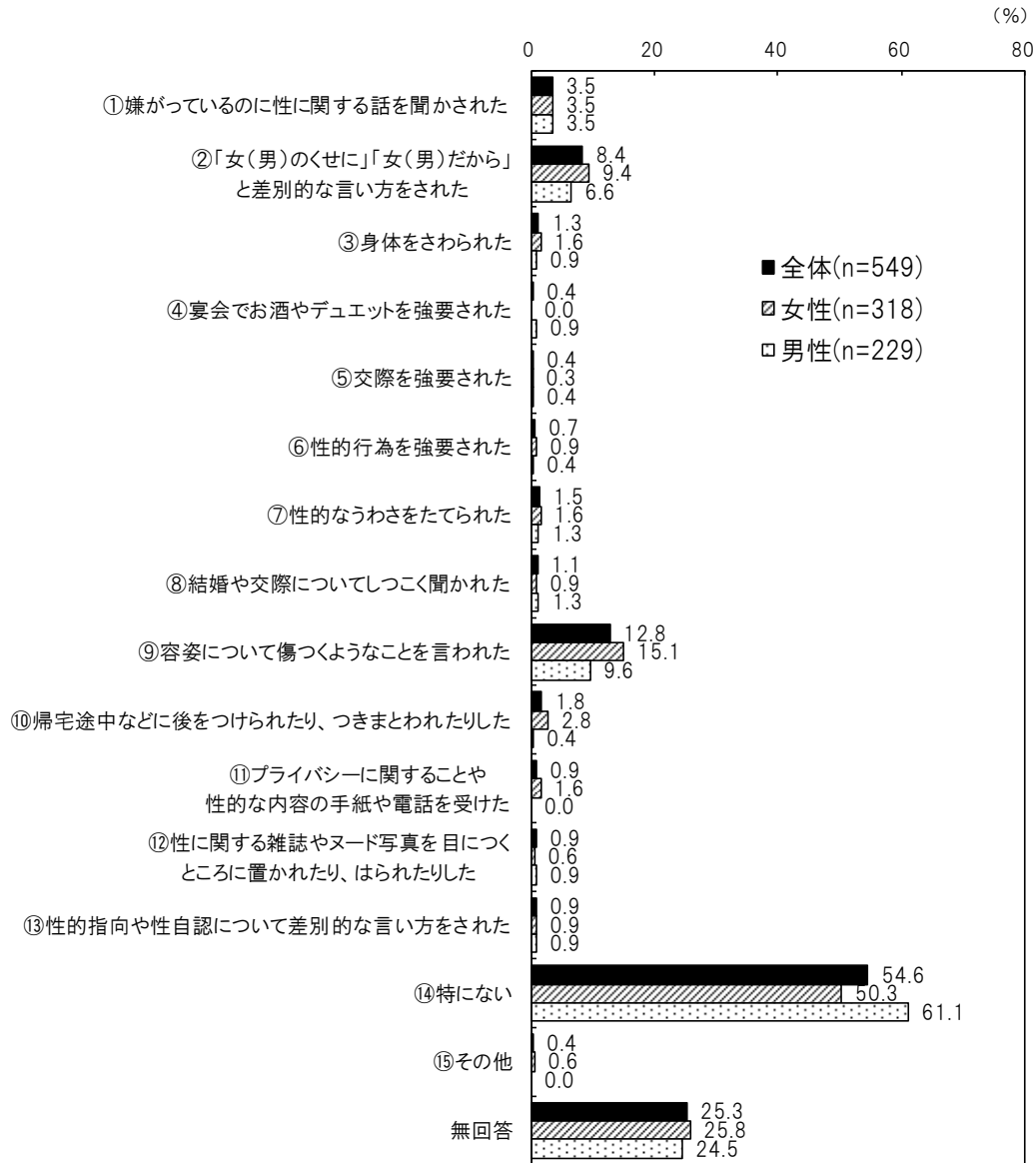
※前回調査は「異性から身体をさわられた」だった選択肢は「身体をさわられた」に、「結婚や異性との交際についてしつこく聞かれた」は「結婚や交際についてしつこく聞かれた」に、「ゲイやレズビアン等とののしられた」は「性的指向や性自認について差別的な言い方をされた」に変更

■ 前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比較して、あまり大きな変化はありませんが、「⑭特にない」(前回調査:46.5%、今回調査:54.8%)は 8.3 ポイント増加しています。

(10)－②学校

図表 108 学校での不愉快な経験(全体・性別)



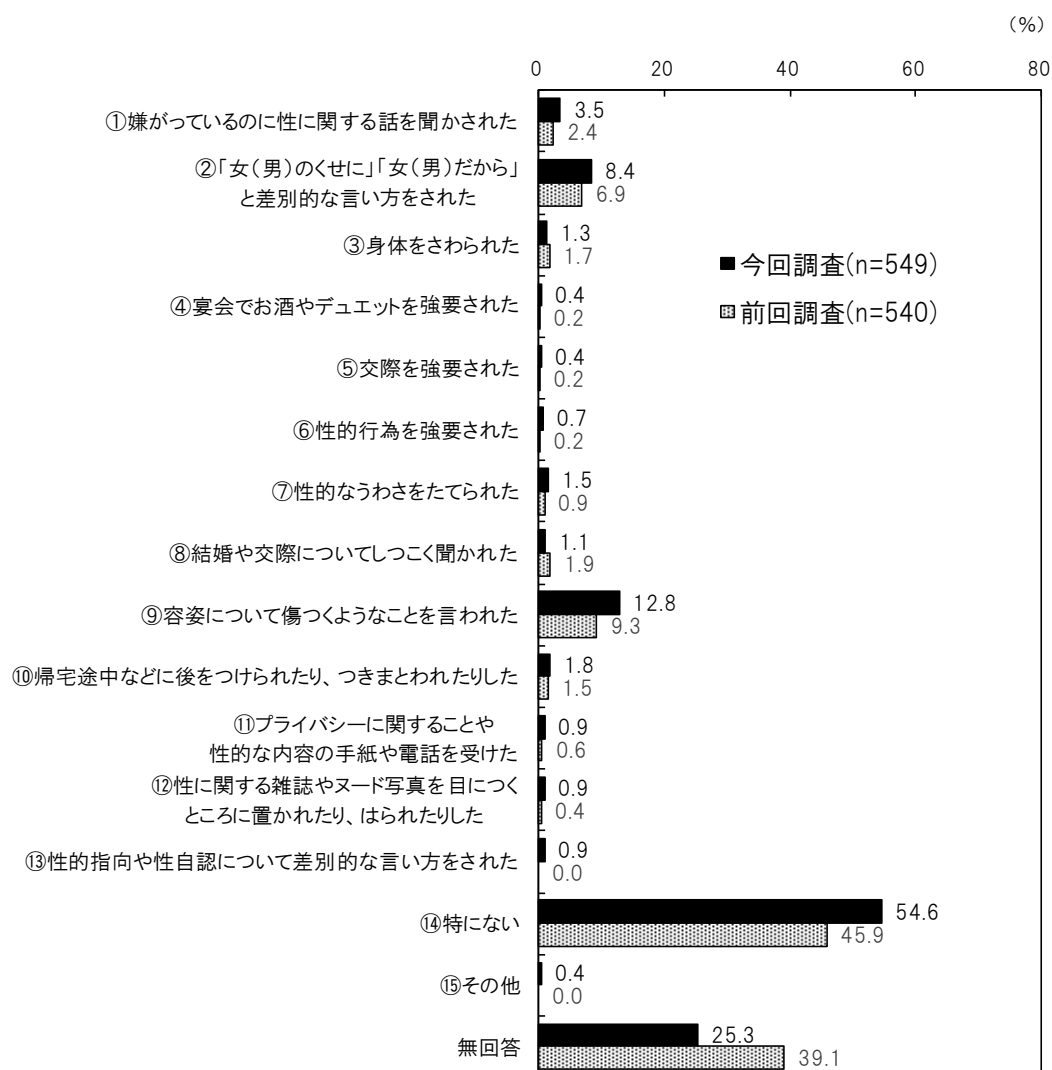
■全体の回答傾向

学校での不愉快な経験について、「⑭特にない」が 54.6%で最も高くなっています。不愉快な経験の中では、「⑨容姿について傷つくようなことを言われた」が 12.8%で最も高く、次いで「②「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされた」が 8.4%となっています。

■性別の回答傾向

性別でみると、女性では、「⑨容姿について傷つくようなことを言われた」(15.1%)が男性(9.6%)よりも 5.5 ポイント高くなっています。男性では、「⑭特にない」(61.1%)が女性(50.3%)よりも 10.8 ポイント高くなっています。

図表 109 学校での不愉快な経験(前回調査との比較)



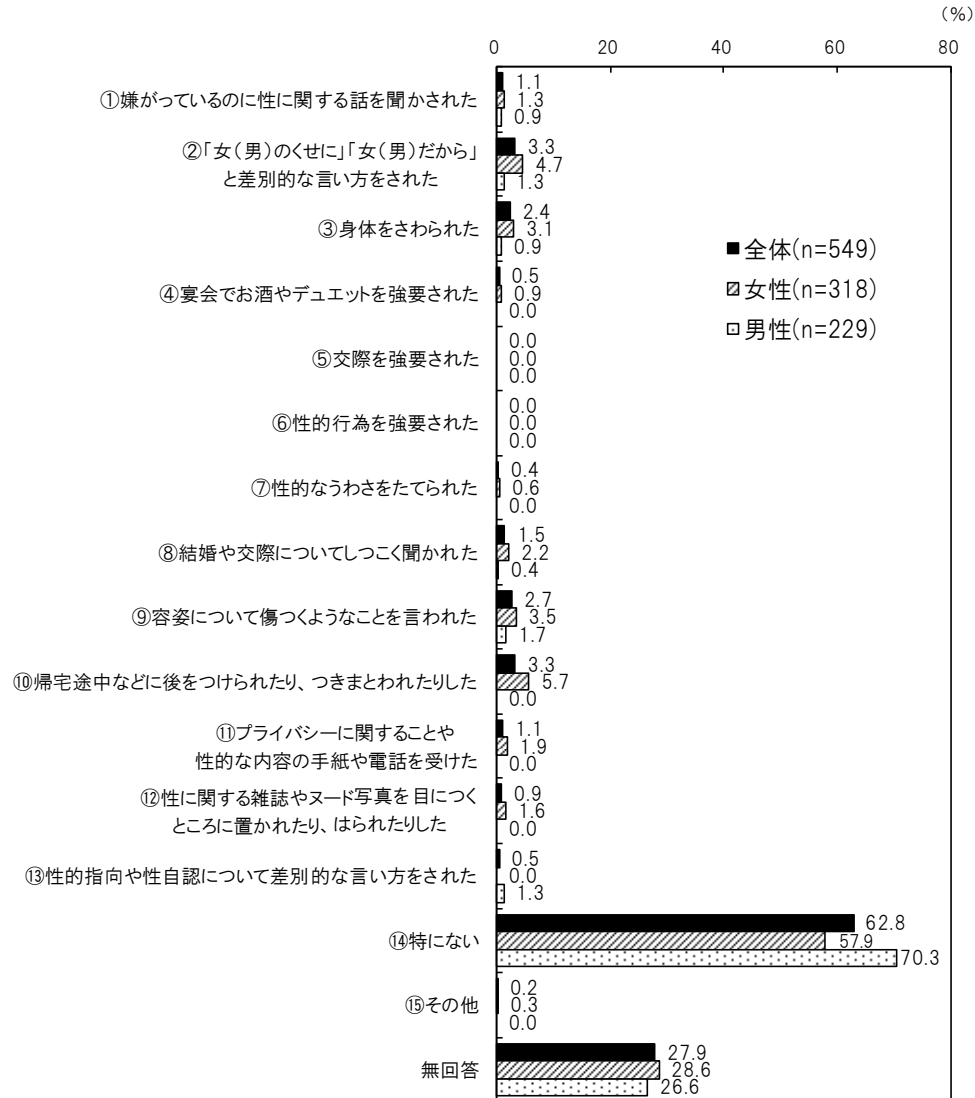
※前回調査は「異性から身体をさわられた」だった選択肢は「身体をさわられた」に、「結婚や異性との交際についてしつこく聞かれた」は「結婚や交際についてしつこく聞かれた」に、「ゲイやレズビアン等とののしられた」は「性的指向や性自認について差別的な言い方をされた」に変更

■ 前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比較して、おおむねどの項目も増加傾向にあります。

(10)－③地域

図表 110 地域での不愉快な経験(全体・性別)



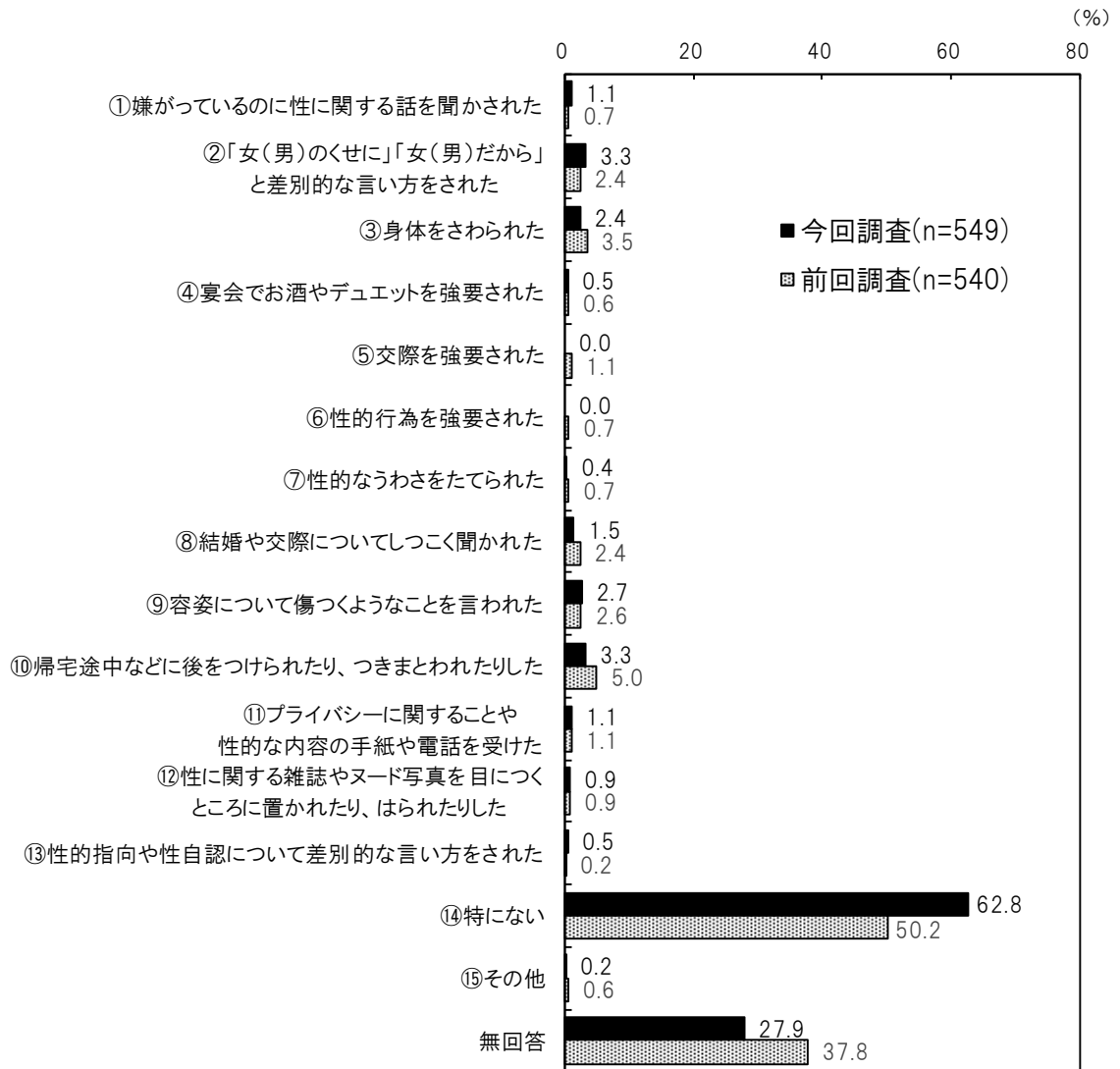
■全体の回答傾向

地域での不愉快な経験について、「⑭特にない」が62.8%で最も高くなっています。不愉快な経験の中では、「②「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされた」「⑩帰宅途中などに後をつけられたり、つきまとわれたりした」がそれぞれ3.3%で最も高くなっています。

■性別の回答傾向

性別でみると、おおむねすべての項目について女性は男性より高くなっており、特に「⑩帰宅途中などに後をつけられたり、つきまとわれたりした」は女性(5.7%)が男性(0.0%)を5.7ポイント上回っています。一方、「⑭特にない」は男性が70.3%であるのに対して女性は57.9%と、地域における不愉快な経験は男性よりも女性の方が高いことがうかがえます。

図表 111 地域での不愉快な経験(前回調査との比較)



※前回調査は「異性から身体をさわられた」だった選択肢は「身体をさわられた」に、「結婚や異性との交際についてしつこく聞かれた」は「結婚や交際についてしつこく聞かれた」に、「ゲイやレズビアン等とののしられた」は「性的指向や性自認について差別的な言い方をされた」に変更

■ 前回調査(令和元年度)との比較

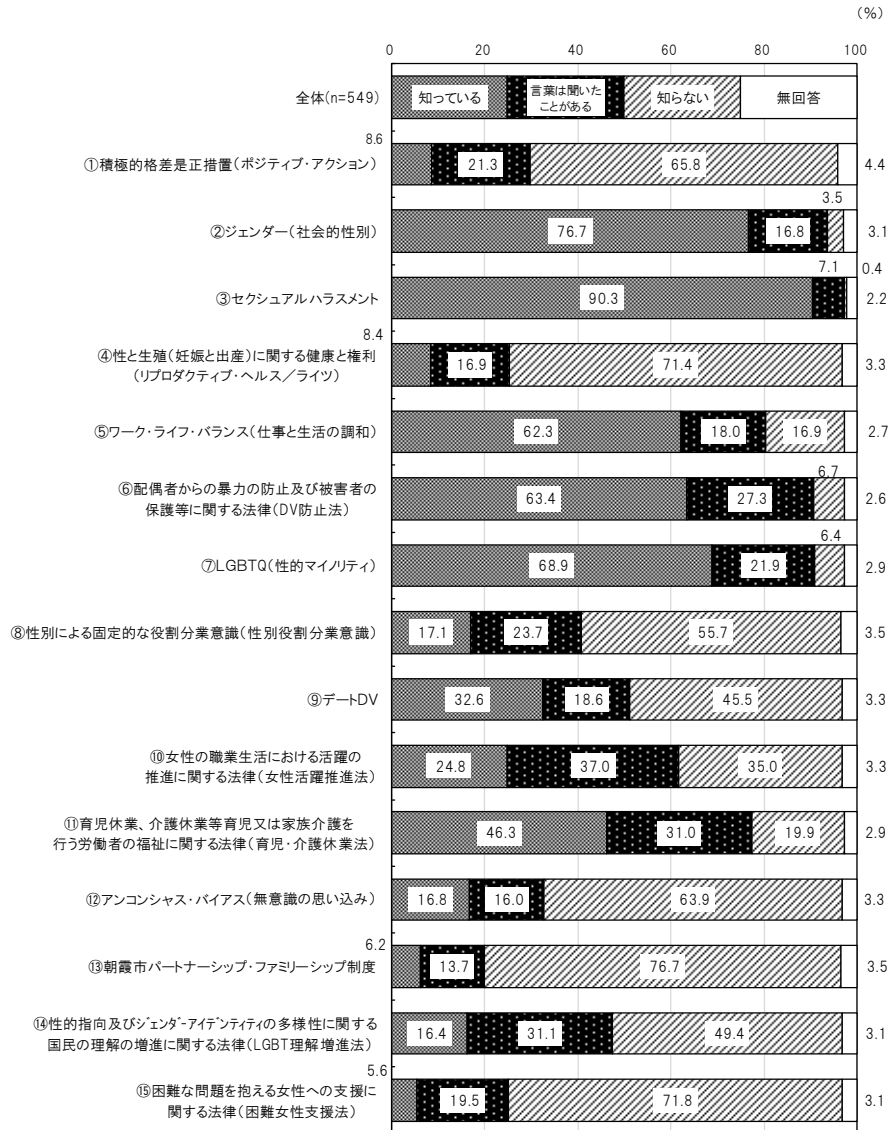
前回調査と比べると、「⑭特にない」(前回:50.2%、今回:62.8%)が12.6ポイント増加しており、不愉快な経験の中では多くの項目で割合が減少しています。

5. 男女共同参画社会について

(1) 男女共同参画・男女平等に関する言葉の周知状況

問 20 あなたは、これらの言葉をご存じですか。(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

図表 112 男女共同参画・男女平等に関する言葉の周知状況(全体)

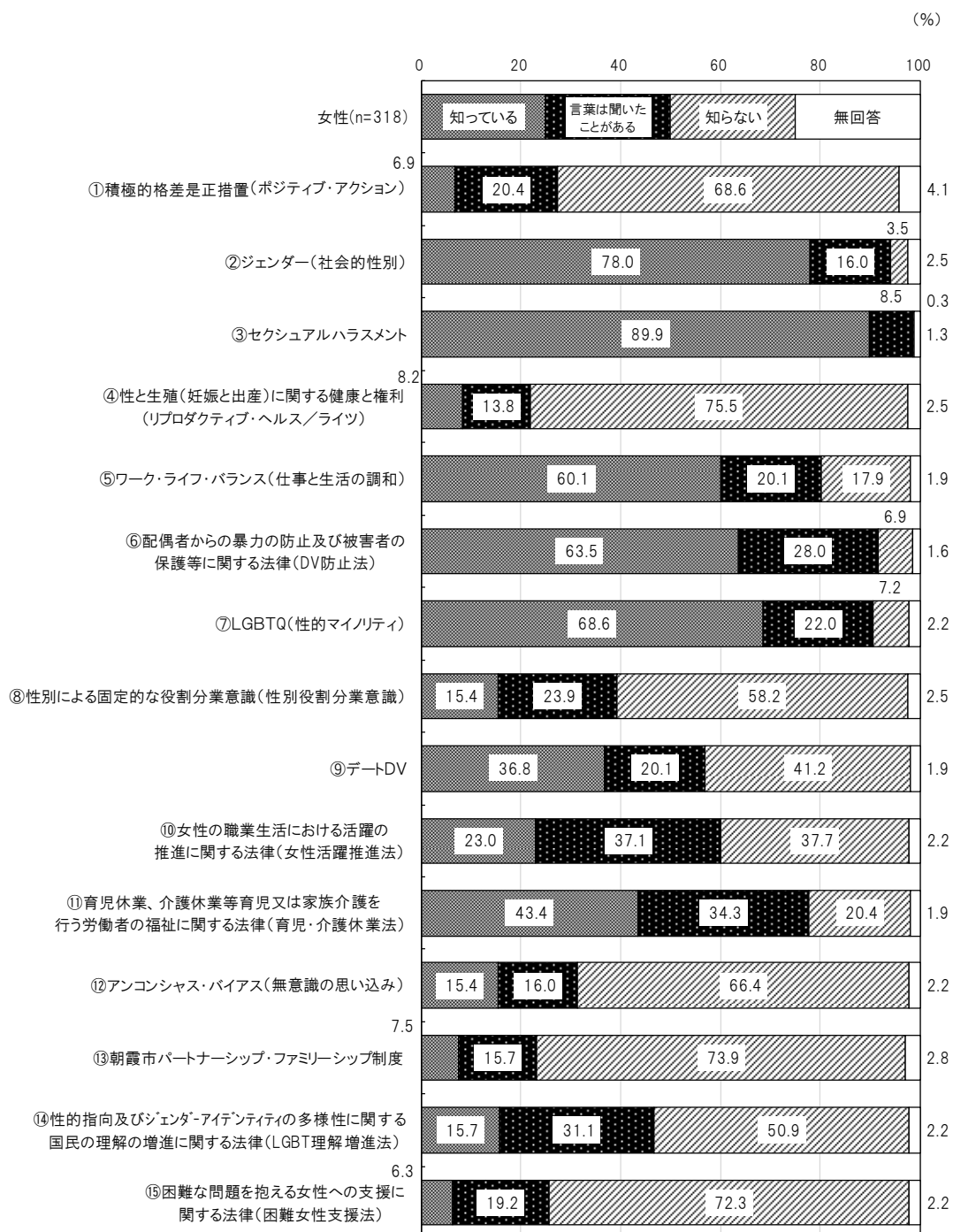


■全体の回答傾向

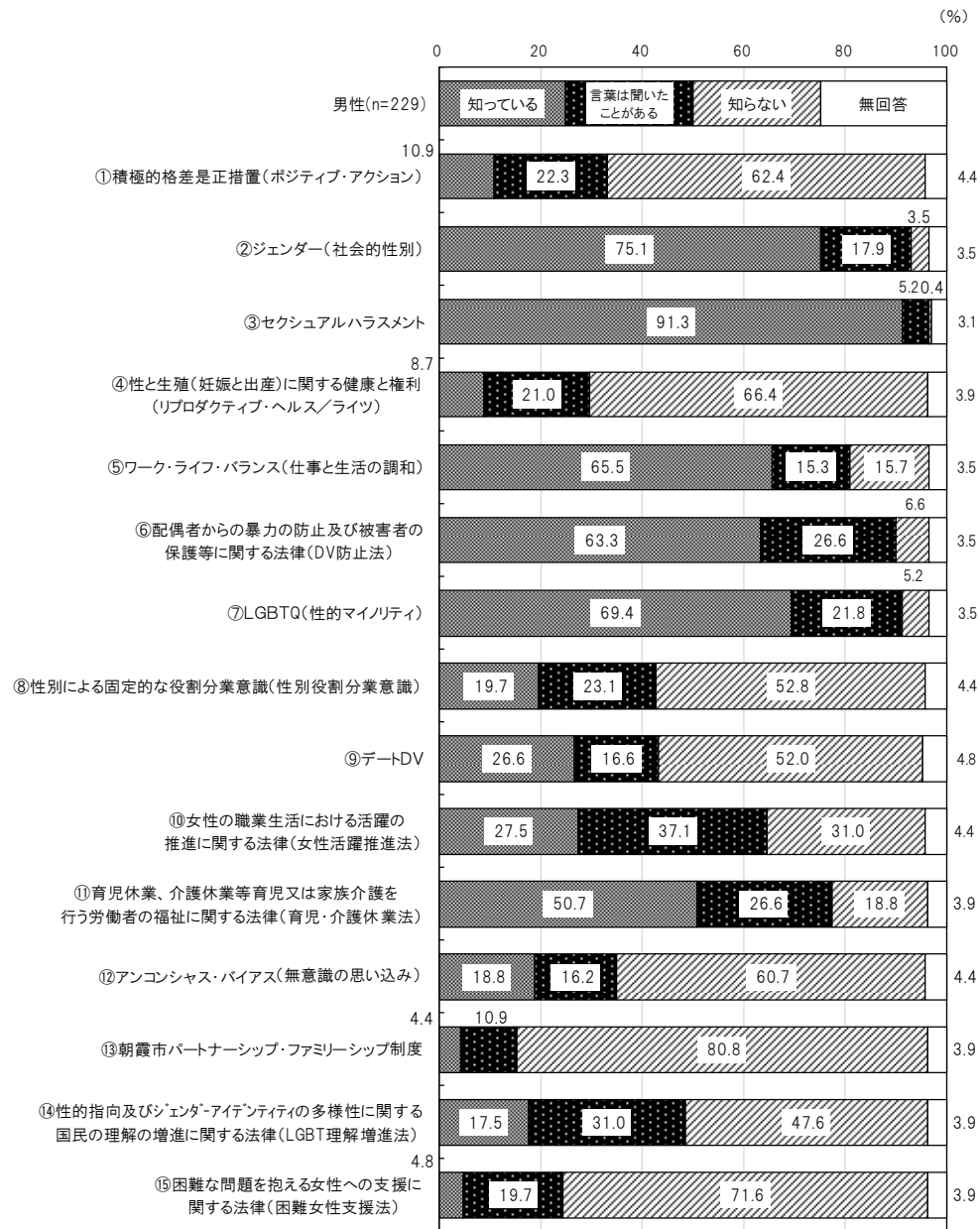
男女共同参画・男女平等に関する言葉の周知状況について、「知っている」が高い順にみると、「③セクシュアルハラスメント」が90.3%、「②ジェンダー(社会的性別)」が76.7%、「⑦LGBTQ(性的マイノリティ)」が68.9%となっています。

一方、「知らない」を高い順にみると、「⑬朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」が76.7%、「⑮困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が71.8%、「④性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」が71.4%となっています。

図表 113 男女共同参画・男女平等に関する言葉の周知状況(女性)



図表 114 男女共同参画・男女平等に関する言葉の周知状況(男性)

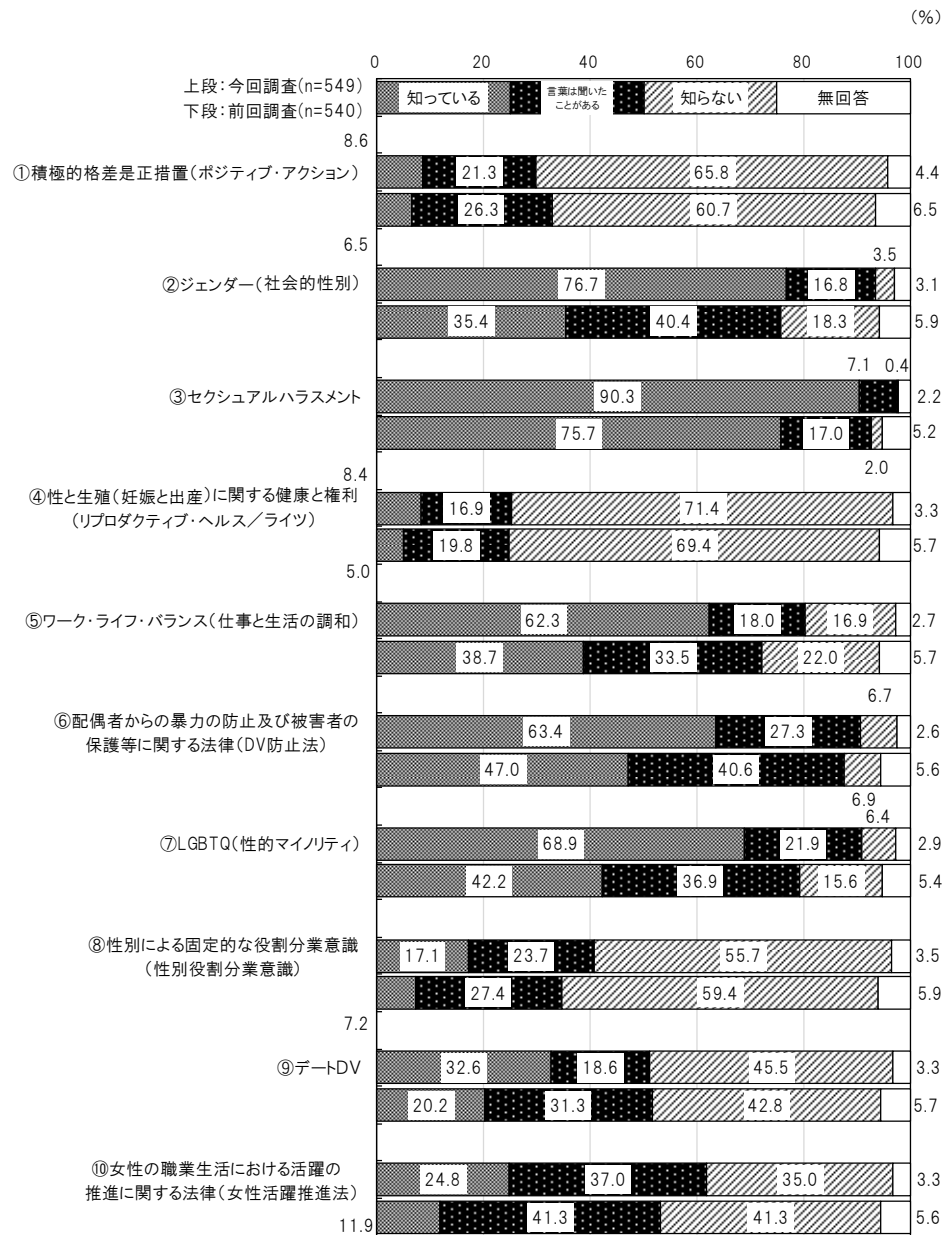


■性別の回答傾向

性別でみると、男女ともに「③セクシュアルハラスメント」(女性:89.9%、男性:91.3%)と「②ジェンダー」(社会的性別)(女性:78.0%、男性:75.1%)の認知度が特にながななっています。

「知っている」の割合の男女差が特に大きい項目についてみると、「⑨デートDV」(女性:36.8%、男性:26.6%)では男性よりも女性の方が 10.2 ポイント高く、「⑪育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」(女性:43.4%、男性:50.7%)は女性よりも男性の方が 7.3 ポイント高くなっています。

図表 115 男女共同参画・男女平等に関する言葉の周知状況(前回調査との比較)



※前回調査の「よく知っている」は今回調査では「知っている」に、「言葉ぐらいは聞いたことがある」(前回調査)は「言葉は聞いたことがある」に読み替えている。
 ※今回調査の項目「①育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」、「②アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」、「③朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」、「④性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」、「⑤困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」は、前回調査にはなかったためこのグラフには掲載していない。また、前回調査の項目「性的指向・性自認」は今回調査にはなかったためこのグラフには掲載していない。

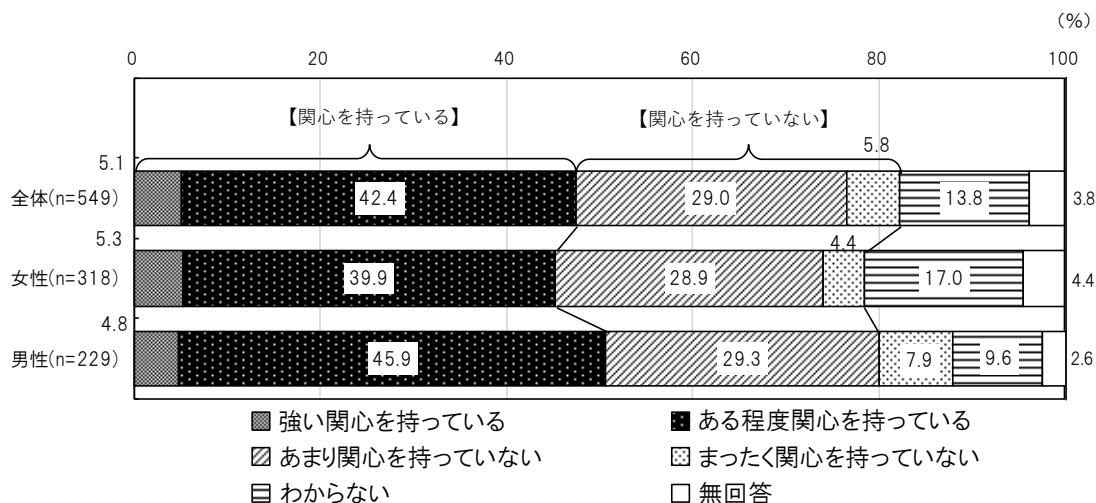
■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べて、認知度が大きく変化したのは「②ジェンダー(社会的性別)」で、「知っている」(前回:35.4%、今回:76.7%)は41.3ポイント増加し、「知らない」(前回:18.3%、今回:3.5%)が14.8ポイント減少しています。また、「⑦LGBTQ(性的マイノリティ)」は「知っている」(前回:42.2%、今回:68.9%)が26.7ポイント増加し、「知らない」(前回:15.6%、今回:6.4%)が9.2ポイント減少しています。

(2)男女共同参画に関する動きへの関心

問 21 あなたは、男女共同参画について、関心をお持ちですか。
(あてはまる番号1つだけに○)

図表 116 男女共同参画に関する動きへの関心(全体・性別)



■全体の回答傾向

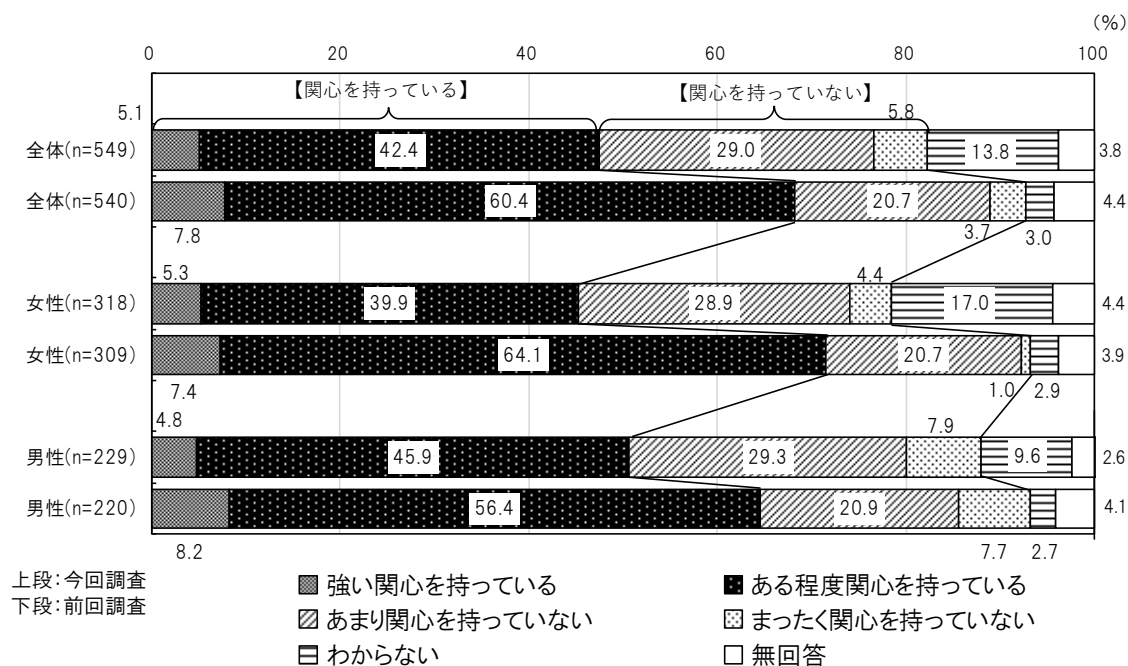
男女共同参画に関する動きへの関心について、「ある程度関心を持っている」が42.4%で最も高く、「強い関心を持っている」(5.1%)と合わせると、【関心を持っている】人が47.5%となっています。

一方、「あまり関心を持っていない」が29.0%、「まったく関心を持っていない」(5.8%)を合わせると、【関心を持っていない】人は34.8%となっています。

■性別の回答傾向

性別でみると、【関心を持っている】は女性が45.2%、男性は50.7%で、男性が女性を5.5ポイント上回っています。

図表 117 男女共同参画に関する動きへの関心(前回調査との比較)



■ 前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べると、「強い関心を持っている」と「ある程度関心を持っている」の合計である【関心を持っている】の割合が減少し、「あまり関心を持っていない」と「わからない」と回答する割合が増加しています。

女性では、【関心を持っている】の割合が 26.3 ポイント減少し、「わからない」と回答する割合が 14.1 ポイント増加しています。

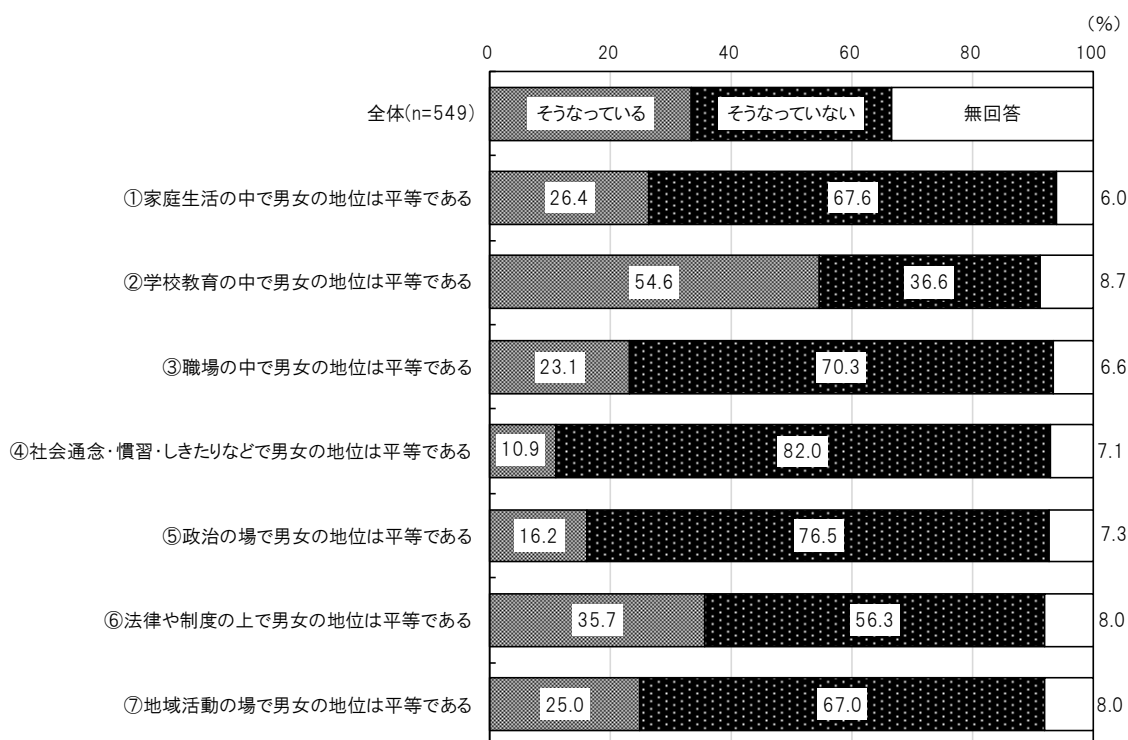
男性でも同様に、【関心を持っている】の割合が 13.9 ポイント減少し、「あまり関心を持っていない」と「わからない」と回答する割合が増加しています。このデータから、男女共同参画への関心が全体として低下していることがうかがえます。

(3)男女共同参画社会のイメージ

問 22 あなたが考える男女共同参画社会のイメージは、どのようなものですか。
(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

(3)－①現在の社会全般

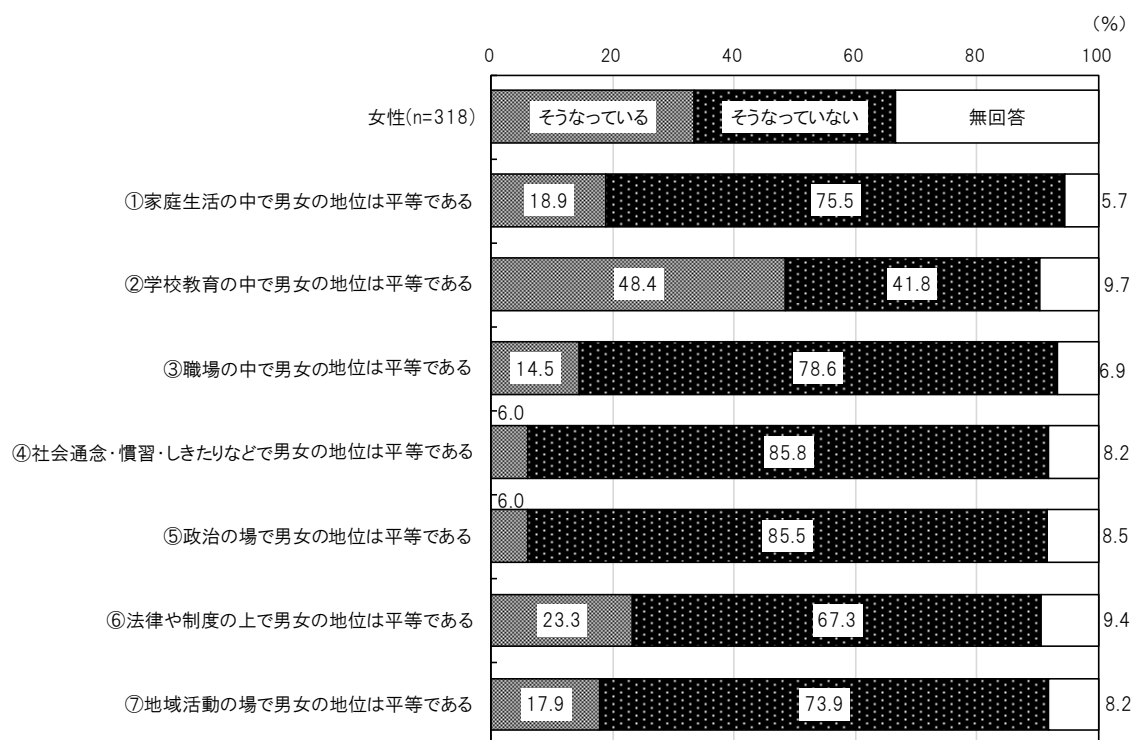
図表 118 男女共同参画社会のイメージ(現在の社会全般、全体)



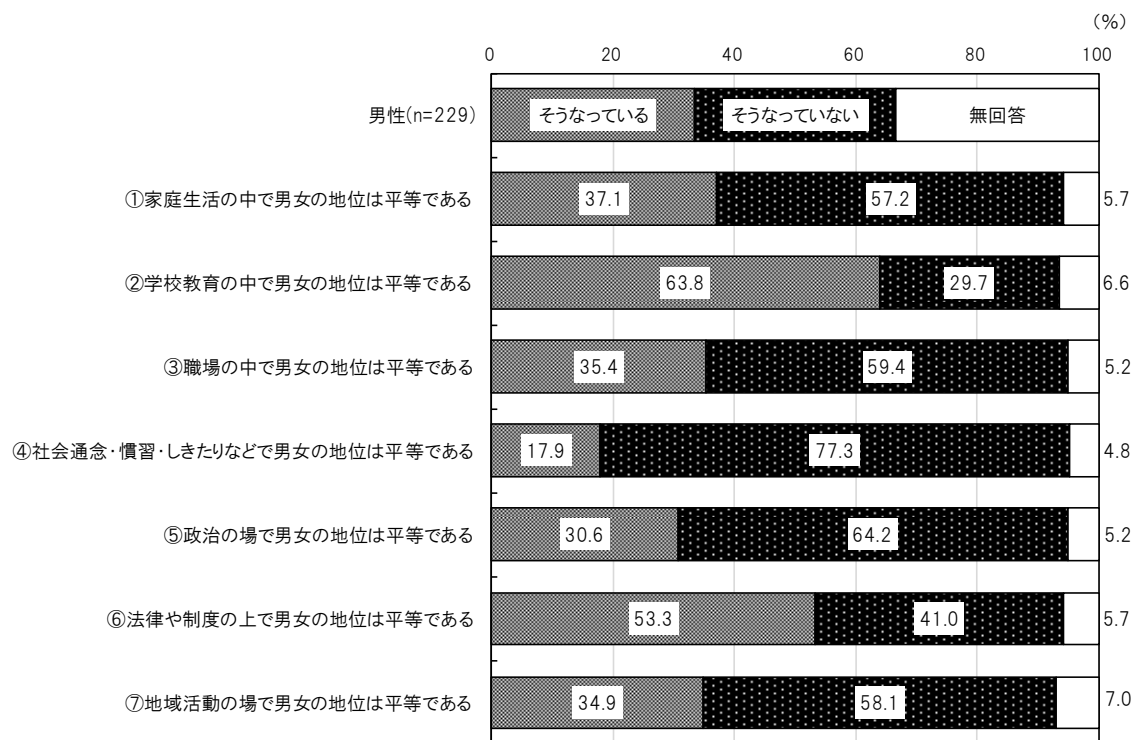
■全体の回答傾向

現在の社会全般の男女共同参画社会のイメージについて、「そうになっている」が最も高かったのは「②学校教育の中で男女の地位は平等である」で 54.6%、次いで「⑥法律や制度の上で男女の地位は平等である」が 35.7%、「①家庭生活の中で男女の地位は平等である」が 26.4%となっています。「そうになっていない」が高い順にみると、「④社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」が 82.0%、「⑤政治の場で男女の地位は平等である」が 76.5%、「③職場の中で男女の地位は平等である」が 70.3%となっています。

図表 119 男女共同参画社会のイメージ(現在の社会全般、女性)



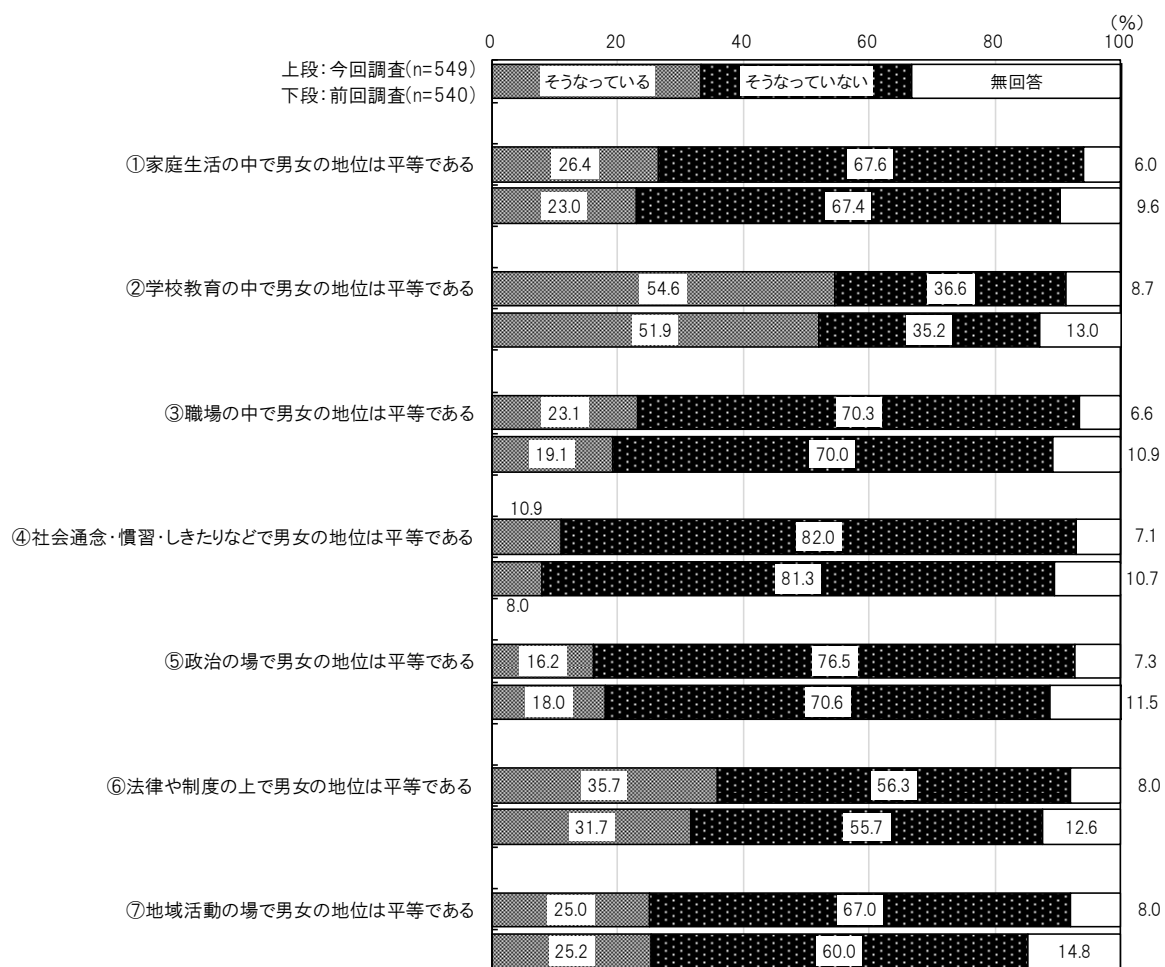
図表 120 男女共同参画社会のイメージ(現在の社会全般、男性)



■性別の回答傾向

性別でみると、すべての項目において、女性は「そうっていない」が男性を上回っています。特に、「⑥法律や制度の上で男女の地位は平等である」(女性:67.3%、男性:41.0%)は26.3ポイント、「⑤政治の場で男女の地位は平等である」(女性:85.5%、男性:64.2%)は21.3ポイント、「③職場の中で男女の地位は平等である」(女性:78.6%、男性:59.4%)は19.2ポイント、女性が男性を上回っています。

図表 121 男女共同参画社会のイメージ(現在の社会全般、前回調査との比較)

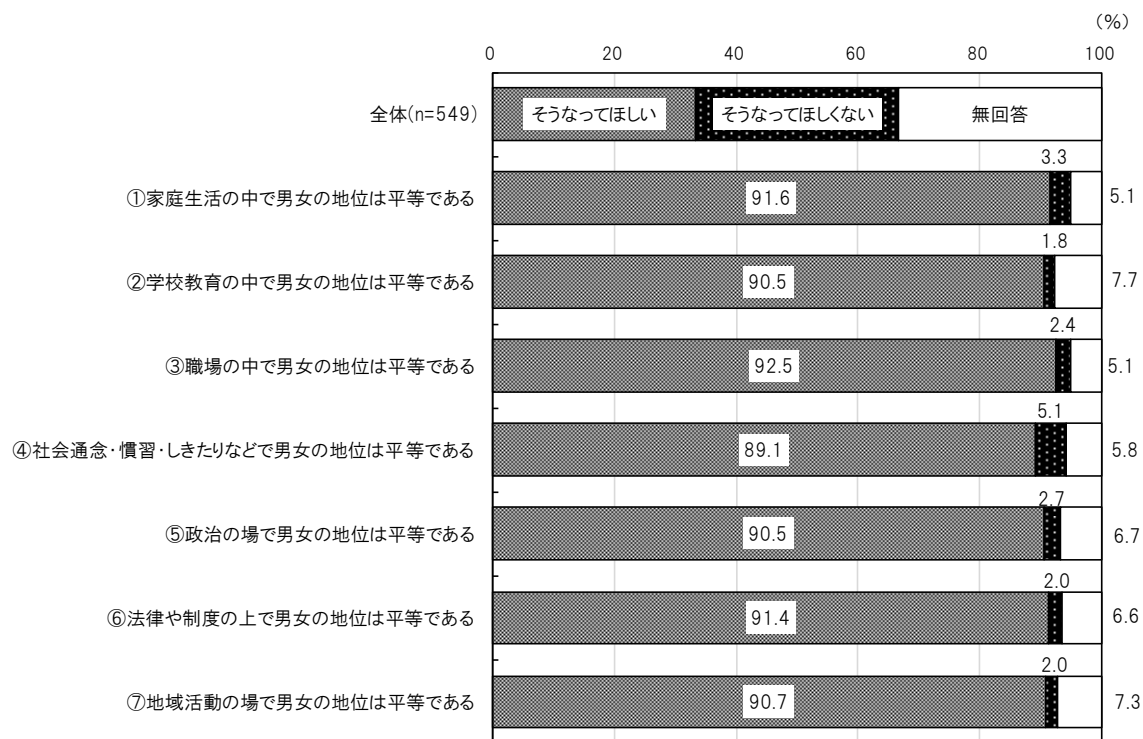


■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べると、おおむねすべての項目で「そうになっている」と感じる割合が増加していますが、「⑤政治の場で男女の地位は平等である」「⑦地域活動の場で男女の地位は平等である」においては「そうになっていない」と感じる割合が増加しています。

(3)－②将来への期待

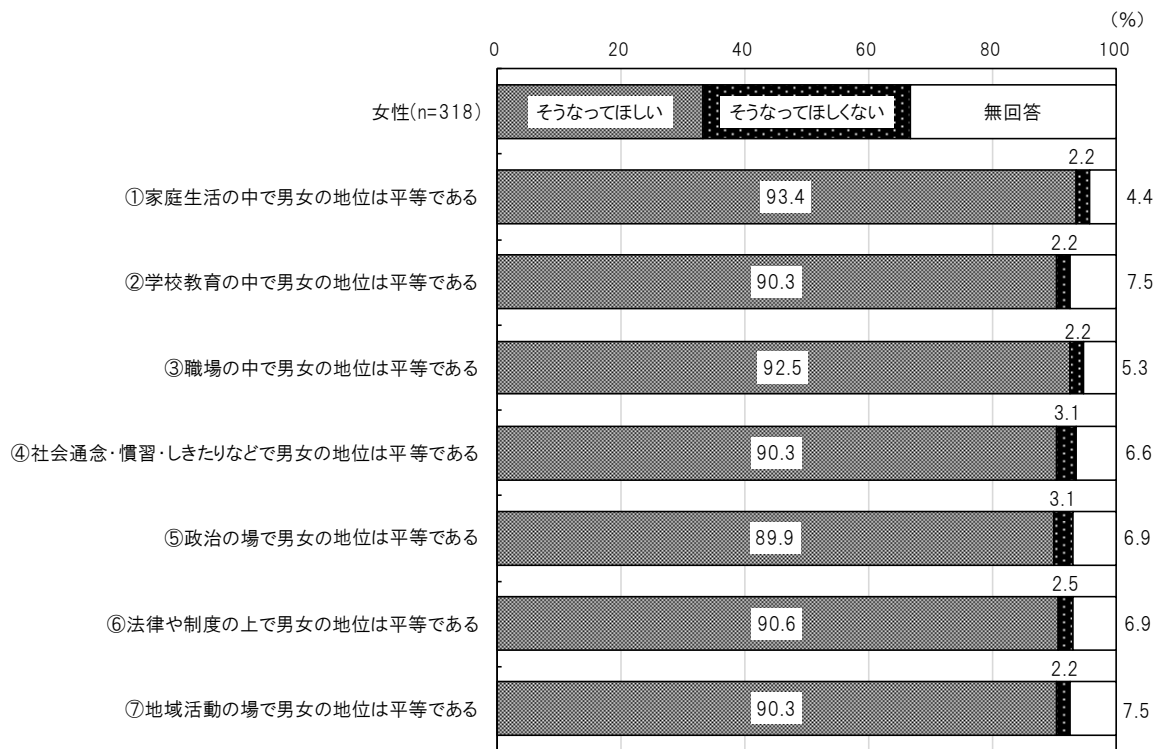
図表 122 男女共同参画社会のイメージ(将来への期待、全体)



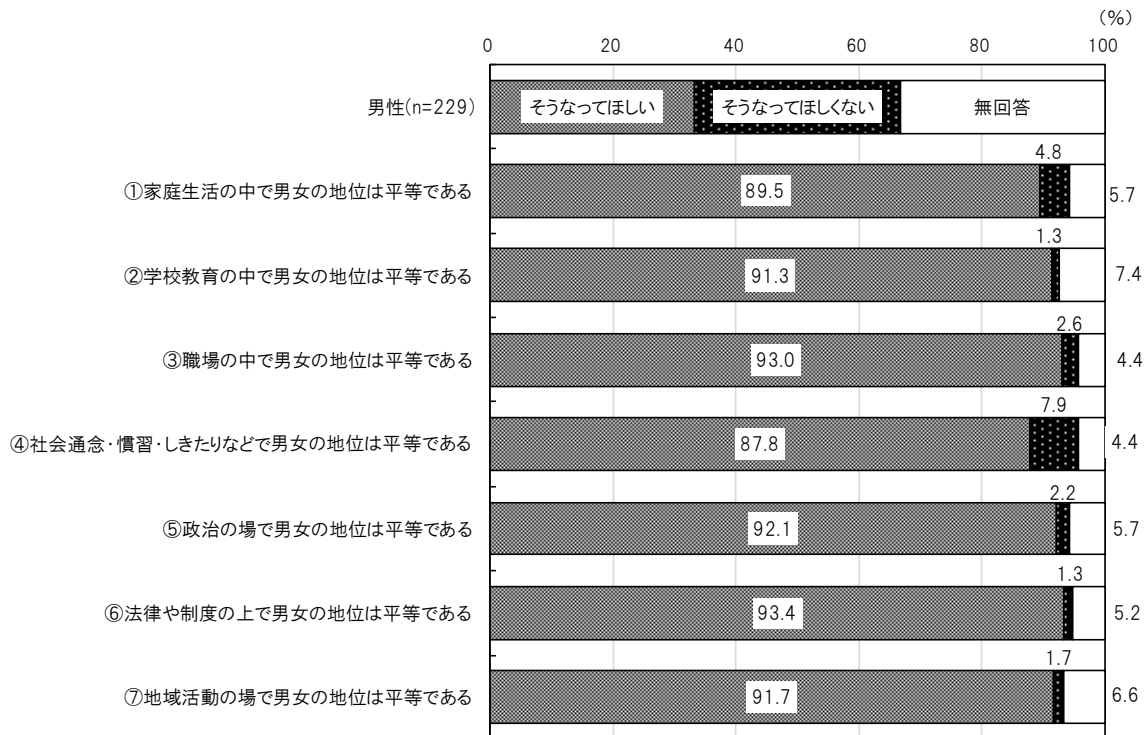
■全体の回答傾向

将来期待する男女共同参画社会のイメージについて、すべての項目で「そうなってほしい」が約9割を占めています。

図表 123 男女共同参画社会のイメージ(将来への期待、女性)



図表 124 男女共同参画社会のイメージ(将来への期待、男性)

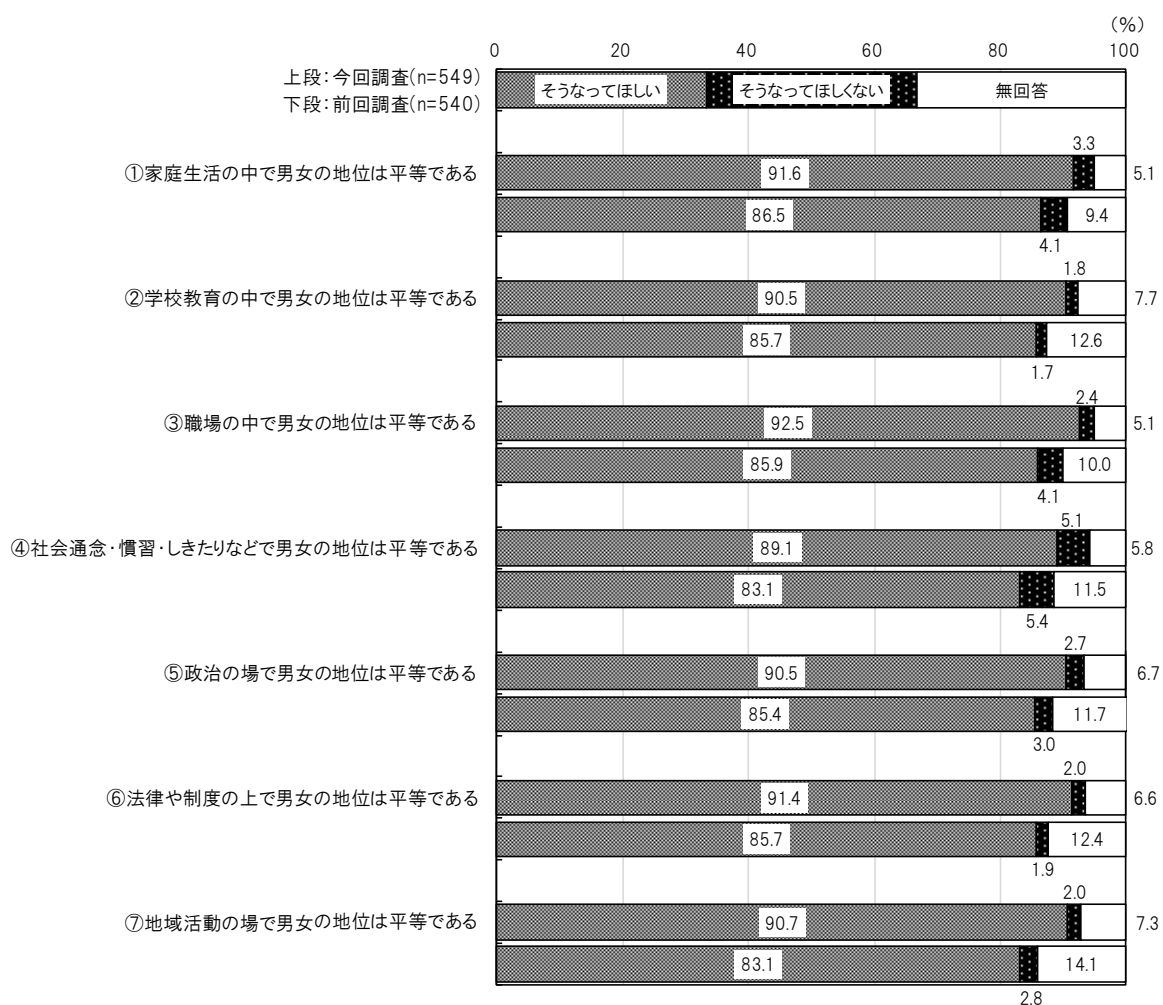


■性別の回答傾向

性別でみると、女性では、すべての項目で「そうなってほしい」が約9割を占めています。特に、「①家庭生活の中で男女の地位は平等である」と回答する割合が93.4%と非常に高いです。

男性でもすべての項目で約9割が「そうなってほしい」となっています。特に、「⑥法律や制度の上で男女の地位は平等である」と回答する割合が93.4%と非常に高いです。この結果から、将来において男女の地位が平等であることを望む意識が性別を問わず非常に高いことがわかります。

図表 125 男女共同参画社会のイメージ(将来への期待、前回調査との比較)



■前回調査(令和元年度)との比較

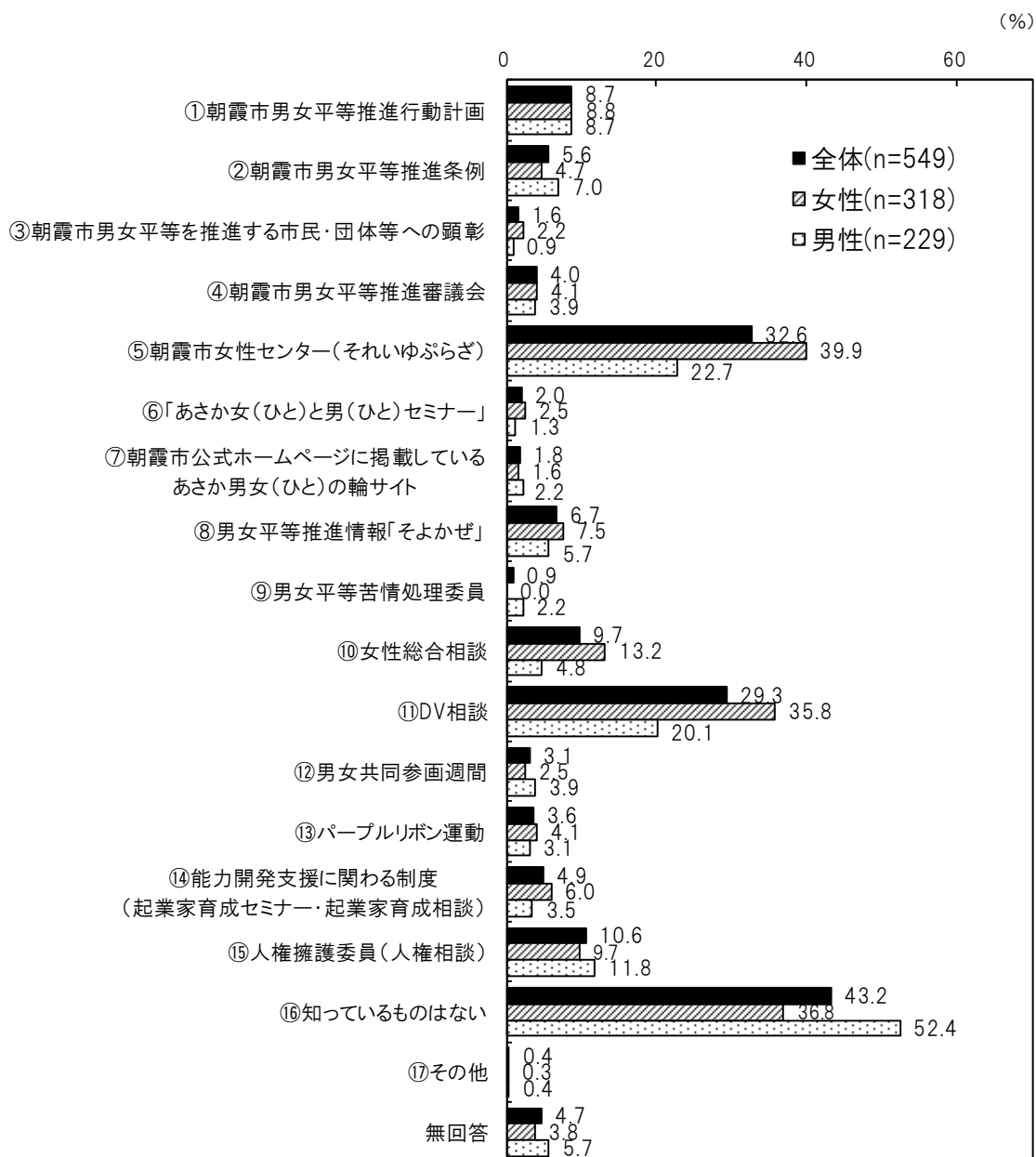
前回調査と比べると、「そうなってほしい」と回答する割合が全項目で増加しています。特に、「⑦地域活動の場で男女の地位は平等である」と感じる割合は、今回 90.7%、前回 83.1%で、7.6 ポイント増加しています。

6. 市の男女平等施策について

(1) 男女平等を進めるための取組の周知度

問 23 朝霞市では男女平等を進めるために様々な取組をしていますが、あなたが知っているものはどれですか。(あてはまる番号すべてに○)

図表 126 男女平等を進めるための取組の周知度(全体・性別)



■全体の回答傾向

男女平等を進めるための取組の周知度について、「⑯知っているものはない」が43.2%で最も高くなっています。

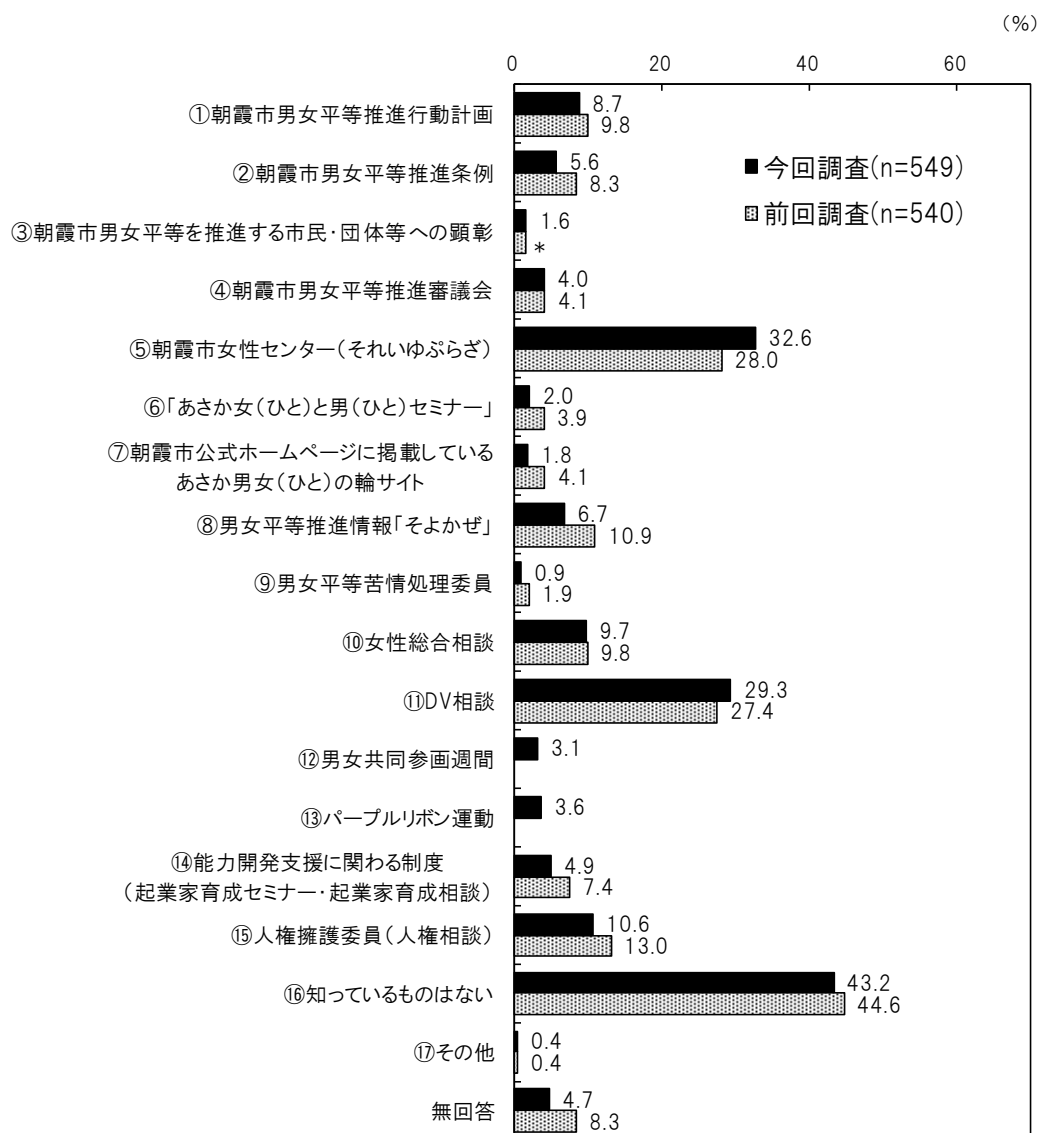
知っているものとしては、「⑤朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)」が32.6%、「⑪DV相談」が29.3%、「⑮人権擁護委員(人権相談)」が10.6%で上位となっています。

■性別の回答傾向

性別でみると、男性は「⑯知っているものはない」が52.4%で最も高く、女性(36.8%)を15.6ポイント上回っています。女性は「⑤朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)」が39.9%で最も高くなっています。

知っているもののうちで男女の回答割合に大きな差がある項目についてみると、「⑤朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)」(女性:39.9%、男性:22.7%)が17.2ポイント、「⑪DV相談」(女性35.8%、男性:20.1%)が15.7ポイント、「⑩女性総合相談」(女性13.2%、男性4.8%)が8.4ポイント、女性が男性を上回っています。

図表 127 男女平等を進めるための取組の周知度(前回調査との比較)



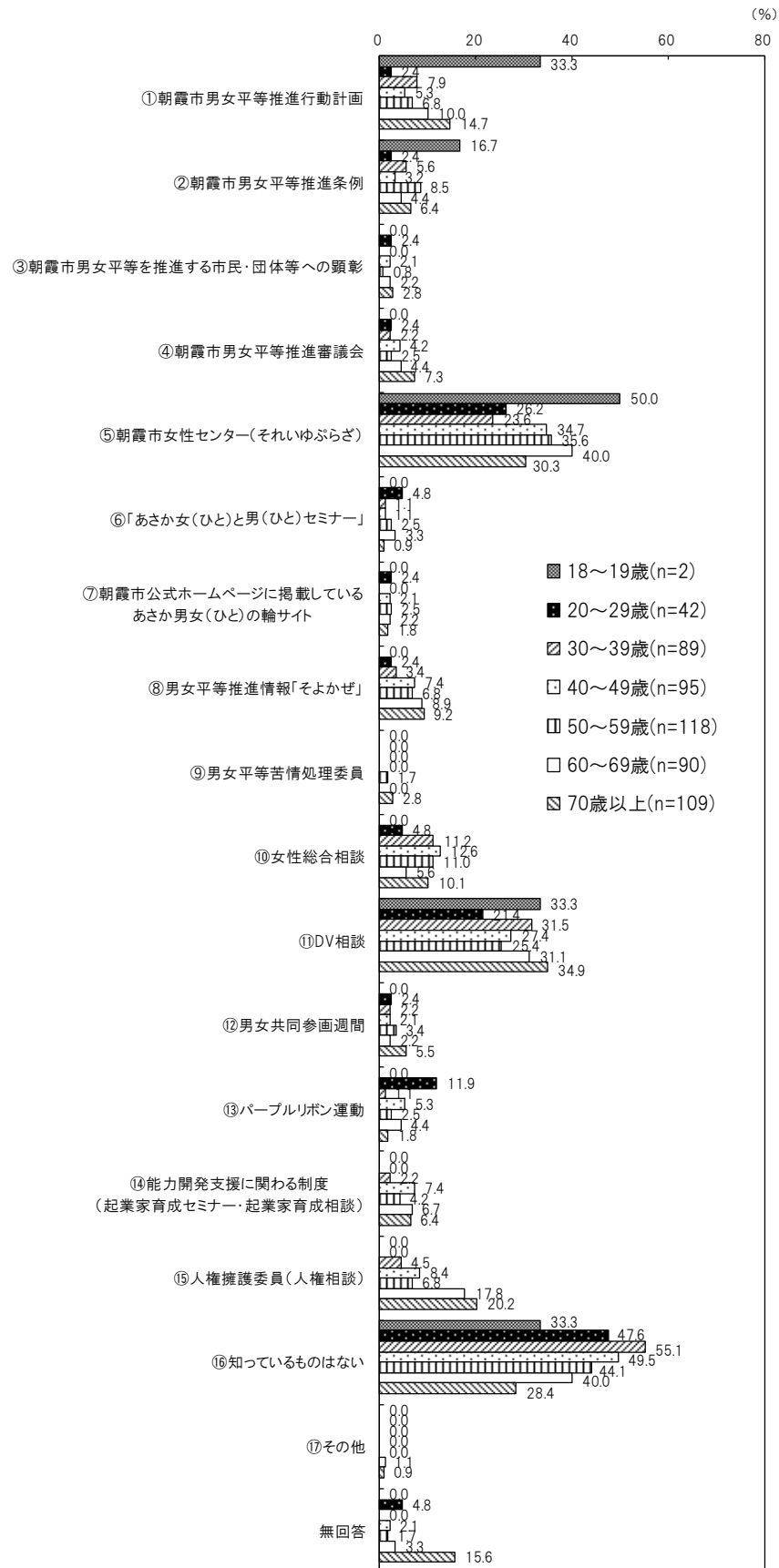
※前回調査時は、「男女共同参画週間」と「パープルリボン運動」の選択肢はなかった。

■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べると、「⑯知っているものはない」(前回:44.6%、今回:43.2%)が1.4ポイント減少しているものの、前回同様、今回も回答割合が最も高くなっています。

知っているもののうちでは、「⑤朝霞市女性センター(それいゆぶらざ)」が前回28.0%から今回32.6%と4.6ポイント増加、「⑪DV相談」が前回27.4%から今回29.3%と1.9ポイント増加していますが、そのほかの多くの項目で認知度が減少しています。特に「⑧男女平等推進情報「そよかぜ」」(前回:10.9%、今回:6.7%)では4.2ポイント減少、「②朝霞市男女平等推進条例」(前回:8.3%、今回:5.6%)では2.7ポイント減少、「⑭能力開発支援に関わる制度(起業家育成セミナー・起業家育成相談)」(前回:7.4%、今回:4.9%)では2.5ポイント減少しています。

図表 128 男女平等を進めるための取組の周知度(年齢別)



■年齢別の回答傾向

年齢別にみると、20～29 歳では、「⑤朝霞市女性センター(それいゆぶらざ)」の認知度が 26.2%と高く、次いで「⑪DV 相談」が 21.4%、「⑬パープルリボン運動」が 11.9%となっています。

30～39 歳では、「⑪DV 相談」の認知度が 31.5%と高く、次いで「⑤朝霞市女性センター(それいゆぶらざ)」が 23.6%と高い認知度を示しています。また、「⑩女性総合相談」の認知度も 11.2%と比較的高い傾向にあります。

40～49 歳では、「⑤朝霞市女性センター(それいゆぶらざ)」の認知度が 34.7%と最も高く、次いで「DV 相談」の認知度が 27.4%、「⑩女性総合相談」の認知度が 12.6%となっています。

50～59 歳でも、「⑤朝霞市女性センター(それいゆぶらざ)」の認知度が 35.6%と高く、「⑪DV 相談」が 25.4%、そして「⑩女性総合相談」が 11.0%と続いています。

60～69 歳では、「⑤朝霞市女性センター(それいゆぶらざ)」が 40.0%と最も高い認知度を示しており、次いで「DV 相談」が 31.1%、「⑮人権擁護委員(人権相談)」が 17.8%の認知度を示しています。

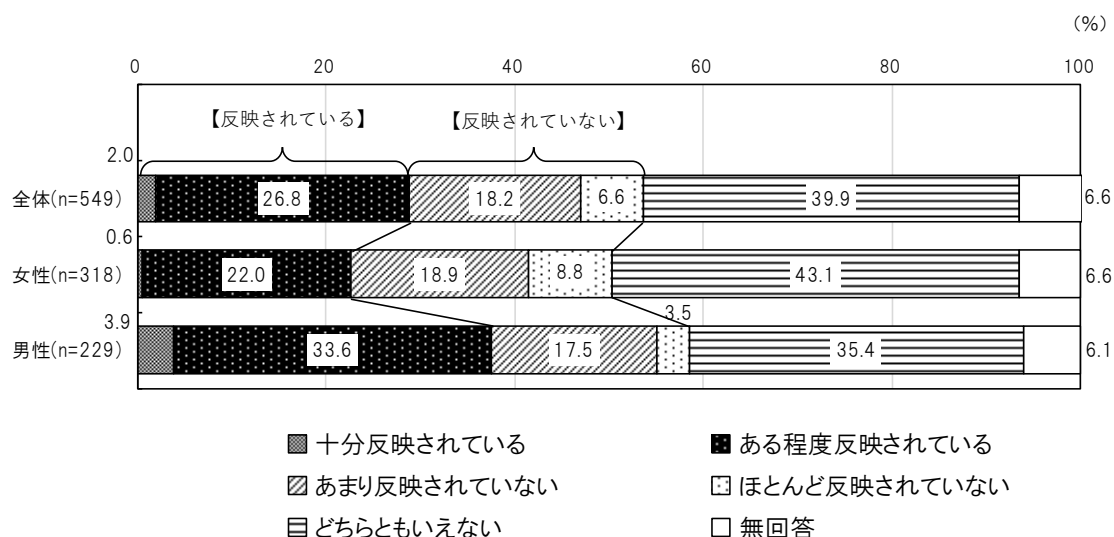
70 歳以上では、「⑪DV 相談」が 34.9%、「⑤朝霞市女性センター(それいゆぶらざ)」が 30.3%と認知度が高くなっています。また、「⑮人権擁護委員(人権相談)」の認知度も 20.2%と比較的高い傾向にあります。

「⑤朝霞市女性センター(それいゆぶらざ)」はほとんどの年代において回答が多いのですが、すべての年代の中でも 60～69 歳が特に多い割合となっています。また、「⑮人権擁護委員(人権相談)」や「①朝霞市男女平等推進行動計画」「⑧男女平等推進情報「そよかぜ」」などは高年齢層において回答が多い傾向がみられます。一方、「⑬パープルリボン運動」は 20～29 歳など若い年齢層で回答が多い傾向がみられます。

(2)市の政策への女性の意見等の反映

問 24 あなたは、女性の意見や考え方が市の政策に、どの程度反映されていると思いますか。(あてはまる番号 1 つだけに○)

図表 129 市の政策への女性の意見等の反映(全体・性別)



■全体の回答傾向

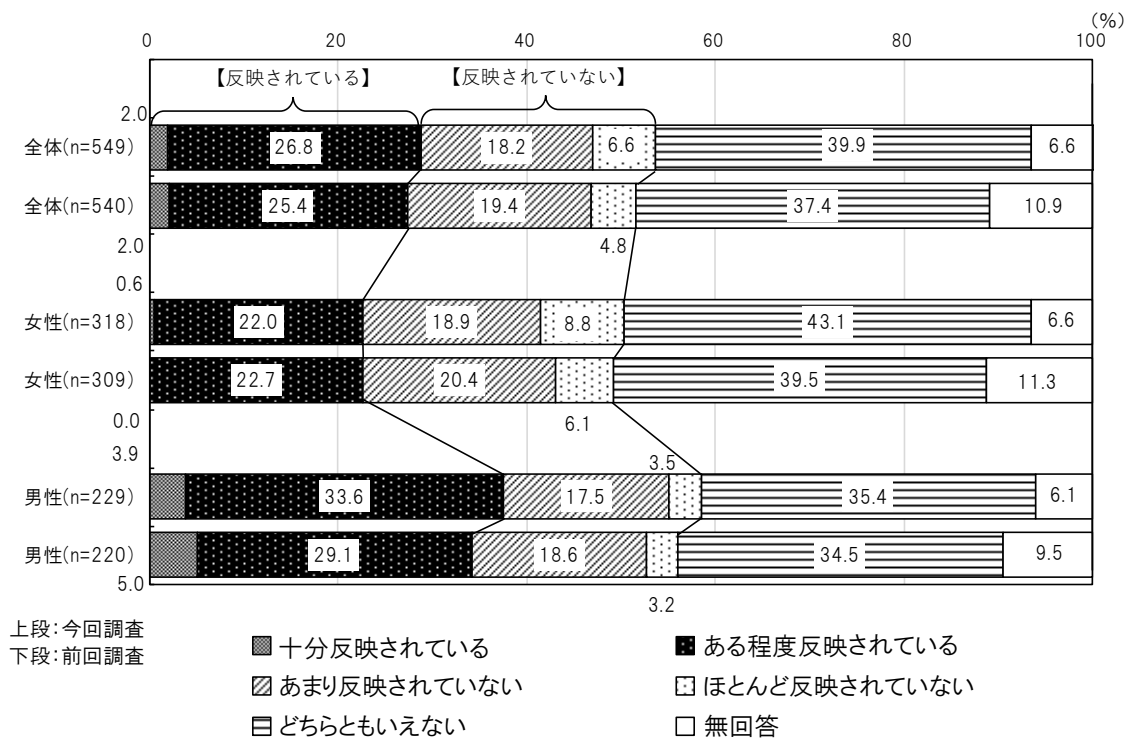
市の政策への女性の意見等の反映について、「どちらともいえない」が 39.9%で最も高くなっています。また、【反映されている】(「十分反映されている」と「ある程度反映されている」の合計)という考えは 28.8%、【反映されていない】(「あまり反映されていない」と「ほとんど反映されていない」の合計)という考えは 24.8%で、【反映されている】という考えは【反映されていない】という考えを 4.0 ポイント上回っています。

■性別の回答傾向

性別でみると、女性は【反映されている】という考えが 22.6%で、男性の 37.5%よりも 14.9 ポイント下回っています。

また、女性は、【反映されていない】という考えが 27.7%で、【反映されている】という考えよりも 5.1 ポイント上回っています。

図表 130 市の政策への女性の意見等の反映(前回調査との比較)



■ 前回調査(令和元年度)との比較%

前回調査と比べると、「十分反映されている」と感じる割合は変わらず 2.0%、「ある程度反映されている」(前回:25.4%、今回 26.8%)と感じる割合が 1.4 ポイント増加しています。

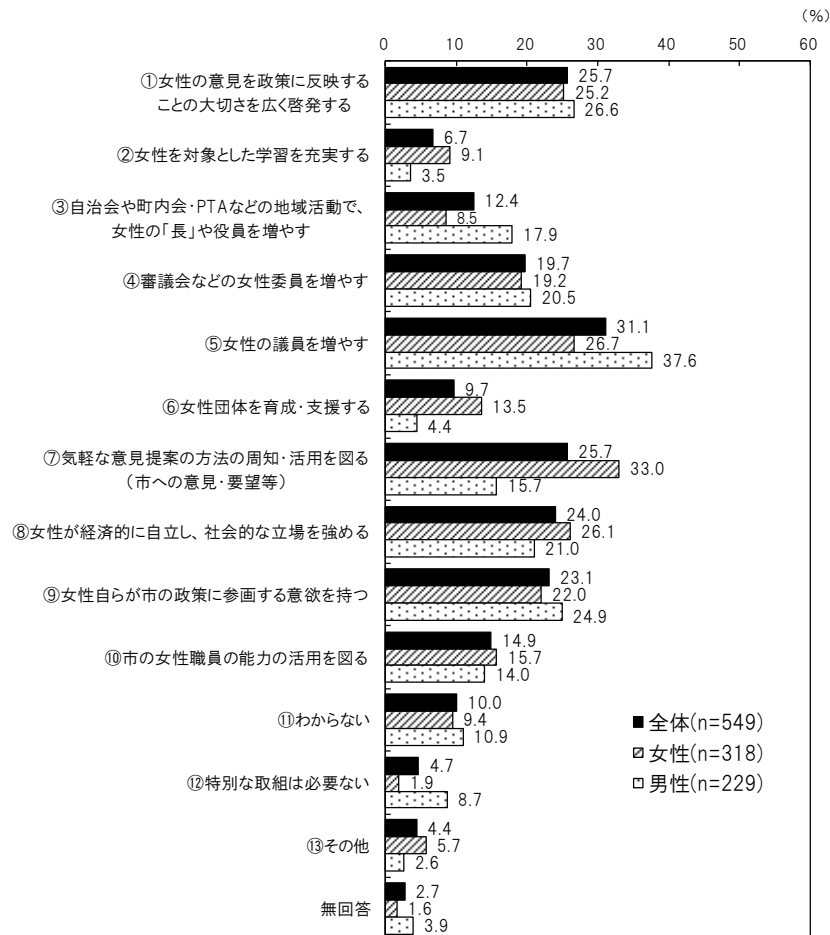
女性では、【反映されている】の割合は前回(22.7%)と今回(22.6%)ではあまり変わっていません。

男性では、【反映されている】(前回調査:34.1%、今回調査:37.5%)は 3.4 ポイント増加し、【反映されていない】(前回調査:21.8%、今回調査:21.0%)は 0.8 ポイント減少するなど、反映されている印象を持つ人が増加しています。

(3)市の政策に女性の意見を反映するために必要なこと

問 25 あなたは、市の政策に女性の意見を反映するために、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまる番号 3 つまでに○)

図表 131 市の政策に女性の意見を反映するために必要なこと(全体・性別)



■全体の回答傾向

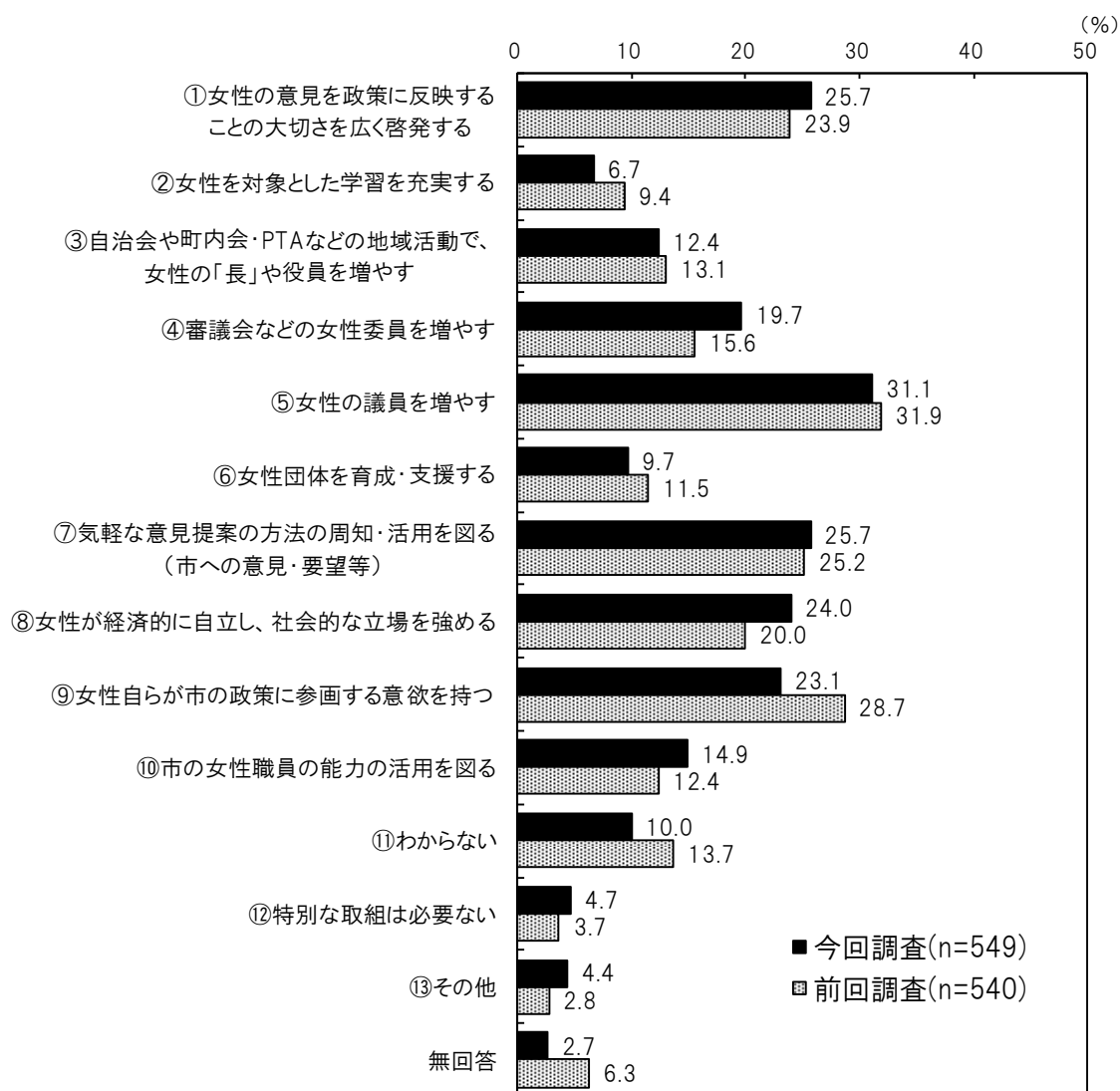
市の政策に女性の意見を反映するために必要なことについて、「⑤女性の議員を増やす」が31.1%で最も支持されており、次いで「①女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する」「⑦気軽な意見提案の方法の周知・活用を図る(市への意見・要望等)」がそれぞれ25.7%と上位となっています。「⑬その他」の具体的な内容として、「男女関係なく意見を募る」や「議会運営・リモートを含む参加方法など時間等の柔軟な対応」、「託児所を併設した上でワークショップなどの情報交換の場を設ける」、「小さな頃から教育」などがあげられています。

■性別の回答傾向

性別でみると、女性は「⑦気軽な意見提案の方法の周知・活用を図る(市への意見・要望等)」が33.0%と最も高い割合となっており、この項目は男性(15.7%)の割合を17.3ポイント上回っています。

一方、男性は「⑤女性の議員を増やす」が37.6%と最も高い割合となっており、女性(26.7%)の割合を10.9ポイント上回っています。

図表 132 市の政策に女性の意見を反映するために必要なこと(前回調査との比較)



■前回調査(令和元年度)との比較

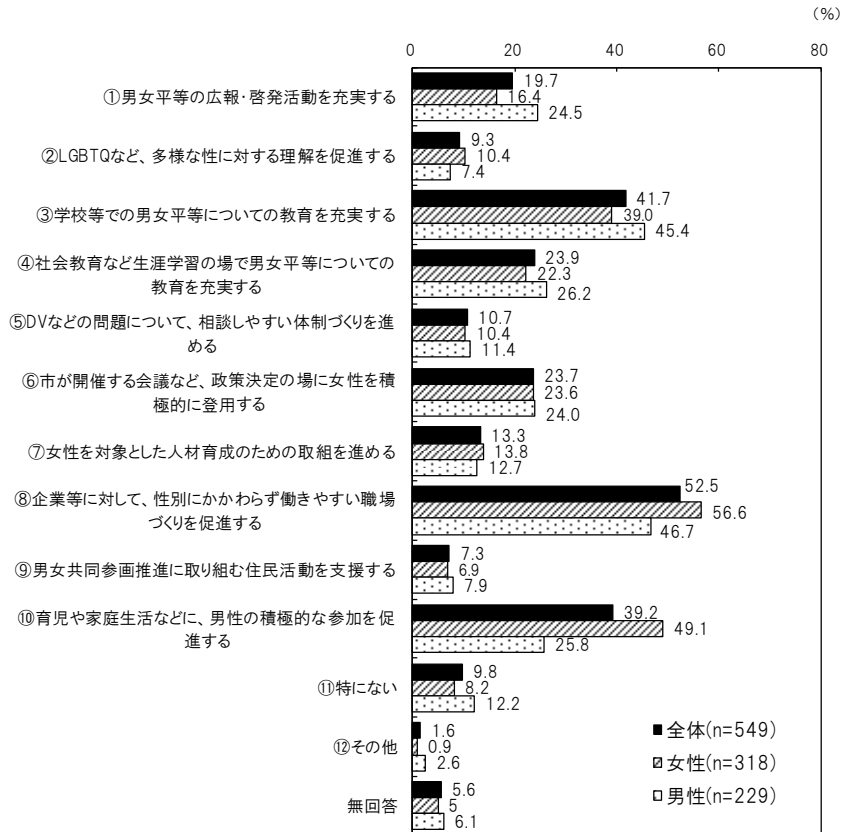
前回調査と比べると、「④審議会などの女性委員を増やす」(前回:15.6%、今回:19.7%)が4.1ポイント増加、「⑧女性が経済的に自立し、社会的な立場を強める」(前回:20.0%、今回:24.0%)が4.0ポイント増加しています。

一方、「⑨女性自らが市の政策に参画する意欲を持つ」(前回:28.7、今回:23.1%)は5.6ポイント減少、「②女性を対象とした学習を充実する」(前回:9.4%、今回:6.7%)は2.7ポイント減少しています。

(4)男女平等社会の確立をめざして、市が力を入れるべきこと

問 26 男女平等を進めるために、行政はどのようなことに特に力を入れるべきだと思いますか。(優先順位の高い方から番号を 3 つまで〔 〕内に記入)

図表 133 男女平等社会の確立をめざして、市が力を入れるべきこと
(1～3位合計、全体・性別)



■全体の回答傾向

男女平等社会の確立をめざして、市が力を入れるべきことについて、「⑧企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」(52.5%)が最も高くなっています。次いで、「③学校等での男女平等についての教育を充実する」(41.7%)、「⑩育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する」(39.2%)が上位となっています。

■性別の回答傾向

性別でみると、男女ともに「⑧企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」(女性:56.6%、男性:46.7%)が最も高くなっていますが、女性の方が男性よりも 9.9 ポイント上回っています。

女性は、次に「⑩育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する」(女性:49.1%、男性:25.8%)が高く、これは男性よりも 23.3 ポイント高い割合となっています。

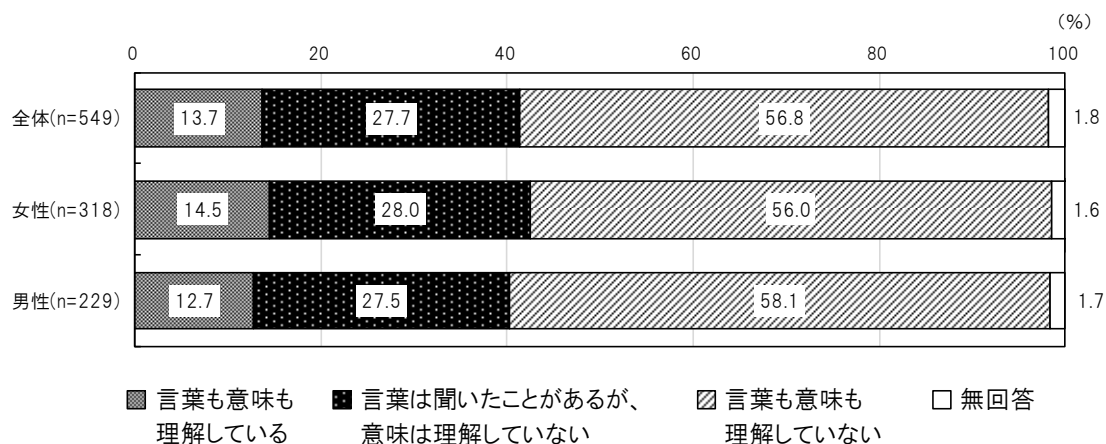
男性は、次に「③学校等での男女平等についての教育を充実する」(女性:39.0%、男性:45.4%)が高く、これは女性よりも 6.4 ポイント高い割合となっています。

7. 性の多様性に対する理解について

(1)SOGIE(性的指向および性自認・性表現)という言葉の理解度

問 27 「SOGIE(性的指向および性自認・性表現)」という言葉の正しく理解していますか。
(あてはまる番号に○)

図表 134 SOGIE(性的指向および性自認・性表現)という言葉の理解度(全体・性別)



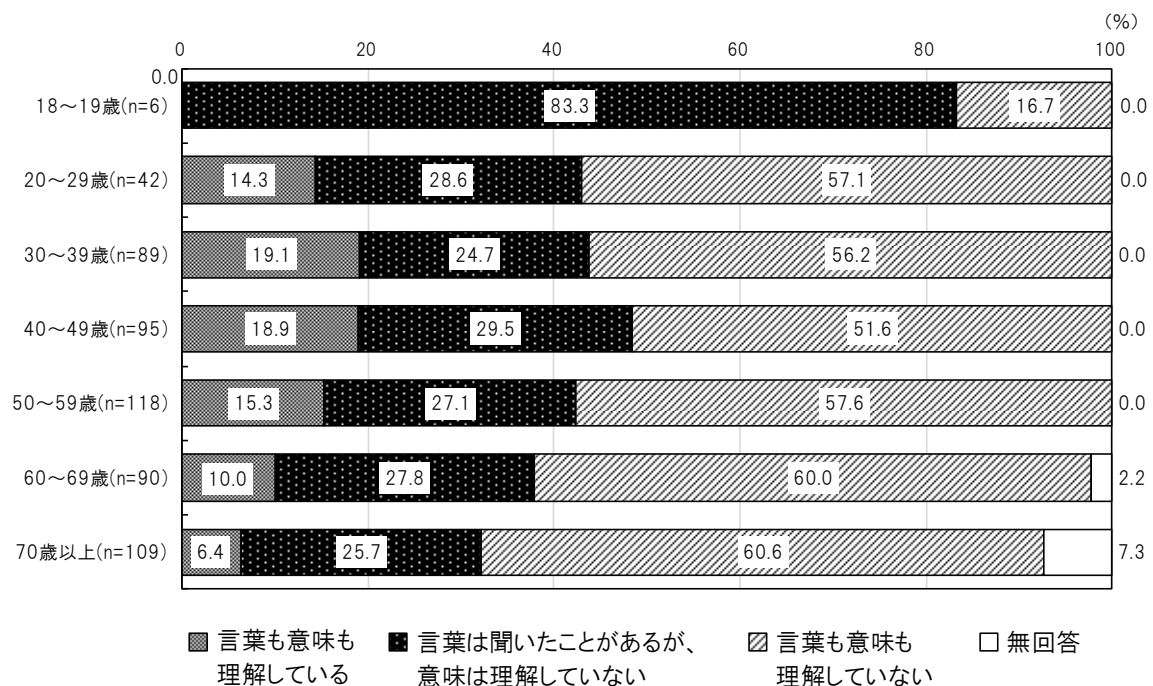
■全体の回答傾向

SOGIE(性的指向および性自認・性表現)という言葉の理解度について、「言葉も意味も理解していない」と回答する割合が最も高く 56.8%であり、「言葉も意味も理解している」と回答する割合は 13.7%と低い割合です。

■性別の回答傾向

性別でみると、「言葉も意味も理解している」と回答する女性が 14.5%であり、男性の 12.7%よりも 1.8 ポイント高くなっています。また、「言葉も意味も理解していない」と回答する女性は 56.0%で、男性の 58.1%よりも 2.1 ポイント低くなっています。

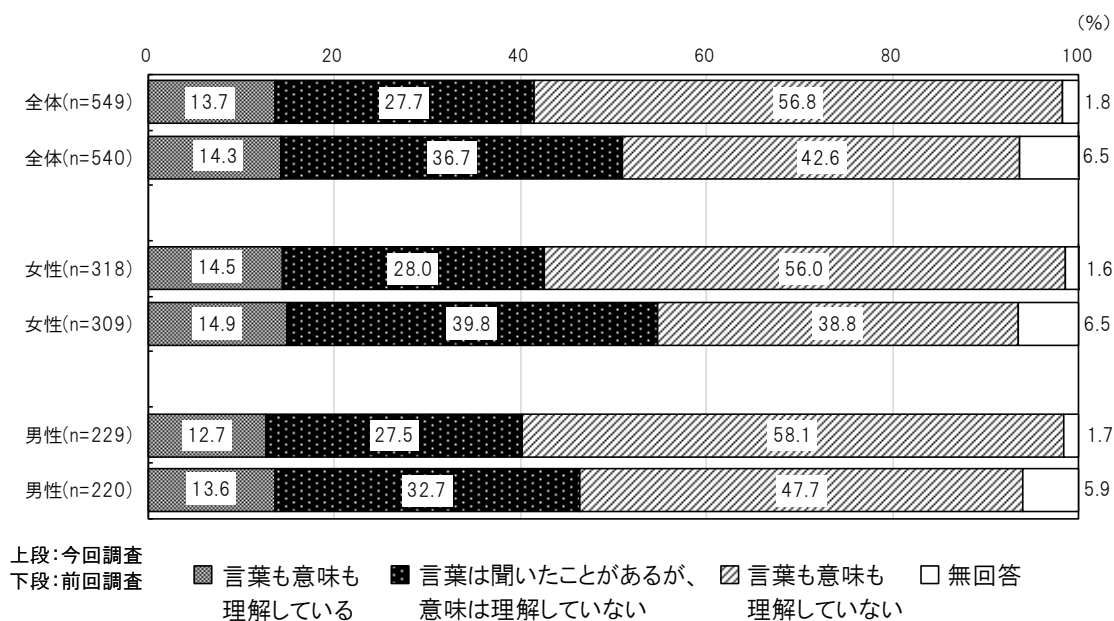
図表 135 SOGIE(性的指向および性自認・性表現)という言葉の理解度(年齢別)



■年齢別の回答傾向

年齢別にみると、30～39歳、40～49歳では「言葉も意味も理解している」が2割近くとなっており、他の年代よりは理解度が比較的高いといえます。しかしながら、30～39歳、40～49歳も含めてほとんどの年代で「言葉も意味も理解していない」の割合が5割を超えており、全体的に理解度は高くありません。一方、18～19歳は「言葉も意味も理解している」が0%で理解度は高くないものの、「言葉は聞いたことがあるが、意味は理解していない」が83.3%で認知度は高いといえます。

図表 136 SOGIE(性的指向および性自認・性表現)という言葉の理解度(前回調査との比較)



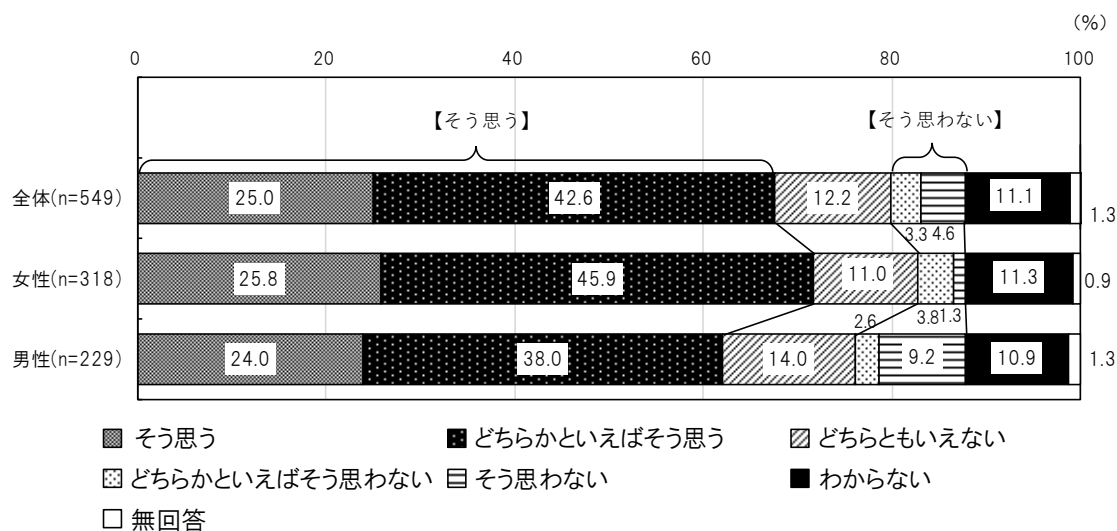
■ 前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べると、全体、男女ともに「言葉も意味も理解していない」と回答する割合が前回調査に比べて増加、「言葉は聞いたことがあるが、意味は理解していない」と回答する割合が減少しており、理解度が低くなっていることがうかがえます。

(2)性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとっての生活しづらさについて

問 28 現在の世の中(社会)は、性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとっては、生活しづらい社会だと思いますか。(あてはまる番号に○)

図表 137 性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとっての生活しづらさ(全体・性別)



■全体の回答傾向

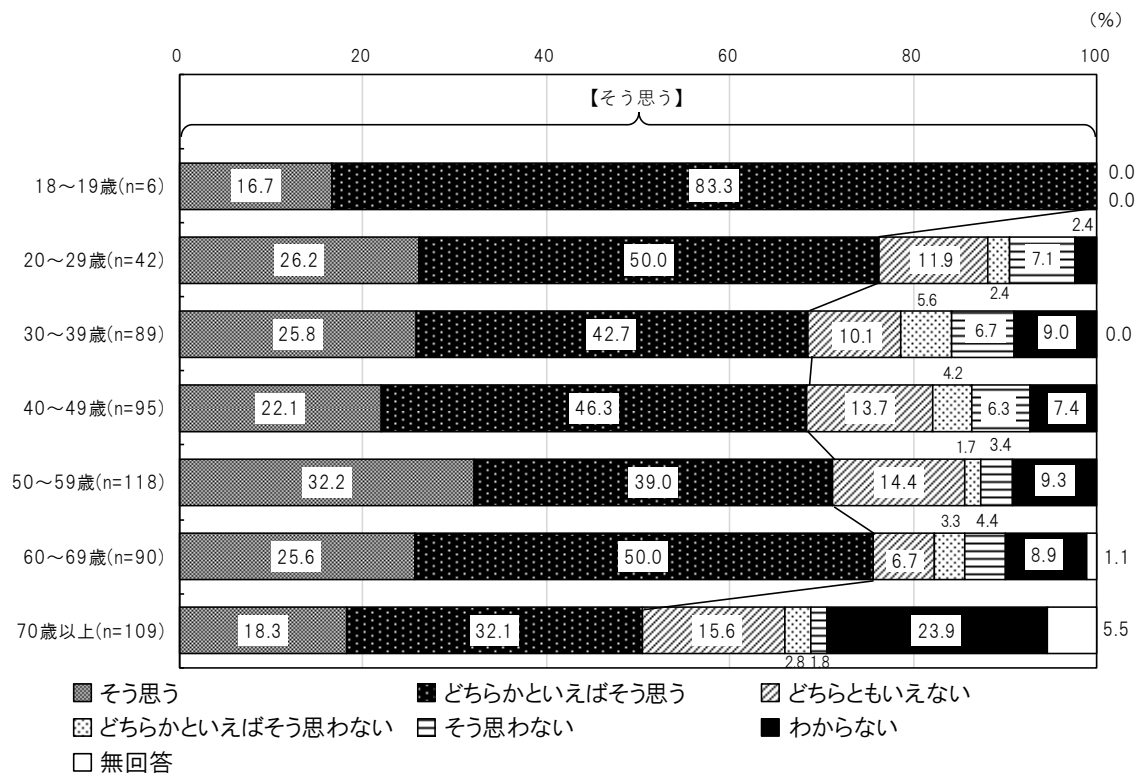
性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとっての生活しづらさについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計である【そう思う】は 67.6%と約7割を占めています。

一方、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計である【そう思わない】は 7.9%となっています。

■性別の回答傾向

性別でみると、男女ともに【そう思う】の割合は過半数を占めており、女性は 71.7%、男性は 62.0%と、女性が男性を 9.7 ポイント上回っています。

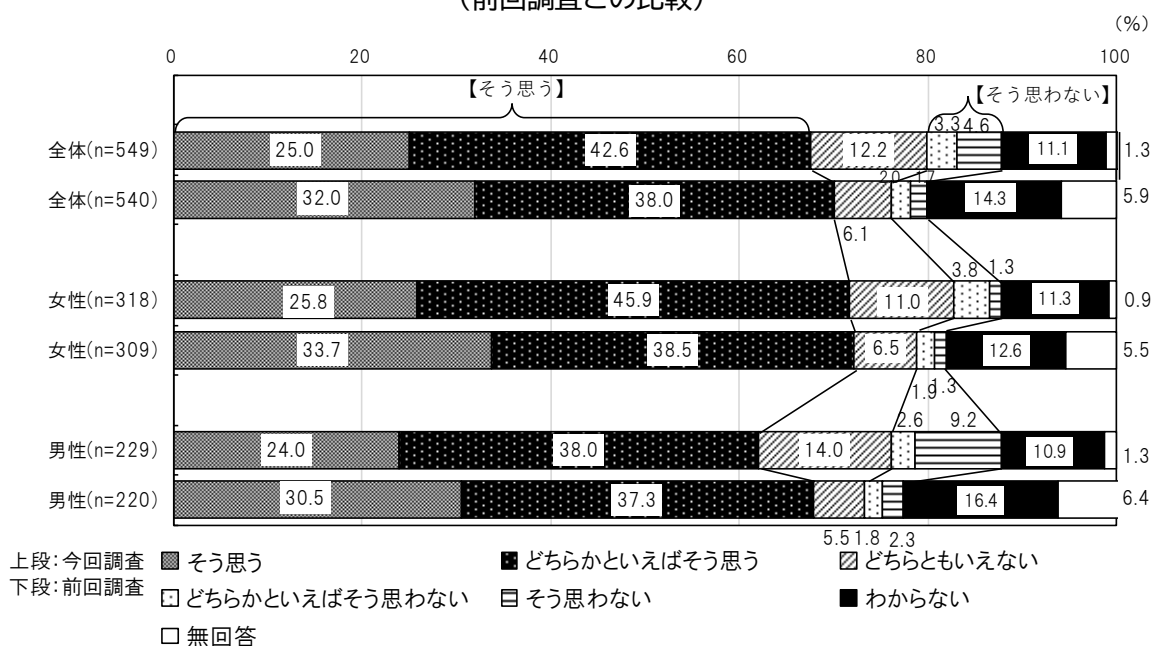
図表 138 性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとっての生活しづらさ(年齢別)



■ 年齢別の回答傾向

年齢別にみると、18～19歳は【そう思う】が100.0%となっています。20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳は【そう思う】が約7割を占めています。一方で、70歳以上では、【そう思う】の割合は約5割で、「わからない」(23.9%)の回答が他の年代よりも高くなっています。

図表 139 性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとっての生活しづらさ
(前回調査との比較)



■前回調査(令和元年度)との比較

前回調査と比べると、【そう思う】の割合(前回:70.0%、今回:67.6%)は 2.4 ポイント減少し、【そう思わない】(前回:3.7%、今回:7.9%)は 4.2 ポイント増加しています。

女性では、【そう思う】(前回:72.2%、今回:71.7%)は 0.5 ポイント減少し、【そう思わない】(前回:3.2%、今回:5.1%)は 1.9 ポイント増加していますが、あまり大きな変化は見られません。

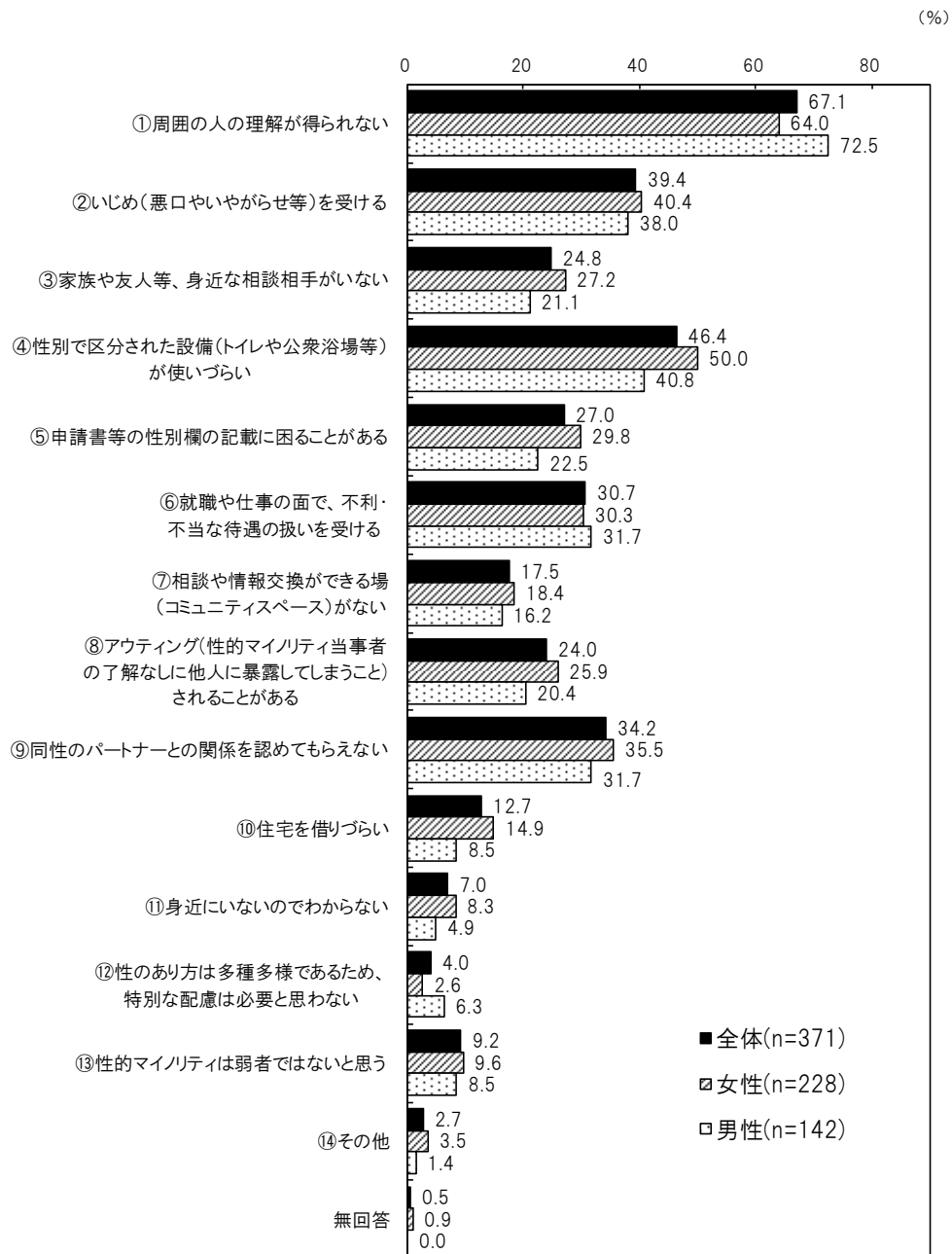
男性では、【そう思う】(前回:67.8%、今回:62.0%)が 5.8 ポイント減少し、【そう思わない】(前回:4.1%、今回:11.8%)が 7.7 ポイント増加するなど、女性よりもやや大きく変化しています。

(3)性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとっての生活しづらさの理由について

問 29 上記の問 28 に関して、選択した理由は何ですか。
(あてはまる番号すべてに○)

(3)－①生活しづらいと思う人

図表 140 性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとって生活しづらいと思われる理由
(全体・性別)



■全体の回答傾向

現在の世の中(社会)は性的マイノリティ(LGBTQ 等)の人たちにとって生活しづらいと思う理由について、「①周囲の人の理解が得られない」が 67.1%で最も高く、次いで「④性別で区分された設備(トイレや公衆浴場等)が使いづらい」が 46.4%、「②いじめ(悪口やいやがらせ等)を受ける」が 39.4%となっています。

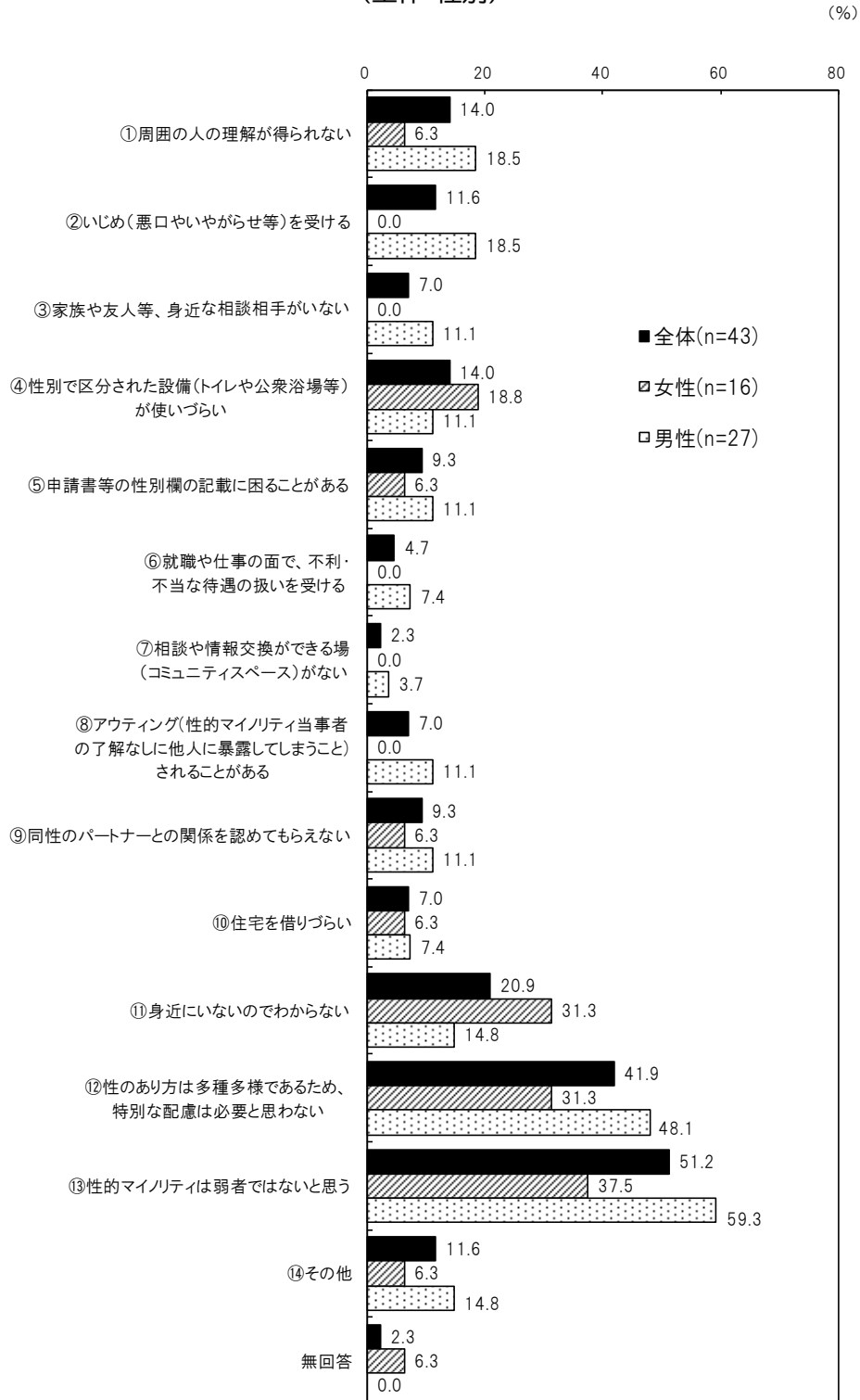
「④その他」の具体的な内容については、「一昔前よりは理解や制度が整ってきていると思うが、まだ不十分だと思う」や「LGBTQ への風当たりが強くなったり LGBTQ の中でも意見が分かれていると感じる為」、「当事者に確認する」などの意見があげられています。

■性別の回答傾向

性別でみると、最も差異が大きかったのは「④性別で区分された設備(トイレや公衆浴場等)が使いづらい」となっており、女性が 50.0%、男性が 40.8%で女性が 9.2 ポイント上回っています。次いで、「①周囲の人の理解が得られない」となり、女性が 64.0%、男性が 72.5%で男性が 8.5 ポイント上回っています。

(3)－②生活しづらいと思わない人

図表 141 性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとって生活しづらいと思わない理由
(全体・性別)



■全体の回答傾向

現在の世の中(社会)は性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとって生活しづらいと思わない理由について、「⑬性的マイノリティは弱者ではないと思う」(51.2%)が最も高い理由として挙げられており、次いで「⑫性のあり方は多種多様であるため、特別な配慮は必要と思わない」(41.9%)が高い割合を示しています。

「⑭その他」の具体的な内容については、「性の多様性について否定的だから」や「身近にいる人はオープンなので、LGBTQ で悩んでいる人がいない」、「配慮しすぎは良くない」、「本当に困っている人への支援が必要」などの意見があげられています。

■性別の回答傾向

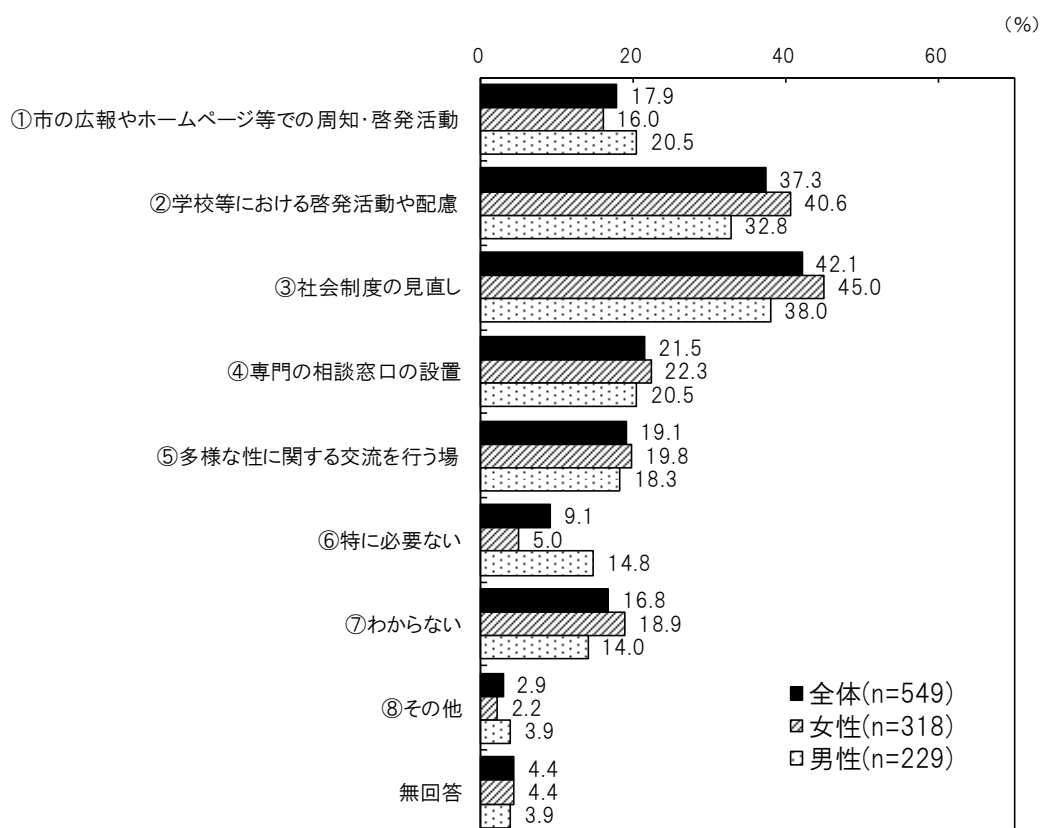
性別でみると、女性では、「⑬性的マイノリティは弱者ではないと思う」(37.5%)、「⑪身近にいないのでわからない」「⑫性のあり方は多種多様であるため、特別な配慮は必要と思わない」(31.3%)が上位となっています。

男性では、「⑬性的マイノリティは弱者ではないと思う」(59.3%)、「⑫性のあり方は多種多様であるため、特別な配慮は必要と思わない」(48.1%)、および「①周囲の人の理解が得られない」「②いじめ(悪口やいやがらせ等)を受ける」(18.5%)が上位となっています。

(4)性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとっての生活しづらさ解消のために望まれること

問 30 上記の問 29 で選択した理由を解消していくためには、どんなことが望めますか。
(あてはまる番号すべてに○)

図表 142 性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとっての生活しづらさ解消のために望まれること
(全体・性別)



■全体の回答傾向

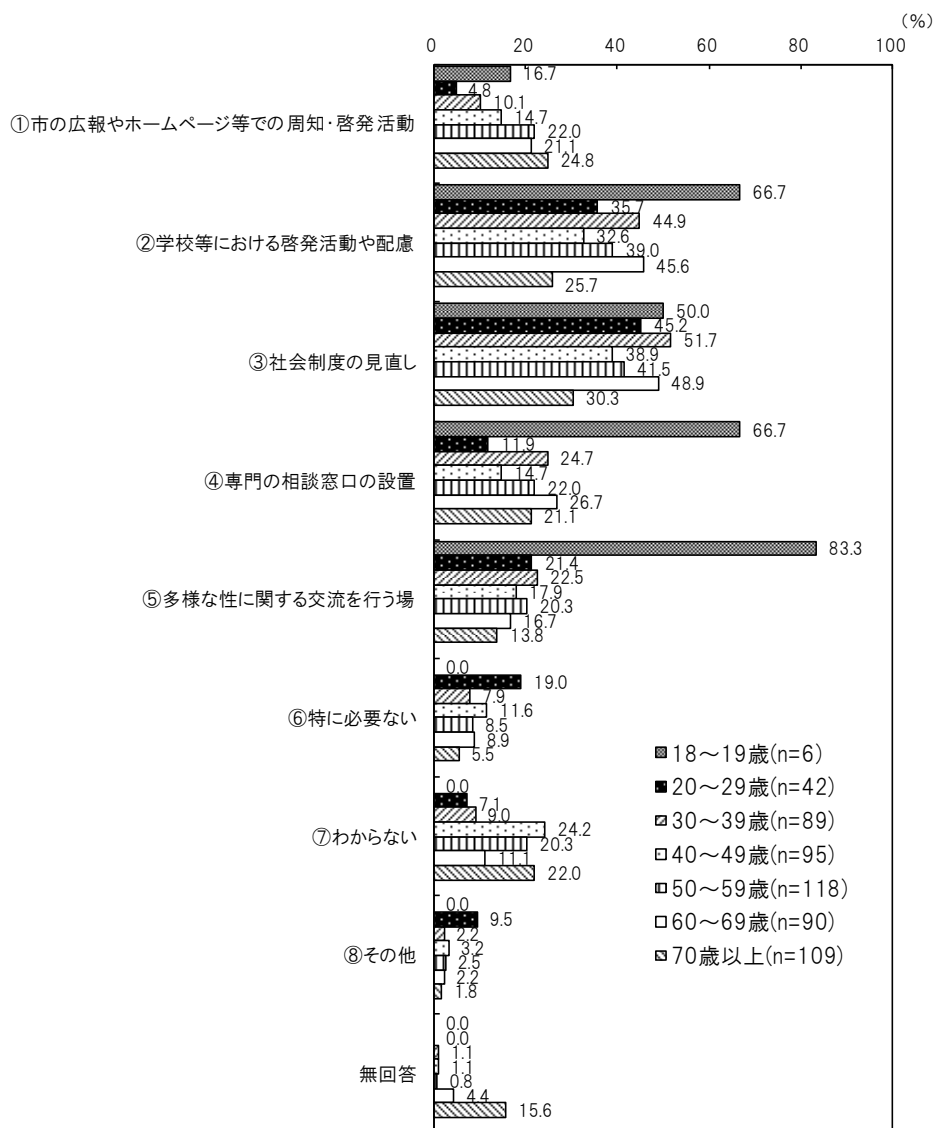
性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとっての生活しづらさの解消のために望まれることについて、「③社会制度の見直し」が42.1%で最も高くなっています。次いで「②学校等における啓発活動や配慮」が37.3%、「④専門の相談窓口の設置」が21.5%となっています。

「⑧その他」の具体的な内容については、「施設などからLGBTQに配慮した場所を作る」や「家庭内での教育」、「時代が変わるのを待つべき」、「差別は必要ないが、浴場やトイレなどは身体的区別は必要。お互いをよく知る事が大切」などの意見があげられています。

■性別の回答傾向

性別でみると、最も差異が大きかった回答は「⑥特に必要ない」となっており、女性が5.0%、男性が14.8%で9.8ポイント男性が上回っています。次いで、「②学校等における啓発活動や配慮」となり女性が40.6%、男性が32.8%で7.8ポイント女性が上回っています。

図表 143 性的マイノリティ(LGBTQ等)の人たちにとっての生活しづらさ解消のために望まれること
(年齢別)



■年齢別の回答傾向

年齢別にみると、30～39歳、60～69歳では、「③社会制度の見直し」が約5割となっています。そのほかのほとんどの年代も「③社会制度の見直し」が最も高く、次いで「②学校等における啓発活動や配慮」も重要視されています。「①市の広報やホームページ等での周知・啓発活動」は年齢が高くなるほど回答割合も高くなっています。

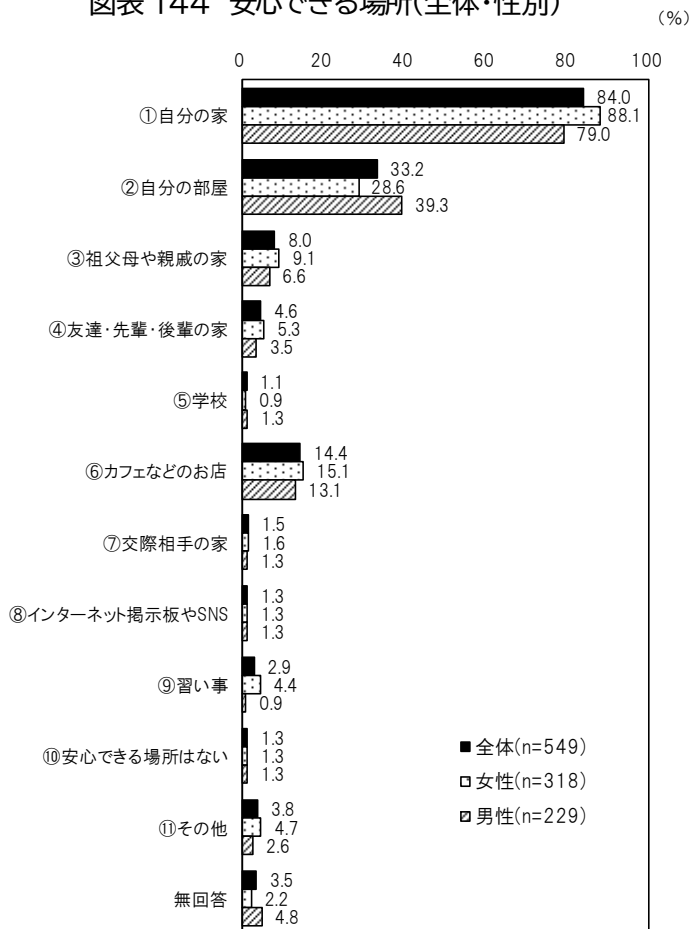
一方で、40～49歳、50～59歳、70歳以上では、「⑦わからない」という回答が2割以上となっています。また、20～29歳では「⑥特に必要ない」が19.0%と、他の年代よりも割合が高くなっています。

8. 困難な問題を抱える人への支援について

(1) 安心できる場所

問 31 あなたが安心(ほっと)できる場所はどこですか。(あてはまる番号すべてに○)

図表 144 安心できる場所(全体・性別)



■全体の回答傾向

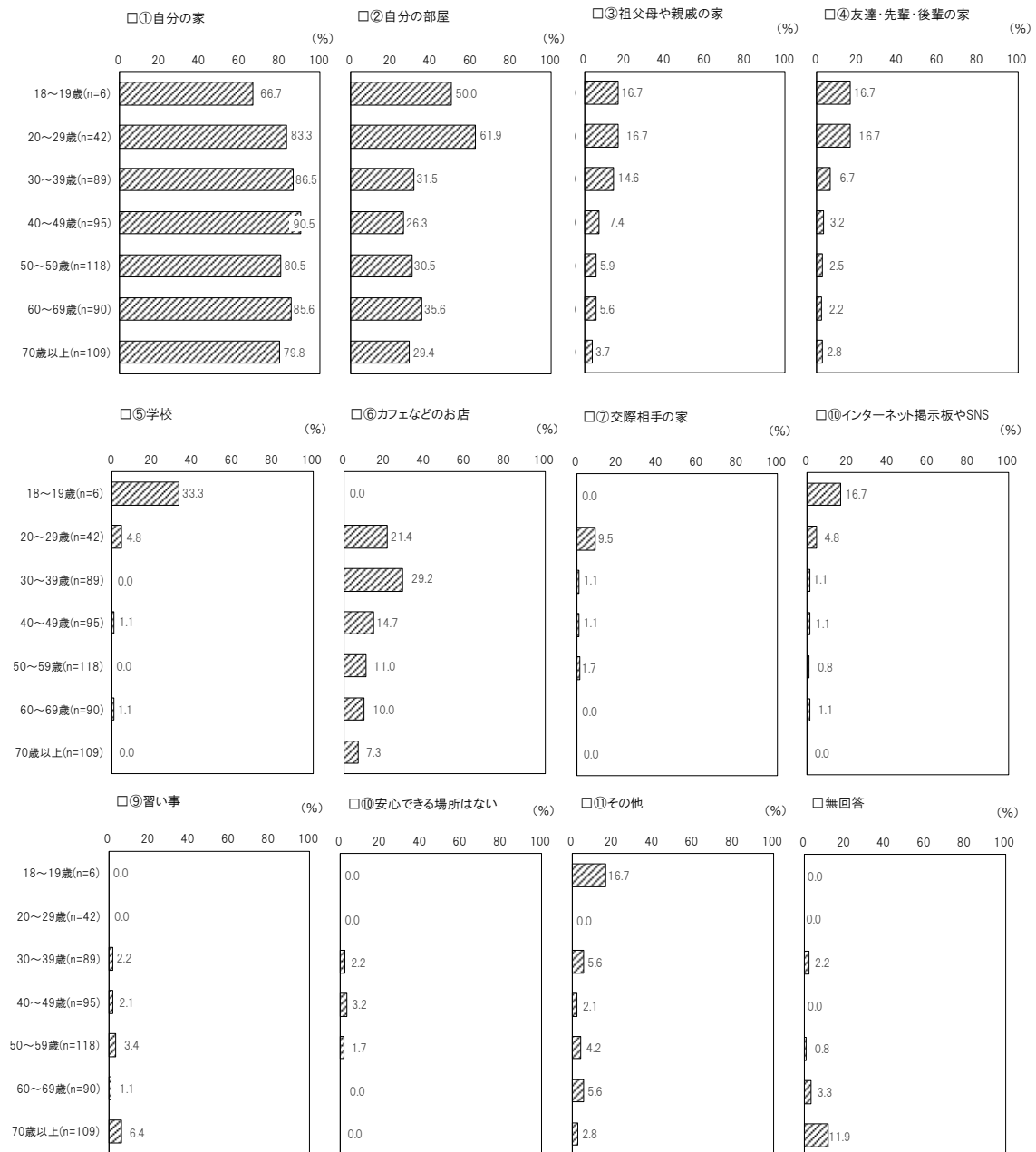
安心(ほっと)できる場所について、「①自分の家」が最も高く 84.0%、次いで「②自分の部屋」(33.2%)や「⑥カフェなどのお店」(14.4%)があげられています。「⑪その他」の具体的な内容については、「好きなことをしている時」や「自然」、「職場」、「実家」などがあげられています。

■性別の回答傾向

性別でみると、女性では、「①自分の家」の割合が 88.1%と特に高く、次いで「②自分の部屋」(28.6%)や「⑥カフェなどのお店」(15.1%)となっています。

男性も、「①自分の家」(79.0%)が最も高く、次いで「②自分の部屋」(39.3%)となっていますが、「①自分の家」は女性よりも 9.1 ポイント下回っており、「②自分の部屋」は女性よりも 10.7 ポイント上回っています。

図表 145 安心できる場所(年齢別)



■年齢別の回答傾向

年齢別にみると、全ての年齢層で、「①自分の家」「②自分の部屋」が非常に高い割合となっています。

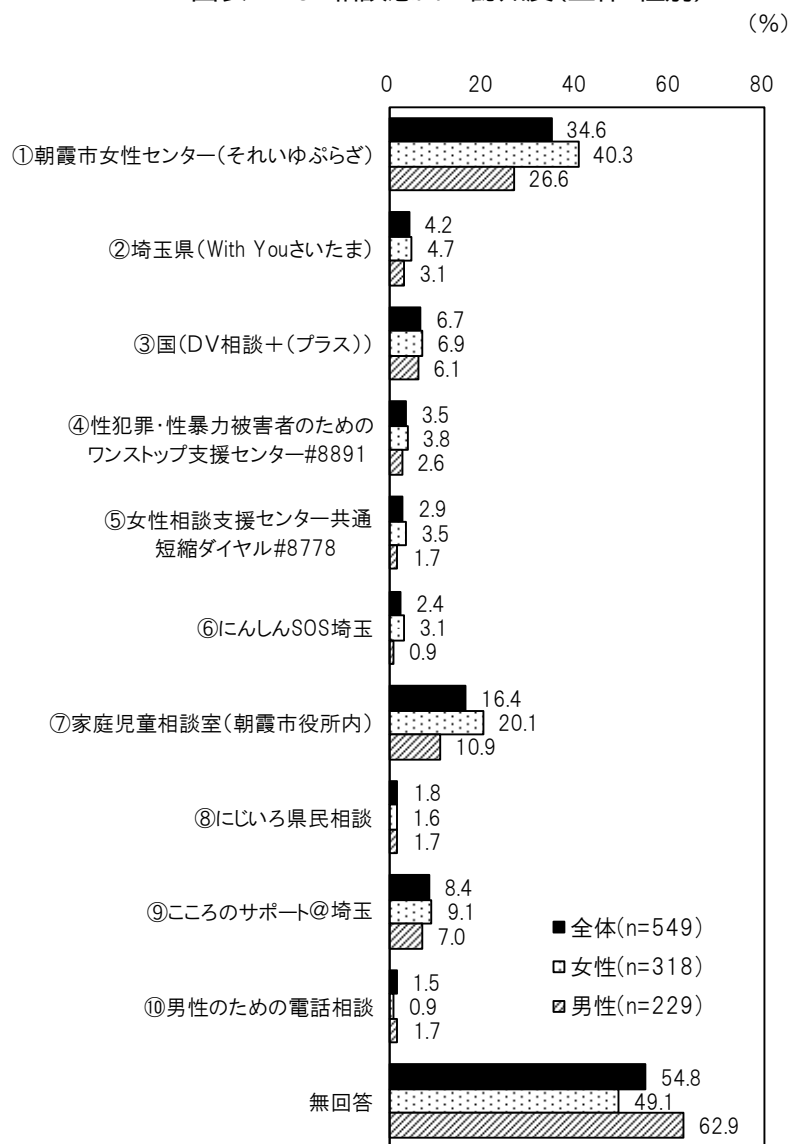
20～29歳は、ほかの年代に比べ「②自分の部屋」「③祖父母や親戚の家」「④友達・先輩・後輩の家」の割合が高くなっています。

30～39歳では、「⑥カフェなどのお店」が比較的高い割合となっています。

(2)相談窓口の認知度と利用実績

問 32 朝霞市や国・県ではいろいろな相談窓口を設置しています。知っている相談窓口、また利用したことがあるものにそれぞれ○をしてください。(あてはまる番号すべてに)

図表 146 相談窓口の認知度(全体・性別)



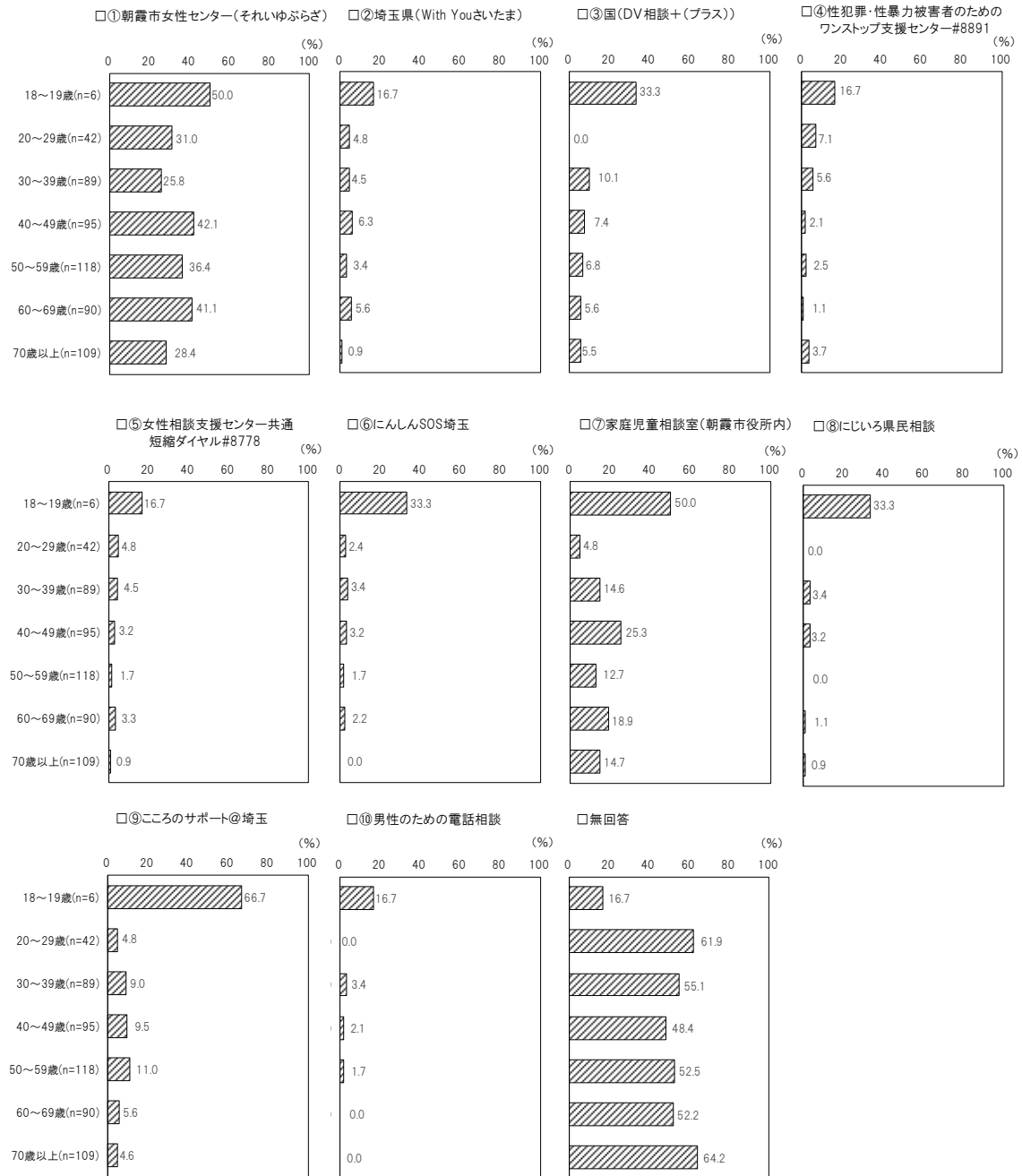
■全体の回答傾向

知っている相談窓口は「①朝霞市女性センター(それいゆぶらざ)」が最も高く 34.6%となっています。次いで「⑦家庭児童相談室(朝霞市役所内)」(16.4%)が高い認知度となっています。

■性別の回答傾向

男女ともに、「①朝霞市女性センター(それいゆぶらざ)」(女性:40.3%、男性:26.6%)が最も高い認知度を示しており、認知度は女性が 13.7 ポイント上回っています。次いで「⑦家庭児童相談室(朝霞市役所内)」は女性が 20.1%、男性が 10.9%で、女性が 9.2 ポイント上回っています。

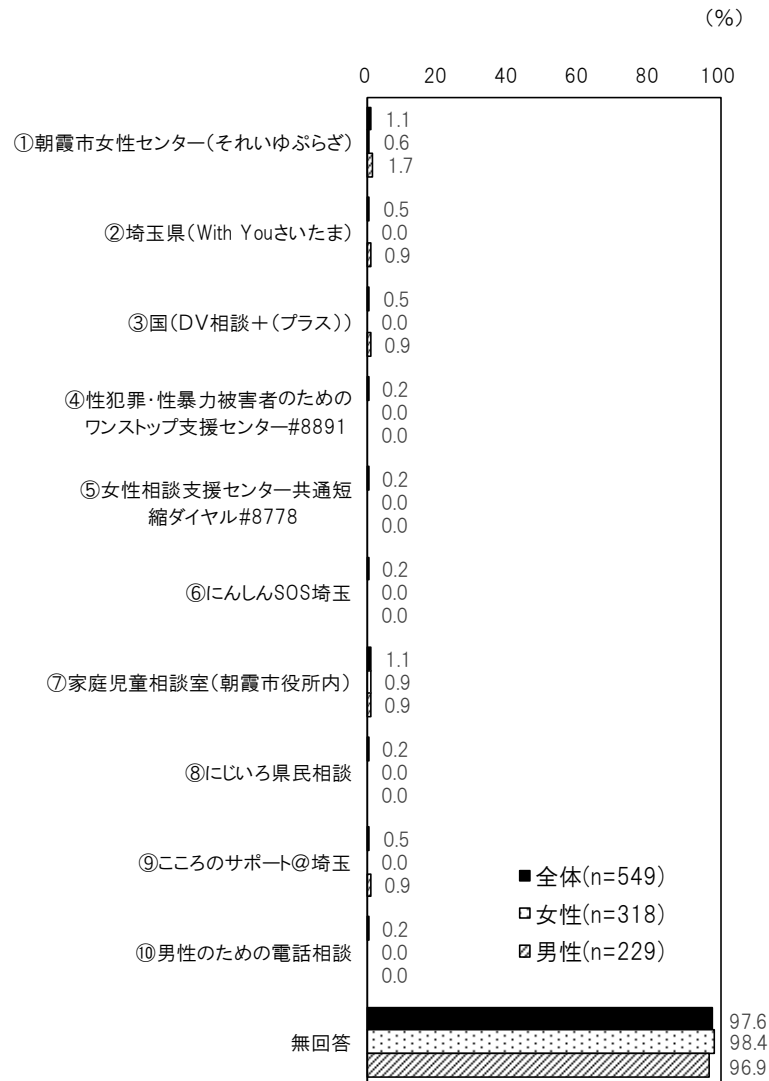
図表 147 相談窓口の認知度(年齢別)



■年齢別の回答傾向

相談窓口の認知度について、18～19歳は、すべての相談窓口に関して他の年代よりも認知度が高い結果となっています。20～29歳は「①朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)」が31.0%、「④性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター#8891」が7.1%で他の窓口の認知度は低めです。30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳以上では、「①朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)」の認知度が最も高く、次いで「⑦家庭児童相談室(朝霞市役所内)」となっています。

図表 148 相談窓口の利用実績(全体・性別)



■全体の回答傾向

相談窓口の利用経験は非常に低く、ほとんどの窓口が1%未満の利用率にとどまっています。その中でも利用率が比較的高いのは「①朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)」「⑦家庭児童相談室(朝霞市役所内)」で、それぞれ1.1%の利用率となっています。

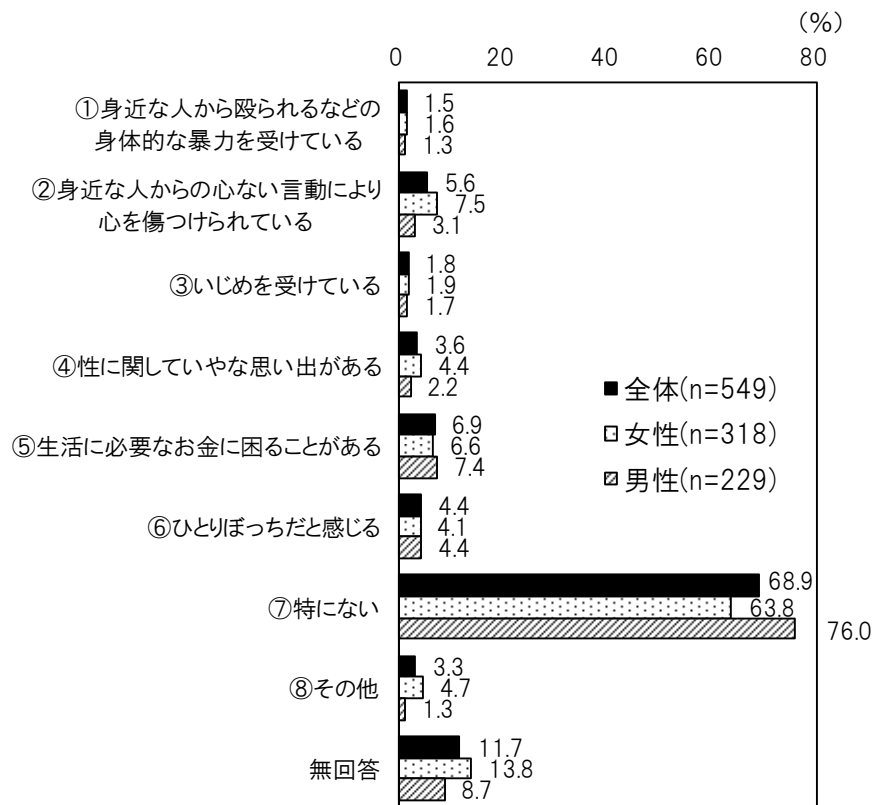
■性別の回答傾向

男女ともに、どの相談窓口の利用経験は非常に低い結果となっています。特に、「④性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター#8891」「⑤女性相談支援センター共通短縮ダイヤル#8778」「⑥にんしんSOS 埼玉」「⑧にじいろ県民相談」「⑩男性のための電話相談」は男女ともに利用率は0%となっています。

(3)困っていること、悩んでいること

問 33 あなたの困っていること、悩んでいることの中に次のようなことがありますか。(過去も含めて、あてはまる番号すべてに○)

図表 149 困っていること、悩んでいること(全体・性別)



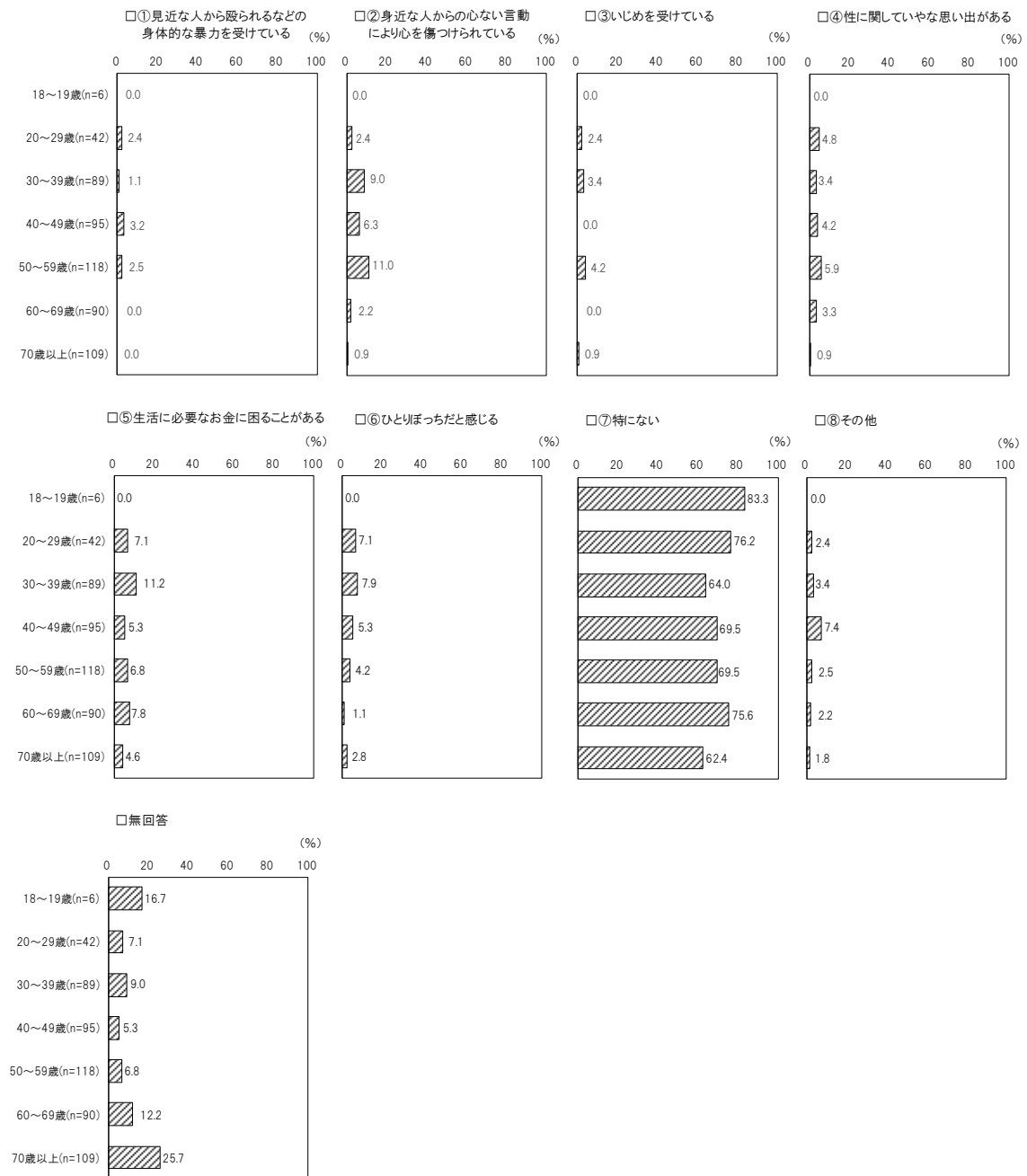
■全体の回答傾向

困っていること、悩んでいることについて、「⑦特にない」と回答する割合が68.9%と圧倒的に高いですが、「⑤生活に必要なお金に困ることがある」(6.9%)や「②身近な人からの心ない言動により心を傷つけられている」(5.6%)といった悩みも少なからず存在します。「②身近な人からの心ない言動により心を傷つけられている」について、誰からそのようなことをされているかというと、「配偶者」や「職場の人(上司・部下・同僚)」、「母親」、「元交際相手」、「元クラスメイト」などがあげられています。

■性別の回答傾向

性別でみると、最も差異が大きかった回答は「⑦特にない」となっており、女性が63.8%、男性が76.0%で男性が12.2ポイント上回っています。次いで、「②身近な人からの心ない言動により心を傷つけられている」が女性7.5%、男性3.1%で、女性が4.4ポイント上回っています。

図表 150 困っていること、悩んでいること(年齢別)



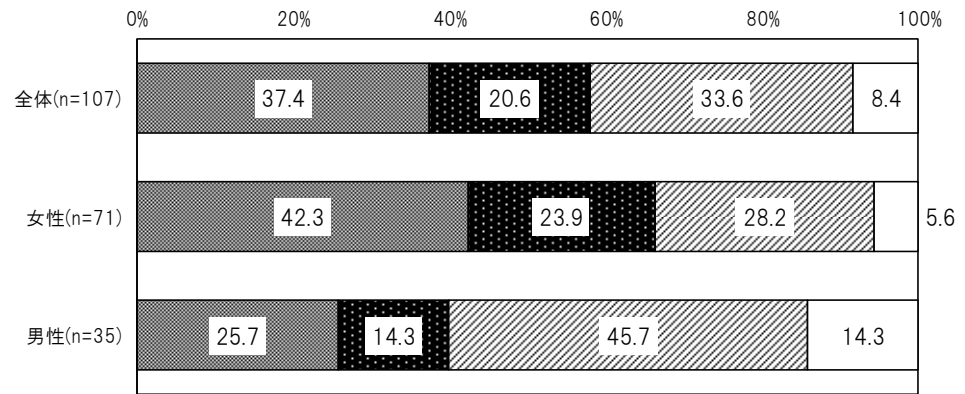
■年齢別の回答傾向

年齢別にみると、どの年代も「⑦特にない」と回答する割合が最も高くなっています。20～29歳では「⑤生活に必要なお金に困ることがある」や「⑥ひとりぼっちだと感じる」がそれぞれ7.1%となっています。30～39歳では「⑤生活に必要なお金に困ることがある」が11.2%です。40～49歳では「⑧その他」が7.4%となっています。50～59歳は「②身近な人からの心ない言動により心を傷つけられている」が11.0%です。60～69歳では「⑤生活に必要なお金に困ることがある」が7.8%で上位となっています。

(4)困っていること、悩んでいることに関する相談の有無

問 34 問 33 で7以外に○をつけた方におたずねします。問 33 のことについて、誰かに相談したり、話を聞いてもらったりしたことがありますか。番号に○をしてください。

図表 151 困ったこと、悩んでいることについての相談の有無(全体・性別)



■ 相談したことがある ■ 相談できなかった ▨ 相談しようと思わなかった □ 無回答

■ 全体の回答傾向

困っていること、悩んでいることに関して、「相談したことがある」と回答した人が 37.4%と最も高い割合を占めています。また、「相談しようと思わなかった」と回答した人も 33.6%と比較的高い割合を占めています。また、20.6%の人は「相談できなかった」と回答しています。

■ 性別の回答傾向

性別で見ると、女性は「相談したことがある」と回答した割合が 42.3%と最も高くなっています。

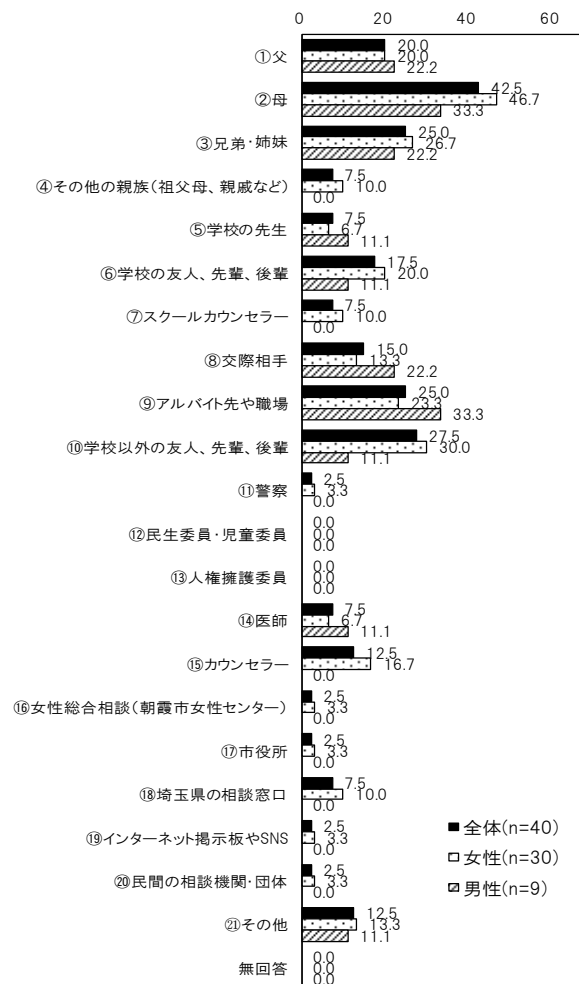
男性については、「相談しようと思わなかった」と回答した割合が 45.7%と最も高く、女性の割合(28.2%)よりも 17.5 ポイント上回っています。一方、「相談したことがある」と回答した割合は 25.7%で、女性(42.3%)よりも 16.6 ポイント下回っているなど、女性と比較して男性は相談しない傾向がうかがえます。

(5)相談先

問 35 問 34 で「1 相談したことがある」に○をつけた方におたずねします。

誰にまたはどこに相談したり、話を聞いてもらったりしましたか。(あてはまる番号すべてに○)

図表 152 相談先(全体・性別) (%)



■全体の回答傾向

困っていることや悩んでいることがある場合の相談先として、「②母」に相談した割合が最も高く42.5%、次いで「⑩学校以外の友人、先輩、後輩」(27.5%)、「③兄弟・姉妹」「⑨アルバイト先や職場」(25.0%)が上位となっています。

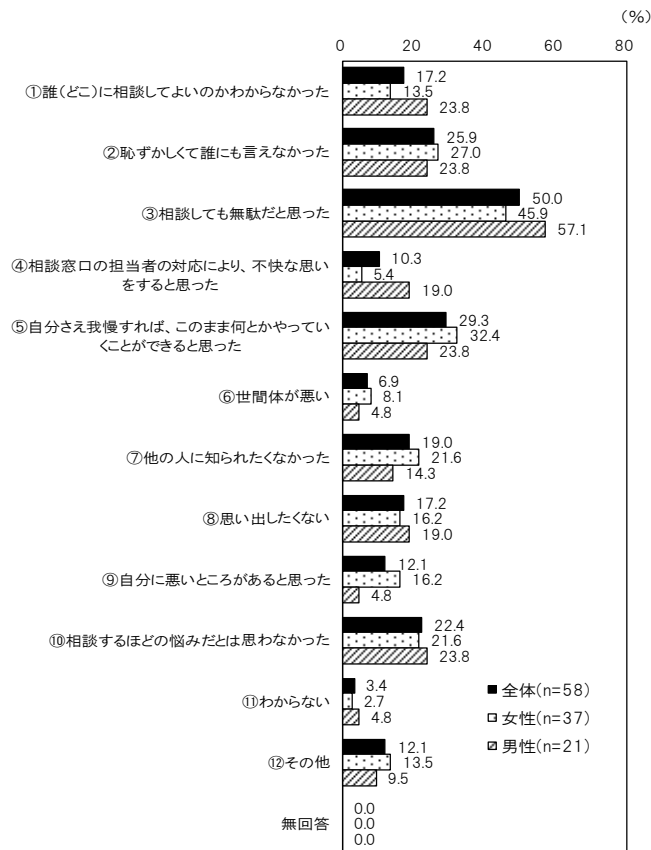
■性別の回答傾向

性別で見ると、女性では、「②母」に相談した割合が46.7%と最も高く、次いで「⑩学校以外の友人、先輩、後輩」(30.0%)、「③兄弟・姉妹」(26.7%)が高い割合を示しています。男性は「②母」「⑨アルバイト先や職場」(33.3%)に相談する割合が高いです。

(6)相談しなかった理由

問 36 問 34 で「2相談できなかった」、「3相談しようと思わなかった」に○をつけた方におたずねします。選択した理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

図表 153 相談しなかった理由(全体・性別)



■全体の回答傾向

相談しなかった理由として、「③相談しても無駄だと思った」が 50.0%と最も高い割合を占めており、次いで「⑤自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った」(29.3%)や「②恥ずかしくて誰にも言えなかった」(25.9%)が続きます。

「⑫その他」の具体的な内容については、「こどもの頃だったので、その時は(されたことの)意味がよくわからなかった」や「親に心配をかけたくなかった」、「職場がからむから相談できなかった」、「時間がない」などの意見があげられていました。

■性別の回答傾向

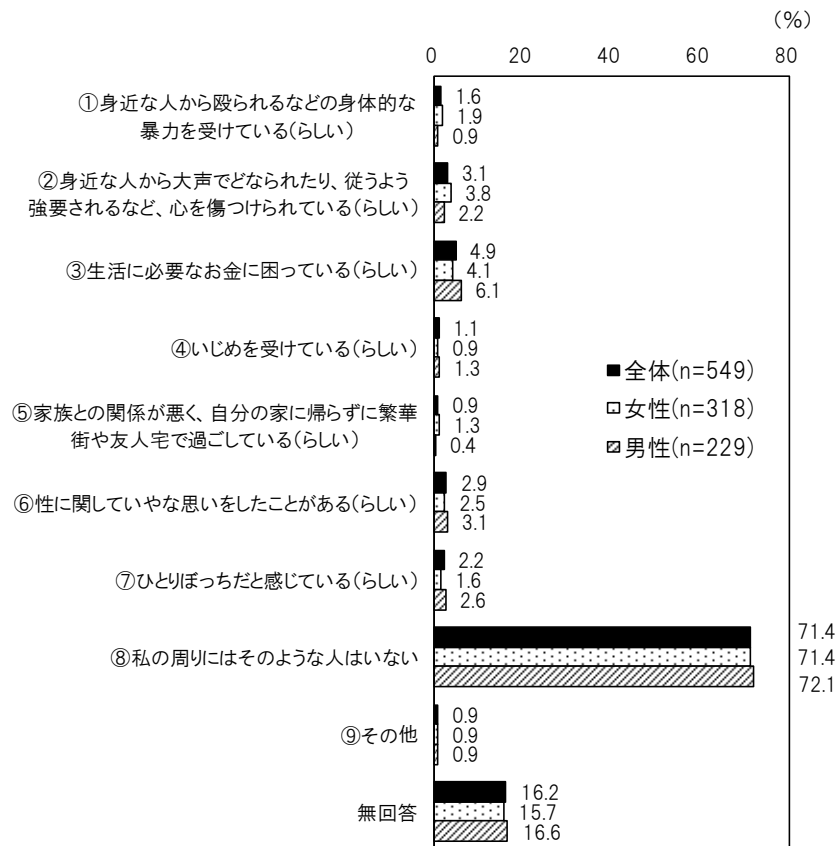
性別で見ると、女性では、「③相談しても無駄だと思った」(45.9%)や「⑤自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った」(32.4%)が高い割合を示しています。

男性では、「③相談しても無駄だと思った」(57.1%)が最も高い割合を占めており、次いで「①誰(どこ)に相談してよいのかわからなかった」「②恥ずかしくて誰にも言えなかった」「⑤自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った」「⑩相談するほどの悩みだとは思わなかった」がそれぞれ 23.8%となっています。

(7) 周りに困っている人がいるかどうか

問 37 あなたの周りの女性で、次のような人はいますか。(あてはまる番号すべてに○)

図表 154 周りに困っている人がいるかどうか(全体・性別)



■全体の回答傾向

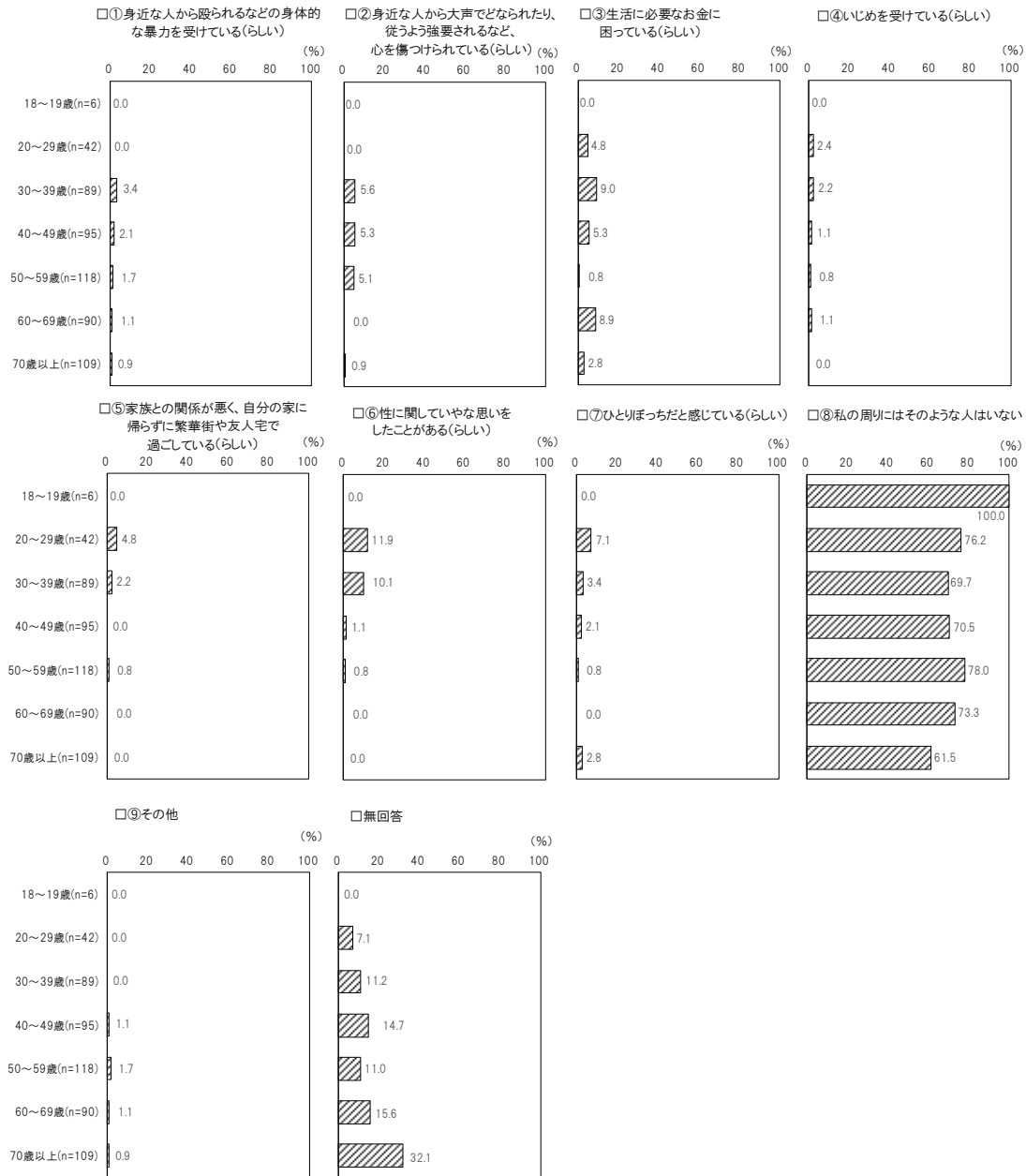
「⑧私の周りにはそのような人はいない」と回答した割合が 71.4%と圧倒的に高いですが、「③生活に必要なお金に困っている(らしい)」(4.9%)や「②身近な人から大声でどなられたり、従うよう強要されるなど、心を傷つけられている(らしい)」(3.1%)といった困難が少なからず存在します。「②身近な人から大声でどなられたり、従うよう強要されるなど、心を傷つけられている(らしい)」について、誰からそのようなことをされているかという、「夫(元夫含む)」という回答が多くあげられています。

■性別の回答傾向

男女ともに、「⑧私の周りにはそのような人はいない」と回答した割合が高く、次いで「③生活に必要なお金に困っている(らしい)」となっています。

さらに、女性は「②身近な人から大声でどなられたり、従うよう強要されるなど、心を傷つけられている(らしい)」(3.8%)が続き、男性は「⑥性に関していやな思いをしたことがある(らしい)」(3.1%)が続いています。

図表 155 周りに困っている人がいるかどうか(年齢別)



■年齢別の回答傾向

「⑧私の周りにはそのような人はいない」と回答する割合がどの年齢層でも高く、特に18歳～19歳では100.0%となっています。実際に困っている人がいる場合についてみると、20～29歳、30～39歳では「⑥性に関していやな思いをしたことがある(らしい)」が比較的高い割合を示しています。また、30～39歳、40～49歳、50～59歳の年代では「②身近な人から大声でどなられたり、従うよう強要されるなど、心を傷つけられている(らしい)」の割合が5%台、60～69歳では「③生活に必要なお金に困っている(らしい)」(8.9%)の割合が比較的高くなっています。

(8)困っている人との関係性

問 38 問 37 で8以外に○をつけた方におたずねします。あなたとはどのような関係ですか。(例:学校の友人、交際相手など)

図表 156 困っている人との関係性について(全体)

関係性	件数(件)
友人	23
職場の同僚ほか	9
家族(配偶者、親、きょうだい)	7
近所の人	4
親戚	3
その他知人	4

※複数回答を含む。

身近で困っている人との関係性については、「友人」(23 人)が多く、本問に回答した人の半数近くを占めています。そのほかには、「職場の同僚ほか」(9人)、「家族(配偶者、親、きょうだい)」(7人)などが複数あげられています。日頃よく会う関係性にある人などがあげられているとみられます。

「友人」は困りごと全般に関して、「職場の同僚ほか」は「生活に必要なお金に困っているらしい」という困りごとが多く見受けられています。

9. 自由回答

自由回答の総数は111件で、このうち「市の男女平等に関する施策」についての意見が20件で最も多く、次いで「男女平等などに関連する意識啓発や学習機会提供の必要性」について12件、「男女平等推進は不要」についてが11件、「性の多様性への理解の促進」についてが10件、「人権や『個』の尊重、社会的包摂の重要性」についてが8件、「固定的性別役割分業意識の解消、男女平等・男女共同参画の重要性」「働く場における男女平等の推進及び環境の整備」についてがともに7件などとなっています。

以下に主な意見を掲載します。

●市の男女平等に関する施策(20件)

主な意見の内容
・性差別を発端とするいじめ事案について、学校関係各者が事案を隠匿する事で利する組織構造がある場合、公示を促進する制度的変更を市側から支援できると良いと感じます。 ・アンケートの中に、いろいろな相談窓口が出てきて、知らないものが多くありました。自分に今の生活で必要性を感じていないから知らないのだと思いますが、細かすぎて、どこへ Tel して良いか迷うのではないのでしょうか。「総合相談窓口」があって、自分の相談をどこにしたら良いのか、聞けるようなシステムにしたら良いのかなと感じました。 ・「男はこう」=家事育児は苦手で参加していない、「女はこう」=社会的立場が低い、家庭に入るのは女性、家事育児は女性のもので決めた質問が多く疑問。また、就業などについても「～べき」と考えるものはなく、状況や適性によって選ぶ自由があるものだと考えます。生まれた時の男性、女性による適性の違いもあり、「平等」という言葉は簡単でないように思います。どうか慎重に制度などが作られることを願います。 ・各種イベントも男性の要職者が多く、男性主導を感じる場面が多々あります。女性の要職者や参加を通して地域社会の細やかな支援等の施策につなげて頂けたらと思います。 ・行政でやっていること、相談場所があることの認知度を広め、高めていくことが大事であり、そういう場所に行きやすいと感じてもらう活動をして欲しい。 ・男女平等、今の社会制度ではなかなか難しいと思います。そんな中、朝霞市は積極的に取り組んでくれていて、朝霞に住んで良かったと思っています。もう少し、女性の声を直接届けられる機会があれば(しかも手軽に)もっと良いなと思います。市民のためにいつもありがとうございます。 ・男女平等推進行動計画の見直しを10年ではなくもっと短期間で行った方が良いと思います。中野区の男女参画週間講演会のように芸能人のイベントで人を集めて認知度を高めていただきたいです。後、市議会や委員会などで話し合いの場を設けて広報などで普及していただきたいです。 ・特別、少数の人に配慮しすぎて、その他大勢の方が生きづらくなってしまうようなことが無いようにお願いします。 ・市の方で男女平等についてアンケートで実態調査をしている事に驚きました。ご協力できてよかったです。これからも応援しています。

主な意見の内容
・男女平等と少子高齢化の問題は、関連付けして考えているか？女性の社会進出を促した、結果、出生率が激減して、今の少子高齢化社会の要因の一つとなっていることは、疑いようがないが、それでも男女平等を進めるのか？朝霞市は、どちらが優先すべき課題と考えているのか？本当に市民は何を望んでいるのか考えて市政に取り組んでいるのか？ ・性犯罪(軽犯罪と言われる痴漢、盗撮、つきまとい等)に対して、軽視されすぎているので、朝霞市から変えていただきたいです。 ・ワーク・ライフ・バランスを支援するため、市の業務でリモートワークを含む柔軟な勤務方法・時間の普及を促進して欲しいと考えます。

●男女平等などに関連する意識啓発や学習機会提供の必要性(12件)

主な意見の内容
・各種ハラスメントの防止の点から、市の関連業務に係る人々にワークショップ等の知る機会を提供すると良いと感じます。 ・学校の教育で、もっと現実に即した内容を教えるべき。受験のことしか頭になく中学と高校ばかりだから、社会がこうなった(これは国のせいもある)。朝霞市だけであれこれ考えても仕方ない部分もあると思う。 ・家庭のしつけ、家事に参加する男性の DVD を広げ見せる。 ・市民のレベルに合わせた啓蒙活動を引き続き・継続的に行ってほしい。 ・頭が柔軟な義務教育の場で、「平等の本当の意味(定義)」と「男女の区別は社会の中で特に昔は便利な区別だったに過ぎず、多様な性自認がいることとは別物であるということ」を正しく教え込んでいただきたい。上記の定義を分かった上で、今後どのような考え方で生きていくかは、憲法や法律の範囲内で人それぞれの自由なので、それぞれ自由に生きればよいという考えです。 ・本当の男女平等とは何かはぶれないで進んで欲しいと思います。女性への支援で済む場合と女性への理解が少ない等の抜本的な考え方の相違が多いように思えます。根気強く啓発していくことで親から子へ浸透させていくしかないと思いますが、活動を応援しています。

●男女平等推進は不要(11件)

主な意見の内容
・男女平等はときに女性優遇になりかねないので、そこは注意して頂きたいです。 ・LGBTQ や SOGIE などへの配慮について、正直いって配慮の必要性を感じません。日本は現在少子高齢化が大きな問題となっているのに子どもが期待できない人たちに対し配慮は必要ないと思っています。” ・男女平等や多様な性については、特に悩んでいませんが、真面目に働いて真面目に子育てしても生活が厳しい。日常の生活の安心を第一に考えて下さい。 ・男女平等は現実的に難しい。能力主義で判断した方が、性別による判断よりも合理的である。 ・町内会の役員に女の方も多数いるので、特に男女の差別を感じた事はない。私の属している委員会でも、男女半分ずつぐらいである。仲良く活動しているので、問題はないと思う。 ・市レベルでできることには限界があり、現状で十分(と言うか多すぎる)だと認識する。回答中にも触れたが、根本的に男女平等な社会が実現するためには、時間が必要であり、世代交代がもたらすものとする。すなわち、朝霞市のみで頑張れる(解決できる)案件ではないと思料する。現在行っている施策を確実に実行することがまずは重要であり、また限りある朝霞市財政を考えた場合、流行にのった新たな施策を次々に加えていくことよりも、行政としては施策の成果を分析し、成果の上がない施策についてはどんどんストップしていくべきである。(例えば、問 32 で列挙されている様々な施策の評価である。)それいゆげらざは、女性センターとあるものの「プラネタリウムのある公民館」として認識している人が大多数ではないかと思う。また、なぜ「男性センター」はないのか、これもまた疑問である。行政上は作った箱に対し、無駄とは言えないジレンマもあると思うが、今の時代、女性センターよりも防災センターに変えた方が使い勝手が良くなるのではないかと思慮する。(こういうところから評価整理することが、無駄を省くことになるのでは)将来に向けた男女平等も重要であるが、高齢者対策や感染症を含む防災対策等喫緊の課題が山積しており、行政として流行を追うのではなく、全体のバランス(財政の振り向け方)を間違ふことのないよう切に要望したい。

●性の多様性への理解の促進(10件)

主な意見の内容
・LGBTQ は何が問題なのかよくわからない。婚姻が問題なら、憲法 24 条を改正すればいいし、トイレは生物学的な分類で区別をするしかないと思います。行政は弱者を支援する事で、世の中のあり方は政治の問題かと思っています。 ・社会的な弱者には、何らかの対応を行う必要があると思う。しかし、LGBTQ などはマイナーな存在であるべきで、メジャーに引き上げる必要はない。個人的な問題に行政は入り込む必要はない。 ・男女平等は今では多くの人たちの知れ渡っていて、とても良くなってきていると思います。もっと施設から男女平等を分かりやすく伝えられるといいと思います(トイレや公共の場など)。私も、高校大学と男女平等について研究し、大切さを学んだ上に高校でレズビアンだったこともあったので、今後もっと国民が理解できる日本になってほしいです。 ・男女の平等は無理だと思うし、LGBTQ の人々も本当にそれを望んでいるのか疑問です。本気で取り組むなら、国の政治そのものを変えるつもりでないと、やる意味がないと感じます。 ・男女平等についての取り組みは必要。しかし LGBTQ は、個人の考えや精神的な心の支えとなるような社会全体としての認知や支援は必要だが、一方でトイレや浴場や更衣室など裸になるような施設については身体的な性別で区別することが必要であり、インフラ整備に捻出する予算の余力があれば、男女別に加えてジェンダーレス用を設置することで社会的なトラブルを回避出来ると思います。 ・男女平等や LGBTQ に対しては差別や中傷等あってはならないと思うが、過剰な保護や優遇は必要ない。

●人権や「個」の尊重、社会的包摂の重要性(8件)

主な意見の内容
・線引きをしったりしなかったり、環境や制度を整えたりするのはとても大変なことだと思いますが、誰もが同じような当たり前を当たり前と感じられるように、様々なことがより良くなっていくと良いなと思います。男女だから歳上だからではなく誰もが 1 人の人として意見や労働などができる世の中になったら良いなと思います。 ・男女平等とは一体何なのかを議論することが大事だと思いました。おそらく、平等の基準というのは人それぞれ違うでしょう。その平等の基準をどこにするのかをまずは決めることができないと、この議論は進まないと思います。また、男女平等において男女お互いが寛容にならなければ、実現は不可能だと思います。 ・男が汗臭いから1日に何回もシャワーに入ると SNS でいていた女性がいましたが、女性からの批判は少ないと聞きます。これが男女逆の発言であったなら大騒ぎでしょう。女性の方も意識改革しないならば進歩はありません。 ・完全に平等！とするのは難しいので、「公平」を目指すことがもしかしたら良いのかもしれない。あと、思っていることを言い合える環境が整うと、他者や異性の理解が深まるかもしれません。

主な意見の内容
・男女平等で女性の代表として声を上げる人は、キャリアや男女平等になる事を望んでいる人が多い印象。逆の意見を持っている女性もいると思うので、そこを拾い漏れないようにして欲しい。男女だけでなく、人はそれぞれ得意な事も違うし、体力など絶対的な違いもあるので、そもそも平等である必要はないと思う。皆が過ごしやすい環境の整備をお願いしたい。 ・最近、男女の差別というよりも、身体的、精神的特徴での差別が多い。男なのに力がない、男性専用車両がないなど。根本的な意識改革(幼少期から)しないとダメなのでは。 ・男女ともに、結婚願望のない一人暮らしの人も暮らしやすいまちづくりを期待しています。

●固定的性別役割分業意識の解消、男女平等・男女共同参画の重要性(7件)

主な意見の内容
・男女平等は家庭内は当たり前だと思います。平等とは、家庭外での事が多いのでは。理解されていない立場が一番の課題だと思います。 ・昔に比べると女性の社会進出も増え、<u>逞しい</u>女性が増えたのは、自然の流れのように思います。特別な抑え付けがない限り、男女平等という言葉は死語になると思います。戦争を止められるリーダーが現れることを願います。 ・昔は専業主婦が多くて、働ける場所も少なかったです。今は女性も働く時代で、家事や育児など男性もする時代になりました。何事も男女で助け合いが大事です。 ・男性のトイレにもおむつ替えシートを置いて欲しいです。大体のトイレは、だれでもトイレにはありますが、混んでいたりするので、出来たら、男性の方も育児する時代です。男性トイレにも置いて下さい。

●働く場における男女平等の推進及び環境の整備(7件)

主な意見の内容
・19 歳学生です。私が働いているアルバイト先は男女差別が本当にはないです。重い物は男性が持つのは当たり前ではないので、女性も男性と同じ対応で仕事をしています。そんな感じでこれからも男女差別が減って平等に生活する社会になればいいなと思っています。女性が上に立つくらい堂々とできるようになっても全然良いと思います。 ・男女の賃金格差が是正されると良いですね。 ・男女平等と言われる割には、なかなかできていない。職場は特に言える。(事務だから、本来の仕事とは関係ない事までやらなきゃいけない) こういう調査票も無造作ではなく、市全体で取り組むべきだと思います。結果が見えない気がします。本来の結果ではないと思います。 ・途中の回答選択にあった女性の積極的登用と回答がある段階で、すでに女性は少ない、意識しないと増やさないと言っているようなもの。男性と女性に関わらず、適正な人が登用されるべき。回答選択がある段階で、既に女性軽視では。

●性別役割分業の意義(4件)

主な意見の内容
・”男女平等”と騒がれているが、男性にしか出来ないこと、女性にしか出来ないことそれぞれが補えばいいと思います。助け合い、認め合い、やさしくて住みやすい朝霞でありますように。 ・「男女平等」を「女性優先」とはき違えて、男性を軽んじる行動を取る人(女性)もいるため、慎重な対応、十分な説明が必要であると考えます。 ・100%男女平等は難しいのではと個人的に思う。男女違って(都合が?)良いことも色々あったりするのも事実なのでは? 男性・女性として平等というより、人間性を平等に認めてもらえたらいい。ただアンケートに答えていて、知らない言葉や取組も多々あって関心を持つと思いました。 ・男女の差別は必要ないが、男女の区別は必要と思います。男女の特性、個人の特性、様々あると思います。一括りに出来るものではないと思うので、色々な意見をまとめるのは大変だと思いますが、不公平だと感じる事がないと良いと思います。

●政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進(4件)

主な意見の内容
・例えば、市議の割合が男女比 5:5 の割合であれば、男女平等への世の中への希望が持てそうな気がします。 ・朝霞というより、国がもっと女性が働きやすい環境を作った方がいい。(女性の幹部を増やす。)一番は政治家に女性を増やして、年長者たちを引退させてくれないと、何も変わらないと思う。 ・議員、町内会役員の年齢制限で交替する仕組の導入 ・市長、議員の世襲制の廃止。女性議員のクォーター制度(10 年を限度として)

●保育園や子育てを支援する環境の整備(4件)

主な意見の内容
・保育園に子供を預けやすくする→保育園に医療従事者を置く。シングルマザーでも働きやすいように。こどもを仕事が終わるまで預けられる場所を作る(小学生の子達)。 ・すでに十分男女平等の環境が実現されていると思います。今後は男性も女性も子育てをしやすい環境づくりとして、働きやすさの向上や保育施設の拡充が求められています。 ・働きたい子を持つ女性・男性のために、保育園の数を増やしたり、保育士への支援を拡充すべきだと思う。今年、朝霞市に転入してきたが、以前の市と比べて、朝霞市は保育園の数が少ない。このアンケートで調査・回答された内容を真剣に実行に移してほしい。 ・保育園も不足している状況で、男女平等はまず実現不可だと思います。周囲に何組もの家庭が1、2歳児の保育への入園を諦めて仕事をパートに切り替えるなどしています。(もちろん、全て女性が)こども園も少ないですし、新設保育園を増やす意志も感じられません。(もし、これで頑張っていると自覚しているなら大問題です。)はっきり言って、パートタイムにな

主な意見の内容
ることや、仕事の空白期間を作るとは男女関係なくキャリア形成からの脱落を意味します。LGBT 云々以前にそういった事に予算を割いて下さい。

●高年齢者の意識改革の必要性(3件)

主な意見の内容
・若い世代は比較的男女の差について必要以上に伝えなくても、平等の意識があるように思えます。30代以上、特に高齢の方の方が、性差や役割について固定観念があると感じる。若い人よりも年齢が高い人に対して意識改革をするべきだと思う。 ・若い世代は考え方が変わってきているように思います。世代交代していくことで、平等が進んでいる実感はあります。まずは女性が自立できる力をつけていくのが大事だと思います。 ・高齢の方とお話ししていると、LGBTQ 等について柔軟に理解できない方が多いので、世間一般に広めることはあきらめて、子供たちに「多様な個人への理解」「社会的地位と男女差」「パートナーとの適切な関係の築き方」など、問題となっている事柄を学んでもらうのが良いのではと思う。また、市役所の内側から「男女平等」を実現してください！期待しています。

●本アンケートに関して(12件)

主な意見の内容
・そもそもこのようなアンケート自体、紙ペーパーレスの時代に紙の料金、更には印刷料、回答を送るための郵送料、アンケートを作成・分析する人件費等々を考えると真に有意義だとは考えにくい。必ず、このアンケートの成果を広報あさか辺りで公表していただきたい。 ・Web だと見過ごしてしまうアンケートだと思いましたが、このようにしっかりとしたお手紙で、親展となると気が引き締まります。回答しながら、もし周囲に困っている方を見かけたら声かけなり行政にお伝えするなり行動していくことが大切だという思いを改めて感じました。この様な機会を下さりありがとうございます。 ・答えを出す、記入するのに、年寄りには難しい所が多かった。今少し解りやすくして下さいと助かる。 ・こんな大変な調査に回答させるなら、謝礼などを用意してほしい。(氏名など隠さなくても良い人に対しては) 協力してもらうなら、それくらい考えてほしい。軽々しく大変なことをお願いすること自体が、女性を軽く見ているのではないですか？どうせ時間があるだろう、とか思っているのでは…。不愉快です。 ・毎日忙しいので、このような長い調査は一度きりにしてほしいです。 ・このアンケートを通して、改めて性に関する問題の深刻さについて考えることができました。 ・質問内容が、女性が下で社会的被害者である事を前提としたものの様な印象を受けました。意図するところが、そのような主旨なののでしょうか。個別的に男性が被害者である場合もあるのではないかと。それに対しての質問事項が無かったように思いました。

●その他(9件)

主な意見の内容
・朝霞に住み続けて 25 年になります。朝霞 love です。急行が停まるようになって便利になりました。大きな商業施設が出来てくれると嬉しいです。市役所近辺の雰囲気好きです。これからも朝霞市のために頑張ってください。応援してます！Asaka love！ ・スポーツ各団体に対して、“スポハラ”について注意してほしい。 ・私の家の近所にあった雑木林が一気に三か所ほどなくなりました。猛暑対策として、市が緑を守っていくような方向性を持っていただきたいと強く感じています。住みやすい環境、長い目で見た「良い朝霞」を見つめていただき、ご検討いただきたいと考えます。 ・定年退職後、女性がシングルで生活するためには、住居費が一番の負担となる。年金が出るまでが大変。出ても、とても生活できる金額ではないため、一生働かなくては生きていけない。最低限度の生活を保障するためにも、住むための(住宅の援助等)何らかの政策がほしい。 ・本当に辛くて悩んでいる人程、電話相談窓口があっても、かけられない・・・相談したからといってそこから逃げる事はできない・・・助けにはならない。

Ⅳ. 資料

朝霞市男女平等に関する市民意識調査 ～御協力をお願い～

日頃から市政に対し御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

朝霞市では、男女平等に関する施策を推進するため、「男女平等推進行動計画」を10年ごとに見直しており、現在「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」(計画期間:令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度))の策定を進めているところです。

つきましては、市民の皆様から男女平等に関するお考えや御意見を伺い、今後の男女平等施策に反映させていきたいと考えております。

この調査は、市内にお住まいの18歳以上の方2,000人を無作為に抽出し、お送りしておりますが、御回答は全て統計的に処理しますので、回答者が特定されることはありません。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

令和6年(2024年)8月

朝霞市長 富岡 勝則

～御記入にあたっての注意事項～

- 1 質問への回答は、宛名にあるご本人がお答えください。(記入は代筆でもかまいません)。項目の中には、暴力の被害等を伺う内容も含まれていますので、答えにくい(答えたくないなど)質問には回答していただくなくても結構です。
- 2 調査票の回答は、**令和6年(2024年)9月20日(金)まで**に、同封の返信用封筒(切手不要)により御返送いただくか、以下の「WEB回答」についてを参照の上、御回答ください。
- 3 調査票や返信用封筒にお名前やご住所を書いていただく必要はありません。返信の際は「調査票」のみ封筒に入れてください。
- 4 調査結果につきましては、今後、市ホームページ等で公表する予定です。

【Web回答について】

- ・回答は、Webで行うこともできます。希望される方は、右下の二次元コードまたはURL(https://apply.e-tumo.jp/city-asaka-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=78107)から本調査専用サイトにアクセスし、御回答ください。
- ・Webで御回答いただく場合は、システム上での回答時間は60分となっています。経過時間の表示はありませんので御注意ください。また、アンケート回答ページ下部に「入力中のデータを一時保存・読み込み」という機能があり、回答を一時ご自身のパソコンに保存することができます。また、「操作時間を延長する」という機能もあり、回答時間を180分間に延長することができますので、あわせて御利用ください。
- ・お使いの端末により、回答途中で進めなくなる場合があります。その場合は、大変お手数ですが、調査票に御記入の上、御返送くださいますようお願いいたします。



©むさしのフロントあさか

問い合わせ先 それいゆぱらざ(朝霞市女性センター)

TEL 048-463-2697 (直通)

メール soreiyu@city.asaka.lg.jp

男女平等推進行動計画

男女が対等なパートナーとしてそれぞれが個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる場面に参画することをめざし、「男女共同参画社会基本法」が平成11(1999)年6月に制定されました。

本市では、この基本法の趣旨を踏まえ、平成15(2003)年に「朝霞市男女平等推進条例」を施行しました。この条例に基づき、平成18(2006)年に「朝霞市男女平等推進行動計画」を策定しました。現在、朝霞市では、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までを計画期間とする「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」に基づき、それいゆふらざ(女性センター)を男女平等の推進に関する総合的な支援拠点として、各種講座の開催や広報紙・ホームページ等による男女平等意識の醸成、DV相談や女性総合相談などの施策や事業に取り組んでいます。

めざす姿

ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～

重点課題1

男女平等の意識づくり

男女平等を総合的に推進するための拠点施設として、それいゆふらざ(女性センター)を設置し、男女平等の意識づくりを重点課題とし、市民とともに男女平等社会の実現に向けた取組を進めます。また、新たな人権問題に対応できるよう様々な取組を進めます。

重点課題2

男女平等が実感できる生活の実現

「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組や、女性の社会的地位向上のための施策が行われています。一方で、DV被害による相談が増加し深刻な問題となっています。誰もがその個性と能力を十分に発揮することができ、男女平等が実感できる生活の実現を重点課題とし、様々な取組を進めます。

<計画の構成・期間>

平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)
めざす姿、重点課題と施策目標(平成28～令和7年度)【2016～2025年度】									

第2次朝霞市男女平等推進行動計画についての詳細は、市ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/4/dai2jiasakashidanjokoudouplan.html>

市民意識調査 調査票

I あなたご自身のことについておたずねします。

問1 あなたの出生時の性別をおたずねします。(あてはまる番号1つだけに○)

- | | | |
|------|------|---------|
| 1 女性 | 2 男性 | 3 選択しない |
|------|------|---------|

問1-1 あなたの性別(性自認)をおたずねします。(あてはまる番号1つだけに○)

- | | | |
|------|------|---------|
| 1 女性 | 2 男性 | 3 選択しない |
|------|------|---------|

問2 あなたの年齢は。(令和6年8月1日時点)(あてはまる番号1つだけに○)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 18~19 歳 | 2 20~29 歳 | 3 30~39 歳 | 4 40~49 歳 |
| 5 50~59 歳 | 6 60~69 歳 | 7 70 歳以上 | |

問3 あなたには、配偶者やパートナー(事実婚や同性パートナーも含む)がいますか。(あてはまる番号1つだけに○)

- 1 いる 2 死別した 3 離別した 4 未婚
5 その他〔具体的に

問4 あなたの世帯構成をお知らせください。(あてはまる番号1つだけに○)

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 夫婦(事実婚も含む)のみ | 2 夫婦(事実婚も含む)と子ども |
| 3 夫婦(事実婚も含む)と親 | 4 親・子・孫の3世代世帯 |
| 5 母親と子ども | 6 父親と子ども |
| 7 単身世帯 | 8 同性パートナー |
| 9 同性パートナーとその子ども | 10 その他〔具体的に |

II あなたの地域や家庭での生活についておたずねします。

問5 あなたはこの1年間に、どのような地域活動に参加しましたか。

(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1 自治会や町内会の活動 | 2 PTA や子ども会の活動 |
| 3 老人会等の団体活動 | 4 趣味やスポーツのグループ活動 |
| 5 福祉的なボランティア活動 | 6 地域での講演会への出席 |
| 7 グループで行う地域に関する研究や勉強会活動 | |
| 8 消費生活や環境保護にかかわる活動 | 9 NPO などの市民活動 |
| 10 いずれの活動にも参加しなかった | |
| 11 その他〔具体的に | 〕 |

問6 自治会・町内会、PTA などの地域団体では、活動の主体が女性となっても、会長・副会長などのリーダーには女性が少ないようです。(参考:令和5年7月1日現在、朝霞市の自治会長の女性比率は 9.8%です。)その主な原因は何だと思いますか。(あてはまる番号3つまでに○)

1 女性自身が責任ある地位に就きたがらないから 2 女性は家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないから 3 女性は地域活動の経験が少ないから 4 指導力のある女性が少ないから 5 女性のリーダーでは、女性がついてこないから 6 女性のリーダーでは、男性がついてこないから 7 女性では相手に軽く見られるから 8 男性がリーダーとなるのが社会慣行だから 9 その他〔具体的に	]
---	---

問7 あなたはこの 1週間で、次のようなことに何時間かけましたか。おおまかな合計時間を選択してください。(それぞれ、1つだけに○)

	全 く な い	10 時 間 未 満	20 時 間 未 満	30 時 間 未 満	40 時 間 未 満	50 時 間 未 満	60 時 間 未 満	70 時 間 未 満	70 時 間 以 上
① 趣味・交流などを楽しむ活動時間									
② 地域社会づくり活動時間 (自治会・町内会、ボランティアなど)									
③ 収入に直接つながらない労働時間 (家事・育児など)									
④ 収入を得るための労働時間									

問8 あなたのご家庭では、次のことは主にどなたが担当されていますか。

(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

◆「配偶者」は、婚姻関係になくても、それに相当する者を含めるものとします。 ◆ひとり暮らしで、自分が行っている場合は主に「自分」としてください。	主に自分	自分と配偶者が同じくらい	主に配偶者	主にその他の家族	その他	該当しない
① 生活費(年金を含む)の確保	1	2	3	4	5	6
② そうじ	1	2	3	4	5	6
③ 洗濯	1	2	3	4	5	6
④ 食事のしたく	1	2	3	4	5	6
⑤ 食事の後かたづけ	1	2	3	4	5	6
⑥ 家計のやりくり	1	2	3	4	5	6
⑦ 日常の買い物	1	2	3	4	5	6
⑧ 高額の買い物(車、住宅等)、財産管理	1	2	3	4	5	6
⑨ 町内会や自治会の活動	1	2	3	4	5	6
⑩ 乳幼児の世話(しつけ、教育など)	1	2	3	4	5	6
⑪ 子どもの勉強や遊びの相手	1	2	3	4	5	6
⑫ 高齢者の介護	1	2	3	4	5	6
⑬ 保護者会・PTA への参加	1	2	3	4	5	6

Ⅲ 家庭等での男女のあり方についておたずねします。

問9 あなたは、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、どう思いますか。

(あてはまる番号1つだけに○)

1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらでもない
4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない	6 わからない



→ 問 10 へ

問9-1 問9で「1」～「5」のいずれかに○をつけた方におたずねします。その理由は何ですか。(もっともあてはまる番号1つだけに○)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 それが自然だから | 2 社会制度に合っているから |
| 3 女性が求めているから | 4 男性が求めているから |
| 5 少子化が進んでいるから | 6 よい男女の関係づくりに必要だから |
| 7 よい家庭づくりに必要だから | 8 よい社会づくりに必要だから |
| 9 能力や適性に応じるべきだから | |
| 10 その他[具体的に |] |

問 10 あなたは、家庭で子どもを育てる場合、「男らしく」「女らしく」というように、男の子と女の子を区別して育てた方がよいと思いますか。(あてはまる番号1つだけに○)

- 1 区別して育てる方がよいと思う
- 2 ある程度区別して育てる方がよいと思う
- 3 どちらでもない
- 4 あまり区別しないで育てる方がよいと思う
- 5 区別しないで育てる方がよいと思う
- 6 わからない

問 11 あなたは、子どもにどのように育ってほしいと思いますか。男の子、女の子それぞれについて、子どもがいる、いないにかかわらずお答えください。(優先順位の高い方から番号を3つまで〔 〕内に記入。男の子、女の子で同項目の選択は可)

男の子 〔 1位 〕 〔 2位 〕 〔 3位 〕	女の子 〔 1位 〕 〔 2位 〕 〔 3位 〕
--	--

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 家庭・家族を大切にする人 | 2 仕事に生きがいを感じる人 |
| 3 仕事以外の生きがいを持っている人 | 4 学歴や社会的地位が高い人 |
| 5 幅広い知識や豊かな教養のある人 | 6 社会の役に立つことをする人 |
| 7 行動力がある人 | 8 礼儀正しい人 |
| 9 思いやりや気配りがある人 | 10 能力や個性を発揮できる人 |
| 11 感受性のある人 | |

問 12 ご自身の活動や家庭生活(家事・子育て・介護)について、あなたの考え方をおたずねします。あなたは、「現実」では何を優先していますか。また、「希望」としては何を優先させたいですか。未婚・既婚にかかわらずお答えください。(それぞれ、あてはまる番号を1つだけ〔 〕内に記入)

現実は〔 〕	希望は〔 〕
------------	------------

- 1 仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念
 - 2 どちらかといえば、家庭生活(家事・子育て・介護)よりも仕事や自分の活動を優先
 - 3 仕事や自分の活動と家庭生活(家事・子育て・介護)を同時に重視
 - 4 どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活(家事・子育て・介護)を優先
 - 5 家庭生活(家事・子育て・介護)に専念

IV 配偶者等からの暴力(DV)(ドメスティック・バイオレンス)について

問 13 あなたは、これまでにあなたの夫や妻(事実婚や別居中、離婚後を含む)、婚約者、恋人、パートナーなど、親密な関係の相手に対して、次のような行為をしたことがありますか。

(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

区 分	何度もあった	1・2度あった	まったくない
① 命の危機を感じるくらいの暴力を加えたことがある	1	2	3
② 医師の治療が必要となる程度の暴力を加えたことがある	1	2	3
③ 大声でどなったり、すぐに暴力を振るってしまったことがある	1	2	3
④ 嫌がっているのに性的な行為を強要したことがある	1	2	3
⑤ 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せたことがある	1	2	3
⑥ 妊娠を望んでいないのに避妊に協力しなかったことがある	1	2	3
⑦ 何を言っても無視し続けたことがある	1	2	3
⑧ 交友関係や電話、メール、郵便物等を細かく監視したことがある	1	2	3
⑨ 「誰のおかげで生活できるんだ」などと言葉で圧力をかけたことがある	1	2	3
⑩ 外出をさせなかったことがある	1	2	3
⑪ 生活費を渡さなかったことがある	1	2	3
⑫ 危害の不安・恐怖を感じるような脅迫を行ったことがある	1	2	3

問 14 へ

問 13-1 問 13(①から⑫まで)の答えで、1つでも「何度もあった」又は「1・2度あった」に○をつけた方におたずねします。あなたが問 13 であげたような行為をするに至ったきっかけは何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 相手が自分の言うことを聞こうとしないので、行動でわからせようとした
- 2 いろいろながつり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した
- 3 相手がそうされても仕方がないようなことをした
- 4 相手が自分に対して危害を加えてきたので、身を守ろうと思った
- 5 親しい関係ではこうしたことは当然である
- 6 覚えていない
- 7 特に理由はない
- 8 その他〔具体的に

〕

問 14 あなたは、これまでにあなたの夫や妻(事実婚や別居中、離婚後を含む)、婚約者、恋人、パートナーなど、親密な関係の相手から、次のようなことを受けたことがありますか。
(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

区 分	あ っ た	何 度 も あ っ た	1・2 度 あ っ た	な い	ま っ た く
① 命の危機を感じるくらいの暴力を受けたことがある	1	2	3		
② 医師の治療が必要となる程度の暴力を受けたことがある	1	2	3		
③ 大声でどなられたり、すぐに暴力を振るわれたことがある	1	2	3		
④ 嫌がっているのに性的な行為を強要されたことがある	1	2	3		
⑤ 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられたことがある	1	2	3		
⑥ 妊娠を望んでいないのに避妊に協力してくれなかったことがある	1	2	3		
⑦ 何を言っても無視され続けたことがある	1	2	3		
⑧ 交友関係や電話、メール、郵便物等を細かく監視されたことがある	1	2	3		
⑨ 「誰のおかげで生活できるんだ」などと言葉の圧力をかけられたことがある	1	2	3		
⑩ 外出を許されなかったことがある	1	2	3		
⑪ 生活費を渡してくれなかったことがある	1	2	3		
⑫ 危害の不安・恐怖を感じるような脅迫を受けたことがある	1	2	3		

問 14-4 へ

問 14-1 問 14(①から⑫まで)の答えで、1つでも「何度もあった」又は「1・2度あった」に○をつけた方におたずねします。夫や妻(事実婚や別居中、離婚後を含む)、婚約者、恋人、パートナーなど、親密な関係の相手から問 14 のような内容の暴力等を受けたとき、一度でも誰かに相談しましたか。
(あてはまる番号1つだけに○)

1 相談した

2 相談できなかった

3 相談しようと思わなかった

問 14-3 へ

問 14-2 問 14-1の答えで「1 相談した」に○をつけた方におたずねします。

誰(どこ)に相談しましたか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | | |
|----------------------|--------------------|------------------|
| 1 家族・親せき | 2 友人・知人 | 3 警察 |
| 4 朝霞市女性センター(それいゆぷらざ) | 5 国(DV 相談+(プラス)) | |
| 6 埼玉県(WithYou さいたま) | 7 女性センター以外の朝霞市役所窓口 | |
| 8 民生委員・児童委員 | 9 人権擁護委員 | 10 埼玉県や朝霞市以外の自治体 |
| 11 弁護士 | 12 医師 | 13 カウンセラー |
| 14 民間の相談機関 | | |
| 15 その他〔具体的に | | 〕 |

問 14-3 問 14-1 の答えで「2 相談できなかった」「3 相談しようと思わなかった」に○をつけた方におたずねします。その理由はなぜですか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから
- 2 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
- 3 相談しても無駄だと思ったから
- 4 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- 5 相談窓口の担当者の対応により、不快な思いをすと思ったから
- 6 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから
- 7 世間体が悪いと思ったから
- 8 他人を巻き込みたくないと思ったから
- 9 思い出したくなかったから
- 10 自分に悪いところがあると思ったから
- 11 相談するほどのことではないと思ったから
- 12 わからない
- 13 その他〔具体的に 〕

問 14-4 問 14(①から⑫まで)の答えで、すべて「まったくない」に○をつけた方におたずねします。もし、夫や妻(事実婚や別居中、離婚後を含む)、婚約者、恋人、パートナーなど、親密な関係の相手から問 14 のような内容の暴力等を受けたとき、誰かに相談しますか。(あてはまる番号1つだけに○)

- | | | |
|--------|----------|--------------|
| 1 相談する | 2 相談できない | 3 相談するつもりはない |
|--------|----------|--------------|

V 就業状況についておたずねします。

問 15 あなたの就業状況についておたずねします。(あてはまる番号1つだけに○)

※複数就業している場合は、主となる就業についてお答えください。

A 就業している方は以下からお選びください。

- | | | | |
|-------------|-------------|------------|-----------|
| 1 正規の職員・従業員 | 2 パート・アルバイト | 3 派遣社員 | 4 契約社員・嘱託 |
| 5 自営・自営手伝い | 6 内職 | 7 その他〔具体的に | 〕 |

B 就業していない方は以下からお選びください。

- | | | |
|-----------------------------|------------|-------------------|
| 1 無職(求職中) | 2 家事・家事手伝い | 3 学生(専門学校生・大学生など) |
| 4 専業主婦・専業主夫(収入を得る仕事をしていない方) | | |
| 5 その他〔具体的に | 〕 | |

問 15-4 へ

問 15-1 「A 就業している方(「1」～「7」のいずれかに○をつけた方)」におたずねします。あなたが現在働いているのは、どのような理由からでしょうか。

(あてはまる番号3つまでに○)

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 生計を維持するため | 2 家計の足しにするため |
| 3 住宅ローンなど借金の返済のため | 4 教育資金を得るため |
| 5 将来に備えて貯蓄するため | 6 自分で自由に使えるお金を得るため |
| 7 生きがいを得るため | 8 自分の能力・技能・資格を生かすため |
| 9 視野を広げたり、友人を得るため | 10 社会に貢献するため |
| 11 仕事をするのが好きだから | 12 働くのが当然だから |
| 13 時間的に余裕があるから | 14 家業であるから |
| 15 適性に合っているから | 16 特に理由はない |
| 17 わからない | |
| 18 その他〔具体的に | 〕 |

問 15-2 あなたの今の職場では、仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べて、不当な扱いをされていると思いますか。(あてはまる番号1つだけに○)

- | | |
|------------------------------|------------|
| 1 女性は不当な扱いをされていると思う | → 問 15-3 へ |
| 2 どちらかといえば、女性は不当な扱いをされていると思う | |

- | | |
|--------------------------|----------|
| 3 どちらかといえば、そのようなことはないと思う | → 問 16 へ |
| 4 そのようなことはないと思う | |
| 5 わからない | |

問 15-3 問 15-2で「1 女性は不当な扱いをされていると思う」「2 どちらかといえば、女性は不当な扱いをされていると思う」に○をつけた方におたずねします。「不当な扱い」は具体的にはどのようなことですか。(あてはまる番号3つまでに○)

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| 1 賃金に男女差がある | 2 男性に比べて女性の採用が少ない |
| 3 昇進、昇格に男女差がある | 4 能力を正當に評価しない |
| 5 配置場所が限られている | 6 補助的な仕事しかやらせてもらえない |
| 7 企画会議などの意思決定の場に女性が参加できない傾向がある | |
| 8 女性を幹部職員(管理職)に登用しない又は登用が少ない | |
| 9 有給休暇や育児・介護休暇が取得しにくい | |
| 10 結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある | |
| 11 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある | |
| 12 教育・研修を受ける機会が少ない | 13 特にない |
| 14 その他〔具体的に | 〕 |

問 15-4 問 15 の答えで、「B 就業していない方(「1」～「5」のいずれかに○をつけた方)」におたずねします。あなたは、今後、収入を得る仕事に就きたいと思いますか。(あてはまる番号1つだけに○)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 仕事に就きたいと思う | 2 できれば、仕事に就きたいと思う |
| 3 仕事に就きたいとは思わない | 4 わからない |

→ 問 16 へ

問 15-5 問 15-4の答えで、「1 仕事に就きたいと思う」「2 できれば、仕事に就きたいと思う」に○をつけた方におたずねします。あなたは、今後、仕事に就く上で、何か困っていることがありますか。(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|---------------------------------------|
| 1 自分の資格、能力、適性などに合った仕事の募集・採用が少ない(ない)こと |
| 2 勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないこと |
| 3 求人募集で年齢や資格などの制限があること |
| 4 仕事をするにあたって、家族の理解や協力が得られないこと |
| 5 介護や看護の必要な家族がいること |
| 6 安心して子どもを預けられる場や人が少ないこと |
| 7 就業に関する情報が得にくいこと |
| 8 自分の能力や技術に不安があること |
| 9 自分の体力や健康に不安があること |
| 10 就業に要する資金が不足していること |
| 11 特にない |
| 12 その他〔具体的に |

〕

問 16 女性の働き方について、あなたの理想はどうあるべきだと思いますか。また、現実はどうですか。(それぞれ、あてはまる番号を1つだけ〔 〕内に記入)

理想は〔 〕

- 1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける
- 2 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける
- 3 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける
- 4 学校卒業時は仕事を持たず、結婚後または子育て終了後から仕事を持つ
- 5 子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたらず家事や子育てに専念する
- 6 結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事などに専念する
- 7 仕事は持たない
- 8 わからない
- 9 その他〔具体的に 〕

現実〔 〕

- 1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(いた)
- 2 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている(いた)
- 3 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている(いた)
- 4 学校卒業時は仕事を持たず、結婚後または子育て終了後から仕事を持っている(いた)
- 5 子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたらず家事や子育てに専念している(いた)
- 6 結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事などに専念している(いた)
- 7 仕事は持っていない
- 8 わからない
- 9 その他〔具体的に 〕

問 17 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を活用して、男性が育児休業や介護休業を取得することについてどう思いますか。(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

区 分	積極的に取得 した方がよい	どちらかとい えば取得した 方がよい	どちらかとい えば取得しな い方がよい	取得しない方 がよい	わからない
① 育児休業	1	2	3	4	5
② 介護休業	1	2	3	4	5

問18 男女が共に仕事と家庭の両立をしていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまる番号3つまでに○)

1 男性が家事や育児を行う能力を高めること 2 給与等の男女間格差をなくすこと 3 年間労働時間を短縮すること 4 代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること 5 育児や介護のために退職した職員をもとの会社で再雇用する制度を導入すること 6 育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的補償を充実すること 7 地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること 8 在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること 9 職業上、必要な知識・技術等の職業訓練を充実すること 10 女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること 11 わからない 12 その他〔具体的に	]
---	---

問19 あなたは、これまでに職場・学校・地域で、次のような不愉快な経験をしたことがありますか。(職場・学校・地域ごとに、あてはまる欄すべてに○)

区 分	職 場	学 校	地 域
① 嫌がっているのに性に関する話を聞かされた			
② 「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされた			
③ 身体をさわられた			
④ 宴会でお酒やデュエットを強要された			
⑤ 交際を強要された			
⑥ 性的行為を強要された			
⑦ 性的なうわさをたてられた			
⑧ 結婚や交際についてしつこく聞かれた			
⑨ 容姿について傷つくようなことを言われた			
⑩ 帰宅途中などに後をつけられたり、つきまとわれたりした			
⑪ プライバシーに関することや性的な内容の手紙や電話を受けた			
⑫ 性に関する雑誌やヌード写真を目につくところに置かれたり、はられたりした			
⑬ 性的指向や性自認について差別的な言い方をされた			
⑭ 特にない			
⑮ その他〔具体的に]			

VI 男女共同参画社会についておたずねします。

問 20 あなたは、これらの言葉をご存じですか。(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

区 分	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない
① 積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)	1	2	3
② ジェンダー(社会的性別)	1	2	3
③ セクシュアルハラスメント	1	2	3
④ 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)※1	1	2	3
⑤ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	1	2	3
⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する 法律(DV防止法)	1	2	3
⑦ LGBTQ(性的マイノリティ)	1	2	3
⑧ 性別による固定的な役割分業意識(性別役割分業意識)	1	2	3
⑨ デート DV	1	2	3
⑩ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	1	2	3
⑪ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福 祉に関する法律(育児・介護休業法)	1	2	3
⑫ アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)	1	2	3
⑬ 朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度※2	1	2	3
⑭ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律(LGBT 理解増進法)※3	1	2	3
⑮ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性 支援法)※4	1	2	3

※1 性や身体のことを自分で決め、守ることが出来る権利です。

※2 一方又は双方の性自認が戸籍上の性別と異なるもの又は性的指向が異性のみではないお二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを届け出ると、市から「届出受領証明書」と「届出受領証明カード」を交付する制度です。また、お二人のどちらか一方又は双方と生計を同じくする子どもや親等がいる場合には、その方も含めて関係性を届け出ることができる制度です。

※3 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする法律です。

※4 女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い事に鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする法律です。

問 21 あなたは、男女共同参画について、関心をお持ちですか。(あてはまる番号1つだけに○)

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 強い関心を持っている | 2 ある程度関心を持っている |
| 3 あまり関心を持っていない | 4 まったく関心を持っていない |
| 5 わからない | |

問 22 あなたが考える男女共同参画社会のイメージは、どのようなものですか。(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

区 分	現在の 社会全般は		将来への 期待は	
	る そ う な っ て い	ない そ う な っ て い	しい そ う な っ て ほ	しくない そ う な っ て ほ
① 家庭生活の中で男女の地位は平等である	1	2	1	2
② 学校教育の中で男女の地位は平等である	1	2	1	2
③ 職場の中で男女の地位は平等である	1	2	1	2
④ 社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である	1	2	1	2
⑤ 政治の場で男女の地位は平等である	1	2	1	2
⑥ 法律や制度の上で男女の地位は平等である	1	2	1	2
⑦ 地域活動の場で男女の地位は平等である	1	2	1	2

VII 市の男女平等政策についておたずねします。

問 23 朝霞市では男女平等を進めるために様々な取組をしていますが、あなたが知っているものはどれですか。(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|--|
| 1 朝霞市男女平等推進行動計画
2 朝霞市男女平等推進条例
3 朝霞市男女平等を推進する市民・団体等への顕彰
4 朝霞市男女平等推進審議会
5 朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)
6 「あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー」
7 朝霞市公式ホームページに掲載しているあさか男女(ひと)の輪サイト
8 男女平等推進情報「そよかぜ」
9 男女平等苦情処理委員
10 女性総合相談
11 DV相談
12 男女共同参画週間
13 パープルリボン運動
14 能力開発支援に関わる制度(起業家育成セミナー・起業家育成相談)
15 人権擁護委員(人権相談)
16 知っているものはない
17 その他〔具体的に |
|--|

問 24 あなたは、女性の意見や考え方が市の政策に、どの程度反映されていると思いますか。（あてはまる番号1つだけに○）

- | | | |
|----------------|---------------|---------------|
| 1 十分反映されている | 2 ある程度反映されている | 3 あまり反映されていない |
| 4 ほとんど反映されていない | 5 どちらともいえない | |

問 25 あなたは、市の政策に女性の意見を反映するために、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまる番号3つまでに○）

- | |
|--------------------------------------|
| 1 女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する |
| 2 女性を対象とした学習を充実する |
| 3 自治会や町内会・PTA などの地域活動で、女性の「長」や役員を増やす |
| 4 審議会などの女性委員を増やす |
| 5 女性の議員を増やす |
| 6 女性団体を育成・支援する |
| 7 気軽な意見提案の方法の周知・活用を図る（市への意見・要望等） |
| 8 女性が経済的に自立し、社会的な立場を強める |
| 9 女性自らが市の政策に参画する意欲を持つ |
| 10 市の女性職員の能力の活用を図る |
| 11 わからない |
| 12 特別な取組は必要ない |
| 13 その他〔具体的に |

〕

問 26 男女平等を進めるために、行政はどのようなことに特に力を入れるべきだと思いますか。（優先順位の高い方から番号を3つまで〔 〕内に記入）

1位〔 〕	2位〔 〕	3位〔 〕
-----------	-----------	-----------

- | |
|-----------------------------------|
| 1 男女平等の広報・啓発活動を充実する |
| 2 LGBTQ など、多様な性に対する理解を促進する |
| 3 学校等での男女平等についての教育を充実する |
| 4 社会教育など生涯学習の場で男女平等についての教育を充実する |
| 5 DVなどの問題について、相談しやすい体制づくりを進める |
| 6 市が開催する会議など、政策決定の場に女性を積極的に登用する |
| 7 女性を対象とした人材育成のための取組を進める |
| 8 企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する |
| 9 男女共同参画推進に取り組む住民活動を支援する |
| 10 育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する |
| 11 特になし |
| 12 その他（具体的に |

）

VIII 「多様な性」についておたずねします。

問 27 「SOGIE(性的指向および性自認・性表現)」という言葉をご正しく理解していますか。(あてはまる番号に○)

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 1 言葉も意味も理解している | 2 言葉は聞いたことがあるが、意味は理解していない |
| 3 言葉も意味も理解していない | |

※SOGIE(性的指向および性自認・性表現)

SOGIE(ソジー…Sexual Orientation Gender Identity Expression)の頭文字をとった言葉であり、人の属性を表す略称です。LGBTQ よりも広い概念として、すべての人に関わります。いろいろな性のあり方が組み合わさり、多くの性があると言われています。

問 28 現在の世の中(社会)は、性的マイノリティ(LGBTQ 等)の人たちにとっては、生活しづらい社会であると思いますか。(あてはまる番号に○)

- | | | |
|------------------|----------------|-------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえばそう思う | 3 どちらともいえない |
| 4 どちらかといえばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |

※LGBTQ

L(レズビアン)、G(ゲイ)、B(バイセクシュアル)、T(トランスジェンダー)、Q(クエスチョニング)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの総称の一つです。

Lesbian(レズビアン):同性を好きになる女性

Gay(ゲイ):同性を好きになる男性

Bisexual(バイセクシュアル):同性も異性も好きになる人

Transgender(トランスジェンダー):からだの性とこころの性が一致しない人

Questioning(クエスチョニング):好きになる性や思う性が揺れ動いたり迷ったりする人

その他にも、多様なセクシュアリティがあります。

問 29 上記の問 28 に関して、選択した理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|---|
| 1 周囲の人の理解が得られない |
| 2 いじめ(悪口やいやがらせ等)を受ける |
| 3 家族や友人等、身近な相談相手がいない |
| 4 性別で区分された設備(トイレや公衆浴場等)が使いづらい |
| 5 申請書等の性別欄の記載に困ることがある |
| 6 就職や仕事の面で、不利・不当な待遇の扱いを受ける |
| 7 相談や情報交換ができる場(コミュニティスペース)がない |
| 8 アウティング(性的マイノリティ当事者の了解なしに他人に暴露してしまうこと)されることがある |
| 9 同性のパートナーとの関係を認めてもらえない |
| 10 住宅を借りづらい |
| 11 身近にいないのでわからない |
| 12 性のあり方は多種多様であるため、特別な配慮は必要と思わない |
| 13 性的マイノリティは弱者ではないと思う |
| 14 その他(具体的に |

)

問30 上記の問29で選択した理由を解消していくためには、どんなことが望めますか。

(あてはまる番号すべてに○)

- 1 市の広報やホームページ等での周知・啓発活動
- 2 学校等における啓発活動や配慮
- 3 社会制度の見直し
- 4 専門の相談窓口の設置
- 5 多様な性に関する交流を行う場
- 6 特に必要ない
- 7 わからない
- 8 その他(具体的に

)

IX 困難な問題を抱える人への支援についておたずねします。

問31 あなたが安心(ほっと)できる場所はどこですか(あてはまる番号すべてに○)

- 1 自分の家
- 2 自分の部屋
- 3 祖父母や親戚の家
- 4 友達・先輩・後輩の家
- 5 学校
- 6 カフェなどのお店
- 7 交際相手の家
- 8 インターネット掲示板やSNS
- 9 習い事
- 10 安心できる場所はない
- 11 その他(具体的に

)

問32 朝霞市や国・県ではいろいろな相談窓口を設置しています。知っている相談窓口、また利用したことがあるものにそれぞれ○をしてください(あてはまる番号すべてに)

	知っている	利用あり
①朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)		
②埼玉県(With Youさいたま)		
③国(DV 相談+(プラス))		
④性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891		
⑤女性相談支援センター共通短縮ダイヤル #8778		
⑥にんしん SOS 埼玉		
⑦家庭児童相談室(朝霞市役所内)		
⑧にじいろ県民相談		
⑨こころのサポート@埼玉		
⑩男性のための電話相談		

**問33 あなたの困っていること、悩んでいることの中に次のようなことがありますか
(過去も含めて、あてはまる番号すべてに○)**

1 身近な人から殴られるなどの身体的な暴力を受けている 誰から⇒() ※答えたくなければ空欄で構いません
2 身近な人からの心ない言動により心を傷つけられている (大声でどなられる、従うように強要される、長時間無視されるなど) 誰から⇒() ※答えたくなければ空欄で構いません
3 いじめを受けている
4 性に関していやな思い出がある
5 生活に必要なお金に困ることがある
6 ひとりぼっちだと感じる
7 特にない ⇒ 問37へ
8 その他(具体的に) ※困っていることがあったら教えてください

問34 問33で7以外に○をつけた方におたずねします。問33 のことについて、誰かに相談したり、話を聞いてもらったりしたことがありますか。番号に○をしてください。

1 相談したことがある ⇒問35へ
2 相談できなかった ⇒問36へ
3 相談しようと思わなかった ⇒問36へ

**問35 問34で「1相談したことがある」に○をつけた方におたずねします。
誰にまたはどこに相談したり、話を聞いてもらったりしましたか。(あてはまる番号すべてに○)**

1 父	2 母	3 兄弟・姉妹	4 その他の親族(祖父母、親戚など)
5 学校の先生	6 学校の友人、先輩、後輩	7 スクールカウンセラー	
8 交際相手	9 アルバイト先や職場	10 学校以外の友人、先輩、後輩	
11 警察	12 民生委員・児童委員	13 人権擁護委員	14 医師
15 カウンセラー	16 女性総合相談(朝霞市女性センター)	17 市役所	
18 埼玉県の相談窓口	19 インターネット掲示板やSNS		
20 民間の相談機関・団体			
21 その他(具体的に)			

問36 問34で「2相談できなかった」、「3相談しようと思わなかった」に○をつけた方におたずねします。
 選択した理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1 誰(どこ)に相談してよいのかわからなかった
2 恥ずかしくて誰にも言えなかった
3 相談しても無駄だと思った
4 相談窓口の担当者の対応により、不快な思いをと思った
5 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った
6 世間体が悪い
7 他の人に知られたくなかった
8 思い出したくない
9 自分に悪いところがあると思った
10 相談するほどの悩みだとは思わなかった
11 わからない
12 その他 〔具体的に _____ 〕

問37 あなたの周りの女性で、次のような人はいますか。(あてはまる番号すべてに○)

1 身近な人から殴られるなどの身体的な暴力を受けている(らしい) 誰から⇒(_____) ※答えたくなければ空欄で構いません
2 身近な人から大声でどなられたり、従うよう強要されるなど、心を傷つけられている(らしい) 誰から⇒(_____) ※答えたくなければ空欄で構いません
3 生活に必要なお金に困っている(らしい)
4 いじめを受けている(らしい)
5 家族との関係が悪く、自分の家に帰らずに繁華街や友人宅で過ごしている(らしい)
6 性に関していやな思いをしたことがある(らしい)
7 ひとりぼっちだと感じている(らしい)
8 私の周りにはそのような人はいない
9 その他(心配になるような悩みや困りごとを抱えている方を知っていたら、その内容を教えてください) 〔 _____ 〕

問38 問37で8以外に○をつけた方におたずねします。あなたとはどのような関係ですか。
 (例:学校の友人、交際相手など)

関係性 (_____)

X 男女平等などに関する朝霞市への御意見など、ご自由にお書きください。

御協力いただき、誠にありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れ、9月20 日(金)までに、投函してください。

本調査に回答後、不安な気持ちになったり、話を聞いてもらいたくなったら、次の電話相談に御連絡ください。また、周囲に悩んでいる方がいたら、この電話相談のことを教えてあげてください。

朝霞市女性センター（それいゆぷらざ）

女性総合相談 048-463-2697（木曜日：午前10時から午後4時）

DV 相談 048-463-0356（火曜日～日曜日：午前10時から午後4時）

朝霞市役所人権庶務課

人権相談 048-463-1738（毎月第1月曜日：午後1時から午後4時）



©むさしのフロントあさか

朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

令和7年 月

発行 朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1-7-1

TEL 048-463-2697

FAX 048-463-0524

●家庭等での男女のあり方について

「男は仕事、女は家庭」という考え方(性別による固定的な役割分担意識)(問9) <P.28～32 参照>

全体・男女ともに、【そう思わない】が【そう思う】を上回っている。

前回調査と比べると、全体・男女ともに【そう思う】が減少し、【そう思わない】が増加傾向であり、改善傾向にある。

年齢別にみると、年齢が高くなるにしたがって否定的な意見の割合は減少している。

「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定(または否定)する理由(問9-1) <P.33～44 参照>

肯定する理由としては、上位から「それが自然だから」、「社会制度に合っているから」、「よい家庭づくりに必要だから」の順となっており、否定する理由としては、「能力や適性に応じるべきだから」が4割を超えている。

【課題】

・経年的に改善はみられるものの、性別による固定的な役割分担意識は年代によって根強く残っている。

●男女共同参画社会について

男女共同参画社会のイメージ(問22) <P.122～128 参照>

「そうになっている」が高かった項目としては、「②学校教育の中で男女の地位は平等である」、「⑥法律や制度の上で男女の地位は平等である」、「①家庭生活の中で男女の地位は平等である」の順となっている。

また、「そうっていない」が高かった項目としては、「④社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」、「⑤政治の場で男女の地位は平等である」、「③職場の中で男女の地位は平等である」の順となっている。

性別でみると、すべての項目について、女性は「そうっていない」が男性を上回っている。

前回調査と比べると、おおむねすべての項目で「そうになっている」と感じる割合が増加している。

【課題】

・学校教育の場では平等であると感じていても、社会に出ると平等であると感じる人の割合が減少している。

●配偶者等からの暴力について

配偶者等から暴力を受けた経験(問14) <P.68～71 参照>

「③大声でどなられたり、すぐに暴力を振るわれたことがある」、「⑦何を言っても無視され続けたことがある」、「⑨『誰のおかげで生活できるんだ』などと言葉の圧力をかけられたことがある」の順となっている。

性別でみると、ほとんどの項目において女性の方が男性よりも被害を受けている割合が高く、特に、「④嫌がっているのに性的な行為を強要されたことがある」や「⑨『誰のおかげで生活できるんだ』などと言葉の圧力をかけられたことがある」などは割合の差が大きくなっている。

暴力を受けた時の相談の有無(問14-1) <P.72～74 参照>

「相談しようと思わなかった」が46.3%で最も高い。

性別でみると、男性は「相談しようと思わなかった」が高く、女性の割合よりも36.0%上回っている。

前回調査と比べると、全体・男女ともに「相談した」の割合が増加している。

【課題】

・相談の有無に関して「相談しようと思わなかった」の割合が高い。暴力の被害では女性の割合が高く、精神的、経済的、性的暴力が多い。

●就業状況について

女性の働き方(理想と現実)(問16) <P.98～103 参照>

理想としては、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」の順となっている。

現実としては、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている(いた)」、「結婚や出産にか

かわらず、仕事を続けている(いた)」、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている(いた)」の順となっている。

仕事に就く上で困っていること(問15-5) <P.96~97 参照>

「求人募集で年齢や資格などの制限があること」、「自分の能力や技術に不安があること」、「自分の体力や健康に不安があること」の順となっている。

性別でみると、ほとんどの項目で女性の割合が男性を上回っている。特に、「勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないこと」、「安心して子どもを預けられる場や人が少ないこと」は、ともに女性が男性を20ポイント以上、上回っている。

【課題】

・女性は男性と比べ家庭との両立のため働き方を選ばざる負えない現状があり、就労への様々な不安もある。

●市の男女平等施策について

男女平等社会の確立をめざして、市が力を入れるべきこと(問26) <P.138 参照>

「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」、「学校等での男女平等についての教育を充実する」、「育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する」の順となっている。

【課題】

・性別による固定的な役割分担意識が根強くあり、また、ライフイベントやライフワークに応じた働き方も選びづらい。

●性の多様性に対する理解について

男女共同参画・男女平等に関する言葉の周知状況(問20) <P.116~119 参照>

前回調査と比べて、認知度が大きく変化したものとしては、「②ジェンダー(社会的性別)」が「知っている」で41.3ポイント増加、「知らない」が14.8ポイント減少している。また、「⑦LGBTQ(性的マイノリティ)」は「知っている」が26.7ポイント増加し、「知らない」が9.2ポイント減少となっている。

SOGIE(性的指向および性自認・性表現)という言葉の理解度(問27) <P.139~141 参照>

「言葉も意味も理解していない」が約6割、「言葉も意味も理解している」が約1割となっている。

年齢別にみると、ほとんどの年代で「言葉も意味も理解していない」の割合が5割を超えているが、18~19歳は「言葉は聞いたことがあるが、意味は理解していない」が8割を超え、認知度が高い。

【課題】

・ジェンダーやLGBTQ(性的マイノリティ)の周知度は上がっているが、SOGIEの周知度は低い。

●困難な問題を抱える人への支援について

困っていること、悩んでいること(問33) <P.156~157 参照>

「特にない」が約7割で、「生活に必要なお金に困ることがある」、「身近な人からの心ない言動により心を傷つけられている」の順となっている。

困っていること、悩んでいることに関する相談の有無(問34) <P.158 参照>

「相談したことがある」と「相談しようと思わなかった」がともに約3割で拮抗している。

性別でみると、女性は「相談したことがある」と回答した割合が最も高いが、男性は「相談しようと思わなかった」と回答した割合が最も高い。

【課題】

・相談内容が複合的となっており、また、内容や性別によって相談に繋がりにくい。

指標・数値目標達成状況

施策目標	施策の方向	指 標	数値目標			現状値 (R7)	評価資料
			当初値 (H26)	中間値 (R 元)	目標値 (R7)		
1 男女平等 の意識の 浸透	1-1 男女平等の現状 把握と将来像の 提案	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	8.0%	20%	10.9% ↑	市民意識調査
	1-2 家庭・地域・学校 における男女平等の推進	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	23.0%	35%	26.4% ↑	市民意識調査
2 自己実現 へ向けた 学習機会 の充実	2-1 多様なライフコース 選択の情報と 機会の提供	「あさか男女(ひと)の輪 サイト」をよく知っている 市民の割合	3.4%	4.1%	20%	1.8% ↓	市民意識調査
	2-2 能力の開発と活 動の支援	能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性(20～50代)の割合	11.5%	7.1%	20%	5.4% ↓	市民意識調査
3 多様性の 尊重と理 解促進	3-1 生涯にわたる性 と生殖に関する 健康と権利の尊 重に向けた理解 促進	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」をよく知っている市民の割合	2.4%	5.0%	20%	8.4% ↑	市民意識調査
	★3-2 性的指向・性自認 (SOGI)等に配慮した啓発の推進	「SOGI(ソジ)」という言葉 を正しく理解している 市民の割合	—	14.3%	20%	13.7% ↓	市民意識調査
4 異性間や パートナーからの 暴力の根 絶	4-1 意識の啓発と情 報の提供及び未 然防止	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」を知っている市民の割合	86.1%	87.6%	100%	90.7% ↑	市民意識調査
	4-2 相談体制の充実	市の DV 相談(配偶者暴力相談支援センター)を知っている市民の割合	33.4%	27.4%	70%	29.3% ↑	市民意識調査
5 女性の職 業生活に おける活 躍の推進	★5-1 政策・方針の立案 や決定過程への 男女共同参画の 推進	市職員の女性管理職員の割合	17.0%	20.7%	25%	23.2% ↑	朝霞市男女 平等推進 年次報告書
	5-1 政策・方針の立案 や決定過程への 男女共同参画の 推進	各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	47.2%	47.3%	70%		朝霞市男女 平等推進 年次報告書
6 地域団体 や事業所 における 男女共同 参画の推 進	6-1 仕事と家庭・地域 活動との両立支 援	「ワーク・ライフ・バランス」をよく知っている市民の割合	25.5%	38.7%	50%	62.3% ↑	市民意識調査
	★6-2 地域活動や自主防 災組織等における 男女共同参画の推 進	自治会や町内会の活動に参加している人の割合	21.0%	18.3%	25%	14.0% ↓	市民意識調査

※2 施策の方向に★が付いている指標については、後期計画の策定に伴い新たに目標設定したもの。

※3 太枠で囲んだ部分は、「男女共同参画のためのポジティブ・アクション*」(次項参照)として目標設定したもの。

朝霞市男女平等推進 年次報告書 (案)

令和7年度版
(令和6年度事業実績)



©むさしのフロントあさか

朝 霞 市

「令和 7 年度版(令和 6 年度事業実績)年次報告書」について

1 朝霞市男女平等推進条例に基づく報告書

本書は、「朝霞市男女平等推進条例」(平成15年4月1日施行)に基づき、朝霞市における男女平等をめぐる状況及び男女平等推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成した報告書です。

2 本書の構成

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況

市の男女平等をめぐる状況として、「社会参画」「家庭生活」「教育」「健康・福祉」「それいゆぷらざ(女性センター)」の5分野ごとに、これまでの各種統計・調査等によるデータなどを基にまとめています。

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

市の令和6年度男女平等推進施策の実施状況を明らかにするため、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」の重点課題や施策目標、施策の体系を掲載し、「朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱」に基づいた、主な施策ごとの評価、課題、今後の方針等をまとめています。

また、女性活躍推進法基本方針に基づき、朝霞市推進計画として位置付けた施策について、総合的に評価をしています。

第3部 朝霞市の男女平等推進体制

市の男女平等推進に直接関係する附属機関等の会議の実施状況等を掲載しています。

目 次

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況	1
① 社会参画	2
① 政治への参画	
・市議会における議員	
② 審議会等への参画	
・審議会等における委員	
③ 法に基づく委員への参画	
・法に基づいて設置されている委員	
④ 市職員の構成	
・職員の男女別人数	
・係長級以上の職員	
・管理職員	
・課長級以上の職員	
② 家庭生活	7
① 人口と世帯	
・男女別人口	
② 人口動態	
・合計特殊出生率の推移	
③ 結婚・離婚	
・婚姻率の推移	
・離婚率の推移	
③ 教育	10
① 小中学校	
・小中学校の教職員	
・小中学校の管理職教員	
④ 健康・福祉	11
① 児童	
・児童虐待	
② ひとり親家庭	
・児童扶養手当	
・生活保護	

- ① それいゆぷらざ(女性センター)利用者状況
 - ・利用者数
 - ・図書貸出し数
 - ・それいゆぷらざ(女性センター)登録団体
 - ・それいゆぷらざ(女性センター)事業実績一覧
 - ・男女平等推進情報「そよかぜ」の発行
 - ・それいゆぷらざ(女性センター)協力員活動実績
- ② 女性総合相談
 - ・女性総合相談
- ③ DV相談
 - ・DV相談
- ④ 苦情申立て
 - ・男女平等苦情処理委員への苦情申立て

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況 17

●第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画 18

- ① 計画の全体像
- ② 重点課題
- ③ 施策目標
- ④ 施策の体系
- ⑤ 計画の構成・期間
- ⑥ 朝霞市男女平等推進事業評価
 - ・朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱
 - ・令和 6 年度男女平等推進事業評価一覧
 - 施策目標ごとの指標・数値目標
 - 進行管理事業評価
 - 関連事業の実施状況
 - 第2次朝霞市男女平等推進行動計画指標・数値目標一覧表
 - 審議会等の女性委員の登用率の現状値
- ⑦ 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価
 - ・女性活躍推進法に基づく推進計画について
 - ・女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表
 - ・主な施策別にみる女性活躍推進法(基本方針)に基づく、地方公共団体に
関する施策と一体となる取組項目一覧表
 - ・女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

第3部 朝霞市の男女平等推進体制	84
●男女平等推進体制	85
1 男女平等推進審議会	
・会議の開催状況	
・朝霞市男女平等推進審議会委員名簿	
2 男女平等推進庁内連絡会議	
・会議の開催状況	
・幹事会の開催状況	
3 DV 対策等関係機関ネットワーク会議	
・会議の開催状況	
用語解説	89

第 1 部

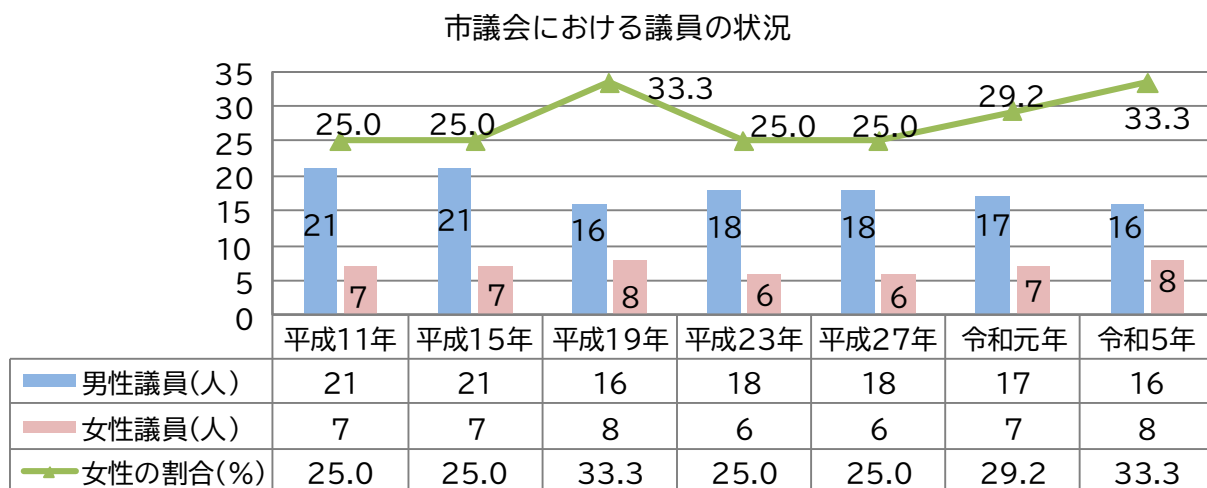
朝霞市の男女平等をめぐる状況

① 社会参画

1 政治への参画

【市議会における議員】

市議会議員全体に占める女性議員の割合は、平成 23 年から平成 27 年までは 4 人に 1 人(25.0%)の割合で推移していましたが、令和5年 12 月の改選では、議員総数 24 人のうち、男性議員 16 人、女性議員 8 人となっており、前回に比べ、女性議員は 1 人増となっています。



(各年とも 12 月改選時の状況)

*参考:埼玉県議会における女性議員の割合 令和 5 年 4 月現在 16.1%
 埼玉県内市町村議会における女性議員の割合 令和 5 年 12 月現在 25.3%
 *資料:令和 6 年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

2 審議会等への参画

【審議会等における委員】

審議会等は、法律により設置が義務付けられているもののほか、市で任意に設置しているものを合わせると、令和7年 3 月 31 日現在の審議会等が設置されています。委員総数は 人で、うち女性委員の数は 人、全体の %となっており、前年同時期比 となっています。

設置根拠	審議会等の数	委員数(人)	男性		女性	
			人	%	人	%
*法必置						
*法任意						
*市独自						
計						

(令和7年 3 月末日現在(休止中のものを除く))

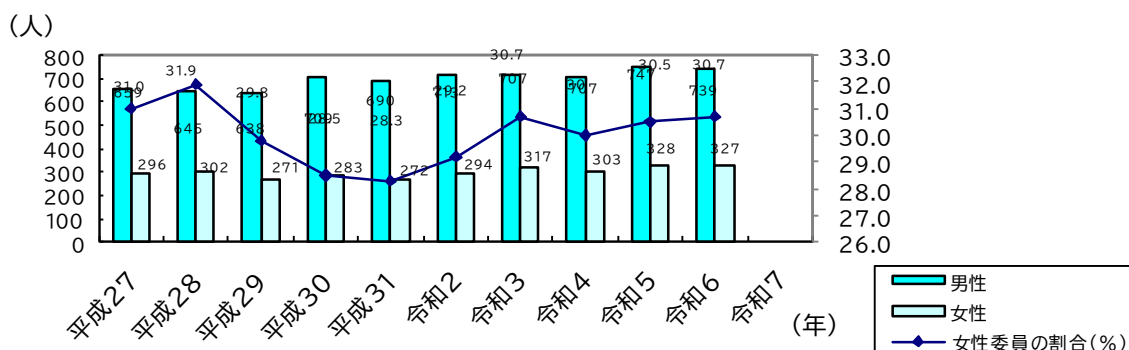
*法必置……法律により必ず設置しなければならないもの。

*法任意……上位の法律はあるが、任意に条例等で設置するもの。

*市独自……条例・要綱・要領・規則・指針・会則を含む。

※ P75～P76 に審議会等の女性委員の登用率の現状値について掲載しています。

審議会等における委員数と女性の割合の推移



年	審議会等の数	委員数(人)	男性(人)	女性(人)	女性委員割合(%)
平成27年	72	955	659	296	31.0
平成28年	71	947	645	302	31.9
平成29年	68	909	638	271	29.8
平成30年	71	992	709	283	28.5
平成31年	72	962	690	272	28.3
令和 2年	74	1,007	713	294	29.2
令和 3年	75	1,033	716	317	30.7
令和 4年	72	1,010	707	303	30.0
令和 5年	76	1,075	747	328	30.5
令和 6年	78	1,066	739	327	30.7
令和 7年					

(各年とも3月末日現在)

*参考:埼玉県審議会における女性委員の割合 令和6年4月現在45.0%

埼玉県内市町村審議会等における女性委員の割合 令和6年4月現在29.5%

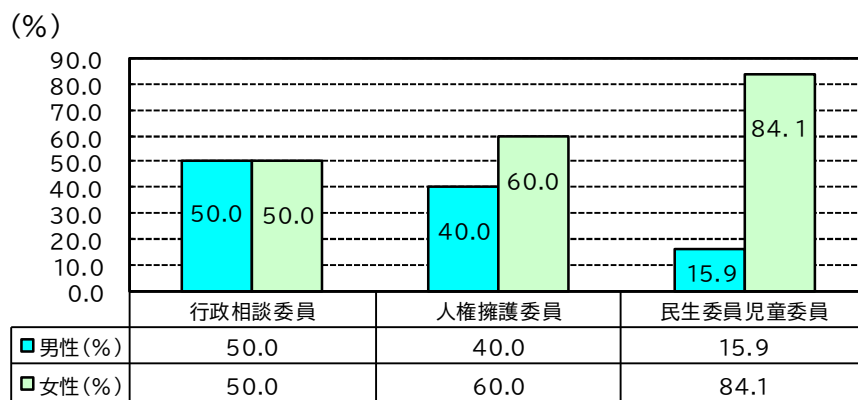
*資料:令和6年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

3 法に基づく委員への参画

【法に基づいて設置されている委員】

法に基づいて設置され、市が国や県に対し推薦して委嘱される委員である、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員・児童委員の状況についてみると、行政相談委員2人、うち女性1人(50.0%)、人権擁護委員5人、うち女性3人(60.0%)、民生委員・児童委員151人、うち女性127人(84.1%)となっています。

法に基づいて設置されている委員の状況



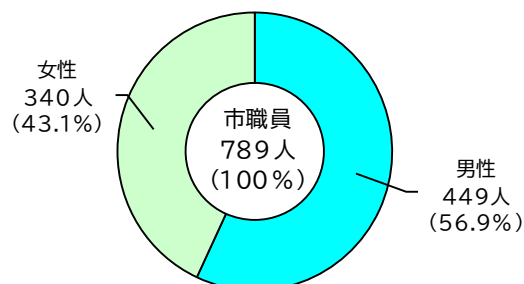
(令和7年4月1日現在)

4 市職員の構成

【職員の男女別人数】

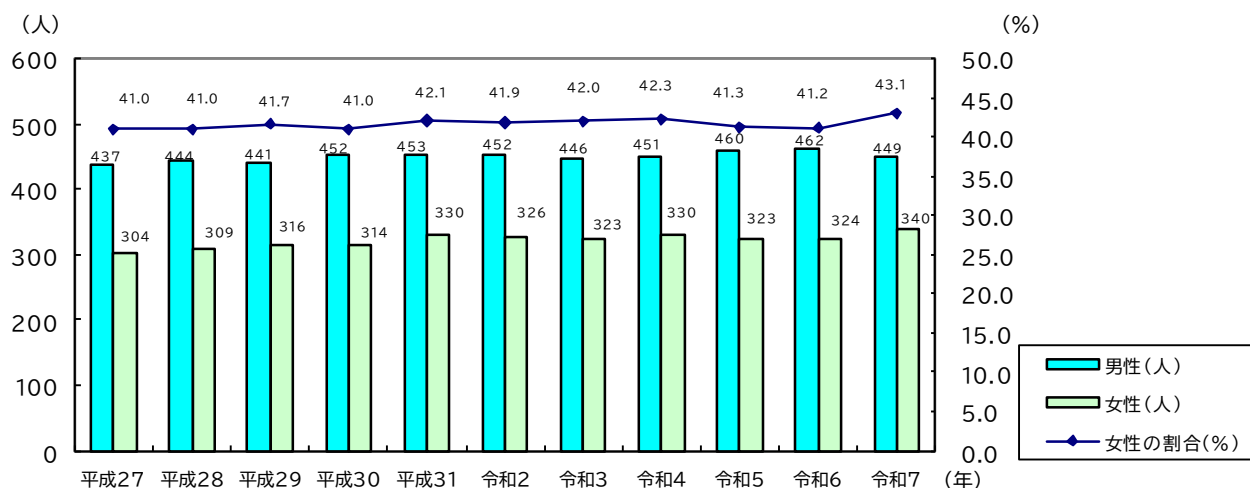
職員数(会計年度任用職員及び特別職非常勤職員を除く)は、令和7年4月1日現在、789人で、男女の構成は、男性449人(56.9%)、女性340人(43.1%)となっています。全職員に占める女性の割合は、前年よりも1.9%増加しています。

市職員の男女別構成



(令和7年4月1日現在)

市職員全体に占める女性の割合の推移

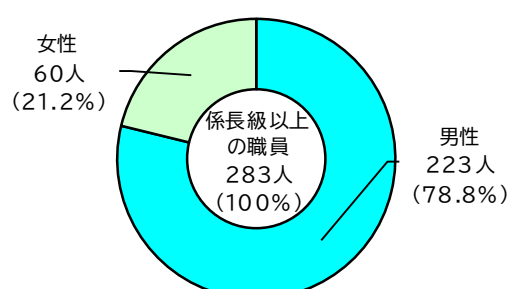


(各年4月1日現在)

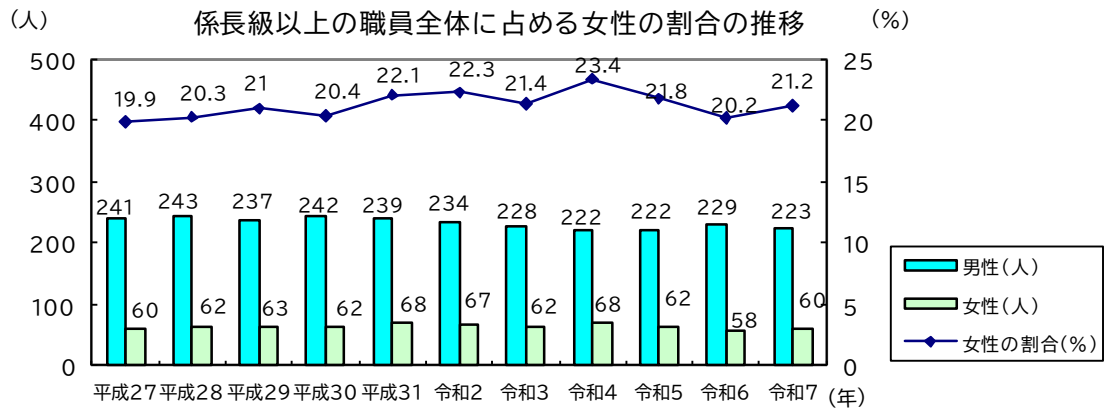
【係長級以上の職員】

職員(会計年度任用職員及び特別職非常勤職員を除く)に占める係長級以上の職員は全体で283人(全職員に対する構成比35.9%)です。男女の構成は、男性223人(78.8%)、女性60人(21.2%)です。女性の係長級以上の職員の割合は、前年よりも1.0%増加しています。

係長級以上の職員の男女別構成



(令和7年4月1日現在)



(各年 4 月 1 日現在)

*参考:埼玉県主査級以上職員における女性職員の割合 令和 6 年 4 月現在 23.0%(令和 3 年度以降は病院局を含まない)

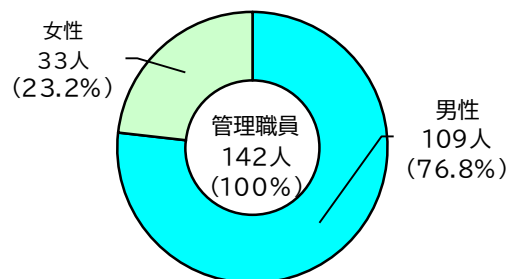
埼玉県内市町村係長級職員における女性職員の割合 令和 6 年 4 月現在 31.2%

*資料:令和 6 年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

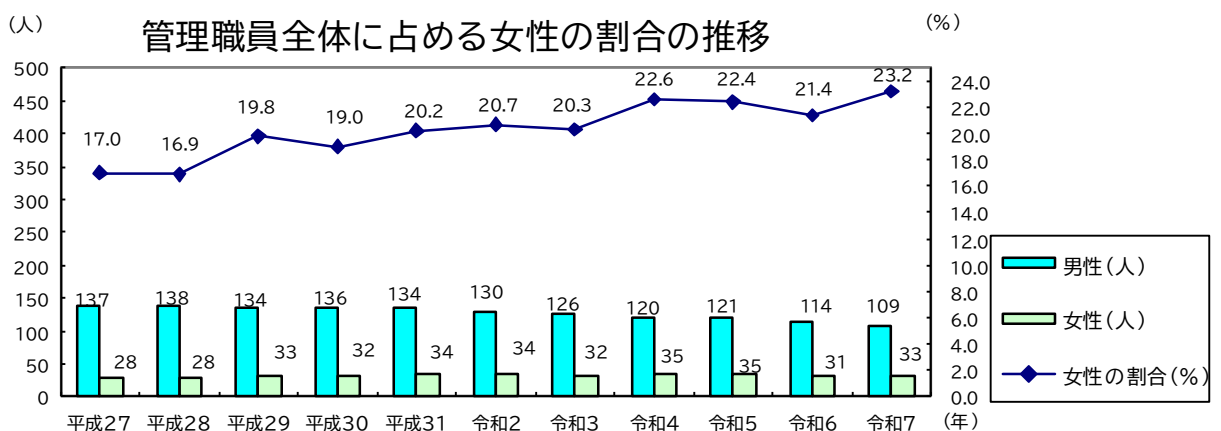
【管理職員】

職員(会計年度任用職員及び特別職非常勤職員を除く)に占める管理職員(課長補佐級以上の職員)は、全体で142人(全職員に対する構成比18.0%)です。男女の構成は、男性109人(76.8%)、女性33人(23.2%)となっております。女性の管理職員の割合は、前年よりも1.8%増加しています。

管理職員の男女別構成



(令和7年 4 月 1 日現在)



(各年 4 月 1 日現在)

*参考:埼玉県副課長級以上職員における女性職員の割合 令和 6 年 4 月現在 14.6%(令和 3 年度以降は病院局を含まない)

*資料:令和 6 年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

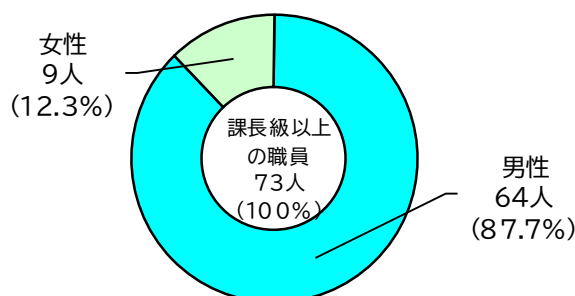
【課長級以上の職員】

管理職員のうち、課長級以上の職員は、全体で73人(全職員に対する構成比9.3%)で、男女の構成は、男性64人(87.7%)、女性9人(12.3%)です。女性の課長級以上の職員の割合は、前年よりも0.4%減少しています。

なお、部次長級以上の職員は全体で31人(全職員に対する構成比3.9%)、男性は28人(90.3%)、女性は3人(9.7%)となっています。

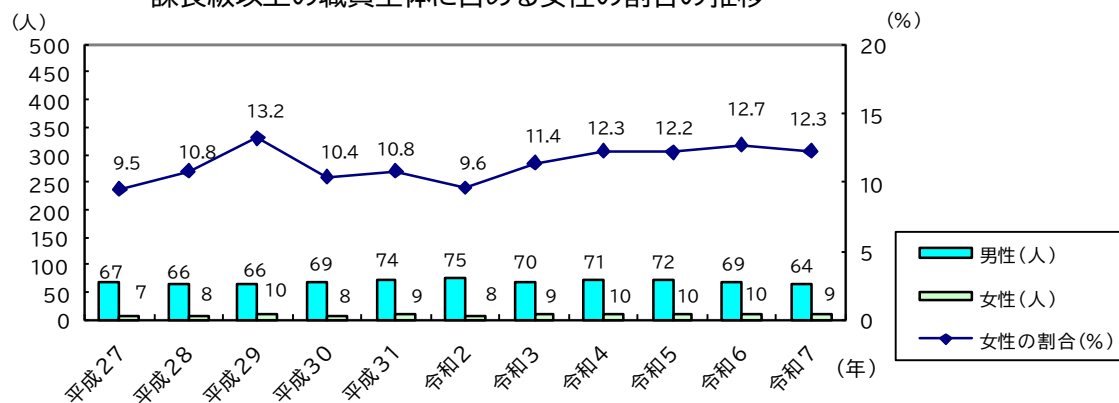
また、部長級職員は全体で15人(全職員に対する構成比1.9%)、男性は13人(86.7%)、女性は2人(13.3%)となっています。

課長級以上の職員の男女別構成



(令和7年4月1日現在)

課長級以上の職員全体に占める女性の割合の推移



(各年4月1日現在)

*参考:埼玉県内市町村管理職相当職以上職員における女性職員の割合 令和6年4月現在 16.7%

*資料:令和6年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

② 家庭生活

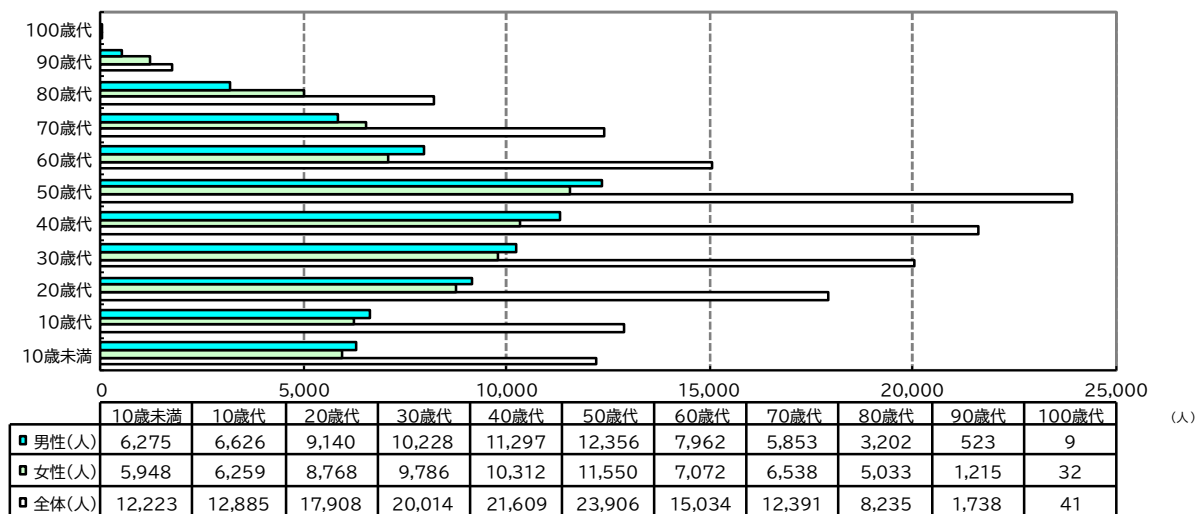
① 人口と世帯

【男女別人口】

令和7年4月1日現在、世帯数は71,426世帯、人口は145,984人で、うち男性73,471人、女性72,513人となっています。

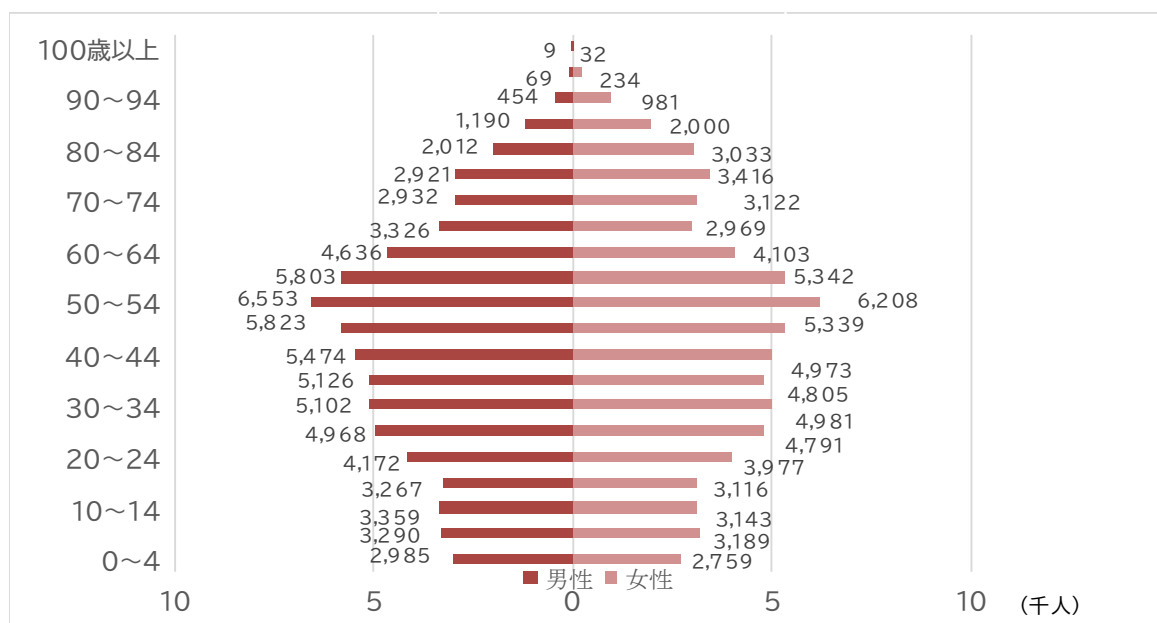
朝霞市の人口は年々増加しています。人口に占める男女の比率はほぼ変化がありません。なお、令和7年1月1日現在、市内の平均年齢は44.1歳(男性43.2歳、女性45.1歳)で県内市町村の中で3番目に若い年齢となっています。

年代別男女別人口



(令和7年4月1日現在)

人口ピラミッド

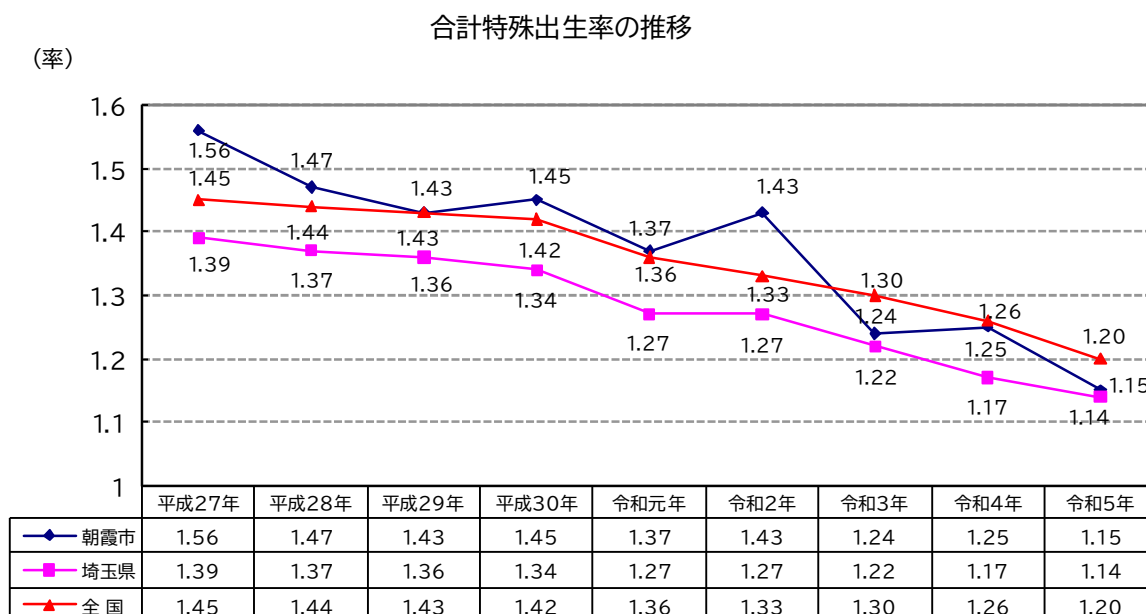


(令和7年4月1日現在)

2 人口動態

【合計特殊出生率の推移】

合計特殊出生率は、平成 26 年以降、ほぼ毎年、国・県と比べると高い傾向にあります。近年最も合計特殊出生率が高かったのは、平成 27(2015)年の 1.56 で、その後やや低くなって令和 5(2023)年は 1.15 となっています。

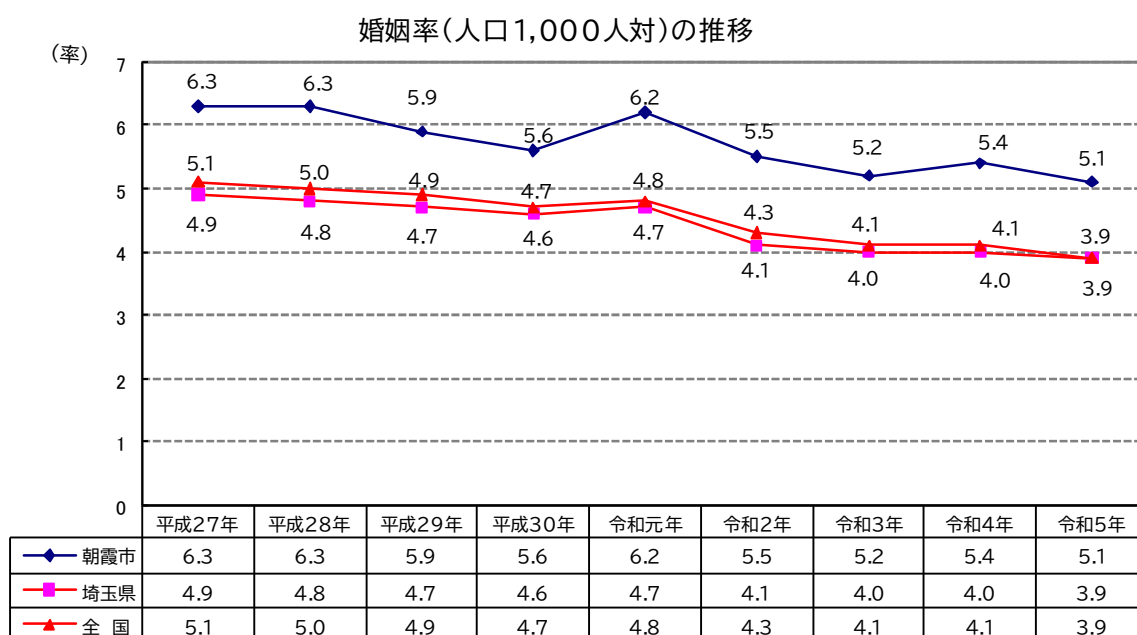


(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

3 結婚・離婚

【婚姻率の推移】

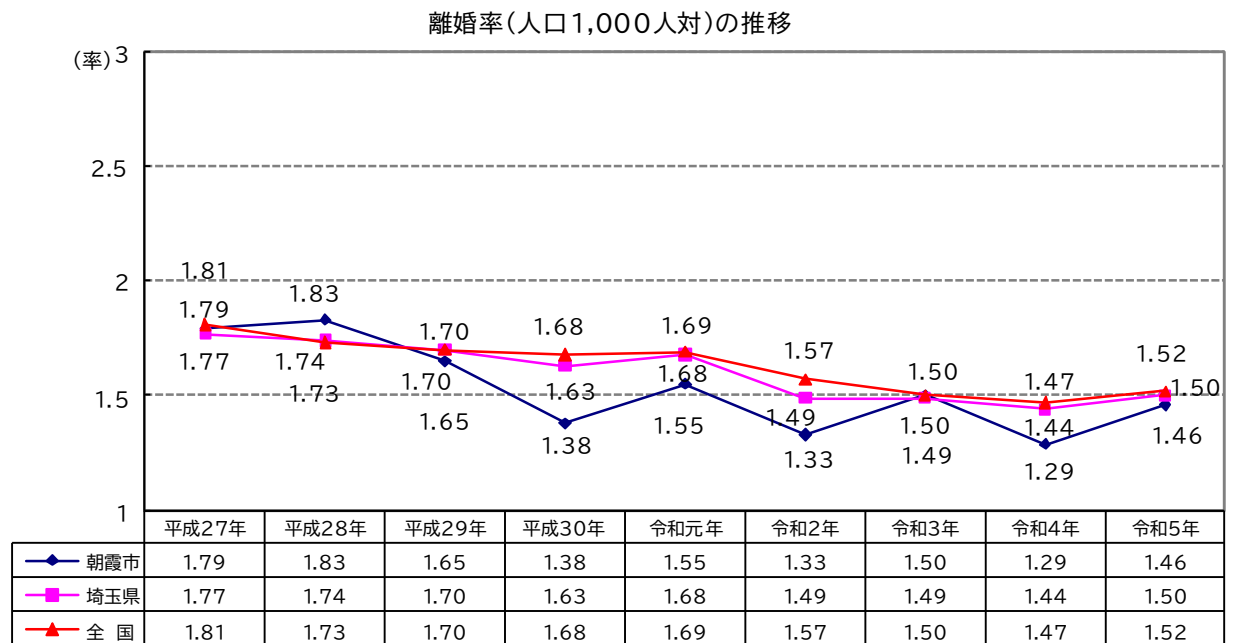
婚姻率は、国・県と比べると高い率を示していますが、総じて低下傾向にあります。



(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

【離婚率の推移】

離婚率は、令和３年は、国・県とほぼ同水準となっていました。令和５年は国・県に比べやや低い水準となっています。



(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

③ 教育

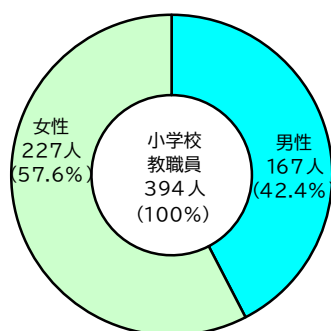
1 小中学校

【小中学校の教職員】

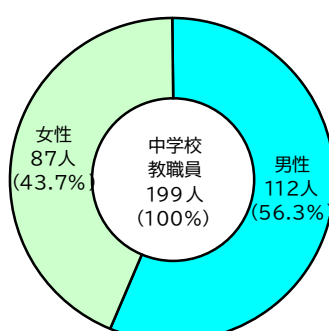
小学校の教職員は、令和7年5月1日現在、全体で394人(前年比17人増)、男性167人(全体の42.4%、前年比12人増)、女性227人(全体の57.6%、前年比5人増)です。女性の教職員が男性の教職員の約1.4倍となっています。

中学校の教職員は、全体で199人(前年比4人増)、男性112人(全体の56.3%、前年比2人減)、女性87人(全体の43.7%、前年比6人増)です。男性の教職員が女性の教職員の約1.3倍となっています。

小学校教職員の男女別状況



中学校教職員の男女別状況



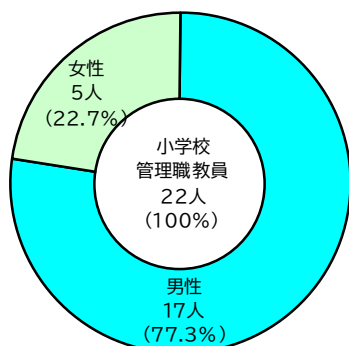
(令和7年5月1日現在)

【小中学校の管理職教員】

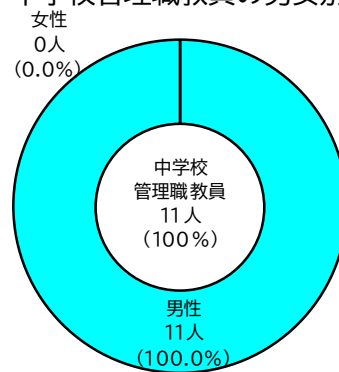
小学校の管理職教員(校長・教頭)は、全体で22人(前年比1人減)、男性17人(全体の77.3%、前年比1人減)、女性5人(全体の22.7%、前年比増減なし)となっています。

中学校の管理職教員は、全体で11人(前年比増減なし)、男性11人(全体の100%、前年比1人増)、女性0人(全体の0%、前年比1人減)となっています。

小学校管理職教員の男女別状況



中学校管理職教員の男女別状況



(令和7年5月1日現在)

*参考:全国の公立小中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合
令和6年4月1日現在 小学校 約35.2% 中学校 約19.9%

*資料:公立学校における校長等の登用状況について(文部科学省 令和5年度公立学校教職員の人事行政状況調査)抜粋

④ 健康・福祉

1 児童

【児童虐待】

児童虐待とは、親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。また、子どもの目の前でDVを行うことは、心理的虐待に当たります。令和6年度の虐待通告(相談)被虐待児童数は、195人で、そのうち面前DVによるものは115人となっています。

2 ひとり親家庭

【児童扶養手当】

令和6年度の申請・登録者数は584人(前年比4.0%減、24人減)で、うち支給対象者は、468人(母親443人、父親24人、養育者1人)(前年比2.5%減、12人減)となっています。

支給事由のうちもっとも多いものは「離婚」(398人)で、全体の85.0%(前年比0.2%減)を占めています。

支給対象者の事由別人数 (人)

	離婚	死別	未婚	障害者	遺棄	その他	計
令和2年度	465	5	63	7	1	13	554
令和3年度	450	3	53	4	1	10	521
令和4年度	428	3	49	3	2	13	498
令和5年度	409	3	51	5	1	11	480
令和6年度	398	4	45	5	2	14	468

(各年度3月末日現在)

【生活保護】

令和6年度の生活保護法による被保護世帯は1,620世帯で、うち母子世帯は57世帯で前年と比較して減少傾向となっています。

生活保護法により保護を受けた世帯数 (世帯)

	単身者世帯				2人以上の世帯					計
	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	
令和2年度	767	145	82	234	84	57	24	10	86	1,489
令和3年度	799	151	88	246	77	63	21	11	90	1,546
令和4年度	793	164	84	268	65	63	15	7	93	1,552
令和5年度	811	178	87	267	69	63	11	12	98	1,596
令和6年度	826	180	90	273	66	57	11	9	108	1,620

(各年度3月末日現在)

⑤それいゆぷらざ(女性センター)

1 それいゆぷらざ(女性センター)利用者状況

【利用者数】

それいゆぷらざ(女性センター)は性別などにかかわらず誰もが住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に向け、男女平等に関する様々な施策を推進するとともに、市民等の男女平等の取組を支援する総合的な拠点施設として、平成25年1月4日に開所しました。

年度	合計	女 (大人)	男 (大人)	女 (子)	男 (子)	女 (計)	男 (計)	開所 日数	1日 あたり
令和 3年度	1,029人	548人	299人	99人	83人	647人	382人	308日	3.3人
令和 4年度	734人	390人	265人	48人	31人	438人	296人	308日	2.4人
令和 5年度	998人	391人	288人	164人	155人	555人	443人	309日	3.2人
令和 6年度	761人	384人	224人	83人	70人	467人	294人	306日	2.5人

【図書貸出し数】

それいゆぷらざ(女性センター)では、男女共同参画に関する図書の貸出しを行っています。朝霞市内に在住・在勤・在学、または新座市・和光市・志木市在住の方が利用することができ、1人につき1回5点まで、21日間の貸出が可能です。

年度	合計	女性	男性	合計 (冊数)	女性	男性
令和 3年度	131人	112人	19人	275冊	225冊	50冊
令和 4年度	43人	40人	3人	76冊	71冊	5冊
令和 5年度	35人	34人	1人	61冊	60冊	1冊
令和 6年度	35人	33人	2人	64冊	62冊	2冊

【それいゆぷらざ(女性センター)登録団体】

男女共同参画社会の実現を目的とした活動を行っている団体が朝霞市女性センターに登録することにより、当該団体と協働で男女共同参画社会の実現に向けた事業を行っています。

年度	団体数	協働事業
令和 3年度	4団体	新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし
令和 4年度	4団体	サマーフェスティバル、女性センター10周年事業
令和 5年度	4団体	サマーフェスティバル、パープルリボン運動啓発イベント
令和 6年度	3団体	サマーフェスティバル、パープルリボン運動啓発イベント

【それいゆぷらざ(女性センター)事業実績一覧(令和6年度)】

事業名	内容	実施日
男女共同参画週間	パネル展「多様な性、知っていますか?」:中央公民館・コミュニティセンター 懸垂幕:市役所外壁 横断幕:駅前広場(北朝霞駅) シール調査「安心(ほっと)できる場所・相談相手について」 メッセージツリー	6月21日 ~30日
パープルリボンキャンペーン	タペストリー展示・絵本の読み聞かせ等:それいゆぷらざ(女性センター) パネル展「わたしの」防災対策・シール調査「防災意識について」 :中央公民館・コミュニティセンター	8月24日 ~25日
あさか女と男セミナー	第1部 「多様な性について考えてみよう」 第2部 「α世代に必要な性の知識 一みんなで性教育を考えよう」 第3部 「男性の生きづらさと男女共同参画」 (第1部・第2部)中央公民館・コミュニティセンター (第3部)オンデマンド動画配信	第1部 1月19日 第2部 1月29日 第3部 2月5日 ~18日
女性に対する暴力をなくす運動	①パープルリボン運動啓発イベント(参加型講座):わくわくどーむ ②パープルリボン・オレンジリボンキャンペーン(パネル展) ③パープル・ライトアップ	①11月23日 ②11月1日 ~29日 ③11月12日
女性センターパネル展	パネル展:中央公民館・コミュニティセンター・カインズ朝霞店 ①彩夏祭「知っていますか?デートDV」・シール調査「性に関する情報源」 ②防災フェア「わたしの」防災対策・シール調査「避難所について」	①8月1日 ~6日 ②11月10日

○男女平等推進情報「そよかぜ」の発行

発行月	テーマ	周知方法
令和6年9月発行	ご存じですか? 朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	広報あさかに掲載
令和7年3月発行	「みんなの防災」について考えよう もしあなたが避難所で生活することになったらどうする?	広報あさかに掲載

○それいゆぷらざ(女性センター)協力員活動実績

- ①男女平等推進事業企画・運営協力員:地域人材の活用を図り、行政と協働し、コラム執筆やアドバイザーとして効果的に事業を推進する(11人)
- ②男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員:行政と協働し、「そよかぜ」の企画及び編集を行う(3人)
- ③あさか女と男セミナー企画・運営協力員:行政と協働し、「セミナー」の企画及び運営を行う(2人)

内容	実施回数	実施事業・周知方法	協力員
男女平等推進事業企画・運営協力員会議	全1回	事業アドバイザー選出等	①
男女平等を目指したテーマのコラムの掲載	全3回	広報あさかに掲載	①
事業運営協力	全1回	男女共同参画週間	①
男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員会議	全8回	広報あさかに掲載	① ②
あさか女と男セミナー企画・運営協力員会議	全5回	全3回講座を実施	① ③

2 女性総合相談

【女性総合相談】

女性総合相談は、平成 12 年度に市役所に設置されて以来、女性専用の相談として利用されています。平成 25 年 1 月からは、それいゆぷらざ(女性センター)で実施しています。

また、女性相談員が週 1 回、交代で相談を受けています。主な相談の内容としては、「夫婦関係」や「経済、生活」などとなっています。

年度	相談人数	相談件数
令和 3 年度	66 人	69 件
令和 4 年度	41 人	45 件
令和 5 年度	46 人	57 件
令和 6 年度	82 人	88 件

日時:毎週木曜日(午前10時～午後4時※)

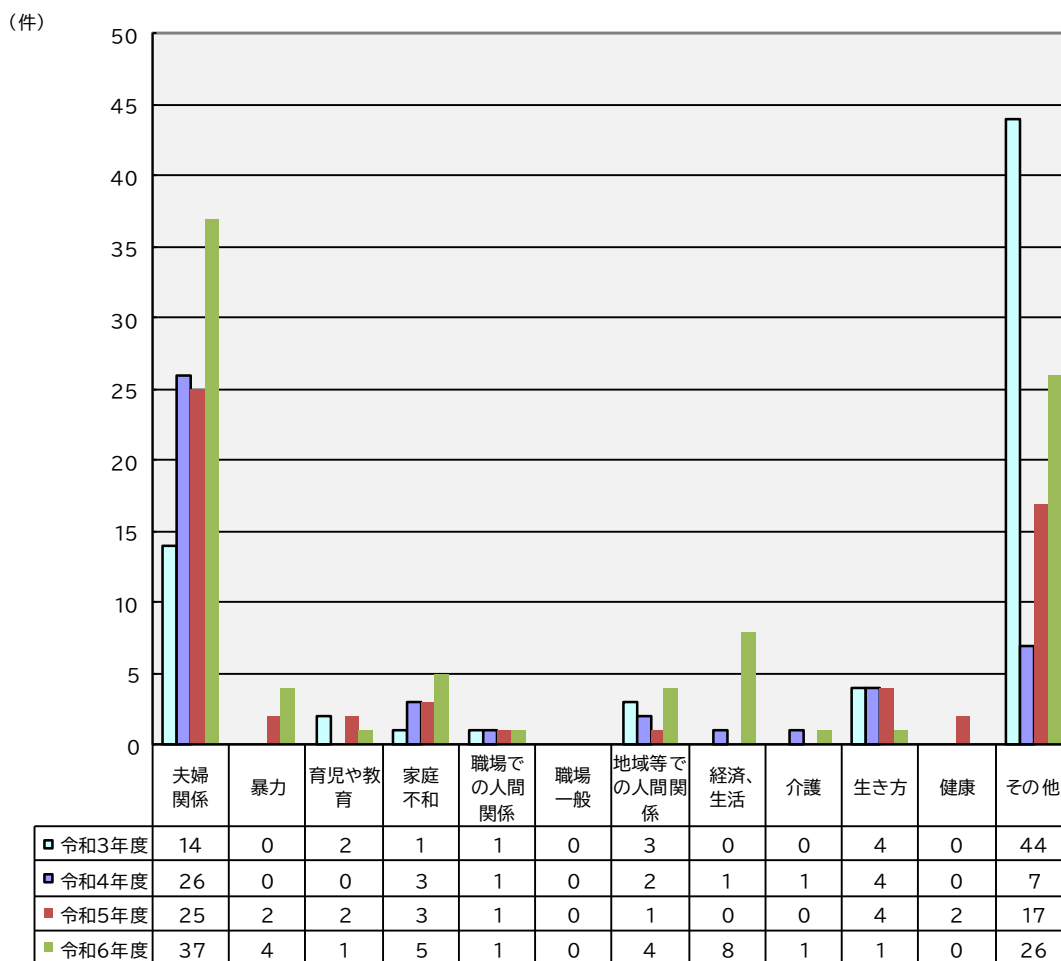
場所:それいゆぷらざ(女性センター)

相談方法:面接及び電話(予約不要・先着順)

TEL:048-463-2697

※令和6年度より午後3時→午後4時までに変更

相談内容別件数



3 DV相談

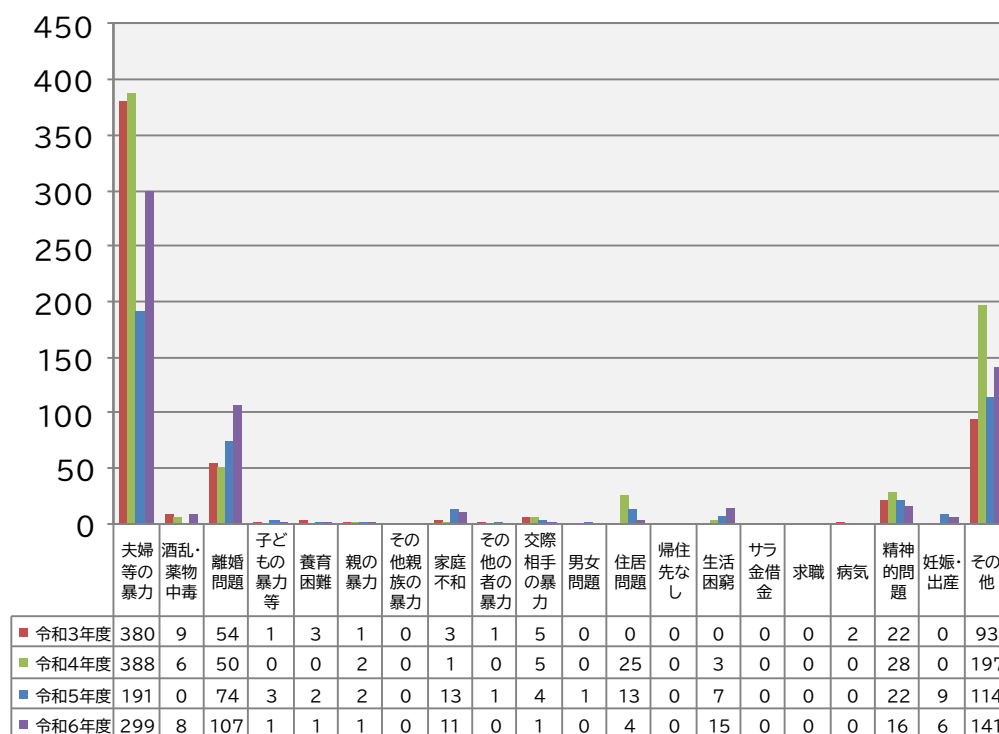
【DV相談】

DV相談は、平成23年4月1日に配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、市役所内で実施してきましたが、平成25年1月からは、それいゆぷらざ(女性センター)で火曜日～日曜日、職員による相談を受け付けています。また、令和元年度からは専門の相談員が交代で毎週火曜日・水曜日・金曜日・土曜日に相談を受けています。

年度	相談人数	相談内容数
令和3年度	400人	574件
令和4年度	437人	705件
令和5年度	313人	456件
令和6年度	348人	611件

日時:火曜日～日曜日(午前9時～午後5時)
 場所:それいゆぷらざ(女性センター)
 相談方法:面接及び電話(予約不要・先着順)
 TEL:048-463-0356
 ※火曜日・水曜日・金曜日・土曜日は、専門の相談員が相談をお受けしています。
 時間:午前10時～午後4時

相談内容別件数



4 苦情申立て

【男女平等苦情処理委員への苦情申立て】

平成 15 年 10 月 1 日から、朝霞市男女平等推進条例及び同条例施行規則に基づき、男女平等苦情処理委員を設置しています。苦情処理委員は 2 人で、男性 1 人(大学名誉教授)、女性 1 人(弁護士)です。苦情申立てできる内容については、「男女平等を阻害する要因による人権侵害」や「社会的な慣行等による差別的取扱い」となっています。

苦情申立書を市が受付した後、苦情処理委員が調査等を行い、市長に報告することとし、必要な場合、市長が関係者に助言及び是正の勧告を行うことができますとしています。令和6年度については、申立てはありませんでした。

第2部

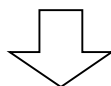
朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

●第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画 (令和3年度～令和7年度) (抜粋)

1 計画の全体像

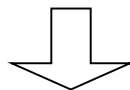
「朝霞市男女平等推進条例」の基本理念を踏まえ、計画の基本理念と実現への基本的な視点に基づいて、この計画の重点課題と施策目標を次のように設定しました。
〔条例の基本理念〕

- 1 男女の個人としての尊重と性別による差別的な扱いを受けないこと
- 2 性別役割分業意識の解消と自己決定権の確立
- 3 政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
- 4 家庭生活・社会生活活動への男女の対等な参画
- 5 あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
- 6 市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- 7 国際的な協力の下での推進



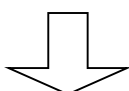
<めざす姿>

男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～



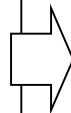
<重点課題>

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現



<施策目標>

- 1 男女平等の意識の浸透
- 2 自己実現へ向けた学習機会の充実
- 3 多様性の尊重と理解促進
- 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶
- 5 女性の職業生活における活躍の推進
- 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進



<計画の施策の方向>

- 1 ■男女平等の現状把握と将来像の提案
■家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発
- 2 ■多様なライフコース選択の情報と機会の提供
■能力の開発と活動の支援
- 3 ■生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
に向けた理解促進
■性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の
推進
- 4 ■意識の啓発と情報の提供及び未然防止
■相談体制の充実
■関係機関等との連携強化
- 5 ■政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の
推進
- 6 ■仕事と家庭・地域活動との両立支援
■地域活動や自主防災組織等における男女共同参画
の推進

2 重点課題

(1)男女平等の意識づくり

社会の中で、性別による固定的な役割分業意識は少しずつ変化してきているものの、依然として社会慣行や家庭・地域・職場などにおいて、男女平等の意識が浸透しているとは言い難い状況もあります。

本市では、男女平等を総合的に推進するための拠点施設として、それいゆぱらざ(女性センター)を設置し、男女平等の意識づくりを重点課題とし、市民とともに男女平等社会の実現に向けた取組を進めます。また、新たな人権問題に対応できるよう様々な取組を進めます。

(2)男女平等が実感できる生活の実現

「男女平等推進条例」は、「あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする」としています。そして、男女平等の意識が一人一人に浸透し、社会生活の中で男女平等が実感できるような生活が、この計画の「めざす姿」である男女平等社会の一つの姿といえます。

「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組や、女性の社会的地位向上のための施策が行われています。一方でDV被害による相談が増加し深刻な問題となっています。

誰もがその個性と能力を十分に発揮することができ、男女平等が実感できる生活の実現を重点課題とし、様々な取組を進めます。

3 施策目標

(1)男女平等の意識の浸透

男女平等に対する意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識や社会慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、積極的な情報提供や人材育成を図ります。

(2)自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、家庭・地域・社会生活の場での男女共同参画の意識向上に努めるとともに、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

(3)多様性の尊重と理解促進

若年層を中心に、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の考え方の理解を推進していきます。また、誰もが違う多様な性の正しい理解を促進するため、性的指向・性自認(SOGI)について考えるきっかけを作り、相手を尊重し、認め合える人権意識の向上に努めます。

(4)異性間やパートナーからの暴力の根絶

配偶者やパートナー等からの暴力の根絶を図るため、暴力の防止に向けた積極的な情報提供や意識啓発、DV被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との更なる連携強化を図ります。

(5)女性の職業生活における活躍の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

また、経営の意思決定過程への女性の参画を促進するため、市内事業所に向けて管理職や役員への女性の登用を推進するための支援を行ないます。

(6)地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に仕事・家庭・地域活動に参画できるよう、仕事と家庭の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行い、地域活動への参画を促進します。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差解消の取組、女性センター登録団体と協働し、男女平等社会の実現を図るとともに、地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進に努めます。

4 施策の体系

基本計画

〈めざす姿〉

〈重点課題〉

〈施策目標〉

〈施策の方向〉

※本計画では、「施策の方向」ごとに進捗状況を確認するため「指標」を設定し、目標値を定めて施策を進めていくこととします。

男女の輪が素敵な朝霞をつくる〜男女平等社会をめざして〜

1 男女平等の意識づくり

2 男女平等が実感できる生活の実現

1 男女平等の意識の浸透

2 自己実現に向けた学習機会の充実

3 多様性の尊重と理解促進

4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

5 女性の職業生活における活躍の推進

6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

■男女平等の現状把握と将来像の提案
■家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

■多様なライフコース選択の情報と機会の提供
■能力の開発と活動の支援

■生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進
■性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

■意識の啓発と情報の提供及び未然防止
■相談体制の充実
■関係機関等との連携強化

■政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

■仕事と家庭・地域活動との両立支援
■地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

…第2次朝霞市DV防止基本計画の該当部分(施策4)

…朝霞市女性活躍推進計画の該当部分

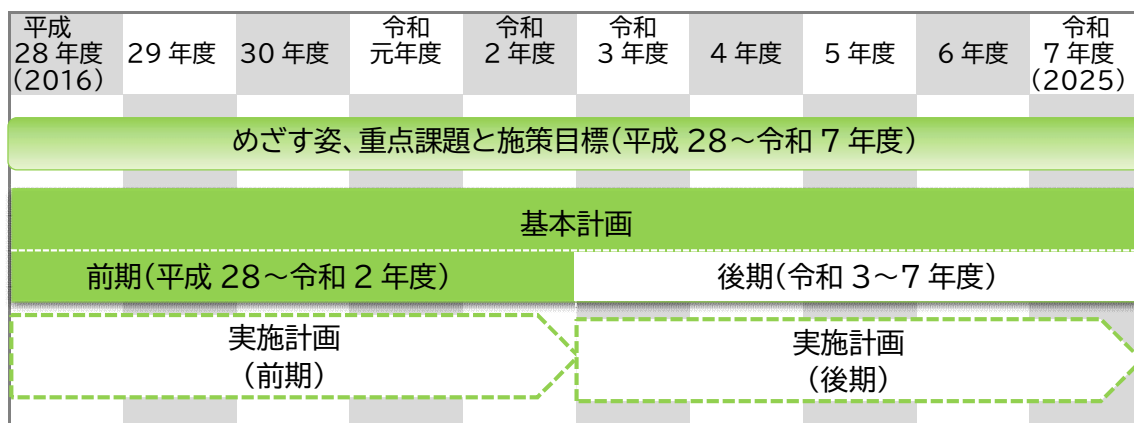
5 計画の構成・期間

第2次朝霞市男女平等推進行動計画は「基本計画」と「実施計画」で構成します。

「基本計画」は、男女平等推進のための基本的な方向性を示すものです。

平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間を前期基本計画、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を後期基本計画として策定します。また、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」は、「基本計画」で定める施策に基づき、男女平等推進のための具体的な事業を示すものです。計画期間は、基本計画に対応して、前期・後期それぞれ5年間とします。



6 朝霞市男女平等推進事業評価

● 朝霞市男女平等推進事業評価とは

男女平等の推進に関する市の事業等を、朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱に基づき、評価をするものです。

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱の基本方針

市の事業等の評価は、条例の基本理念を踏まえ、事業を男女平等の視点から検証し、より実効性のあるものとするため、評価を実施する。

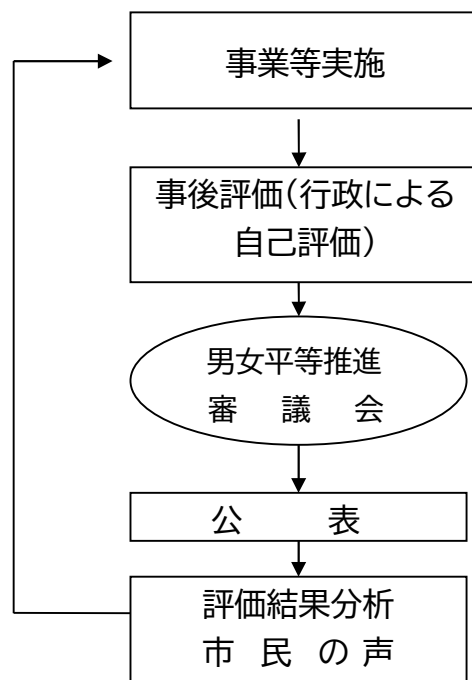
● 評価のねらい

男女平等の推進に関する市の取組み事業等について、事業実施後に、実績、効果、課題や改善点を分析すること等を通じて、男女平等の視点を定着・深化させ、また、事業等の実施主体が男女平等の視点を意識づけすることを目的としています。

● 評価のメリット

- ◇ 実施した事業等の実績や成果等を、男女平等の観点から問い直すことで、よりきめ細かい男女平等の推進を図ることができます。
- ◇ 事業等の結果を市民に広く公表することにより、市政運営の透明性を図り、行政施策に関する市民への説明責任を果たします。
- ◇ 評価結果を分析することを通じ、また、評価結果から得られる市民の声を通じて、事業等の改善につなげ、より一層の男女平等推進を図ることができます。

● 評価の流れ



朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝霞市男女平等推進条例(平成15年朝霞市条例第15号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定に基づき、男女平等の推進に関する市の事業等(以下「事業」という。)の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の方針)

第2条 市長は、条例第3条に定める基本理念を踏まえ、事業を男女平等の視点から検証し、より実効性のあるものとするため、評価を実施する。

(評価の方法)

第3条 評価は、条例第10条に規定する行動計画に基づく実施計画に定める事業について行う。

2 前項の実施計画のうち、進行管理を要する事業として位置付けた事業については、事業実施課において、次条に規定する基準並びに事業実績、課題及び今後の方針を記述することにより毎年度評価を行うものとする。

3 第1項の実施計画のうち、関連事業として位置付けた事業については、朝霞市総合計画*実施計画における事務事業評価シートを基準として、男女平等の視点において、毎年度人権庶務課で実施状況を把握するものとする。

(評価の基準)

第4条 前条第2項の評価は、事業の取組状況について、主な施策ごとに行うものとする。

2 事業の取組状況の評価は3段階で行うものとし、評価の基準は次のとおりとする。

I	大きな成果が得られた。
II	一定の成果が得られた。
III	成果が不十分だった。

(審議会)

第5条 前条の評価を行うに当たっては、条例第11条第1項の規定に基づき、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴くものとする。

(評価の活用)

第6条 事業実施課は、評価結果を分析し、市の事業等に適切に反映させるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

令和 6 年度 男女平等推進事業評価一覧

施策目標1 男女平等の意識の浸透

施策の方向1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

主な施策

主な施策(6)	評価
・男女が平等な社会の具体像の提案を行う	Ⅱ
・男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	Ⅱ
・男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う	Ⅱ
・学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	Ⅰ
・男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	Ⅰ
・学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	Ⅱ

施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

2-2 能力の開発と活動の支援

主な施策

主な施策(4)	評価
・自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	Ⅰ
・自己実現の機会を可能にする分かりやすい情報を提供する	Ⅱ
・自己実現を支援するための学習機会を充実させる	Ⅱ
・能力の開発と活動の支援の充実を図る	Ⅱ

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

施策の方向3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進

3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

主な施策

主な施策(5)	評価
・性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる	Ⅱ
・男女の健康管理の支援を充実させる	Ⅱ
・多様な性のあり方についての理解を広めるための啓発を推進する	Ⅱ
・学校教育において多様な性に関する教育を推進する	Ⅰ
・市の施策におけるLGBTQ等の当事者への配慮に関する検討を行う	Ⅰ

施策目標4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

施策の方向4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

4-2 相談体制の充実

4-3 関係機関等との連携強化

主な施策

主な施策(4)	評価
・男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を推進する	I
・異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	I
・誰もが相談しやすく信頼のおける相談体制を充実させる	I
・DV支援関係機関による連携体制の充実を図る	I

施策目標5 女性の職業生活における活躍の推進

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

主な施策

主な施策(3)	評価
・市政への男女共同参画を推進していく	II
・庁内での男女共同参画を推進していく	I
・就業上での女性の活躍を推進する	II

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

施策の方向6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

主な施策

主な施策(4)	評価
・仕事と家庭の両立を支援する	II
・男女格差がない職場づくりを促進していく	II
・地域活動への参画を促す	I
・防災分野における男女共同参画を進める	II

施策目標1 男女平等の意識の浸透

男女平等の推進について、市民一人一人の意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会制度や慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校等での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、男女平等の推進に向けた積極的な情報提供や人材育成を図ります。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26 8.1%	R 元 8.0%	R7 20.0%	

【目標値の根拠】

男女平等のイメージが最も薄い分野において、現状値の2倍を超える5人に1人をめざして設定

指 標	数値目標			評価資料
「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26 27.6%	R 元 23.0%	R7 35.0%	

【目標値の根拠】

男女平等推進行動計画策定時(平成18(2006)年)の現状値が23.7%、目標値が35.0%であったことを踏まえ、第2次においても同程度の伸びをめざして設定

施策の方向1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

《主な施策》 ① 男女が平等な社会の具体像の提案を行う

男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、各種事例などを用い、具体的に提案していきます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
男女共同参画社会像の周知	男女共同参画週間(6月23日～29日)におけるパネル展をはじめとする各種事業等を通じて、国の「男女共同参画社会の将来像」などを提案していく。	パネル展の開催
男女平等推進情報「そよかぜ」による啓発	市民と協働して、企画・編集する「男女平等推進情報『そよかぜ』」を広報あさか9月号及び3月号に掲載し、男女平等の意識醸成を図る。	広報あさかに掲載
それいゆばらざ(女性センター)における情報提供及び啓発	それいゆばらざ(女性センター)の情報・交流コーナーを通して、男女平等の推進に関する情報提供及び啓発活動を推進する。	貸出図書及び啓発物等の充実

事業実績	・男女共同参画週間(6月23日～29日)や中央公民館でのサマーフェスティバル、また、他課と連携したパープルリボン運動啓発イベントの実施、民間施設にて男女共同参画社会の実現に向けたパネル展示を行った。 ・男女平等推進情報「そよかぜ」を広報あさか(9月号及び3月号)で特集ページとして掲載し、男女平等の意識醸成を図った。 ・リーフレットの見直しを図り、啓発活動の推進につなげた。 ・埼玉県や他自治体の男女平等に関する資料の配置・掲示や関連図書の貸出しなど、男女平等の推進に関する情報提供及び啓発を図った。
根拠と効果	市民協力員との協働による「そよかぜ」の発行や、各種イベントを通じた周知啓発を行ったことで、男女平等の意識醸成に繋がった。
課題と方針	今後も、市民が多く集まるイベント等の様々な機会を捉えて周知啓発を図っていくことが必要である。市民との協働による取組や各種イベントなどを通じて、性別に関わりなく、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会の具体像の提案を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	

施策の方向1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

《主な施策》 ② 男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む

家庭や地域・職場における慣行や制度が、男女にとって中立に機能しているか検証し、男女平等を妨げる慣行や制度について、積極的に問題提起します。

また、男女平等苦情処理委員や法的救済制度などの周知を行い、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	男女平等に関する職員の意識向上や職場環境の整備など、市役所が率先して男女平等の視点でとらえる事務を推進する。	職員に周知
男女平等を阻害する慣行の是正提案	性別による固定的な役割分業意識の解消や、社会的慣行の見直しを行うため、地域団体等へ積極的な情報提供を行う。	啓発冊子の配布
男女平等苦情処理委員の設置	男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いなどの苦情の申出を迅速に処理する男女平等苦情処理委員を設置し、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援する。	男女平等苦情処理委員の設置
男女平等の視点を取り入れた施策や事業の展開	市の各種施策や事業展開で、性別による固定的な役割分業意識に捉われていないかの見直しを全庁に呼びかけ推進する。	職員に周知

事業実績	・職員一人ひとりの男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、庁内における取組が促進されるよう「朝霞市庁内男女平等推進指針」について、男女平等推進庁内連絡会議での説明や全職員に通知を送付するなどして周知を図った。 ・広報あさかや市公式ホームページ、パネル展の開催などで性別による固定的役割分業意識の解消を図るための啓発を行った。 ・男女平等苦情処理委員について、市ホームページや新規採用職員研修、女性センターパネル展等での周知を図った(令和6年度実績なし)。 ・庁内の職員向け研修や男女平等推進庁内連絡会議などで、性別による固定的な役割分業意識に捉われず、男女平等の視点を取り入れた取組を行うよう説明、周知を行った。
根拠と効果	・会議や職員研修、ホームページを通じて、男女平等の現状や問題提起を行った。性別欄の記載についての問い合わせなどもあり、市の各種施策などにおける男女平等の視点を取り入れた取組、男女平等意識の醸成に繋がっている。
課題と方針	男女平等に関する社会情勢など最新の状況を踏まえて問題提起を行っていく必要がある。引き続き、市民生活の中で慣行が見直されるよう周知啓発を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ① 男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う

市の広報活動や刊行物において、男女平等の視点に立った表現を徹底するためのチェック機能を高めます。また、市内の団体や事業者等からの情報発信においても、男女平等の視点に立った表現となるよう配慮を呼びかけます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
「表現ガイド」の周知・活用	男女平等を進める視点に立った「表現ガイド」の周知及び活用を促す。	職員・教職員・各団体に周知及び活用
男女平等の視点に立った表現の推進	性別による固定的な役割分業意識や偏見・性差を助長するような表現への配慮を呼びかけ、男女平等の視点に立った表現方法の周知に努める。	啓発冊子の掲示・配布

事業実績	・男女共同参画の視点で捉えた言葉やイラスト等の表現方法について、表現ガイドを配布し、受け手の誰もが共感できるよう新規採用職員研修などで説明を行った。 ・性別による固定的観念を持つことや無意識の思い込みが未だに根付いており、私たちの生活に影響をもたらしていることへの課題について広報で啓発したほか、パネル展実施時などでの各種リーフレットの配布、市公式ホームページへの掲載を通じて、男女平等の視点に立った周知及び活用を促した。 ・中央公民館サマーフェスティバルにおいて、表現ガイドを配布すると共に、女性センター登録団体による低年齢向けの講座(ジェンダーに関する読み聞かせ・工作)を実施し、幅広い層に男女平等の視点に立った表現の推進を促した。
根拠と効果	庁内職員への説明や啓発冊子の配布等により、庁内における男女平等の視点に対して関心が高まっており、イベントの参加者募集時などの表現の配慮などに活用され、男女平等の視点が取り入れられたことに繋がっている。
課題と方針	表現や様々な情報発信を行っている中で、何気なく見過ごしていることがないか、改めて表現の確認等を行っていくことが必要である。より適切な表現となるよう、今後も表現ガイドの周知・活用を促すなどして、分かりやすい情報提供を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ② 学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく

児童・生徒や教育関係者の男女平等意識づくり、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していきます。

【進行管理事業】

教育指導課

取組項目	取組内容	取組目安
男女平等教育の研究と推進	教科や特別活動、特別の教科、道徳の時間などを活用し発達段階に応じた男女平等教育を計画的に推進する。	教育活動全般での男女平等教育の実施
進路指導、キャリア教育の充実	性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じた学習や指導の充実を図り、多様な生活を可能にする進路指導、キャリア教育を推進する。	進路指導主事会を実施
教育相談体制づくり	性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進する。	個性に配慮した教育相談の実施
事業実績	・性の多様性に係る相談対応ハンドブックを教職員へ配付 ・発達段階に応じた男女平等教育に係る取組を年間指導計画への位置付け ・性別に関わらない進路指導・キャリア教育の推進 ・多様な児童・生徒を受け入れる教育相談体制づくり	
根拠と効果	特別活動や特別の教科道徳等の年間指導計画において、発達段階に応じた男女平等教育に係る取組を位置づけ、男女平等教育が推進された。性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じた学習や指導の充実を図り、多様な生活を可能にする進路指導、キャリア教育を推進した。性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進した。	
課題と方針	児童・生徒や教育関係者の男女平等意識を醸成する。また、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ③ 男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく

料理や育児などに関する各種講座を開催するなど、家庭生活における男性の家事・育児への参画を応援します。より多くの女性が地域においてリーダーとなれるよう、リーダーシップを身に付けるための情報や学習機会を提供します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
男女平等に関する学習情報の提供	男女平等の推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供し、男女平等に関する学習機会を提供する。	あさか女と男セミナー講座開催
男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催	男性の家事・育児への参画の講座や女性のリーダーシップ能力の向上を目指した講座を開催する。	あさか女と男セミナー講座開催
事業実績	あさか女と男セミナー企画・運営協力員協働事業(対面式及びオンデマンド動画配信)を行った。 第1回「多様な性について考えてみよう」 講師:特定非営利活動法人LGBTの家族と友人をつなぐ会 中島 潤 氏 第2回「α世代に必要な性の知識ーみんなで性教育を考えようー」 講師:神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部看護学科 准教授 高橋 佐和子 氏 第3回「男性の生きづらさと男女共同参画」 講師:一般社団法人日本男性相談フォーラム 代表理事 福島 充人 氏 参加者数 第1部14人(対面式) 第2部 22人(対面式) 第3部 86人(動画配信)	
根拠と効果	今回のセミナーは、多様な性(LGBTQ)、性教育、男性の生きづらさをテーマに開催した。セミナー終了後のアンケートに、「とても分かりやすく、どうやってよくしていったらよいのかなど、たくさん考えられる内容でした。」「テーマ・内容ともに、よく参考・勉強になりました。今後も、性に対するセミナーを行ってほしい。」「(一部抜粋)など好意的な意見が多数であった。今回、セミナー申込実人数は100人と、昨年度の2倍の人数となった。また、第3部の視聴についても、視聴回数は昨年度の79回を上回り、166回であった。男女平等(多様な性(LGBTQ)、性教育、男性の生きづらさ)に関する学習機会が提供できた。	
課題と方針	多くの方に興味を持って参加してもらえよう、社会的な課題やニーズにあった内容を提供していくことが必要である。今後もアンケート結果なども踏まえながら、セミナー企画・運営協力員と、男女平等に関する学習機会を提供していく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ④ 学習活動を支援する人材の育成と活用を進める

男女平等を推進するための学習を支援するとともに、積極的に活動を行う市民等に対する顕彰を行うなど、広い視野を持って男女平等を推進する人材の育成を図ります。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
地域人材の育成・活用	市民との協働により男女平等に関する啓発活動を推進し、人材の育成を図る。 協働例)男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員、男女平等推進事業企画・運営協力員と協働する。	市民と協働し、啓発事業を実施
男女平等を推進する市民・団体等への顕彰	男女平等に関する顕著な活動をしている市民・団体等を顕彰し、男女平等の推進を図る。	広報や市公式ホームページを活用しての周知

事業実績	・男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員との「そよかぜ」発行や、あさか女と男セミナー企画・運営協力員とのセミナー実施、男女共同参画パネル展での準備や「朝霞市は男女平等社会の実現を目指しています」をテーマにしたコラム執筆など、市民との協働による企画・立案を行った。また、中央公民館のサマーフェスティバルやパープルリボン運動啓発イベントで、女性センター登録団体による参加型講座を行った。 ・広報や市公式ホームページなどで男女平等推進顕彰制度について、周知啓発を行い、継続的に働きかけを行った。
根拠と効果	市民との協働による「そよかぜ」の発行や、あさか女と男セミナーの実施のほか、パープルリボン運動啓発イベントでの講座実施や民間掲示板でのチラシの掲示を通じて、地域人材の育成・活用を図ることができた。
課題と方針	男女平等を推進する市民・団体等への顕彰制度の周知や、市民との協働機会などを通じて、人材の育成・活用を図ることが必要である。今後も「そよかぜ」や女と男セミナーなどの協働事業等に協力いただける事業企画・運営協力員を募集し、パネル展等の準備等を通じて、男女平等を推進する人材の育成と活用を図るとともに、顕彰制度の効果的な周知に努めていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	

施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、多様な生き方を尊重し、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
「あさか男女(ひと)の輪 サイト」をよく知っている 市民の割合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26 3.4%	R 元 4.1%	R7 20.0%	

【目標値の根拠】

積極的に情報提供を進める上で、ホームページ上に情報を収集して発信していくことを重視して設定

指 標	数値目標			評価資料
能力開発支援に関わる制 度・機会を知っている女 性(20～50 歳代)の割 合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26 11.5%	R 元 7.1%	R7 20.0%	

【目標値の根拠】

働いている(働こうとしている)年代の女性に向けた支援に関する情報が一層周知されるよう設定

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

《主な施策》 ① 自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する

女性総合相談をはじめ、各種相談を通じて、生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、自己実現を図るための前提となる安心な生活基盤を確保できるよう支援します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
相談窓口・機関等の周知	男女平等を推進するための冊子や各種リーフレット、広報あさかを通して相談窓口や相談機関、男女平等苦情処理委員などを周知する。	周知の徹底
「女性総合相談」の実施	安心な生活基盤が確保できるよう、女性のための女性専用相談を実施し、必要に応じて関係機関との連携を図る。	女性総合相談の実施

事業実績	・広報や市ホームページなどで相談窓口の周知・啓発を行った。市内公共施設等のトイレ、市内の都市公園公衆トイレにも各相談窓口のポスターを掲示し、相談の場の周知に努めた。 ・女性総合相談を毎週木曜日に実施し、相談時間を1時間拡大した。専門の相談員が丁寧に話を傾聴し、相談者に寄り添った適切な情報提供や話の整理を行うことができた(相談延件数 88件、相談延人数 82人)。 ・男女平等に関する市民意識調査、小学生・中学生・高校生意識調査、事業所アンケートを実施し、各種相談窓口の周知度をたずねる質問を取り入れ、回答しながらも周知啓発に繋がるよう努めた。
根拠と効果	多岐にわたる相談について、相談者一人ひとりの気持ちを汲み取りながら傾聴し、問題解決の手がかりを見つけるよう丁寧な対応を行った。
課題と方針	様々な悩みを抱える方に対して適切な助言・支援ができるよう、関連機関等の取組に関する情報収集に努めながら、相談員のスキル向上を図ることが今後も必要である。また、相談の場を知ってもらえるよう、工夫した周知啓発を行っていく必要がある。今後も、他自治体の方法も参考にしながら、職員のスキルアップを図るなど、相談窓口の充実に努めていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

《主な施策》 ② 自己実現の機会を可能にする分かりやすい情報を提供する

市民がワンストップで、多様なライフコースに関する情報を入手できるよう、国・県の関連機関サイトや多様なライフコースの選択支援サイトとして「あさか男女(ひと)の輪リンク集」を充実します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	「あさか男女(ひと)の輪リンク集」を充実させ、市民がワンストップで情報が得られるよう多様なライフコースの選択支援に関する積極的な情報提供を行う。	市公式ホームページ掲載内容の充実
事業実績	国や県から通知のあったものについて、「あさか男女(ひと)の輪リンク集」に掲載し、市民の方にワンストップで情報が得られるように随時情報の更新を行った。	
根拠と効果	国や県からの男女平等に関する情報について、新しい情報発信が行えるよう、適時、情報の確認・掲載見直しなどを行ったことで、多様なライフコースの選択について、情報と機会を提供することができた。	
課題と方針	多様なライフコースに関する情報を、ワンストップで見ること、見つけることができるよう、さらに内容の充実を図ることが必要である。常に新しい情報を提供できるよう、引き続き、社会情勢等に注視しながら、掲載内容の確認や情報収集に努めるなどして、サイトの充実を図っていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

《主な施策》 ③ 自己実現を支援するための学習機会を充実させる

市民の多様なライフコースの選択を支援するため、各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
それいゆぶらざ(女性センター)における情報発信	男女平等に関する情報の提供や図書の閲覧・貸し出しを行うことで、学習機会を提供する。	女性センターからの情報発信の充実
事業実績	男女平等社会の実現を目指すための関連書籍を購入し、女性センター内での利用や貸し出しを行った(施設内関連蔵書数844冊)。また、パープルリボンキャンペーンをはじめ、国、県、他市の事業や講座、統計資料などの情報発信を継続して行い、学習機会の充実に努めた。	
根拠と効果	多様なライフコースの選択支援のため、女性センター内での各種資料提供や情報発信を行ったほか、市民活動団体の情報冊子を、配布用として部数を増やし設置するなどして、様々な学習・活動機会を提供できた。	
課題と方針	今後も多くの方に、情報が届けられるように男女平等の拠点施設である女性センターの周知を行っていく必要がある。また、利用しやすい環境の整備に向けて、様々な情報の収集を図りながら、他市のセンターの取組等も参考にすると、工夫した情報の発信を行うことで、学習機会を充実させていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	II	II	II	

施策の方向2-2 能力の開発と活動の支援

《主な施策》 ① 能力の開発と活動の支援の充実を図る

男女が社会のあらゆる分野において、自己実現を果たせるよう、能力開発の機会提供、就職情報の提供などにより、就業や起業を支援するとともに、NPOなどの市民活動団体の支援や市民のネットワークの充実を図ります。また、出産や育児・介護が女性の就業に大きな影響を与えていることから、女性への支援を特に充実させていきます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
就業や起業支援に向けた情報の提供	就業や起業について、能力開発となる機会が提供できるよう各種情報の収集及び提供を行い、活動の支援を行う。	啓発冊子等の掲示・配置など
女性センター登録団体等との協働事業の実施	地域で男女共同参画の推進を活動の目的としている女性センター登録団体等と協働事業を実施する。	協働事業の実施
事業実績	・就業や起業支援に関する情報について、女性センターで掲示・配布したほか、市公式ホームページで周知を行った。また、市の就業・起業担当課からも定期的に情報を提供してもらうなどして、就職や起業活動への支援を行った。 ・中央公民館で行われたサマーフェスティバルや、健康まつり会場で開催したパープルリボン運動啓発イベントで、女性センター登録団体による参加型講座を実施した。登録団体であるNPOなどの市民活動団体から、絵本の読み聞かせや工作、ヨガやリンパボールエクササイズ等を行ってもらうことで、多くの市民がイベントに参加し、周知啓発へと繋げることができた。	
根拠と効果	・市公式ホームページでの情報発信などのほか、産業振興課と相互に事業情報等を提供したことなどにより、多くの活動の支援に繋がった。 ・女性センター登録団体と協働することにより、パープルリボン運動啓発イベントに多くの参加者を呼び込むことができ、周知啓発へと繋げることができた。	
課題と方針	自己実現を果たせるように、市公式ホームページや関係機関などを通じて、就業や起業支援に関する情報発信を行っていくことが必要である。また、NPOなどの市民活動団体の支援やネットワークの充実を図るため、女性センター登録団体等と協働した取組を行うなどして、様々な機会を通して、女性の活躍・支援が推進されるように取り組んでいく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

性と生殖に関することは、人権の尊重に直接関連する大切なことであり、男女が互いの身体的な違いを理解し合い、思いやりを持ち、互いを尊重できる考え方が普及できるよう努めます。また、多様な性に関する正しい理解が進み、誰もが暮らしやすく、生きやすい社会となるよう LGBTQ や SOGI※に関する正しい理解に向けた情報の提供や施策を考えます。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※)」をよく知っている市民の割合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26 2.4%	R 元 5.0%	R7 20.0%	

【目標値の根拠】

性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の重要性と現状値の値を鑑み、周知に力を入れていくこととして設定

指 標	数値目標			評価資料
「SOGI」(ソジ)という言葉 を正しく理解している 市民の割合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26 —	R 元 14.3%	R7 20.0%	

【目標値の根拠】

現状値を踏まえ、「SOGI」という言葉を正しく理解している市民の割合が5人に1人、20%以上となることをめざして設定

※「SOGI」、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」については、用語解説(P89～)をご覧ください。

**施策の方向3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する
健康と権利の尊重に向けた理解促進**

《主な施策》 ① 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる
あらゆる世代が、性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)
について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供の充実に努めます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての正しい情報を、「広報あさか」や市公式ホームページ等において情報発信し、市民の関心を高める。 おとどけ講座にて、中学生を中心にロールプレイなどの実践形式を用い意識醸成を図る。	広報あさか及び市公式ホームページ等に掲載 おとどけ講座の実施

事業実績	性犯罪・性暴力にあわないための啓発リーフレットやリプロダクティブ・ヘルス/ライツのリーフレットを中学生、成人式等で配布した。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するおとどけ講座を第四中学校第3学年を対象に実施した。
根拠と効果	若年層へのリーフレット配布を通じた啓発やおとどけ講座の実施、市公式ホームページへの掲載等により、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての関心を高めることなどができた。
課題と方針	令和6年度に実施した男女平等に関する市民意識調査、小学生・中学生・高校生意識調査の結果からも「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度が低いことが伺え、市公式ホームページへの掲載やリーフレットの配布、おとどけ講座などを通じて、正しい知識が得られるよう情報提供に努める必要がある。今後も、若年層への定期的なリーフレットの配布を継続するほか、おとどけ講座の実施・利用が広がるよう、市内小・中学校の校長会や男女平等推進庁内連絡会議を活用して市教育委員会などにも働きかけを行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	

**施策の方向3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する
健康と権利の尊重に向けた理解促進**

《主な施策》 ② 男女の健康管理の支援を充実させる

望まない妊娠や HIV／エイズなどの性感染症の予防などについて健康教育の充実を図るとともに、男女の健康ニーズを把握し、生涯にわたる健康管理を支援します。

また、女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックを充実し、女性の生涯を通じた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・産後期を通じた健康支援を行います。

【進行管理事業】

健康づくり課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
市民の健康づくりの支援	男女の健康課題に関するニーズを把握するとともに健康支援事業を実施する。(あさか健康プラン 21 推進事業)	健康づくりの普及に関する意見交換会の実施
事業実績	○市民意見交換会「ASAKA 健康ラウンジ」の実施:4回開催(98 人参加) ○健康づくり講演会の実施:約 30 人参加 ○広報へるすアップ:健康づくりに関する情報:年4回掲載	
根拠と効果	・各種事業の実施にあたっては男女平等の視点及び多様性の尊重を意識して実施した。 ・健康づくりの普及に関する市民意見交換会は前年の2倍以上の参加者があり、「あさか健康プラン 21(第3次)」の策定及び今後の健康教育事業に必要な意見交換を実施することができた。 また、男性の参加者や若い世代の参加者が増加し、性別、年代の異なる、多様な市民と幅広く意見交換をすることができ大きな成果となった。	
課題と方針	市民の健康づくりの支援の一環として、各種健(検)診を実施する。また、保健センターで実施する集団健(検)診では、健(検)診にあわせて、生活習慣病の予防教室など健康教育事業を実施する。そのほか、各種の健康教育事業及び意見交換会を実施する。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	

施策の方向3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

《主な施策》 ① 多様な性のあり方についての理解を広めるための啓発を推進する

啓発用リーフレットや広報誌、あさか男女(ひと)の輪リンク集等を通じて、あらゆる世代に対して、多様な性のあり方についての意識啓発を推進します。

また、セミナーや講座等を開催して、多様な性のあり方に関する市民の理解を深めます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイドの活用	誰もが持ち合わせている性のあり方を正しく理解するために作成した「性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイド」を周知し、活用する。	職員及び教職員に周知し活用
多様性の尊重と理解促進	LGBTQ等の当事者に対し、偏見や無知、差別を助長することのないよう、多様性を尊重するという視点にたった周知・啓発に努め、市民の意識醸成を図る。	啓発物の掲示・配布
「多様な性」に関する講座の開催	「多様な性」のあり方に関する正しい理解を深めるための講座を開催する。	あさか女と男セミナー講座開催

事業実績	・性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイドブックの掲載内容の見直しを進めている。 ・多様性の尊重と理解促進に向けて、リーフレットの配布を行ったほか、市ホームページ等を通じた意識啓発、また、「特定非営利活動法人 LGBT の家族と友人をつなぐ会」の方に講師を依頼し、「あさか女と男セミナー」を開催するなどして更なる理解を深めた。
根拠と効果	・あさか女と男セミナーの受講者からは、「とても分かりやすく、LGBTQ の人の抱えている困りごとに気づけました。特に、自分の特権性を自覚するということにハッとしました。何のカミングアウトをしなくても困らない生活を送っているんだなと気づけました。」(一部抜粋)などの声があり、多様な性のあり方に関する理解が深まった。
課題と方針	・多様な性のあり方についての理解を広めるため、継続した周知啓発を行っていく必要がある。セミナーのアンケートなどを参考にしながら、より多くの方に興味を持ってもらえる内容をテーマにするなど、多様な性に関する正しい理解を深められるように努めていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	

施策の方向3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

《主な施策》 ② 学校教育において多様な性に関する教育を推進する

生まれ持った性別に違和感を持つ児童・生徒や性的指向について悩む児童・生徒が生きづらさや生活のしづらさを感じないように、児童・生徒に寄り添った学習環境を整備します。また多様な性についての知識と一人一人の性的指向や性自認を尊重する意識を養う教育を推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課／教育指導課

取組項目	取組内容	取組目安
若年層に対する周知・啓発	「多様な性」に関する正しい理解を深めるために作成した性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイドを活用する。また、児童・生徒に対して、「性の多様性に関するリーフレットやチラシ」を周知し、活用する。(担当課:人権庶務課)	教職員及び児童生徒へ周知と活用
教職員研修の充実	埼玉県教育委員会より示されている『性の多様性の尊重』に係る教職員用リーフレット等を各学校へ送付し、性の多様性を尊重する教職員研修を推進する。(担当課:教育指導課)	校内における教職員研修の実施
事業実績	・若年層の性暴力被害予防月間にあわせて、市内小学5年生と中学3年生を対象に「性犯罪・性暴力にあわないために」のリーフレットを配布して、若年層への周知・啓発を行った。 ・市内在学の高校生を対象に、「あなたにとって大切なこと～こころの性はいっぱいある～」のリーフレットを配布し、周知・啓発を行った。 ・性の多様性に係る相談対応ハンドブックを教職員へ配付 ・年間指導計画に、発達段階に応じた男女平等教育に係る取組を位置付け ・性別に関わらない進路指導・キャリア教育の推進 ・多様な児童・生徒を受け入れる教育相談体制づくり	
根拠と効果	・校長・教頭会議を通じて、あさか学習おとどけ講座「LGBTQ ってなんだろう」の周知・啓発を行うと共に、学校に各種リーフレットを配布する等して、多様な性についての知識、理解を深める機会を提供できた。 ・特別活動や特別の教科道德等の年間指導計画において、発達段階に応じた男女平等教育に係る取組を位置づけ、男女平等教育が推進された。性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じた学習や指導の充実を図り、多様な生活を可能にする進路指導、キャリア教育を推進した。性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進した。	
課題と方針	・多様な性に関して、引き続き、啓発していくことが必要であり、様々な機会を捉えて若年層に対する周知・啓発について丁寧に取り組んでいく。 ・児童・生徒や教育関係者の男女平等意識を醸成する。また、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	

施策の方向 3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

《主な施策》 ③ 市の施策におけるLGBTQ等の当事者への配慮に関する検討を行う

市の施策や行政事務等において LGBTQ 等の当事者への配慮を欠いたり、法制度上の規制によって生活のしづらさを感じていること等を洗い出した上で、それらを改善していくような方策を検討します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
市の施策や行政事務における見直しの促進	市の施策や行政事務において、LGBTQ 等の当事者の生きづらさを理解し、事務事業を行う上での配慮を全庁に呼びかけ推進する。	職員に周知
LGBTQ等における情報の収集と検討	市の施策や行政事務等における改善点等について、男女平等推進庁内連絡会議や幹事会等を活用し、検討を進める。	男女平等推進庁内連絡会議等の開催・検討
市民や事業所への理解促進を図る	偏見や無知、差別を解消し、誰もが個々の特性を活かせる環境づくりの促進を図る。	広報あさか及び市公式ホームページ等に掲載

事業実績	・庁内人権問題研修推進員研修会で、SOGIE やLGBTQについて説明等を行い、また、男女平等推進庁内連絡会議や幹事会で、当事者への支援事業や取組の周知・説明等を行った。 ・パートナーシップ・ファミリーシップ制度の届出が、累計15件(うち、1件はファミリーシップ制度の届出を含む)あった。また、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を埼玉県及び県内市町村が連携し推進していくための「埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議(幹事会)」に出席した。 ・県の相談窓口や、LGBTQに関する研修について、市公式ホームページに掲載し、市民や事業所への理解促進を図った。また、パートナーシップ・ファミリーシップ制度のチラシの見直しを図った。 ・パートナーシップ・ファミリーシップ届出者に、朝霞市で届出者等が利用できる行政サービスについて、改めて周知を行った。 ・県内の全市町村間でパートナーシップ・ファミリーシップ制度連携協定を締結し、パートナーシップ制度に係る転出入時の手続の負担軽減を図った。
根拠と効果	埼玉県のLGBTQに関する相談窓口の周知等について、市公式ホームページ等で広く周知を図ったことや、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の実施などにより、性的指向や性自認により、生きづらさを感じている方々の抱える悩みや困難に寄り添い、また、多様な性への理解が広がるきっかけに繋げることができた。
課題と方針	少しずつ制度が認知されてきているものの、更に広く周知を図っていく必要がある。性の多様性に対する市民や事業所の理解と配慮が進む取組を行っていくとともに、引き続き、近隣市との情報交換などを行い、より良い制度となるよう方策を検討していく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	I	I	I	

施策目標4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

配偶者やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であり、犯罪であるという認識を社会全体で共有することが重要です。そのため、市民の意識醸成へ繋がる情報の提供を行い、未然防止に努めるとともに、被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」を知っている市民の割合	H26	R 元	R7	市民意識調査
	86.1%	87.6%	100.0%	

【目標値の根拠】

DV防止法は、DV防止の基本となる法規であり、全ての市民へ周知することをめざして設定

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
市のDV相談(配偶者暴力相談支援センター)を知っている市民の割合	H26	R 元	R7	市民意識調査
	33.4%	27.4%	70.0%	

【目標値の根拠】

気軽に相談できる場所の存在を知ることが重要であるため、当初値の約2倍をめざして設定

施策の方向4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

《主な施策》 ① 男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を推進する
男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を、地域や学校、職場などにおいて推進します。
また、女性に対する暴力をなくす運動により、男女平等や人権尊重の意識を育みます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
女性に対する暴力をなくす運動の周知	「広報あさか」や市公式ホームページ、各種リーフレット等を通じて、毎年11月12日から11月25日まで実施される「女性に対する暴力をなくす運動」において、暴力は人権侵害であることを周知する。	広報あさか及び市公式ホームページ、女性センターで周知
性犯罪・性暴力対策「集中強化期間」朝霞市庁内推進指針の推進 リーフレットの配布による意識醸成	性犯罪・性暴力のない社会、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組を、市役所が率先して推進する。また、若年層を中心にリーフレット等を用いての周知を行い、意識醸成を図る。	職員及び市民に周知

事業実績	・11月の運動期間にあわせて、パープルライトアップ、庁内の告知スペース、懸垂幕、広報、市公式ホームページ等で「女性に対する暴力をなくす運動」の周知を図った。また、こども未来課（現在のこども家庭センター）と連携し「パープルリボン・オレンジリボンキャンペーン」としてパネル展の実施や健康づくり課主催の健康まつりと連携し、民間団体と協働した参加型の「パープルリボン運動啓発イベント」を開催した。 ・4月の「若年層の性暴力被害予防月間」にあわせて、小学校、中学校、子ども相談室にリーフレットを配布したほか、性犯罪等の被害防止のため、市内の高校や成人式に啓発チラシを配布した。また、彩夏祭での「デートDV」パネル展を行った。
根拠と効果	イベントやパネル展では体験型講座や参加型の展示にすることで、多くの方に参加してもらい、周知啓発を図れた。また、性暴力の被害に関するリーフレットの配布等を通じて、若年層を中心に広く、意識啓発を行うことができた。
課題と方針	暴力は人権を著しく侵害するものであり、男女平等を形成していく上で克服すべき重要な課題である。様々な場での運動を一つの機会にとらえ、社会の意識啓発など、女性に対する暴力をはじめとする諸問題に関する取組を継続して行っていけるよう、工夫を重ねながら啓発・周知を行っていく。

評価（朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱）

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	

施策の方向4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

《主な施策》 ② 異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、 暴力の発生をふせぐ

家庭や学校において、デートDVの予防啓発、配偶者やパートナー等からの暴力や、地域・職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する情報提供や学習機会を充実します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
異性間やパートナーによる暴力に関わる情報の収集及び提供	配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関わる法制度や異性間やパートナーによる暴力に関する情報を収集し、「広報あさか」や市公式ホームページに掲載するなど、さまざまな機会を捉えて分かりやすく情報提供する。	市公式ホームページへの掲載
DVに関する相談の周知	DV相談の窓口について積極的に周知するとともに、各種リーフレットを通し、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識の浸透に努める。	積極的な周知
事業実績	・庁内の関係機関での会議等を通じて、DV被害者支援について各課の役割などの情報共有を図るとともに、広報や市公式ホームページによるDV相談の周知・各種リーフレットを用いた啓発を行った。 ・DV相談の周知に関して、定期的な広報での周知や市内公共施設等のトイレ、市内都市公園公衆トイレに各相談窓口のポスターを掲示、各種イベントの際には相談窓口の周知等の発信に努めた。 ・地域づくり支援課や民間商業施設と連携し、女性センターパネル展を実施し啓発を行った。	
根拠と効果	広報や市公式ホームページ、公共施設のトイレなどのほか、イベントに参加し啓発物を掲示したことで、多くの場所や市民へ周知を図ることができた。	
課題と方針	多くの方に相談窓口を知ってもらえるよう、引き続き、様々な媒体を活用して周知に努めながら、関係機関等とも連携を図り、異性間やパートナーによる暴力に関わる情報の収集・提供を行っていく必要がある。今後も、女性センター及びDV相談等の認知度を高められるよう、工夫した周知を行うとともに、様々な機会を捉えて、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識の浸透や情報提供を行っていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	

施策の方向4-2 相談体制の充実

《主な施策》 ① 誰もが相談しやすく信頼のおける相談体制を充実させる

DV相談について広く周知して市民が気軽に相談できるよう努めるとともに、様々なケースの相談内容に対応できるよう、国や県が開催する研修会に参加するなど、相談員の人材育成を図り、相談体制を充実します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
専門の相談員による相談の実施	DV相談に寄せられる様々なケースの相談に的確に対応し、自立支援につなげられるよう、専門性を有する相談員によるDV相談を実施し、また、相談員への研修を実施するなど相談体制を整備する。	DV相談の実施
専門の相談員及びDV相談担当職員の資質の向上	専門の相談員やDV相談担当職員をスキルアップ研修や、相談対応研修等に積極的に参加させ、相談者の人権に配慮しながら適切な助言や支援ができるよう資質の向上を図る。	担当者研修等への参加
事業実績	・DV専門相談員によるDV相談の実施(週4日) 専門の相談員が丁寧に話をうかがい、相談者に寄り添った適切な情報提供や支援を行うことができた。(DV相談延べ人数348人) ・DV専門相談員及びDV相談担当職員が各研修に参加し、資質向上を図った。また、相談員の研修・交流会を行い、相談員及び職員間での情報共有・交換を行うなど、相談業務を円滑に進めるための資質向上に努めた。	
根拠と効果	相談内容は多岐にわたり、様々な要因が絡み合う事例も多いが、相談員及び職員間での情報共有や研修参加などによるスキルアップを図ったことで、相談者のニーズにあった情報提供や寄り添った相談対応ができ、自立支援に繋がった。また、継続的な相談が多いことから、安心して相談できる窓口となっている。	
課題と方針	相談内容は多岐にわたり、関係部署につなげる必要性や緊急性を判断する事案もあることから、適切な助言や支援が行えるように、引き続き職員の資質向上を図る必要がある。今後も研修参加等を通じてDV相談に関する知識を高め、更なる相談体制の充実を図るとともに、広報や市公式ホームページ、各リーフレットなどを活用した相談窓口の周知について、引き続き行っていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	

施策の方向4-3 関係機関等との連携強化

《主な施策》 ① DV 支援関係機関による連携体制の充実を図る

DV 被害者支援の相談・助言・保護・自立支援に向けての情報提供等を迅速かつ丁寧に行うため、関係機関によるネットワーク機能をより強化し、被害者支援の充実を図ります。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
「DV 対策等関係機関ネットワーク会議」を活用し、さらなる関係機関との連携強化	市の関係機関及び埼玉県配偶者暴力相談支援センター、警察、保健所、児童相談所、朝霞地区医師会、社会福祉協議会で構成する「DV 対策等関係機関ネットワーク会議」を開催し、情報提供や意見交換を行いながら構成関係機関と DV 支援の充実を図る。	DV 対策等関係機関ネットワーク会議の開催
緊急保護体制の充実	DV 相談を通して、緊急一時保護が必要となった場合、緊急一時保護施設に空きがない場合などに備え、支援体制を充実する。	緊急保護体制の整備

事業実績	・市及び外部の関係機関等で構成する「朝霞市DV対策等関係機関ネットワーク会議」を開催、また個別事例の対応を検討するため、支援調整会議を実施した。 ・DV被害者の緊急一時保護施設を確保する等、支援体制の充実を図った。
根拠と効果	・朝霞市DV対策等関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の現状や関係機関の役割等について情報共有・交換を行うことが出来た。DVや困難を抱える女性に関する相談内容について、女性センターに繋がり、相談対応ができていることから、関係機関との連携が図れていたと考える。 ・相談者の安全を第一に考え、緊急一時保護施設を確保する等、必要時に備えた体制の整備が出来ていると考える。
課題と方針	DV問題だけでなく、児童虐待や性犯罪、性暴力など、様々な課題を抱える相談に対応していくため、関係機関、庁内各課との緊密な連携を図っていく必要がある。今後も女性センターの周知を図るとともに、個々のケースの状況判断を的確に行えるよう、連携した体制を構築していく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	

施策目標5 女性の職業生活における活躍の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、共に社会の担い手として活躍することができるよう政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。また、市内事業者に対して女性活躍推進法に基づく情報を提供し「一般事業主行動計画」の策定を促すなど行い、男女がともに活躍できる社会の実現をめざします。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
市職員の女性管理職員の割合	H26 17.0% (H27.4 現在)	R5 21.4% (R6.4 現在)	R7 ※25.0%	朝霞市男女平等推進年次報告書

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	H26 47.2% (H27.3 現在)	R5 47.4% (R6.3 現在)	R7 70.0%	朝霞市男女平等推進年次報告書

【目標値の根拠】

※「朝霞市特定事業主行動計画」に基づいて設定

現状値を踏まえ、市の多数の審議会等で女性委員が30%以上となることをめざして設定

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

《主な施策》 ① 市政への男女共同参画を推進していく

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別に関わらず、誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。

また、審議会等の女性委員登用率の増加に向けて取り組みます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	女性が参加しやすい配慮を行い、審議会や委員会等の女性登用率を向上するため、全庁に向け積極的に周知する。	女性委員等の登用について周知
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知	市政への積極的な女性進出を図るため、ジェンダー統計を用いながら市公式ホームページ等で市民へ積極的に啓発する。	市公式ホームページで市民へ周知

事業実績	・男女平等推進庁内連絡会議にて、庁内男女平等推進指針や男女平等に係る取組等を説明し、市が率先して男女平等を推進するように意識の向上を図った。また、審議会等の構成員に係る女性委員の登用やさらなる促進について、全庁に向けた協力依頼を行った。 ・女性の登用状況や男性の育休取得のランキングなどの見える化サイト(男女共同参画局)を市公式ホームページに掲載した。 ・県公式ホームページに市の審議会等における委員の公募情報を掲載した。
根拠と効果	男女共同参画について、継続した周知等を行うことで、男女平等意識の醸成に繋がっている。また、協力員による広報あさかのコラムにアンコンシャス・バイアス(無意識の思いこみ)に関する日常のエピソードについて掲載したことで、様々な視点からの周知啓発を行うことができ、市民の意識醸成に繋がった。
課題と方針	男女共同参画の実現に向け、女性の意見等が施策に反映されるよう審議会等の構成員に係る女性委員の登用促進について、数値目標も示しながら今後も庁内に発信していく必要がある。また、女性の参画状況について、最新の状況が把握できるよう市公式ホームページなどの見直しを図りながら、分かりやすい周知を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

《主な施策》 ② 庁内での男女共同参画を推進していく

「朝霞市庁内男女平等推進指針」及び「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」に基づき、職員一人一人の男女平等に対する認識を高め、持てる能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備を進めるなど庁内の男女共同参画を推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課／職員課

取組項目	取組内容	取組目安
「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	男女平等や女性活躍に対する職員の意識改革や職場環境の見直しをする。男女が共に働きやすい環境づくりを市役所職員が率先して推進する。(担当課:人権庶務課)	職員に周知
「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」の推進	職員の仕事と家庭生活の両立支援及び女性の活躍を推進するため、職員の意識向上、女性のキャリアアップの促進、子育てしやすい職場環境づくりなどの取組を推進する。(担当課:職員課)	職員に周知
事業実績	・庁内男女平等推進指針や男女平等に係る取組等について、市職員で構成される男女平等推進庁内連絡会議にて、市が率先して男女平等を推進するように意識の向上を図った。 ・女性職員が自らのキャリアアップへの意識を持てるよう、階層別研修において、先輩女性職員によるキャリアデザインに関する講義を実施し、意識醸成を図った。また、初級研修において、外部講師による研修の中でキャリア形成に関する講義を実施したほか、市町村職員中央研修所が主催する管理職のためのリーダーシップ講座に女性職員1名を派遣した。 ・働きやすい職場環境づくりの一環として、研修の場を活用し、育児休業等の制度に関する説明を実施したほか、男性職員の育児等への参加を促進することを目的に、配偶者が出産した男性職員に対し、育児休暇等の取得について働きかけを行った。	
根拠と効果	・市民及び市職員に対し、市公式ホームページや男女平等推進庁内連絡会議等において、庁内男女平等推進指針の説明等を行うことで、人権問題の提起に取り組むことができた。 ・「朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリアアップの促進や職場環境の整備、休暇取得の促進等の取組を実施できた。	
課題と方針	・ジェンダー平等について、一人ひとりがさらに理解を深める必要がある。今後も、様々な場面を通じて、より効果的な情報発信を行えるよう、周知啓発を図っていく。 ・女性職員のキャリアアップを促進するため、庁内研修や派遣研修を継続するとともに、管理監督職へ女性職員を積極的に登用する。また、ハラスメント防止対策の制度の理解、定着を図ることで、誰もが働きやすい職場環境の整備を推進する。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

《主な施策》 ③ 就業上での女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、市内事業所に対して「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定を促し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。また、出産・育児、介護等に関わらず、男女の労働者が就業を継続できるような仕組みを整備し、女性の管理職の割合が増加するよう、積極的な情報提供と支援を推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
女性活躍推進法の推進	女性活躍推進法の基本方針を勘案し、女性の職業生活等における活躍を推進する。	広報あさか及び市公式ホームページの掲載
積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)の動向や顕彰制度の周知	積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)の動向や男女平等推進顕彰制度に関する情報提供を行う。	広報あさか及び市公式ホームページの掲載
事業実績	・女性活躍推進法の見える化サイトや女性応援ポータルサイト(男女共同参画局)について、市公式ホームページ(あさか男女の輪リンク集)に掲載を行った。 ・ポジティブ・アクションについて、男女平等推進庁内連絡会議等での周知や協力依頼を行ったほか、動向(年次報告書掲載)について市公式ホームページで掲載した。また、男女平等推進顕彰制度について、広報あさか及び市公式ホームページで周知を図ったほか、市民活動支援ステーション・シニア活動センターにチラシを配置した。	
根拠と効果	・市公式ホームページや広報あさか等を通じて、女性の活躍が推進されるよう取組等に係る情報提供を行うことができた。また、地域づくり支援課などの協力や、男女平等推進行動計画策定に係る事業所アンケートを通じて顕彰制度の周知を行うことができた。	
課題と方針	今後も女性の活躍を推進するため、工夫を重ねながら情報発信を継続していくことが必要である。様々な情報をいつでも収集できるよう、市公式ホームページの見直しを図りながら各種制度等の周知啓発を行っていく。また、女性の能力発揮のため男女間の格差が改善されるよう、ポジティブ・アクションなどについて、引き続き庁内への説明・協力依頼を行いながら、事業所等に対しても情報提供を行い女性の活躍が推進されるように取り組んでいく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に家庭・仕事・地域活動に参画できるよう、家庭と仕事の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行います。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差の解消に取り組めます。

多様な媒体を通じ、男女共同参画に関する地域活動団体の情報を発信することで、地域活動への参画を促し、防災分野における女性視点の防災対策となるよう推進します。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」をよく知っている市民の割合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26	R 元	R7	
	25.5%	38.7%	50.0%	

【目標値の根拠】

日常生活の中で男女平等を実感するために、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を広く周知することをめざして設定

指 標	数値目標			評価資料
自治会や町内会の活動に参加している人の割合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26	R 元	R7	
	21.0%	18.3%	25.0%	

【目標値の根拠】

現状値を踏まえ、自治会や町内会の活動に参加している人の割合が4人に1人、25%以上となることをめざして設定

施策の方向6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

《主な施策》 ① 仕事と家庭の両立を支援する

仕事と家庭の両立を実現するため、各事業所に対して、働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供	仕事と家庭の両立に関する情報を収集し、積極的かつ効果的に各媒体を通じて情報提供する。	広報や市公式ホームページによる周知
事業実績	・仕事と家庭の両立支援情報に関するサイト(両立支援のひろば(厚生労働省))について、あさか男女の輪リンク集に掲載しているほか、ワーク・ライフ・バランスに関する書籍などを、女性センターの情報交流コーナーで配架・掲示するなどして周知を図った。また、国際男性デーに行ったパネル展では、「男性を取り巻く環境」、「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」をテーマとし、仕事だけではなく、家事や育児、介護も含めたワーク・ライフ・バランスの大切さを啓発した。	
根拠と効果	市公式ホームページや女性センター掲示板での周知のほか、広報あさかへの掲載等によるワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行い、仕事と家庭の両立ができる環境づくりの一助とした。	
課題と方針	仕事と家庭の両立を実現するためにも広く理解を深めていくことが必要であり、各種制度等の最新の情報について、市公式ホームページなどで周知し情報提供を行っていく。また、男女平等推進庁内連絡会議などにおいて、ワーク・ライフ・バランスの推進についての啓発を行い、市が率先して、仕事と家庭の両立を支援できる環境整備等の改善に努めていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	

施策の方向6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

《主な施策》 ② 男女格差がない職場づくりを促進していく

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。また、市民、労働者、事業所に対して、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差の改善への協力を要請します。

さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
事業所への男女格差改善へ向けての協力を啓発	男女雇用機会均等法などの雇用や就労に関する制度の周知を行うとともに、事業所に対して男女格差改善へ向けての協力を促す。	啓発冊子等の配布
「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施	「男女平等推進に関する事業所アンケート」調査を実施し、市内事業所の男女平等に関する実態把握に努める。	アンケートの実施
事業実績	・雇用・就労に関する情報発信として、在宅ワークの相談や就職支援セミナーなど女性キャリアセンターでの事業に関するチラシを、女性センター内の就職支援コーナーで配布・掲示を行ったほか、関連情報についてあさか男女の輪リンク集に掲載している。また、最初の相談窓口となりやすい福祉相談課に在宅勤務や就職サポート情報のチラシを配布するなど、男女格差改善に向けての協力を要請した。 ・「男女平等推進に関する事業所アンケート」を実施し、集計結果を男女平等推進審議会に報告した。	
根拠と効果	雇用や就労に関する事業所情報について、各課との連携で行ったイベントなどで、多様な就業形態における男女平等を確保するための情報提供を行うことができた。	
課題と方針	性別による格差改善のため、男女問わず人権を尊重し、個々の能力を伸ばしていけるよう職場環境の改善、多様性の理解を深めることについて周知していく必要がある。引き続き、関係課や商工会にも様々な情報提供を図ることで、男女格差がない職場づくりを促進していく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	

施策の方向6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

《主な施策》 ① 地域活動への参画を促す

多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
地域活動への参画促進	地域活動団体の情報などを提供すると共に、地域活動がしやすい環境整備を進める。	パンフレット等による啓発及びお知らせコーナーや情報・交流コーナーの充実
事業実績	女性センター登録団体の活動案内や事業チラシの掲示、また、登録団体から意見を伺うなど、地域活動団体と連携した男女平等の推進を図った。また、市民活動団体の情報をまとめた市民活動ガイドブックを掲示・配布したほか、中央公民館で行われたサマーフェスティバルや、健康づくり課と連携したパープルリボン運動啓発イベントで、女性センター登録団体による参加型講座を実施し、地域活動への参画促進を行った。また、広報あさかに登録団体の事業を掲載した。	
根拠と効果	女性センター登録団体の情報掲示・発信や市民活動ガイドブックの配布などを通じて、誰もが地域活動や地域づくりに参画するきっかけを提供できた。また、サマーフェスティバルやパープルリボン運動啓発イベント等に多くの参加があったことで、男女共同参画に関する地域活動への参加促進が図れた。	
課題と方針	地域での様々な活動への参加促進のためにも、多くの団体に関する情報発信をしていく必要がある。引き続き、女性センター登録団体との連携を図りながら、登録団体を増やしていくなど、様々な活動に参加する機会を提供し、地域活動への参画促進を進めていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	I	I	I	

施策の方向6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

《主な施策》 ② 防災分野における男女共同参画を進める

「地域防災計画」に基づき、女性の視点も取り入れた防災対策と、防災や災害時・復興時の方針決定の場への女性参画を進め、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応の仕組みを推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
男女共同参画の視点に立った防災分野における情報の収集と提供	防災分野において男女共同参画の視点に立った情報の収集と提供を推進する。また、「防災・防犯マニュアルカード」を活用した周知を行い、防災・防犯に対する意識付けを行う。	女性視点での防災情報の収集及び啓発
事業実績	・4月の新規採用職員研修にて、避難所での速やかな活用が行えるよう「防災・防犯マニュアルカード(3種)」を配布し周知・啓発を行った。 ・8月の中央公民館フェスティバルにおいて、男女共同参画の防災パネル展とシール調査を実施し、防災資料を配布するなど情報提供することができた。 ・11月の朝霞市防災フェアに参加し、パネル展示、シール調査、「防災・防犯マニュアルカード(3種)」を配布し、多くの来場者の方々に周知・啓発を図った。 ・令和3年の東日本大震災から10年という節目で「女性視点の防災・防犯対策マニュアルカード(3種類)」を作成したが、近年の平均気温の上昇や大雨の増加など、気候変動とその影響が全国各地で現れており自然災害のリスクは高まってきていることから、「避難所運営における防犯防災マニュアルカード」「女性や子どものための防災防犯マニュアルカード」の2種類について、朝霞市地域防災アドバイザーの皆様にも助言いただき、掲載内容の見直しに着手した。	
根拠と効果	周知・啓発を行う場を増やしたことで、多くの方に男女共同参画の視点に立った防災を深めるきっかけを提供できた。	
課題と方針	平時からの準備を深めるため、引き続き、マニュアルカードの見直しを進め、配布するとともに活用を促していくなど、様々な機会を捉えて防災・防犯に対する意識付け・周知を図り、災害発生時に誰もが安心して避難できる避難所運営体制の確立を進めていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	

関連事業の実施状況

【関連事業】

第5次朝霞市総合計画の実施計画を男女平等の施策に当てはめ事業立てを行っていることから、総合計画の事務事業評価シートの写しをもって事業の把握を行いました。ただし、事務事業評価シートでは、男女平等の推進に関する取組等が読み取れないこともあり、男女平等の視点での取組や配慮、効果、課題や改善点について実施状況を把握し、施策目標ごとに取りまとめました。

施策目標 1 男女平等の意識の浸透

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
広報事業 (シティ・プロモーション課)	「広報あさか」や朝霞市公式ホームページにおける表現の配慮	ホームページ管理・運営・各SNSを使用した情報発信・メール配信サービスの運用等を実施し、男女共同参画の視点に立った市の広報活動における表現留意の啓発と、効果的な運用を図った。		1-2-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		性別による固定的役割分業意識にとられない広報の作成と、文字・イラスト・写真等の表現に配慮した。	今後も、広報あさか、その他の広報媒体での情報発信で、男女共同参画の視点に立った表現に留意し、誤解を与えることのないよう引き続き配慮していく。	
生涯学習 啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女平等に関わる出前講座の活用促進	事業実績など		1-2-①
		「あさか学習おとどけ講座」（出前講座）のPRを積極的に行い、男女平等の視点に立ったテーマの講座の活用促進を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
	男女平等に関する学習情報の提供	各種事業のPRについて、性別による固定的役割分担意識にとられないよう、イラスト・写真等の表現に配慮した。	引き続き、性別による固定的役割分業意識にとられない表現に配慮するとともに、「あさか学習おとどけ講座」のPR、利用促進に努める。	1-2-③
		事業実績など		
		生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成・広報あさかの「ようこそ！あさかの生涯学習へ」を通じて学習情報の提供をした。		
		男女平等の視点		
	男女平等に関する学習情報の提供	配慮した点・効果	課題・改善	1-2-③
		関係各課からの情報提供を求め、生涯学習ガイドブックや広報あさかなを通じて、男女平等推進に関する学習資料や講演会等の情報提供に継続して努めた。	今後も生涯学習ガイドブック「コンパス」や広報あさかななどを通じて、男女平等に関する講座など、各課が行う事業を広く情報提供する。	
		事業実績など		
		生涯学習ボランティアバンクの活用による市民や団体の知識・技能の還元を図った。		
地域人材の確保・活用	地域人材の確保・活用	事業実績など		1-2-④
		生涯学習ボランティアバンクの活用による市民や団体の知識・技能の還元を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
地域人材の確保・活用	地域人材の確保・活用	年齢や性別に関係なくスキルを持つ方々を紹介するとともに、活躍の場を提供して人材育成を図ったことで、市民にボランティアバンクの登録者を紹介できたほか、「朝霞市生涯学習体験教室」で講師として活躍いただくことができた。	生涯学習ボランティアバンクへの人材登録と活用について、一層の周知を行い、人材の育成を図る。	1-2-④

人権教育振興事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女平等に関する学習機会の提供	事業実績など		1-2-④
		市民人権教育研修会及び企業人権教育研修会や、朝霞市人権教育推進協議会との共催による現地研修会の実施等による、男女平等に関する学習機会を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		男女平等に関するテーマ等、解決しなくてはならない数多くの人権課題に対し、偏りなくテーマとして取り上げられるよう配慮し企画を立案した。多くの人権課題の解決のため、研修会等を行い、年齢や性別に関係なく人材登録と育成を図り、多くの方に活躍の場を提供できた。	引き続き、人権課題を解決するため、研修会等を開催する。	
母子健康教育事業 (健康づくり課)	マタニティ教室・育児学級の充実	事業実績など		1-2-③
		マタニティ教室に父親が参加できるカリキュラムを設けるなど、男女ともに家事や子育てに取り組めるような機会を提供。マタニティ教室１８回、母と子のつどい３回、離乳食スタート教室２４回、離乳食ステップアップ教室１２回、すこやか相談(発育発達相談)６回実施。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		参加者を妊婦に限定せず、すべての内容に両親で参加できるものとして、開催日程もすべて土曜日または日曜日の開催とし、一緒に参加しやすいよう配慮した。	現状、ほとんどが両親で参加しており、妊娠・出産・育児についての知識を得る機会を提供できている。今後も引き続き両親で参加できる機会を提供していく。	
東朝霞公民館 運営事業 西朝霞公民館 運営事業 北朝霞公民館 運営事業 (中央公民館)	子育て講座の充実	事業実績など		
		男性が家事・育児に参加できるよう育児講座を実施し、子育て世代の交流を図れる場を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		親子で参加できる講座を開催することにより、男性の参加を促し、男女平等の意識づくりを進めるとともに、子育て中の仲間づくりを支援した。	継続して実施する。	

施策目標 2 自己実現へ向けた学習機会の充実

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号	
市民相談事業 (地域づくり 支援課)	相談事業の実施	法律相談及び行政相談ともに有効に実施することができた。		2-1-①	
		男女平等の視点			
		配慮した点・効果	課題・改善		
		女性の弁護士や行政相談委員を配置したことで、女性が相談しやすい環境となり、気兼ねなく相談ができる効果があった。	市民が抱える日常生活における問題やトラブルの解決支援として法律相談や行政相談は必要であることから、引き続き誰もが相談しやすい環境の整備に努める。		
生涯学習 啓発推進事業 (生涯学習・ スポーツ課)	人権問題講演会等の開催	事業実績など		2-1-②	
		人権問題講演会、市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権教育講座などの実施を通じて、男女平等の視点での学習機会を提供した。			
		男女平等の視点			
		配慮した点・効果	課題・改善		
	団体等の情報提供と交流の促進	講演会や研修会等の実施に際し、男女平等の視点から学習機会の提供をするように努めたことで、男女平等を推進することができた。	講演会や研修会等を実施する際は、引き続き、男女平等の視点で学習機会の提供に努める。	2-2-①	
		事業実績など			
		生涯学習ボランティア登録団体等に、関係団体の情報提供と交流を促進した。			
		男女平等の視点			
	自己実現を支援する学習機会の充実	配慮した点・効果	課題・改善	2-1-③	
		生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成等にあたり、性別による固定的役割分業意識にとらわれないよう、イラスト・写真等の表現に配慮したことで、性別による固定的役割分業意識にとらわれない表現が浸透している。	各種事業のPRの際には、性別による固定的役割分業意識にとらわれない表現に配慮するとともに、引き続き「あさか学習おとどけ講座」のPR、利用促進に努める。		
		事業実績など			
		「朝霞市生涯学習体験教室」を開催し、自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会を提供した。			
	自己実現を支援する学習機会の充実	自己実現を支援する学習機会の充実	男女平等の視点		2-1-③
			配慮した点・効果	課題・改善	
			生涯学習ガイドブック「コンパス」等でPRに努めた他、「朝霞市生涯学習体験教室」を開催し、市民への生涯学習活動への機運を高め、意識啓発を行ったことなどにより、多くの市民に参加いただくことができ、学習機会の充実が図られた。	今後も各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会の充実を図る。	
			事業実績など		

中央公民館 運営事業 (中央公民館)	自己実現を支援する学習機会の充実	事業実績など		2-1-③
		各種講座等の開催（悠ゆう大学、さわやか健康教室、成人教養講座、こども天体教室、サイエンスキッズ、人権教育講座） 参加者：延べ217人 施設の貸出し 利用人数：141, 555人 プラネタリウム観覧者数：4, 358人		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		女性にとっても男性にとっても魅力ある多様な学習機会が選択できるよう、各種講座の実施や生涯学習に関する情報提供を行った。	今後も、性別にかかわらず参加できる事業の計画・実施を持続できるよう公民館運営に努める。	
図書館運営事業 (図書館)		事業実績など		
		多様な資料の収集・提供による情報提供や講座等の催事の開催を通じて、自己実現の支援を行った。また、電子図書サービスの導入により学習機会の更なる充実を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		多様な資料の収集・提供を行うとともに事業の内容や名称、開催日時等を配慮し、個々の参加意欲の促進、性別によらない学習機会の提供、学習の支援を行うことができた。	引き続き、自己実現に向けた支援ができるよう、多様な資料の収集・提供、各種事業を行うとともに、性別によらず広く学習機会の提供に努める。	
起業家育成 支援事業 (産業振興課)	起業支援	事業実績など		2-2-①
		セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行い、起業家育成相談件数は47件、起業家育成セミナーは57人の参加があった。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		性別に関わらず起業に興味を持ちやすい内容とするとともに男性だけでなく女性の講師を招くなど配慮した。	性別にかかわらず起業に関する各種支援がさらに効果的に実施できるよう相談体制やセミナーのあり方を工夫する必要がある。	

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
教職員研修事業 (教育指導課)	性教育の実施	人権教育主任研修会で関連動画やリーフレット等を周知した。		3-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		動画「LGBTQについてみんなで学ぼう」や「性の多様性に係る児童生徒用リーフレット」、「学校における性の多様性尊重取組シート」等を送付し、「多様な性」に関する正しい理解が深められるようにした。	今後も生まれ持った性別に違和感を持つ児童・生徒や性的指向について悩む児童・生徒が生きづらさや生活のしづらさを感じないように、児童・生徒に寄り添った学習環境を整備し、多様な性についての知識と一人一人の性的指向や性自認を尊重する意識を養う教育を推進していく。	
健康危機対策事業 (健康づくり課)	HIV／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進	事業実績など		
		リーフレットやポスターを掲示するなど、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		ポスター掲示やリーフレット配布等の啓発事業において、男女平等の観点到配慮した。	今後も引き続き、各種啓発事業において、男女平等の観点到配慮していく。	
健康教育事業 (健康づくり課)	健康教育等の実施	事業実績など		3-1-②
		生活習慣病予防教室のほか、身体活動、食生活、飲酒、喫煙などの健康教育事業を実施した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		男女平等の視点を意識し、性別を問わず参加しやすい配慮を心掛けたところ、健康教育事業への参加者増加につながった。	引き続き男女ともに参加しやすい事業を企画し、より多くの市民に健康教育を実施する。	
がん検診事業 (健康づくり課)	がん検診の実施	事業実績など		
		個別がん検診、集団がん検診の実施。がん検診無料クーポン券の交付。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		女性に特有の病気である子宮頸がん検診や乳がん検診のほか、男女共通のがん検診について受診率向上を目指して周知した。	市で把握できる検診受診率は、市実施の検診受診率のみであるため、現状では住民全体の検診受診率を正確に把握するすがないが、今後も男女平等や多様性の尊重を視点到効果的に周知する。	

妊婦一般健康 診査等事業 (健康づくり課)	妊婦一般健康診査 の実施	事業実績など		3-1-②
		母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査助成券の交付を行い、その費用の一部を助成し、妊娠期の健康管理を進めた。また、里帰り等で委託医療機関で受診した妊婦は1人あたり補助額上限107,990円の補助を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		安心して妊娠期を過ごせるよう、妊婦健診に係る費用の一部を助成した。14回分の助成券を発行し、概ね出産までの妊婦健診の回数をカバーできるだけの助成となった。また、産婦健診の助成を開始した。	母子健康手帳交付時に、必ず専門職が面接を行うことで、妊娠・出産や育児に関する不安や生活状況等を把握し、適切な支援に繋げていく。	
人権啓発推進事業 (人権庶務課)	人権施策の推進	事業実績など		3-2-③
		人権施策庁内連絡会を1回開催、庁内人権問題研修推進員研修を2回開催し、LGBTQに対する啓発を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		庁内人権問題研修推進推進員研修等において、多様な性のあり方、LGBTQについて研修を実施し、理解促進を図った。	引き続き、庁内研修等において内容を工夫し、理解促進を図っていく。	

施策目標 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

事務事業名	取組項目	事業実績など	施策番号
人権啓発推進事業 (人権庶務課)	人権フェスティバルや研修会等を通じた人権教育の推進	行政の各種施策を推進する上で、その担い手である職員の人権意識の向上は欠かすことのできないものであり、職員研修等を通して人権課題への正しい理解を深めることができた。また、人権擁護委員による「人権相談」、人権擁護委員と協働した「人権の花運動」(小学生対象)や「人権教室」(保育園児対象)を実施したほか、広報紙や市ホームページでの人権啓発や平和に関する事業の実施等により市民の人権尊重意識の高揚が図れた。	4-1-①
		男女平等の視点	
		配慮した点・効果	
		課題・改善	
		人権擁護委員と連携した「人権教室」では、男女平等や個性の尊重、いじめをしてはならないことなどをテーマに取り上げた。また、人権フェスティバルでは女性センターで配布している資料(防犯防災マニュアルカード等)を展示、配布した。	
人権啓発推進事業 (人権庶務課)	人権施策の推進	事業実績など	4-3-①
		行政の各種施策を推進する上で、その担い手である職員の人権意識の向上は欠かすことのできないものであり、職員研修等を通して人権課題への正しい理解を深めることができた。広報紙や市ホームページでの人権啓発や平和に関する事業の実施等により、市民の人権尊重意識の高揚が図れた。人権施策庁内連絡会を1回開催、庁内人権問題研修推進員研修を2回開催。パネル展や終戦記念日等における黙とう、半旗の掲揚を実施した。	
		男女平等の視点	
		配慮した点・効果	
		課題・改善	
教育指導支援事業 (教育指導課)	男女平等の視点からの人権教育の推進	事業実績など	4-1-①
		人権教育主任研修会での関連動画やリーフレット等の周知	
		男女平等の視点	
		配慮した点・効果	
		課題・改善	
教職員研修事業 (教育指導課)	異性間やパートナーによる暴力防止に関する教育の実施	事業実績など	4-1-②
		多様な児童・生徒を受け入れる教育相談体制づくり	
		男女平等の視点	
		配慮した点・効果	
		課題・改善	

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
職員人事管理事業 (職員課)	ハラスメント防止 対策の強化	・令和6年12月に、ハラスメントに関する相談窓口、職員のハラスメントの防止等に関する要綱、職場におけるハラスメントの防止等に関する指針及び総合労働相談コーナーの周知を内容とした通知を職員向けに発出した。 ・令和7年1月に、係長級以上の職員向けに、外部講師によるハラスメント防止研修を実施した。		4-1-②
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		職員がお互いの人格を尊重し、相互に信頼し合うことでその能力を十分発揮できる組織風土の醸成や労働環境の創出を目的としてハラスメント防止に取り組んでいる。	アンケート調査などを実施し、ハラスメントの実態の把握に努める。	
民生委員児童委員 活動事業 (福祉相談課)	地域における被害 者の早期発見体制 の充実	事業実績など		4-1-②
		地域内の情報を交換したり、事例研修を行う場として、各地区民児協の定例会等を計83回開催し、延べ1,619人の民生委員児童委員が出席した。また、市役所や社会福祉協議会などの関係機関に講師を依頼し、福祉問題等に関する研修会を実施した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		民生委員児童委員の活動周知について、年齢や性別に関係なく、委員の活動内容を紹介するなどして、多くの方に地域の課題を知っていただく機会や、必要な支援の情報を提供することができた。	引き続き、性別等に関係なく、誰もが地域の活動に興味を持ち、支援体制の充実に繋がるよう、活動の情報発信や啓発活動などを行っていく。	
生活保護事業 (生活援護課)	福祉関連施設との 連携強化	事業実績など		4-3-①
		DVなどの問題から居住地を失った被害者の支援のために、女性センター等の関係機関と連携し、生活再建に関する支援を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		加害者と被害者が接触することが無いように、安全に配慮して被害状況を聞き取り、傾聴に努め、寄り添った相談支援を行った。 被害者の状況に応じて関係機関と連携した対応を心がけ、関係機関と役割分担を図って支援することができた。	緊急的に、関係機関と足並みをそろえた対応が必要となることから、被害者の状況に応じて早期に適切な関係機関と連携を図るスキルが必要となる。	

生活保護事業 (生活援護課)	被害者等への相談・助言・保護支援の充実	事業実績など		4-2-①
		被害者等の状況や状態を確認する際、被害者の心境に配慮して傾聴し、寄り添うことに留意しつつ、適切な相談支援を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		加害者と被害者が接触することが無いように、安全に配慮して被害状況を聞き取り、傾聴に努め、寄り添った相談支援を行った。 被害者の状況に応じて関係機関と連携した対応を行うとともに、適切な保護を実施する中で、被害者の生活支援を行った。	関係機関と連携した速やかな対応が求められることから、被害者の状況に応じた適正な保護の実施のためのスキルはもとより、関係機関との連携を図るためのC Wのさらなるスキルアップが必要となる。	
児童相談事業 (こども未来課)	被害者等への相談、助言、支援の充実	事業実績など		4-2-①
		児童・保護者の状況等を確認し、児童虐待のリスクへの配慮や養育支援の必要性を検討しながら、児童・保護者に対して必要な助言や支援を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		面接等の際に児童・保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な対応を心掛けた。 また、児童が虐待被害を訴えた際には、安全を最優先に考えるとともに、性別に配慮するなど、相談者の状況に応じて関係機関と連携した支援ができた。	児童との面談の際に児童が委縮してしまわないように、性別に配慮した相談対応が行える体制整備が図られるように工夫したい。	

施策目標 4

異性間やパートナーからの暴力の根絶

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
母子訪問指導事業 (健康づくり課)	被害者等への健康 支援 保健所や医療機関 との連携強化	被害者等の状況に応じて地区担当保健師が対応し、状況に配慮しながら電話、来所、訪問などの健康相談を実施した。また、保健所や医療機関との連携により、DV被害の早期発見に努め、適切な対応を図った。		4-3-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		相談者の状況に応じて、早期に女性センター等の関係機関との連携した支援を行うことができた。	引き続き状況に応じて関係機関との連携を図り、支援を行っていく。	
母子施設入所事業 (こども未来課)	母子生活支援施設 や児童相談所等との 連携強化	事業実績など		
		母子生活支援施設や児童相談所の一時保護所等の利用が速やかに行えるように関係機関から情報等を収集するなど、連携強化を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		性差による社会的不利益に配慮するとともに、社会的な自立を目指した支援ができた。 相談者や児童の状況に応じ、関係機関の協力のもと、連携した支援ができた。	入所の手続きの同行等が必要な場面では相談者の状態等も考慮し、性別の役割等を意識しながら、体制が整えられるように工夫したい。	
包括的支援事業 (長寿はつらつ課)	地域包括支援センターや高齢者施設との連携強化	事業実績など		
		各圏域の地域包括支援センターで総合相談支援等を実施したほか、地域包括支援センターや高齢者施設等と連携を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		地域包括支援センターや特別養護老人ホームなどの高齢者施設と連携を図る際、できる限り男女ペアで対応するように配慮したことで、様々な事例において、多様な対応ができ、当該高齢者を含む対象者等に対して、安心感を与えることができた。	地域包括支援センターや特別養護老人ホームなどの高齢者施設の職員も、時間帯によっては職員の男女比に偏りが生じることがあるが、急な訪問等の場合でも、冷静に、男女平等の視点を含めた情報共有や対応を図っている。	
住民基本台帳 管理事業 (総合窓口課)	住民基本台帳事務 における支援措置	事業実績など		
		支援措置の申出により、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しや戸籍の附票の交付制限をした。また、戸籍の広域交付についても対象者が在籍する戸籍に交付制限をかけた。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		支援措置対象者を基幹系システム上で検索した際に注意喚起を促す表示を行う運用を行い、基幹系システム利用課全体で情報共有するよう努めた。また、戸籍の広域交付においても、対象者が在籍する戸籍に制限を掛け、発行しない運用としたことから、居所を探索する者からの請求に対し、証明書等の発行について適切な運用ができた。	基幹系システム利用の有無に関わらず、各課では、多くの個人情報を有しており統一的に把握することは難しい状況である。そのため、各課又は職員一人一人が、支援措置制度について、より一層理解を深め、慎重な対応をとることが必要である。	

施策目標 5 女性の職業生活における活躍の推進

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
広聴事業 (市政情報課)	広聴機会や手段の提供	「市への意見・要望」や「市政モニター」、「こどもモニター」など、幅広い広聴機会・手段の設定に努めた。		5-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「市への意見・要望」においては、性別記入欄を設けずに意見を収集した。また、「市政モニター」の登録依頼時に無作為抽出で候補を選出し、性別が偏らないように努めた。あらたに開始した「こどもモニター」においては、登録受付フォームに性別記入欄を設けず募集を行った。 令和6年度「市への意見・要望」 受付件数：203件 令和6年度「市政モニター」 新規登録者：男性108人、女性122人 令和6年度「こどもモニター」	男女平等の推進の観点から、引き続き男女問わず幅広い意見の収集に努める。	
生涯学習啓発 推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女が参加しやすい活動環境づくりの呼びかけ	事業実績など		5-1-②
		夜間・休日など、男女が参加しやすい生涯学習活動の場となるよう、環境整備に努めた。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		講座等の実施に際し、夕刻の時間帯や土日に開催するなど、男女が参加しやすい環境の整備に努めたことで、男女ともに参加しやすい環境となった。	引き続き、日時や保育等に配慮するとともに、ICTを活用しての講座を実施など、男女ともに参加しやすい環境となるよう取り組む。	
起業家育成 支援事業 (産業振興課)	起業支援	事業実績など		5-1-③
		セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行い、起業家育成相談件数は47件、起業家育成セミナーは57人の参加があった。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		性別に関わらず起業に興味を持ちやすい内容とするとともに男性だけでなく女性の講師を招くなど配慮した。	性別にかかわらず起業に関する各種支援がさらに効果的に実施できるよう相談体制やセミナーのあり方を工夫する必要がある。	

就労支援事業 (産業振興課)	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	事業実績など		5-1-③
		就労支援セミナーについては、ハローワーク等との共催事業、4市合同セミナーと合わせて4回実施し、合計308人の参加者があり、就労支援相談の相談件数は8件であった。また、朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度では2件の認定を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		女性向けのセミナーやWEBセミナーを実施するなど、女性が参加しやすいよう配慮した。	性別にかかわらず就労に関する各種支援がさらに効果的に実施できるよう相談体制やセミナーのあり方を工夫する必要がある。	
中央公民館 運営事業 (中央公民館)	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	事業実績など		5-1-③
		再就職、社会・地域活動の実施に向けての関係各課からの依頼を受け、ポスター掲示やチラシ、パンフレットの配架等を行った。また、女性の活躍の推進を目的とした、社会・地域活動等、能力開発担当課主催による講座の会場を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		地域活動の活性化を図るため、問合せに対して、適切な情報が提供できるよう心がけた。また、各種団体や関係各課からの掲示物や資料を来館者にわかりやすく掲示・配置するよう努めた。	女性の活躍推進を目的とした講座等に関し、引き続き男女平等の視点を取り入れ、継続して実施していく。	

施策目標 6

地域団体や事業所における男女共同参画の推進

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
子ども・子育て支援事業 (保育課)	子育て環境の整備	【保育所等】 民間保育所等に処遇改善の補助金交付 【幼稚園】 私立幼稚園で実施する預かり保育事業に補助金交付（3園） 【放課後児童クラブ】 民間クラブの定員の見直しによる定員増（R5比25人増）		6-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等において、児童の保育を必要とする保護者が、児童を安心安全に預けることができるように、既存の施設の安定的な運営に向けて補助金を支出するとともに、保育の質を維持するための監査機能を強化した。	施設の整備が保育の需要の高まりに追いついておらず、保育所及び放課後児童クラブ等において、入所保留児童の解消には至っていない。少子化が進む中で、新規施設の整備だけではなく別の手段を検討するなど、子ども・子育て支援事業計画に沿って進めていく。	
勤労者支援事業 (産業振興課)	一般事業主行動計画の策定への促進	事業実績など		6-1-②
		一般事業主行動計画策定を促すために、職業生活と家庭生活が両立できる「働き」について企業に向け資料等を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定事業」において、一般事業主行動計画の策定状況や女性の活躍に関する項目を設けている。また、認定チェック項目の見直しを行うなど性別に関わらず誰でも活躍できる職場環境の改善を推進した。	市内事業者の職場環境において、働きやすい職場づくりが浸透していくよう商工会などの関係機関と連携を図りながら取り組む必要がある。	
勤労者支援事業 (産業振興課)	雇用・就労に関わる法制度の周知	事業実績など		6-1-②
		男女雇用機会均等法、労働基準法、再雇用制度等の趣旨や内容の周知のため、県等の労働関係機関や商工会と連携しながら、啓発資料の配布等での情報提供。令和2年度から「ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度」をスタートし、市内事業者の認定者数を増やす中で、法制度の周知を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定事業」において、時間外労働の状況や女性の活躍に関する項目等を設けている。当該認定事業を通じて法制度の周知を図るなど、適正な職場環境の整備を推進した。	法制度の周知について、市の取組や広報媒体を活用するだけでなく、商工会などの関係機関と連携し、より広く市内事業者者に周知できるよう情報発信に努める必要がある。	

就労支援事業 (産業振興課)	多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインの周知	事業実績など		6-1-②
		業種別最低賃金のリーフレットや在宅ワークに関するチラシ、女性向けやシニア向け等のセミナーに関するチラシを市役所窓口・産業文化センター内、就職支援コーナーで配布・掲示を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定事業」において、リモートワーク等多様な働き方に関する項目等を設けている。当該認定事業を通じて多様な就業形態に関わる指針等の周知を図るなど、就労施策を推進した。	多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインについて、市の取組や広報媒体を活用するだけでなく、商工会などの関係機関と連携し、より広く市内事業者に周知できるよう情報発信に努める必要がある。	
市民活動支援 ステーション 運営事業 (地域づくり 支援課)	市民活動支援ステーションの充実	事業実績など		6-2-①
		メールマガジンや広報・ホームページなどで市民活動に関する情報発信を行ったほか、市民活動パネル展を開催し、市民活動の周知・啓発に努めた。また、市民活動の新たな担い手の育成を目的に「地域デビュー支援セミナー」を開催した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「市民活動団体相談会」等の募集に際し、女性と男性の区別をすること無く、気軽に参加してもらえるように配慮したことで、性別や年齢、活動領域に関わりなく、市民活動団体の相談等を受け付けて、活動の活発化を図ることができた。	市民活動の啓発・周知や、主催事業の実施にあたり、男女ともに参加しやすいよう、周知方法等を工夫しながら、誰もが地域で活動しやすい環境の整備を行っていく。	
地域防災推進事業 (危機管理室)	女性の視点を取り入れた地域防災計画の推進・避難所運営	事業実績など		6-2-②
		防災分野において男女共同参画の視点に立った情報の収集と提供を推進した他、「防災防犯マニュアルカード」を活用した周知を行い、防災・防犯に対する意識付けを行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		地域対応班の全ての班で女性職員を指名した。また、地域防災アドバイザーは、23名中10名が女性となっており、自主防災組織の訓練等において、女性の視点によるアドバイスをいただくことで、よりきめ細やかな防災対策の推進につながった。また、授乳を必要とする人や妊婦等要配慮者用のスペースを避難所に設けて対応できるようにしている他、女性センターが作成した「防災防犯マニュアルカード」を防災倉庫に設置し、避難所開設の際に役立てるようにした。	引き続き、女性の意見を取り入れながら防災対策を推進していく。	

第2次朝霞市男女平等推進行動計画 指標・数値目標一覧表

施策目標	施策の方向	指 標	数値目標			評価資料
			当初値 (H26)	実績 (R 元)	目標値 (R7)	
1 男女平等の意識の浸透	1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	8.0%	20%	市民意識調査
	1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	23.0%	35%	市民意識調査
2 自己実現へ向けた学習機会の充実	2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供	「あさか男女(ひと)の輪サイト」をよく知っている市民の割合	3.4%	4.1%	20%	市民意識調査
	2-2 能力の開発と活動の支援	能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性(20～50代)の割合	11.5%	7.1%	20%	市民意識調査
3 多様性の尊重と理解促進	3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」をよく知っている市民の割合	2.4%	5.0%	20%	市民意識調査
	3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進	★「SOGI(ソジ)」という言葉を知っている市民の割合	—	14.3%	20%	市民意識調査
4 異性間やパートナーからの暴力の根絶	4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」を知っている市民の割合	86.1%	87.6%	100%	市民意識調査
	4-2 相談体制の充実	市のDV相談(配偶者暴力相談支援センター)を知っている市民の割合	33.4%	27.4%	70%	市民意識調査
5 女性の職業生活における活躍の推進	5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進	★市職員の女性管理職員の割合	17.0%	21.4% (R6.4)	25%	朝霞市男女平等推進 年次報告書
		各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	47.2%	47.4% (R6.3)	70%	朝霞市男女平等推進 年次報告書
6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進	6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援	「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」をよく知っている市民の割合	25.5%	38.7%	50%	市民意識調査
	6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	★自治会や町内会の活動に参加している人の割合	21.0%	18.3%	25%	市民意識調査

※ 施策の方向に★が付いている指標については、後期計画の策定に伴い新たに目標設定したものの。

朝霞市女性活躍推進計画の該当部分

第2次朝霞市DV防止基本計画の該当部分(施策目標4)

【審議会等の女性委員の登用率の現状値】

令和7年3月末日現在

		印は、各審議会等での女性委員登用率が30%以上を表しています。					
	設置 根拠	名 称	課 名	男性 (人)	女性 (人)	計 (人)	女性委員 割合(%)
1	法必	行政不服審査会	人権庶務課	0	0	0	####
2	法必	本庁舎衛生委員会	職員課	0	0	0	####
3	法必	民生委員推薦会	福祉相談課	0	0	0	####
4	法必	介護認定審査会	長寿はつらつ課	0	0	0	####
5	法必	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議	長寿はつらつ課	0	0	0	####
6	法必	地域包括支援センター運営協議会	長寿はつらつ課	0	0	0	####
7	法必	地域密着型サービス運営委員会	長寿はつらつ課	0	0	0	####
8	法必	国民健康保険運営協議会	保険年金課	0	0	0	####
9	法必	教育委員会	教育総務課	0	0	0	####
10	法必	就学支援委員会	教育指導課	0	0	0	####
11	法必	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	0	0	0	####
12	法必	公平委員会	公平委員会	0	0	0	####
13	法必	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	0	0	0	####
14	法任	防災会議	危機管理室	0	0	0	####
15	法任	国民健康保護協議会	危機管理室	0	0	0	####
16	法任	入札監視委員会	入札契約課	0	0	0	####
17	法任	環境審議会	環境推進課	0	0	0	####
18	法任	廃棄物減量等推進審議会	資源リサイクル課	0	0	0	####
19	法任	住居表示整備審議会	総合窓口課	0	0	0	####
20	法任	朝霞市介護給付費等の支給に関する審査会	障害福祉課	0	0	0	####
21	法任	朝霞市障害者自立支援協議会専門部会地域生活支援拠点部会	障害福祉課	0	0	0	####
22	法任	朝霞市障害者自立支援協議会専門部会権利擁護部会	障害福祉課	0	0	0	####
23	法任	朝霞市障害者自立支援協議会専門部会こども部会	障害福祉課	0	0	0	####
24	法任	朝霞市障害者プラン推進委員会	障害福祉課	0	0	0	####
25	法任	朝霞市障害者自立支援協議会	障害福祉課	0	0	0	####
26	法任	朝霞市障害者自立支援協議会専門部会精神包括ケア部会	障害福祉課	0	0	0	####
27	法任	要保護児童対策地域協議会代表者会議	こども未来課	0	0	0	####
28	法任	要保護児童対策地域協議会実務者会議	こども未来課	0	0	0	####
29	法任	青少年問題協議会	こども未来課	0	0	0	####
30	法任	都市計画審議会	まちづくり推進課	0	0	0	####
31	法任	地域公共交通協議会	まちづくり推進課	0	0	0	####
32	法任	上下水道審議会	上下水道総務課	0	0	0	####
33	法任	いじめ問題専門委員会	教育指導課	0	0	0	####
34	法任	いじめ問題対策連絡協議会	こども未来課 教育指導課	0	0	0	####
35	法任	博物館協議会	文化財課	0	0	0	####
36	法任	公民館運営審議会	中央公民館	0	0	0	####
37	法任	図書館協議会	図書館	0	0	0	####
38	法任	農業委員会	農業委員会事務局	0	0	0	####
	設置 根拠	名 称	課 名	男性 (人)	女性 (人)	計 (人)	女性委員 割合(%)
39	市独	総合計画審議会	政策企画課	0	0	0	####
40	市独	外部評価委員会	政策企画課	0	0	0	####

41	市独	シティ・プロモーション委員会	シティ・プロモーション課	0	0	0	####
42	市独	情報公開・個人情報保護審査会	市政情報課	0	0	0	####
43	市独	情報公開・個人情報保護審議会	市政情報課	0	0	0	####
44	市独	防犯推進計画会議	危機管理室	0	0	0	####
45	市独	男女平等推進審議会	人権庶務課	0	0	0	####
46	市独	DV対策関係機関ネットワーク会議	人権庶務課	0	0	0	####
47	市独	特別職報酬等審議会	職員課	0	0	0	####
48	市独	公務災害補償等認定委員会	職員課	0	0	0	####
49	市独	農業祭運営委員会	産業振興課	0	0	0	####
50	市独	農業用廃プラスチック等収集処理運営協議会	産業振興課	0	0	0	####
51	市独	都市農業推進協議会	産業振興課	0	0	0	####
52	市独	担い手育成総合支援協議会	産業振興課	0	0	0	####
53	市独	産業振興基本計画推進委員会	産業振興課	0	0	0	####
54	市独	地域福祉計画推進委員会	福祉相談課	0	0	0	####
55	市独	総合福祉センター運営協議会	福祉相談課	0	0	0	####
56	市独	社会福祉法人認可等審査委員会	福祉相談課	0	0	0	####
57	市独	災害弔慰金等支給審査委員会	福祉相談課	0	0	0	####
58	市独	日本手話言語条例に係る施策推進懇談会	障害福祉課	0	0	0	####
59	市独	児童館運営協議会	こども未来課	0	0	0	####
60	市独	子ども・子育て会議	こども未来課	0	0	0	####
61	市独	健康づくり推進協議会	健康づくり課	0	0	0	####
62	市独	予防接種健康被害調査委員会	健康づくり課	0	0	0	####
63	市独	景観審議会	まちづくり推進課	0	0	0	####
64	市独	開発事業等紛争調停委員会	開発建築課	0	0	0	####
65	市独	緑化推進会議	みどり公園課	0	0	0	####
66	市独	基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会	みどり公園課	0	0	0	####
67	市独	内間木公園拡張整備等検討委員会	みどり公園課	0	0	0	####
68	市独	教育行政施策評価会議	教育総務課	0	0	0	####
69	市独	入学準備金及び奨学金貸付審査会	教育管理課	0	0	0	####
70	市独	幼児教育振興協議会	教育指導課	0	0	0	####
71	市独	ふれあい推進事業推進委員会	教育指導課	0	0	0	####
72	市独	学校給食運営審議会	学校給食課	0	0	0	####
73	市独	学校給食用物資選定委員会	学校給食課	0	0	0	####
74	市独	社会教育委員会議	生涯学習・スポーツ課	0	0	0	####
75	市独	スポーツ推進審議会	生涯学習・スポーツ課	0	0	0	####
76	市独	スポーツ推進委員会議	生涯学習・スポーツ課	0	0	0	####
77	市独	文化財保護審議会委員会議	文化財課	0	0	0	####
78	市独	コミュニティセンター運営審議会	コミュニティセンター	0	0	0	####
合 計				0	0	0	
				####	####	100%	

※78の審議会等のうち、37の審議会等において、女性委員の登用率が30%以上となっています。

7 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

□実施計画取組項目との位置付けと評価

- ・国が定める女性活躍推進法に関する基本方針を勘案し、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、市町村推進計画を策定することが努力義務とされました。
- ・実施計画上で推進している一部の事業が、女性活躍推進法の施策と一体となる取組について、主な施策別に評価しました。
- ・女性活躍推進法の基本方針に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価は、3つの柱立てに区分した取組項目ごとに総合評価しました。

女性活躍推進法に基づく推進計画について

【国の動き】

平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行され、市町村は、国が定める基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、推進計画を策定することが努力義務とされました。

【女性の活躍推進とは】

女性の自らの意思によって、職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層大事であることから、女性に対する採用や昇進等の機会の積極的な提供及びその活用や、仕事と家庭の両立への配慮などにより、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざしています。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針】

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動

2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- ①男性の意識と職場風土の改革
- ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

【朝霞市の動き】

この実施計画を推進することで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に定める施策を一体のものとして行っていることから、この計画を女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として推進します。

女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表

※国が定めた基本方針を勘案(下記3つの柱立て)し、実施計画上の取組項目を当てはめた一覧表です。

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

主な施策	施策番号	取組項目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1-2-2-2*	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2-1-1-2*	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2-1-2-1*	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2-1-3-1*	それいゆぶらざ(女性センターにおける情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2-2-1-1*	就業や起業支援に向けた情報の提供
	2-2-1-4	起業支援
市政への男女共同参画を推進していく	5-1-1-1*	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成
	5-1-1-2*	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知
就業上での女性の活躍を推進する	5-1-3-2*	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知
	5-1-3-3	起業支援
	5-1-3-4	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供
	5-1-3-5	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催
仕事と家庭の両立を支援する	6-1-1-3	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-1-2-4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知

2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-1*	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1-2-3-2*	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催
	1-2-3-3	マタニティ教室、育児学級の充実
	1-2-3-5	子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1-2-4-1*	地域人材の育成・活用
性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる	3-1-1-1*	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信
	3-1-1-2	HIV／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4-1-2-4	ハラスメント防止対策の強化
市内での男女共同参画を推進していく	5-1-2-1*	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
	5-1-2-2*	「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」の推進
仕事と家庭の両立を支援する	6-1-1-1*	両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供
	6-1-1-2	子育て環境の整備
地域活動への参画を促す	6-2-1-1*	地域活動への参画促進
	6-2-1-2	市民活動支援ステーションの充実
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-1-2-3	雇用・就労に関わる法制度の周知

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-2*	男女平等を阻害する慣行の是正提案
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-1-2-1*	事業所への男女格差改善の協力要請
	6-1-2-2*	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施

4 上記1・2・3全てに当てはまる取組項目

主な施策	施策番号	取組項目
就業上での女性の活躍を推進する	5-1-3-1*	女性活躍推進法の推進

* 印は進行管理事業

主な施策別にみる女性活躍推進法(基本方針)に基づく、地方公共団体に関する施策と一体となる取組項目一覧表

※女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

- ①女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
- ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備
- ③社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

主な施策	施策番号	取組項目	女性活躍推進法基本方針に基づく地方公共団体に関する施策と一体となる取組項目		
			①	②	③
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進		○	
	1-1-2-2*	男女平等を阻害する慣行の是正提案			○
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1-2-2-2*	進路指導、キャリア教育の充実	○		
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1-2-3-2*	男性の育児参画や女性リーダーシップ能力向上講座の開催		○	
	1-2-3-3	マタニティ教室、育児学級の充実		○	
	1-2-3-5	子育て講座の充実		○	
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1-2-4-1*	地域人材の育成・活用		○	
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2-1-1-2*	「女性総合相談」の実施	○		
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2-1-2-1*	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	○		
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2-1-3-1*	それいゆぶらざ(女性センター)における情報発信	○		
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2-2-1-1*	就業や起業支援に向けた情報の提供	○		
	2-2-1-4	起業支援	○		
性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる	3-1-1-1*	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信		○	
	3-1-1-2	HIV／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進		○	
異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4-1-2-4	ハラスメント防止対策の強化		○	
市政への男女共同参画を推進していく	5-1-1-1*	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	○		
	5-1-1-2*	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知	○		
就業上での女性の活躍を推進する	5-1-3-1*	女性活躍推進法の推進	○	○	○
	5-1-3-2*	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知	○		
	5-1-3-3	起業支援	○		
	5-1-3-4	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	○		
	5-1-3-5	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	○		
庁内での男女共同参画を推進していく	5-1-2-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進		○	
	5-1-2-2*	「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」の推進		○	
仕事と家庭の両立を支援する	6-1-1-1*	両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供		○	
	6-1-1-2	子育て環境の整備		○	
	6-1-1-3	一般事業主行動計画の実施への促進	○		
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-1-2-1*	事業所への男女格差改善の協力要請			○
	6-1-2-2*	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施			○
	6-1-2-3	雇用・就労に関わる法制度の周知		○	
	6-1-2-4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	○		
地域活動への参画を促す	6-2-1-1*	地域活動への参画促進		○	
	6-2-1-2	市民活動支援ステーションの充実		○	

*印は進行管理事業

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

※国が定めた女性活躍推進法の基本方針を勘案し、朝霞市推進計画に示す取組項目を3つの柱立てに区分しています。

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動

【総 評】

「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などの施行により、仕事と育児等との両立支援のため、育児休業制度等の整備・充実が進められています。しかしながら、女性を取り巻く就労環境については、制度を上手く利用しきれていない現状も課題として残っており、希望に応じた多様な働き方の実現が確立されている社会とは、未だに言い難い状況です。市ではプロダクティブ・ヘルス/ライツなど女性の生涯を通じた健康管理を支援するとともに、安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす重大な人権侵害であるDVやハラスメント、性犯罪・性暴力の防止や、多様な性に関する正しい理解の促進等に向けて、リーフレットの配布や市公式ホームページでの周知啓発に加え、公共施設や公園のトイレ等に相談窓口のポスターを掲示しました。また、キャリア形成のための学習支援情報や、就業支援に関する相談窓口等について、あさか男女の輪リンク集に掲載したほか、商工会への情報提供や就労担当課との情報共有を図り、女性の活躍が推進される取組を行いました。この他、誰もが働きやすい職場環境づくりを進める企業等を、ワーク・ライフ・グットバランス企業として認定する際に、女性の活躍に関する項目を設け、男女が平等に活躍できる職場環境の改善を推進しました。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主 な 施 策	評 価	取 組 項 目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく (1-2-2)	I	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する (2-1-1)	I	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にする分かりやすい情報を提供する (2-1-2)	II	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる (2-1-3)	II	それいゆぶらざ(女性センター)における情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る (2-2-1)	II	就業や起業支援に向けた情報の提供 起業支援
市政への男女共同参画を推進していく (5-1-1)	II	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知
就業上での女性の活躍を推進する (5-1-3)	II	女性活躍推進法の推進 積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知 起業支援 能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供 再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催
仕事と家庭の両立を支援する (6-1-1)	II	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-1-2)	II	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

- ①男性の意識と職場風土の改革
- ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

【総 評】

男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍を推進するためには、男性や職場、社会の理解が必要不可欠であることから、市が率先して男女平等を推進し、職場環境の整備など庁内における取組が促進されるよう「朝霞市市内男女平等推進指針」について、庁内連絡会議での説明等を行いました。また、女性センター登録団体などの市民活動団体の活動案内や体験イベント等を通じて、地域活動への参画を促したほか、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等において安定的な運営のための整備や定員増を図り、家庭と仕事の両立に向けた環境整備を図りました。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主 な 施 策	評 価	取 組 項 目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む (1-1-2)	II	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく (1-2-3)	I	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催 マタニティ教室、育児学級の充実 子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める (1-2-4)	II	地域人材の育成・活用
性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権の考え方を普及させる (3-1-1)	II	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信 HIV／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ (4-1-2)	I	ハラスメント防止対策の強化
庁内での男女共同参画を推進していく (5-1-2)	I	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進 「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」の推進
就業上での女性の活躍を推進する (5-1-3)	II	女性活躍推進法の推進
仕事と家庭の両立を支援する (6-1-1)	II	両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供 子育て環境の整備
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-1-2)	II	雇用・就労に関わる法制度の周知
地域活動への参画を促す (6-2-1)	I	地域活動への参画促進 市民活動支援ステーションの充実

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

【総 評】

男女平等を阻害する慣行の是正に向けて、性別による固定的役割分担意識を解消するなど、誰もが認め合い、尊重されるよう、啓発冊子の配布や女性活躍推進法に関する情報提供などを行いました。男女の役割について、固定的な観念をもつことや、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を前提とした行動が、問題を引き起こしてしまう要因となることなどについて、広報あさかや、男女共同参画週間などのイベントを通して周知啓発を行いました。また、庁内への取組として、朝霞市庁内男女平等推進指針の推進や、市の各種施策等で性別による固定的な役割分担意識に捉われていることがないか、庁内連絡会議などで説明を行いました。性別に関わりなく、すべての人が活躍できる社会の実現に向けて、今後も固定的な性別役割分担意識を変える周知啓発を行っていくとともに、計画策定時での市民意識調査や事業所アンケートを通じて、女性活躍の環境整備が進んでいるかなどの現状やニーズを把握し、女性の活躍に関する施策が円滑に推進されるよう取り組んでいきます。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主な施策	評 価	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、 問題提起に取り組む (1-1-2)	II	男女平等を阻害する慣行の是正提案
就業上での女性の活躍を推進する (5-1-3)	II	女性活躍推進法の推進
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-1-2)	II	事業所への男女格差改善へ向けて協力を啓発 「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施

第3部

朝霞市の男女平等推進体制

男女平等推進体制

1 男女平等推進審議会

男女平等推進審議会は、男女平等推進条例第24条により設置されており、男女平等を推進する上で必要な事項を審議します。具体的には、男女平等に関する行動計画策定に当たっての審議や男女平等の推進に関する市の事業等の評価、男女平等に関する施策の実施状況等について公表される報告書の内容等について審議します。審議会は、男女平等の推進に関する活動を行っている者、関係行政機関の職員、知識経験者、公募による市民の委員13人以内をもって組織されます。

【会議の開催状況】

第1回 令和6年5月24日

- ・令和5年度朝霞市男女平等推進事業報告について
- ・令和5年度朝霞市男女平等推進事業評価(案)について
- ・その他

第2回 令和6年7月25日

- ・朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生アンケートの内容について
- ・その他

第3回 令和6年11月15日

- ・朝霞市女性センターの名称について
- ・その他

第4回 令和7年2月21日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた事業所アンケートの結果について
- ・朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査の結果について
- ・その他

【朝霞市男女平等推進審議会委員名簿】

(順不同・敬称略)

令和7年3月末時点

選出区分	委員氏名	職	備考
男女平等の推進に関する活動を行っている者	小島真知子	委員	朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員
	星名 弘恵	//	朝霞市女性センターそれいゆぱらざ登録団体
関係行政機関の職員	渡辺 千津子	//	埼玉県男女共同参画推進センター(R6.4.1～)
	岩上 和弘	//	埼玉県朝霞警察署(R4.9.15～)
	金井美奈子	//	埼玉県朝霞保健所(R4.4.1～)
知識経験者	金子智恵子	副会長	朝霞市商工会
	久慈須美子	委員	女性起業家
	栗山 昇	会長	司法書士
	土佐 隆子	委員	民生委員児童委員
	内山 有子	//	東洋大学
公募による市民	兼本 尚昌	//	公募
	島根 道子	//	公募
	川村 三奈	//	公募

任期: 令和5年7月15日～令和7年7月14日(2年間)

2 男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進庁内連絡会議は、男女平等推進庁内連絡会議設置要綱により、男女平等推進施策について関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため設置されています。委員は、下記表に掲げる課の、主に課長級、課長補佐級の職員で組織されます。

市長公室	政策企画課、市政情報課
総務部	職員課
市民環境部	地域づくり支援課、産業振興課
福祉部	福祉相談課、長寿はつらつ課
こども・健康部	こども未来課、健康づくり課
都市建設部	まちづくり推進課
上下水道部	上下水道総務課
教育委員会	教育指導課、生涯学習・スポーツ課

【会議の開催状況】

第1回 令和6年5月17日

- ・副委員長の選出について
- ・令和5年度男女平等推進事業報告について
- ・令和5年度男女平等推進事業評価(案)について
- ・その他

第2回 令和6年7月11日

- ・朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生アンケートの内容について
- ・朝霞市男女平等に関する職員意識調査の実施について
- ・その他

第3回 令和6年11月7日

- ・女性センターの名称について
- ・その他

第4回 令和7年2月19日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた事業所アンケートの結果について
- ・男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査の結果について
- ・その他

【幹事会の開催状況】

幹事会は、男女平等推進庁内連絡会議の中に位置し、男女平等推進に関する具体的事項を調査、研究するプロジェクトチームとして設置されています。幹事は、公室及び部の職員とし、総務部、福祉部、こども・健康部から1人、その他の公室及び部から2人ずつ選出され、主に係長級、主任級の職員で組織されます。

第1回 令和6年5月8日

- ・リーダー及びサブリーダーの選出
- ・令和5年度男女平等推進事業報告について
- ・各種リーフレットについて
- ・令和6年度「重点活動テーマ」について

3 DV対策等関係機関ネットワーク会議

DV対策関係機関ネットワーク会議は、朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議設置要綱により、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するために設置されています。令和元年度からは庁内外を問わず一つの会議体とし、より一層の緊密な連携を図っております。委員は、下記表に掲げる機関に属する者で構成されます。

区分	機関の名称
県の関係機関	1 婦人相談センター
	2 所沢児童相談所
	3 朝霞保健所
	4 朝霞警察署
市の関係機関	1 人権庶務課
	2 危機管理室
	3 地域づくり支援課
	4 総合窓口課
	5 福祉相談課
	6 生活援護課
	7 障害福祉課
	8 長寿はつらつ課
	9 こども未来課
	10 保育課
	11 健康づくり課
	12 保険年金課
	13 開発建築課
	14 教育委員会教育管理課
	15 教育委員会教育指導課
その他の関係機関	1 一般社団法人朝霞地区医師会
	2 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会

【会議の開催状況】

第1回 令和6年5月29日

- ・朝霞市におけるDV被害者支援の現状と課題について
- ・DV被害者支援における各関係機関の役割について
- ・その他

第2回 令和7年2月21日

- ・ケース支援について
- ・その他

○ DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナー等親密な関係にある(あった)者が、相手に対して振るう身体的・性的・精神的・経済的暴力のこと。また人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴る、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。また、デートDVとは恋人同士の間で起こる暴力のことをいう。

○ DV相談

本市が行っている相談で、配偶者やパートナー等親密な関係にある(あった)者同士の間で振るわれる暴力に関する相談。

○ DV対策関係機関ネットワーク会議

DVに係る情報の交換及び共有に関することや、DVの防止に係る啓発活動に関することなど、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するため設置している。

○ LGBTQ(エルジービーティーキュー)

レズビアン(L:女性同性愛者)、ゲイ(G:男性同性愛者)、バイセクシュアル(B:同性も異性も好きになる人)、トランスジェンダー(T:身体の性と心の性が異なる人)、クエスチョニング(Q:自分自身の性自認や性的指向に迷ったり、探している人)の頭文字をとった言葉。

○ NPO

Non-Profit Organization の略で、「特定非営利活動法人」や「民間非営利組織」等と訳される。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。

○ あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー

男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員」と協働で実施している。

○ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の平均の子どもの数のこと。

○ ジェンダー

本来の生物学的な性別(セックス)ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に形成された性別のこと。

○ それいゆばらざ(女性センター)

市民の交流や講座の開催、また、DV 相談や女性総合相談など男女平等に関する様々な施策を推進する総合的な拠点施設として、朝霞市中央公民館・コミュニティセンターの中に設置している。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」との思いから生まれた愛称。

○ 女性総合相談

本市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。

○ 女性に対する暴力をなくす運動

国では、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、毎年 11 月 12 日から国連の定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」の 25 日までの 2 週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めている。平成 13(2001)年 6 月 5 日、男女共同参画推進本部決定。具体的には、ポスター等の作成配布やメディアを利用した広報活動、講演会等の啓発活動、相談窓口の開設などを行い、関係機関の連携強化と意識啓発、教育の充実を図る。

○ パープルリボン

パープルリボン(紫色のリボン)は DV をはじめとする女性に対する暴力をなくそうという国際的なキャンペーンのシンボルとなっている。女性に対する暴力をなくす運動期間中(11/12～25)の前後に、パープルリボンをタペストリーやツリーに飾り付けるといったことや、パープルリボンにちなみ紫色にライトアップするなどの運動が全国で行われる。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成 28(2016)年に施行された。民間企業等(一般事業主。常時雇用する労働者の数が 100 人以下の一般事業主については努力義務)並びに国及び地方公共団体の機関(特定事業主)に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられている。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定を努力義務とされている。

○ 性的指向・性自認(SOGI)

SOGIはSexual Orientation Gender Identityの頭文字をとった言葉で性的指向・性自認を意味する。性的指向は、恋愛感情を抱く相手の性別のこと。性自認は、自身が認識している性別のこと。性表現を加えて表す際は、SOGIE(ソジー)と表現する。

○ 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成 6(1994)年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。

○ 性別による固定的な役割分業意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

○ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。男女共同参画社会を推進していくために、「男女共同参画社会基本法」が平成 11(1999)年6月より施行されている。

○ 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律。性別を理由とする差別の禁止が定められている。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための雇用管理上必要な措置を事業主に義務づけている。

○ 男女平等苦情処理委員

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。

○ 男女平等推進行動計画

「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。これまで平成 18(2006)年度から 10 年ごとに計画を策定しており、平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの計画を「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画」としている。

○ 男女平等推進事業企画・運営協力員等

本市における男女平等推進事業の実施に当たり、地域人材の活用を図り、行政と協働して効果的な事業を推進し、男女平等推進に関する市の事業の企画・運営を行う。なお、男女平等推進事業企画・運営協力員、男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員が推進している。

○ 男女平等推進情報「そよかぜ」

男女が平等となる社会像の提案や男女平等推進の情報として、「そよかぜ企画・編集協力員」と協働で企画・編集し、広報あさか等で広く情報提供しているもの。

○ 男女平等推進条例

男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的に、平成 15（2003）年に施行された条例。

○ 男女平等推進審議会

男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議する会議。「朝霞市男女平等推進条例」で設置が規定されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で成り立っている。

○ 市内男女平等推進指針

「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、市役所から率先して男女平等を推進するため、職員一人一人の男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、市内における取組を促進することを目的としている。

○ デートDV

恋人同士の間で起こる暴力のこと。10～20歳代の若年層の交際において、相手が嫌がるのに無理やり力づくで言うことを聞かせたり、暴言や暴力を振るうなどの身体的・性的・精神的・経済的暴力を指す。

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成 13（2001）年に制定された法律。

○ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。例えば、女性が少ない場合、女性枠数を設けて、人事を行う等。

○ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



朝霞市男女平等推進年次報告書

令和7年度版(令和6年度事業実績)

令和7年6月発行

編集・発行 朝霞市総務部人権庶務課
それいゆぷらざ(女性センター)

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1-7-1
TEL 048-463-2697
FAX 048-463-0524

◎施策体系(案)

《第2次朝霞市男女平等推進行動計画 後期基本計画》

重点課題	施策目標	施策の方向
①男女平等の意識づくり	1 男女平等の意識の浸透	1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案
		1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発
	2 自己実現へ向けた学習機会の充実	2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供
		2-2 能力の開発と活動の支援
	3 多様性の尊重と理解促進	3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康の尊重に向けた理解促進
		3-2 性的指向・性自認（SOGI）等に配慮した啓発の推進
②男女平等が実感できる生活の実現	4 異性間やパートナーからの暴力の根絶	4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止
		4-2 相談体制の充実
		4-3 関係機関等との連携強化
	5 女性の職業生活における活躍の推進	5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進
	6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進	6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援
		6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

《第3次朝霞市男女平等推進行動計画》(案)

重点課題	施策目標	施策の方向
①個人の尊厳を重視する社会づくり	1 男女平等の意識の浸透	1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案
		1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発
	2 多様性の尊重と理解促進	2-1 SOGIE（性的指向・性自認・性表現）等に配慮した啓発の推進
		3-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止
	3 パートナーや身近な人からの暴力の根絶	3-2 相談体制の充実
		3-3 関係機関等との連携強化
②経済分野や政策・方針決定過程における女性の活躍推進	4 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実	4-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康の尊重に向けた理解促進
		4-2 若年者が安心して暮らせるための支援
		4-3 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境の整備
	5 女性の職業生活における活躍の推進	5-1 就業における女性の活躍の推進
		5-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供
	6 まちづくりや地域活動における男女共同参画の推進	5-3 能力の開発と活動の支援
		5-4 仕事と生活の調和推進
		6-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進
		6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

赤字…新設となる項目

青字…表現を変更した項目

DV防止基本計画

困難女性支援基本計画

女性活躍推進計画

令和6年度実施 朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査 結果報告書《概要版》

調査の目的

この調査は、「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」(令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの計画)の策定や、今後の取組に向けた重要な基礎資料とするために実施したものです。

調査の概要

■調査対象： 朝霞市内の小学6年生 1,273人、朝霞市内の中学3年生 1,087人、朝霞市内の高校3年生 720人

■調査方法： 電子申請による回答

■調査期間： 令和6年9月18日(水)～10月2日(水)

■回収結果

学 年	小学6年生	中学3年生	高校3年生
対象児童・生徒数	1,273人	1,087人	720人
回収件数	573件	196件	219件
有効回収率	45.0%	18.0%	30.4%

・図表中の(n=*)は集計母数を表しています。

・回答の比率(%)は、各設問の回答者数を母数として算出しているため、複数回答の設問については、選択肢ごとの比率を合計すると100%を超えることがあります。

・回答の比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、属性ごとの回答比率の合計が100%にならないことがあります。

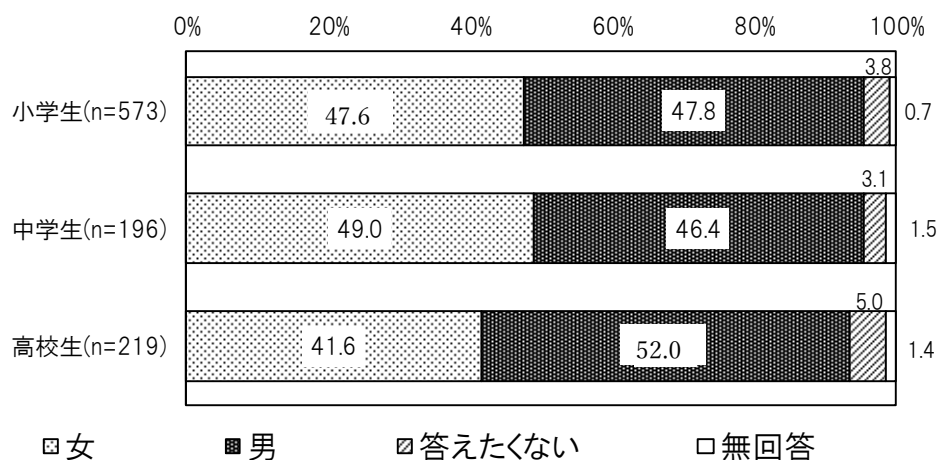
・回答傾向の記述にあたり、同様の傾向の回答をまとめて割合を示すために、【 】で表現する場合があります。

回答者の属性

○小学生は「女」が47.6%、「男」が47.8%、「答えたくない」が3.8%、無回答が0.7%となっています。

○中学生は「女」が49.0%、「男」が46.4%、「答えたくない」が3.1%、無回答が1.5%となっています。

○高校生は「女」が41.6%、「男」が52.0%、「答えたくない」が5.0%、無回答が1.4%となっています。

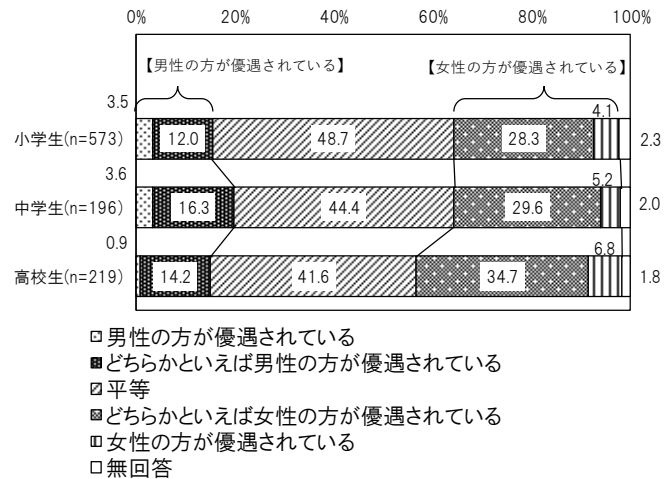


男女の平等について

男女の平等について

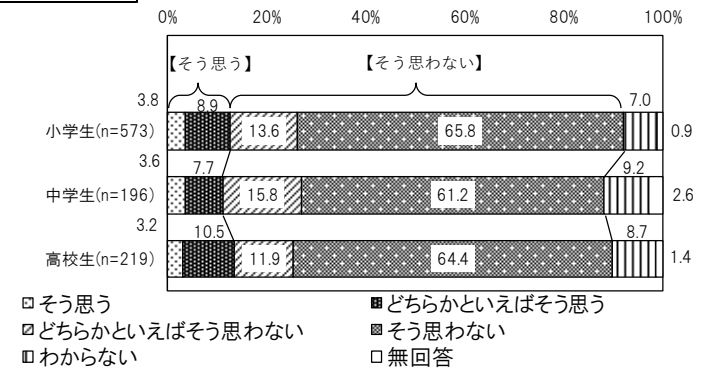
○小学生、中学生、高校生ともに「平等」の割合が最も高く、いずれも4割以上を占めています。

○「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計【男性の方が優遇されている】と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と「女性の方が優遇されている」の合計【女性の方が優遇されている】を比較すると、小学生、中学生、高校生ともに【女性の方が優遇されている】という割合の方が高い結果となっています。



「男は仕事に専念して、女は家庭を守るべき」という考え方について

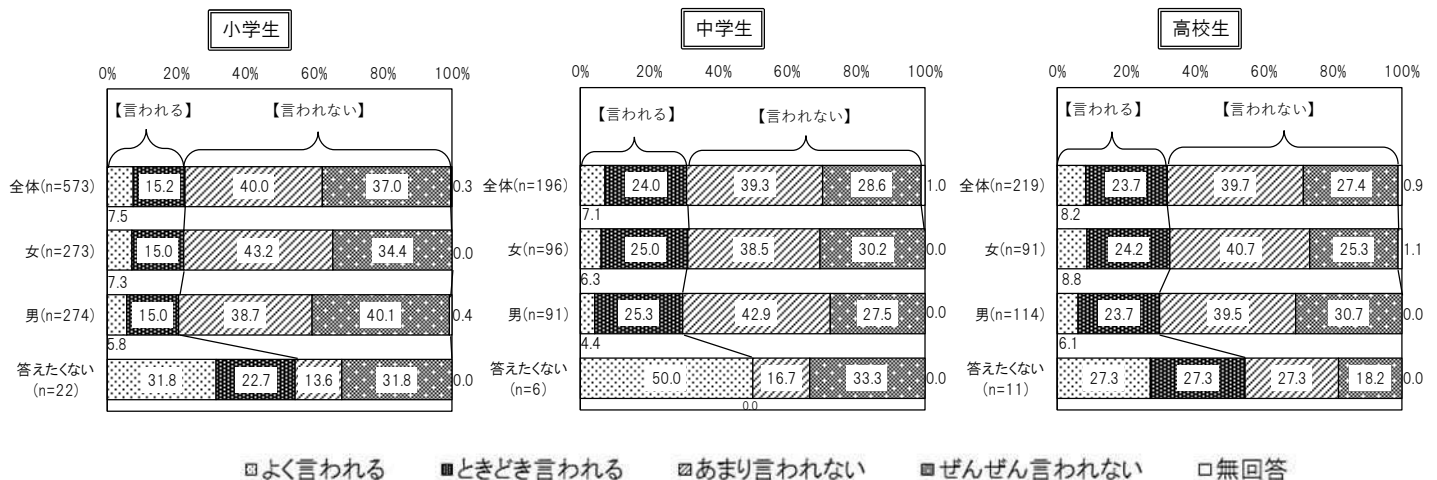
○小学生、中学生、高校生ともに、「そう思う」「どちらかというと思う」の合計である【そう思う】は1割強、「どちらかというと思わない」「そう思わない」の合計である【そう思わない】は8割近くを占めています。



男らしさ・女らしさを押し付けられた経験

○「男だから〇〇しなさい」や「女だから〇〇しなさい」と言われた経験は、小学生、中学生、高校生とも、全体では「よく言われる」と「ときどき言われる」の合計【言われる】よりも「あまり言われないう」と「ぜんぜん言われないう」の合計【言われないう】割合の方が高くなっています。また、性別でみると、女子、男子とも同様に【言われる】よりも【言われないう】割合の方が高くなっています。

○しかしながら、性別について「答えたくない」と回答した人については、【言われる】割合が女子、男子よりもはるかに高く、小学生と高校生では【言われないう】よりも【言われる】方が高くなっています。



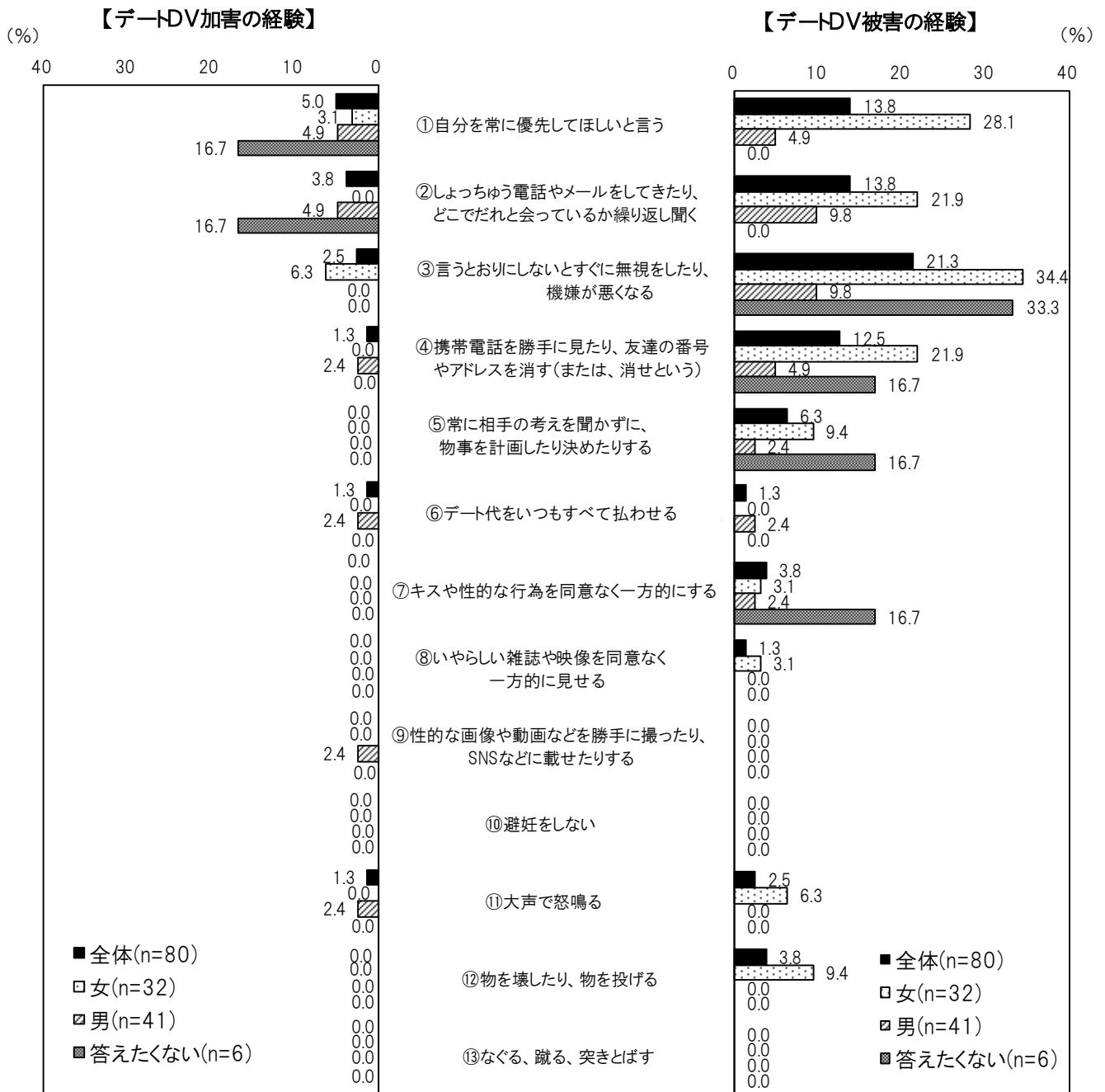
デートDVについて

デートDV被害と加害の経験

○高校生意識調査において、恋人(交際相手)がいる人を対象にデートDV加害経験と被害経験についてたずねました。

○デートDV被害にあった経験のうち、割合が最も高いのは「③言うとおりにしないとすぐに無視をしたり、機嫌が悪くなる」(21.3%)、次いで「①自分を常に優先してほしいと言う」と「②しょっちゅう電話やメールをしてきたり、どこでだれと会っているか繰り返し聞く」(ともに13.8%)、「④携帯電話を勝手に見たり、友達の番号やアドレスを消す(または、消せという)」(12.5%)が上位となっています。

○デートDV加害については、いずれの項目も1割に達していない割合となっています。



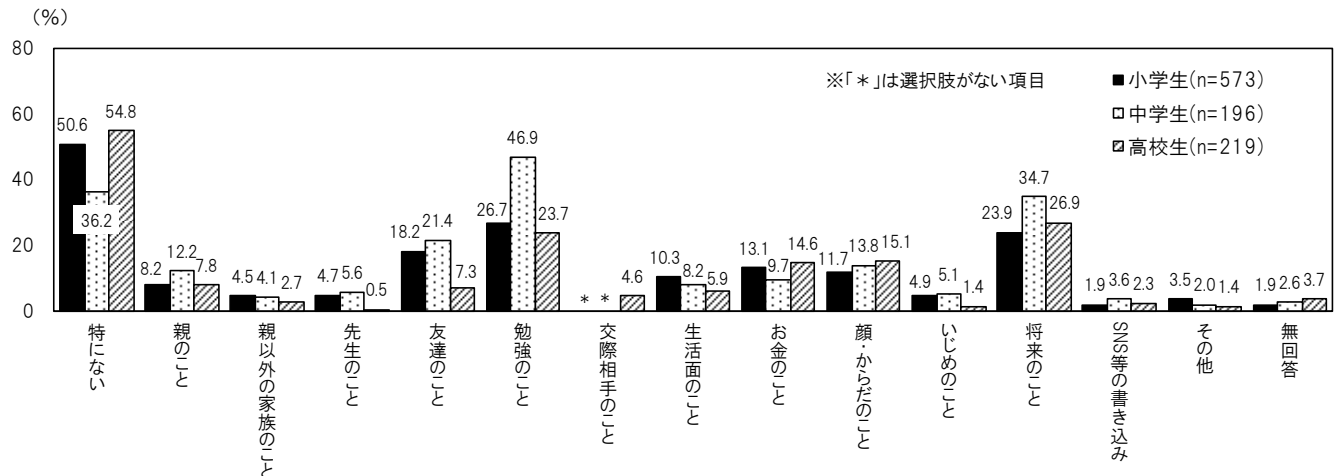
悩みや心配事について

悩みや心配事

○小学生、高校生は「特にない」とする回答が5割以上となっています。

○具体的な悩みや心配事の内容の上位項目は、小学生と中学生の傾向はほぼ同様で、いずれも「勉強のこと」「将来のこと」「友達のこと」の順に高い割合となっています。

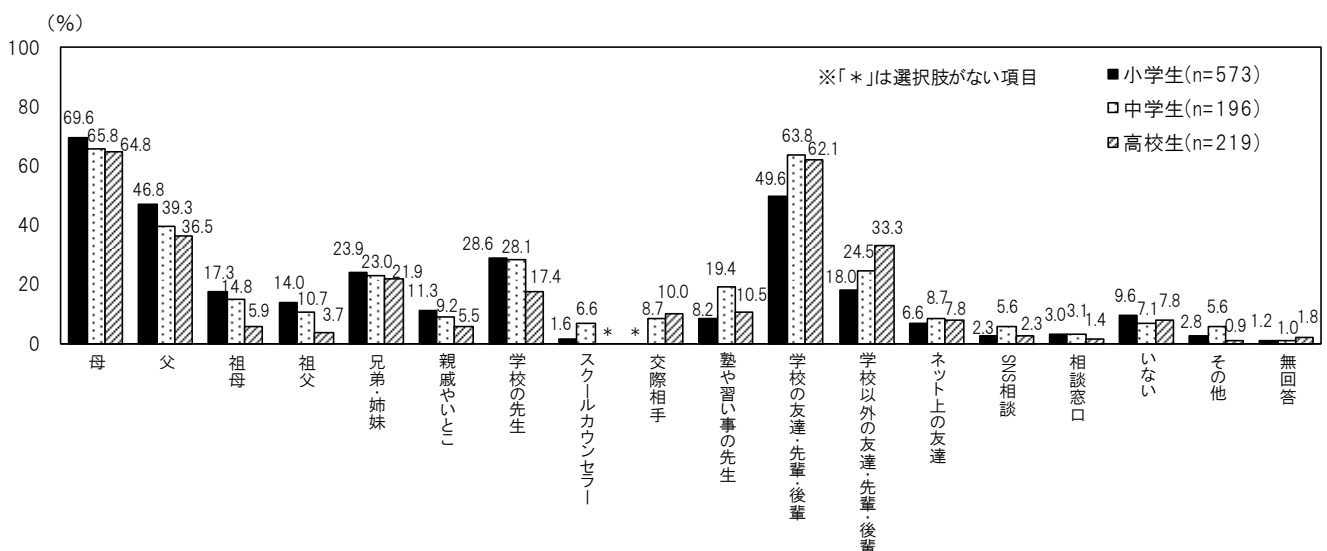
○高校生については、「将来のこと」(26.9%)が最も高く、次いで「勉強のこと」(23.7%)、「顔・からだのこと」(15.1%)の順になっています。



悩みや心配事がある時の相談先

○小学生、中学生、高校生ともに傾向はほぼ同様で、「母」「学校の友達・先輩・後輩」「父」の順に回答が多くなっています。

○「母」「父」「祖母」「祖父」などの親族は、学年が上がると割合が低くなっていきますが、「学校の友達・先輩・後輩」や「学校以外の友達・先輩・後輩」は中学生以上になると割合が高くなっています。



朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書【概要版】 令和7年 月

発行 朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1-7-1

TEL 048-463-2697

FAX 048-463-0524

令和 6 年度実施 朝霞市男女平等に関する事業所アンケート結果報告書《概要版》

調査の目的

この調査は、「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」(令和8(2026)年度から令和 17(2035)年度までの計画)の策定や、今後の取組に向けた重要な基礎資料とするために実施したものです。

調査の概要

■調査対象:10 人以上の従業員がいる市内事業所 150 社を無作為抽出

■調査方法:郵送による配布、郵送による回収及び WEB による回答

■調査期間:令和6年8月23日(金)～10月4日(金)

■回収数(率):38 票[有効票 38 票・白票 0 票](有効回答率 25.3%)

・図表中の(n=*)は集計母数を表しています。

・回答の比率(%)は、各設問の回答者数を母数として算出しているため、複数回答の設問については、選択肢ごとの比率を合計すると 100%を超えることがあります。

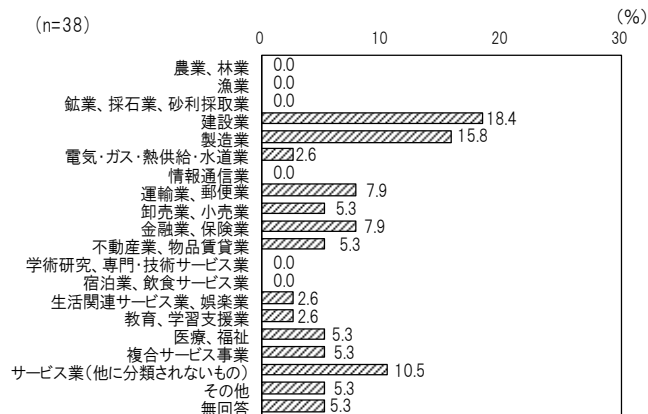
・従業員規模別の定義…「20 人未満」…従業員数 20 人未満の企業 「20 人以上」…従業員数 20 人以上の企業

回答者の属性

従業員数

主たる業種

◆「建設業」が 18.4%で最も多く、次いで「製造業」(15.8%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(10.5%)、「運輸業、郵便業」及び「金融業、保険業」(7.9%)などの業種の回答がありました。



◆回答企業全体の合計の性別構成をみると、男性が 61.4%、女性が 38.6%となっています。

◆雇用形態別に従業員の性別構成をみると、正社員は男性が 67.6%、女性が 32.4%で男性の方が多数を占めています。正社員以外(パート・アルバイト、嘱託職員など)は男性が 48.0%、女性が 52.0%で女性の方が多数を占めています。

[上段:人数、 下段()内:性別構成比]	男性	女性	総数
正社員	590人 (67.6%)	283人 (32.4%)	873人 (100.0%)
正社員以外 (パート・アルバイト、嘱託職員など)	195人 (48.0%)	211人 (52.0%)	406人 (100.0%)
合計	785人 (61.4%)	494人 (38.6%)	1,279人 (100.0%)

管理職男女比

女性の管理職の数・割合

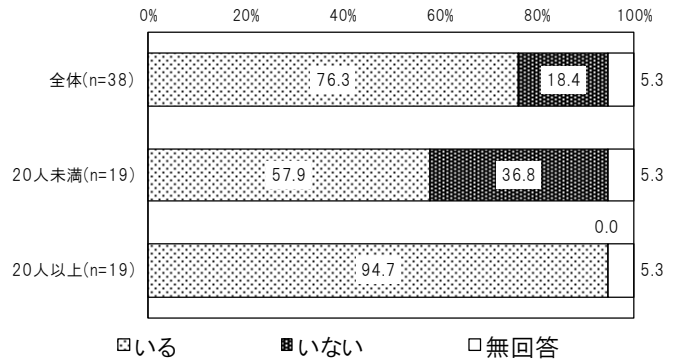
◆会社役員も含めた管理職合計をみると、女性の割合は 21.7%となっています。会社役員及び係長相当職に占める女性の割合は3割弱となっていますが、課長・部長相当職は 9.1%にとどまっています。

管理職	登用状況	管理職数	
		うち女性	(女性割合)
会社役員		104人	27人 26.0%
課長・部長相当職		121人	11人 9.1%
係長相当職		143人	42人 29.4%
合計(全体)		368人	80人 21.7%

募集方法

従業員募集における男女の機会均等について

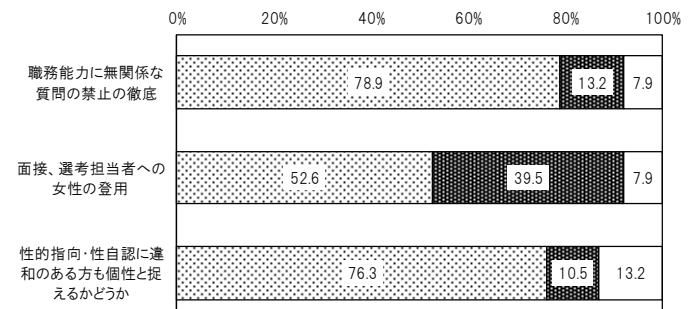
- ◆従業員の募集において、男女の機会均等が図られて「いる」事業所は 76.3%と高い割合となっています。
- ◆20 人未満の事業所では、男女の機会均等が図られて「いる」が 57.9%となっています。20 人以上の企業においては「いる」は 94.7%で、20 人未満の企業を 36.8 ポイント上回っています。



選考状況

面接時における配慮の徹底について

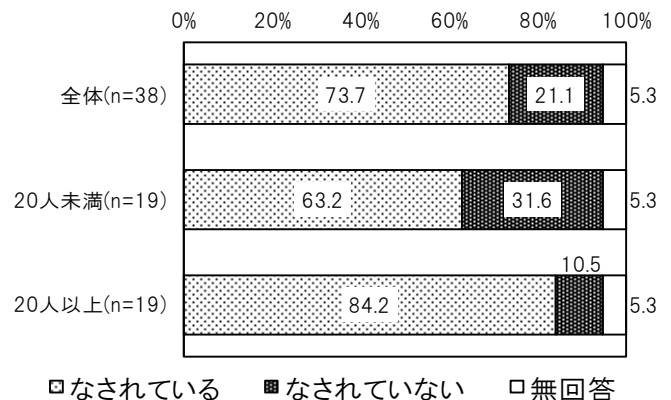
- ◆面接時における職務能力に無関係な質問の禁止の徹底について、徹底して「いる」が 78.9%と高い割合となっており、「いない」(13.2%)との差は 65.7 ポイントとなっています。
- ◆面接、選考担当者への女性の登用について、女性を登用して「いる」が 52.6%と約半数を占めており、「いない」(39.5%)を 13.1 ポイント上回っています。
- ◆性的指向・性自認に違和があることを個性として捉えるかどうかについて、個性として捉えて「いる」が 76.3%と高い割合を占めています。「いない」(10.5%)との差は 65.8 ポイントです。



育成

男女双方への研修の案内・実施

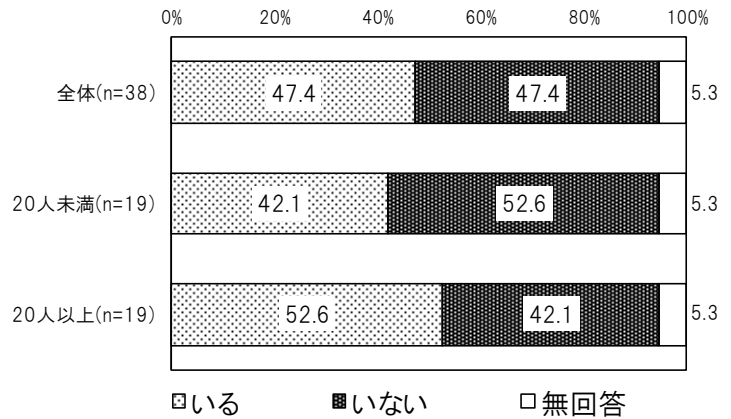
- ◆男女双方への研修の案内・実施については、「なされている」が 73.7%となっており、「なされていない」(21.1%)を 52.6 ポイント上回っています。
- ◆従業員数 20 人未満の企業では「なされている」が 63.2%となっています。一方、従業員数20人以上の企業では「なされている」が 84.2%と、従業員数20人未満の企業を 21.0 ポイント上回っています。



育児休業制度について

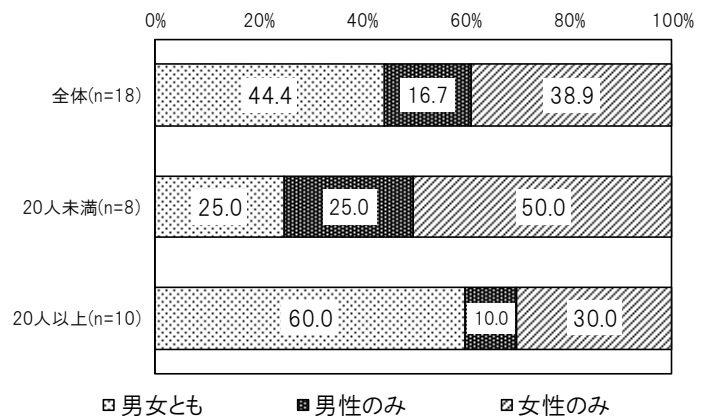
育児休業制度を活用している従業員の有無

- ◆育児休業制度を活用している従業員の有無については、「いる」と「いない」が47.4%で同率となっています。
- ◆従業員数20人以上の企業では「いる」が52.6%で過半数、従業員数20人未満の企業では「いない」が52.6%で過半数となっています。



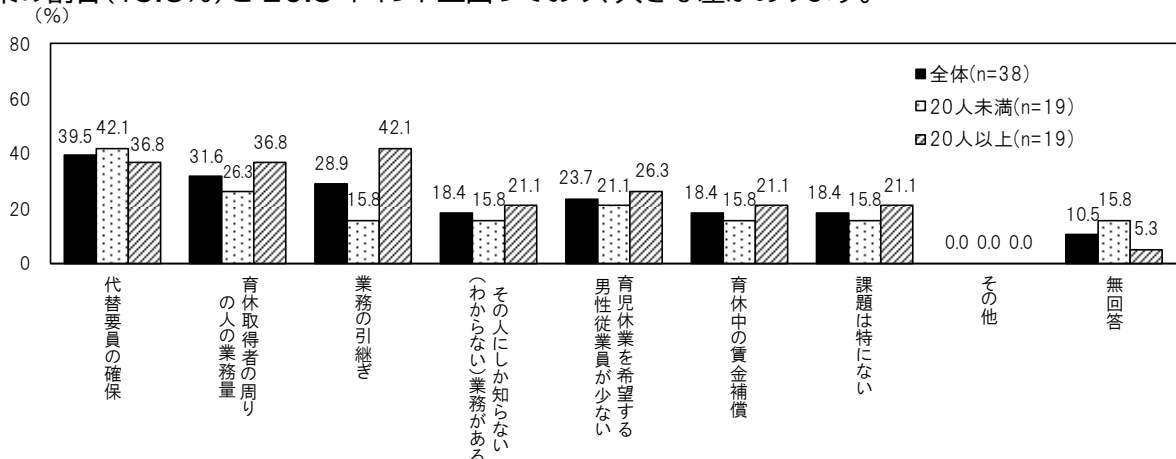
育児休業制度を活用している従業員の性別

- ◆育児休業制度を活用している従業員の性別については、「男女とも」が44.4%、「女性のみ」が38.9%、「男性のみ」は16.7%となっています。男性が育児休業制度を利用した企業の割合は、「男女とも」と「男性のみ」を合わせて61.1%となります。
- ◆従業員数20人以上の企業では「男女とも」が60.0%で過半数を占めています。「男性のみ」も合わせると、男性が育児休業制度を利用した企業の割合は70.0%となります。
- ◆従業員数20人未満の企業では「女性のみ」が50.0%で、男性が育児休業制度を利用した企業の割合は50.0%となります。



男性の育児休業取得に関する課題

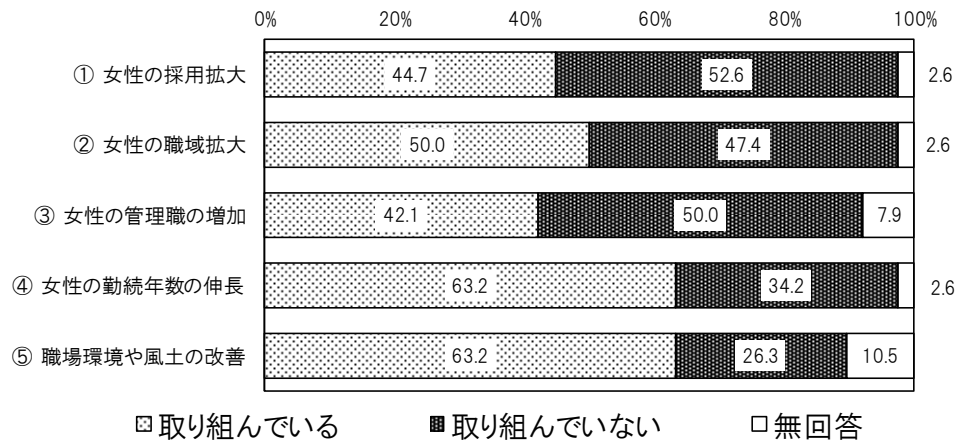
- ◆男性の育児休業取得に関する課題については、「代替要員の確保」が39.5%、次いで「育休取得者の周りの人の業務量」(31.6%)と「業務の引継ぎ」(28.9%)が上位となります。
- ◆従業員数20人未満の企業では「代替要員の確保」が最も多く42.1%、次いで「育休取得者の周りの人の業務量」(26.3%)、「育児休業を希望する男性従業員が少ない」(21.1%)となっています。
- ◆従業員数20人以上の企業では「業務の引継ぎ」が42.1%と最も多く、「代替要員の確保」と「育休取得者の周りの人の業務量」が同率で36.8%となっています。「業務の引継ぎ」については、従業員数20人未満の企業の割合(15.8%)を26.3ポイント上回っており、大きな差があります。



ポジティブ・アクション

ポジティブ・アクションへの取組

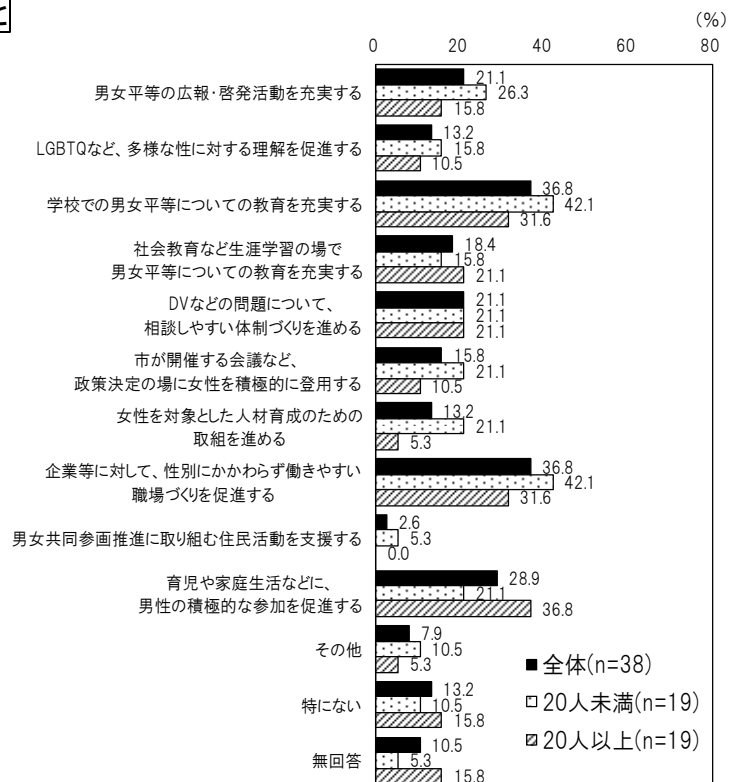
- ◆「④女性の勤続年数の伸長」と「⑤職場環境や風土の改善」は、それぞれ 63.2%と過半数の企業が取り組んでいます。
- ◆「③女性の管理職の増加」については「取り組んでいる」が 42.1%で、他の項目と比較してやや低い割合となっています。



推進すべき施策

男女平等を進めるために行政が力を入れるべきこと

- ◆「学校での男女平等についての教育を充実する」と「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」がともに 36.8%で最も高く、次いで「育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する」が 28.9%となっています。
- ◆従業員数20人未満の企業では全体の傾向と同じく「学校での男女平等についての教育を充実する」と「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」がともに 42.1%で最も高くなっています。
- ◆従業員数20人以上の企業では「育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する」が最も高く 36.8%となっています。



朝霞市男女平等に関する事業所アンケート結果報告書【概要版】 令和7年 月

発行 朝霞市女性センター(それいゆばらざ)

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1-7-1

TEL 048-463-2697

FAX 048-463-0524